

博士論文

インドにおける公益訴訟

—開発と発展における裁判所の新たな役割—

Public Interest Litigation in India
- New roles of the Court in the development and the growth -

横浜国立大学大学院

国際社会科学研究所

伊藤 美穂子

Mihoko Ito

2008年9月

論文要旨

専攻 国際開発	氏名 伊藤 美穂子
論文題名	インドにおける公益訴訟 —開発と発展における裁判所の新たな役割—

<論文全体の要旨>

1. 公益訴訟の定義

1970年代半ばに、インド最高裁判所が主導でインド憲法32条をもとに、判例によって創設された訴訟類型である。その殆どが憲法訴訟である。その内容は、あくまでも公共利益(Public Interest)が問題とされなければならない、私的なもの政治的なもの、個人の名声を得るためのものであってはならないとされている。

2. 公益訴訟の特徴

被害を直接に受けた当事者に限らず、第三者であっても、公益を追求する精神を持ち、かつ善意に基づいて行動していると裁判所が認めるならば、原告となりうる。創設当初は、貧しい人々や社会的経済的弱者のための社会活動が主流だった。訴えの形式が簡略化されており、正式な訴状によらなくても裁判を開始できる。しかし、証拠が不十分な状態で訴訟が提起されることが多いため、その場合は、裁判所が委員や法廷の友を任命して、証拠収集にあたらせる。対審構造を避け、原告と被告の協働作業で審理を進める。裁判所は、行政府に対して、立法の実行を明示、命令や指令を下し、その実施を監視する。命令が実行されない場合は、新たな命令を下すこともあるが、関係行政部署の長を裁判所侮辱で罰することもある。また法律が存在しない場合は、ガイドラインを制定する。

3. 公益訴訟の意義

公益訴訟判例によって、インド社会の多種多様な問題やその様相を知ることができる。司法改革を掲げる発展途上国の民主化に、何らかの視座を与えうると思われる。

4. 本稿の目的と核心

本稿は、インドの多元性理解の一端とするために、公益訴訟の性質と意義の究明を試みた。このことを通して、インドの開発と社会の発展の中で、裁判所の役割が変化したことを明らかにした。

<各章の要旨>

第一章は、「公益訴訟の誕生とその背景、および形成」として、第一節にて、誕生の背景を描いた。1922年から1930年の間に、インド憲法の基本的枠組、独立インドを支える思想、インド立憲政治の土台が形成されたといわれているが、その根本となる思想は、独立インドが基本的権利と社会正義、経済的正義を国民に保障しなければならないというものである。続いて、インド憲法における基本的権利の保障と司法権の位置づけを検討した。インド憲法は、社会権規定を「国家政策の基本原則」として、裁判規範性を持つ基本的権利規定を分けて規定し、そして、司法権を基本的権利の保護者と位置づけ、司法権に強力な権限を与えている。

しかし、独立後、司法権は、国民の権利保障のために機能せず、特に、1975年から77年の国家非常事態体制で反体制派の人権を守れなかったことから、裁判所に対する信頼は地に落ちた。最高裁は威信回復のために、法律扶助運動に関わりのあったアイヤール判事とバグワティ判事によって、貧しい人々にも正義を与えようと新しい憲法学を生み出す動きが始まった。1978年のマネカ・ガンディ事件では、非常事態期の先例を覆して、憲法21条「人身の自由」規定の解釈を拡大する動きも見られ、これらの新しい動きの中で、公益訴訟が誕生したのである。

第二節は、公益訴訟の誕生として、初期のリーディング・ケースを検討した。公益訴訟は貧しい人々への正義をもたらそうと、当事者適格要件の拡大から始まったのである。まず、最初の判例は、ムンバイ労働組合事件(1976)で、アイヤール判事は、ボーナス支払いを突然拒否された労働者たちに代わって提訴した労働組合に、当事者適格要件を認めた。初期の方向性は、労働者、囚人、環境の3類型に分けられる。第1の流れは、囚人の権利に関する事例で、21条をもとに迅速な裁判を受ける権利を認めた。また、最高裁は憲法32条の人身保護令状の範囲を拡大して、第三者からの手紙を令状請求訴訟として認めた。次に、第2の流れは、環境に関する事例で、被告地方自治体に街の汚物の除去を命じ、「実施」概念を明らかにした。そして、第3の流れは、労働者の権利に関する事例で、長官も理解を示し、労働組合の原告適格要件を認めた。

第二章は、公益訴訟を、制度としての確立という視点から検討した。第一節は、手続面から見た確立の過程を明らかにした。グプタ事件(1982)にて「司法の独立」という公共の利益の存在を根拠に当事者適格を認められたように、憲法32条の解釈が深まり、当事者適格要件緩和の確立が見られた。続いて、弱者救済判例でも進展が見られた。アジア大会建設事件(1982)は、公益訴訟の概念を明確にした。隷属的労働者解放戦線事件(1984)は、さらに憲法32条の解釈を深め、対審構造の否定、証拠収集の委員会の任命、命令制定など公益訴訟の手続を確立した。

第二節は、環境判例を取り上げたが、それは、環境判例の展開が質的にも量的にももつとも際立っていると同時に、インドの環境問題はインド独特の問題性も帯びているからである。インド憲法は環境権について、インド憲法の環境権規定は裁判規範性をもた

ないので、21条「生命」に環境権を読み、基本的権利とした。このようにして、32条の令状請求訴訟による救済を可能にした。

1986年のシリラム・ガス流出事故事件は、シリラム食品・農薬工場から有毒ガスが流出し、死亡者も出る大惨事となった事件に関する一連の訴訟である。原告は工場の再開に反対し、憲法32条「令状請求権」に基づいて提訴した。最高裁は、工場の一時的な再開を認めた。また、21条生命権に基づく原告の損害賠償の訴えに対して、32条令状請求訴訟で損害賠償を認めたが、これは例外的な場合であると述べた。不法行為法に関して、「絶対責任の原則」という厳しい基準を示した。この判決の意義は、最高裁は経済よりも環境権の擁護者として、32条の裁判管轄権の行使を正当化したこと、初めて32条によって損害賠償を認めたこと、イギリス法の先例からインド不法行為法を解放したことだといわれている。

第三節は、セクシュアル・ハラスメントを題材に、公益訴訟がインドにどのような影響を与えたかについて検討した。まず、インド憲法と女性の地位を検討した。独立運動、憲法制定議会においても女性の地位向上のための運動が起こった。インド憲法は、性差別に関して、15条で性別による差別を禁止し、公務就任の機会平等、職業選択の自由においても性差別を禁止し、また、国家の政策目標として、母性保護規定、賃金、弱者層の経済的地位向上を規定したのであった。

次に、リーディング・ケースであるヴィンヤカ判決を検討した。村々を巡回していた女性のソーシャル・ワーカーが勤務中に強姦されたことを契機に、複数の女性団体が団結して州政府を相手取って提訴した。最高裁は、州政府の不作为を違憲とした。そして、憲法の平等権と自由権に基づいてセクシュアル・ハラスメントを禁止し、法律の代わりとなるガイドラインを策定した。ヴィンヤカ判決の意義は、最高裁は初めてセクシュアル・ハラスメントを基本的権利侵害として認め、ガイドラインを制定したこと、そしてその中で使用者責任を明確にしたことである。続いて、インドにおけるセクシュアル・ハラスメント問題の更なる理解のため、エンパワーメント政策とセクシュアル・ハラスメントの防止の意義を検討した。ヴィンヤカ事件判決は、ガイドライン機能の成功例であり、インドにおけるセクシュアル・ハラスメント法理に飛躍的な発展をもたらすとともに、問題点も露呈した。

第三章は、公益訴訟の発展と展開を、環境判例とセクシュアル・ハラスメント判例を題材に検討した。第一節は、1980年代後半以降の傾向を検討し、判例の蓄積とともに環境権の内容は深まっていったことを示した。最高裁は、被告の行為が悪意によらなければ裁判所は介入できないと述べて、司法審査の範囲を限定した。続いて、1990年代の傾向としては、インド環境法が急展開を見せたことがあげられる。タミル・ナドゥ州水質汚染事件(1996)は、工場に廃液処理設備の設置、損害賠償の支払い等を命じた。21条生命権に国際法上の原則である「予防原則」と「原因者負担の原則」を認めた。要約すると、憲法21条、48A条と51A条を根拠に環境権を認めるパターンが定着した。ま

た、公益訴訟の問題点の一つである裁判所の仕事量の増大に関して、訴えを認める範囲が限定されたことに意義がある。

第二節は、セクシュアル・ハラスメント判例であるアパレル輸出促進協会事件を題材に、ヴィシヤカ事件判決で制定されたガイドラインの果たした役割、および公益訴訟の問題点を明らかにした。女子従業員 X が上司（本件被告）から性的な嫌がらせを受けたかどうか、高裁が本件被告に下した命令の適否が争われた。最高裁は、ガイドラインをもとにセクシュアル・ハラスメントを再定義し、被告の行為がそれに該当するとし、高裁の判決をすべて覆した。本判決は、裁判所のガイドラインが機能していることを示す一例であるが、ガイドラインの定義を用いてセクシュアル・ハラスメントの存在が認められたという意義がある。しかし、ガイドラインそのものは、三権分立の観点からは立法権の侵犯であるとの指摘を受けている。また、セクシュアル・ハラスメント問題はなかなか進展しないという指摘がなされており、ガイドラインの実施までも裁判所が強制することはできないという指摘されている。

第四章は、公益訴訟の可能性と限界を明らかにするため、公益訴訟が「人身の自由」を規定する憲法 21 条の「生命権」をもとに発展したことに着目して、第一節で、インド憲法 21 条「生命権」に関連した公益訴訟判例の展開を検討した。「生命権」を軸にして公益訴訟判例をその内容別に整理してみると、以下の 3 つの流れに大別される。第 1 に、公益訴訟の源流として、囚人の人権の展開を整理した。第 2 として、女性、子ども、労働者といった弱者に関する判例の展開を整理した。第 3 に、憲法に記載されていない権利を扱った判例の展開を整理した。小括すると、第 1 の流れと第 2 の流れの上に、第 3 の流れが生じ、これが現在の公益訴訟の骨格である。公益訴訟の展開に比例して「生命権」の内容が広がった。裁判所の公益訴訟の創設と発展は、インド最高裁が生命権実現のための過程であったともいえよう。

第二節は、生命権実現に向けて、公益訴訟による司法権の役割の変化として、インドでは「司法積極主義」と表現される裁判所の新しい役割について検討した。裁判官の役割については、裁判官がインド社会と政体を蝕む社会の病根を癒してくれるという社会の期待と裁判所だけが公的利益の擁護に適しているという概念が、裁判所に重荷を科していることを明らかにした。続いて、公益訴訟の法創造機能の限界について検討した。憲法は裁判所にガイドライン制定機能を与えているが、公益訴訟は、立法府による法律とは異なって、限られた人々の声を反映したものである上に、国民が廃案にすることができないところに限界があることを明らかにした。司法権の政策形成機能と司法積極主義、およびその限界として、憲法は裁判所に、行政に対して命令を下す権限を与えている。行政の怠慢のため、裁判所は公益訴訟によって行政の仕事まで負うことになってしまったが、命令の実行性には限界があり、裁判所が行政に介入するべき程度が問題となることを示した。本節では、公益訴訟の創造的な救済方法は司法権が内包する限界と衝突するので、裁判官の裁量をいかに基準化かつ限定化するかが課題であることを示した。

博士論文『インドにおける公益訴訟』
—開発と発展における裁判所の新たな役割—

伊藤 美穂子

<目次>

はじめに	・・・1
第一章 公益訴訟の誕生とその背景、および形成	・・・10
第一節 公益訴訟誕生の背景	
1. 独立とインド憲法制定	
2. インド憲法における人権規定と司法権の位置づけ	
3. 機能せぬ最高裁	
4. 最高裁の変貌と新しい憲法学	
第二節 公益訴訟誕生と形成	・・・15
1. 最初の判例—ムンバイ労働組合事件	
2. 囚人の権利に関する判例	
3. 環境に関する判例	
4. 労働者の権利に関する判例	
5. 小括	
第二章 公益訴訟の制度としての確立	・・・25
第一節 手続面から見た確立の過程	
1. 当事者適格要件の緩和	
2. 弱者救済の発展	
3. 小括	
第二節 環境権の確立と公益訴訟	・・・33
1. インドの環境問題と環境訴訟を取り巻く状況	
2. インド憲法と環境権	
(1) 環境権規定と基本的権利	
(2) シリラム・ガス流出事故事件までの公益訴訟における環境判例の経過	
(3) 小括	
3. シリラム・ガス流出事故事件 (<i>M.C.Mehta v. Union of India</i>)	
(1) 事件の経過と争点	
(2) 判決	

(3) 検討	
第三節 セクシュアル・ハラスメント、性差別の禁止と公益訴訟	・・・45
1. インド憲法とインドにおける性差別	
(1) インドにおける女性の地位	
(2) インド憲法と性差別	
2. ヴィシヤカ事件判決の検討	
(1) 事実と争点	
(2) 判旨	
3. 女性エンパワーメント政策とセクシュアル・ハラスメント防 止	
4. 小括	
第三章 公益訴訟の発展と展開	・・・56
第一節 環境判例展開と公益訴訟	
1. 1980年代後半の展開	
2. 1990年代以降の展開	
3. 小括	
第二節 セクシュアル・ハラスメントと公益訴訟	・・・64
1. アパレル貿易促進協会事件	
(1) 事実の概要	
(2) 判決内容	
2. 小括	
第四章 公益訴訟の可能性と限界	・・・69
第一節 21条「生命権」に関連した判例の展開	
1. 公益訴訟の源流—囚人の人権の展開	
2. 労働者、女性、子どもなど社会的経済的弱者の権利を回復さ せる判例の展開	
3. 憲法に記載されていない権利を扱った判例の展開	
4. 小括	
第二節 生命権実現に向けて—公益訴訟による司法権の役割	・・・83
1. 裁判官の役割の変化	
2. 公益訴訟の立法創造機能の限界	
3. 司法権の政策形成機能と司法積極主義、およびその限界	
4. 小括—公益訴訟の評価と今後の課題	

おわりに

・・・93

- 付属資料 1 判例テーマ別分類表・アルファベット順
- 付属資料 2 ヴィンヤカ判決ガイドライン
- 付属資料 3 2000年セクシュアル・ハラスメント防止法案

はじめに

1. インド公益訴訟研究の意義

インドは、1947年のイギリスからの独立以来、発展途上国でありながらも、アジア・アフリカ第3世界においては影響力の強いリーダー的な存在であり続けてきた。そして近年、日印関係の強まりと共に、日本でもインドに対する関心が高まってきている。わが国における従来のインド研究といえば、古代史、仏教、カースト制度、議会制民主主義といった分野が主流であった¹。しかし、先進国入りに向かって、日々、躍動する現代のインドを捉えるには、これら既存の研究だけでは不十分である感が否めない。

周知のとおり、インドは世界最大の議会制民主主義国家であり、その政体は権力分立を内包した共和制なのであるが、言うまでもなく、裁判所によって憲法に基づく人権保障がなされている。インドは英米法系に属し、宗主国イギリスの司法制度を採用しているが、1950年に施行されたインド憲法は、成文憲法であり、司法権に違憲立法審査権を与え、自由権的権利と社会権的権利を区別して規定している。日本では知られていないが、実際、インドは巨大な法曹人口を抱える訴訟社会なのである。その中でも憲法訴訟の一種である公益訴訟(Public Interest Litigation)は、インドの人権保障において重要な役割を果たしてきている²。

公益訴訟は当初、インド憲法の保障する基本的権利を、特に弱者について、公権力から守るべく設立された。しかし近年、貧困、不平等、搾取といった発展途上国だけが抱える問題にとどまらず、現代社会が一般的かつ普遍的に抱える問題の解決に一定の成果を上げてきており、人権保障のあらゆる側面でその重要性をますます高めている。また、この制度はインドだけにとどまらず、マレーシアやパキスタン、ネパールなどに輸出されていると評する論者もいる³。

¹ インド研究については、山崎元一『インド社会と新仏教—アンベードカルの人と思想』刀水書房(1979)、辛島昇編『インド入門』東京大学出版会(1977)、荒松雄『現代インドの社会と政治—その歴史的考察』中央公論社(1992)、小谷汪之『不可触民とカースト制度の歴史』明石書店(1996)などがある。

² 先行研究には、「社会活動訴訟」という呼称を使ったものが多く見られるが、現在インドでは一般的に”Public Interest Litigation”(公益訴訟)と呼ばれているので、本稿は「公益訴訟」という名称を用いることにする。確かに、公益訴訟は、その初期である1980年代の前半までは、児童労働・隷属的労働者の解放、刑務所の改善といった社会活動に関するものが主流であったこと、またアメリカの公共訴訟と区別することを理由に、社会活動訴訟(Social Action Litigation)と呼ぼうとする動きが見られた。しかし、その後、1990年代から現在に至るまで、判例のテーマが、環境問題、政治汚職といった公益全般にかかわるものへと拡大したので、現在インドでは公益訴訟と呼ばれるようになったのである。また、公益訴訟は、高等裁判所レベルでも活発に行われているが、本稿では、最高裁判所の事例のみを扱うことにする。その理由は、公益訴訟の件数は膨大なので、すべての事例を扱うことは筆者の能力をはるかに超える大掛かりな作業となること、そして本研究のために入手した資料・情報の大半が最高裁判所に関するものであったことにある。

³ Gopal Sri Ram, “Current Trends in Malaysian Public Law,” *Malaysia Law Journal*. 2003年8月20日に公表されたものであるが、掲載号および年は不明である。

この訴訟形態を研究することには、インドの多元性理解にとって意義があるといえよう。公益訴訟判例が扱うテーマは、隷属的労働者の解放といったインド的な問題や、貧困、差別、囚人の人権といった発展途上国の問題にとどまらず、政治腐敗、環境問題といった一般的な社会問題まで多岐に亘っている。その上、訴訟を通して国民の生活が明らかになることから、まさに、現代のインドを捉える上で、公益訴訟は生きた事例の宝庫であると言っても過言ではないだろう。日本には伝わらないインドの実情を知る上でも、公益訴訟を見過ごすことはできない。公益訴訟はインド社会の縮図であるといえよう。

また、公益訴訟の性質を理解することには、開発独裁以降の発展途上国の開発のあり方に視座を与える意義がある。というのは、近年のアジア諸国では、開発独裁が崩れ、民主化が進められており、これらの国家にとって、市場化の流れの中、司法制度改革が掲げられ、司法府の役割がますます重要になってきているからである。

また、日本において、今、公益訴訟を紹介することにも、日本における社会権的生存権の救済のあり方に対して、何らかの視座を与えるという意味もあるのかもしれない。公益訴訟は、もともと設立当初は「社会活動訴訟」とも呼ばれ、政治的にも経済的にも弱い立場に置かれている貧しい大衆やマイノリティーに正義を与えることが主なテーマであったからである。

<http://www.mlj.com.my/free/articles/gopalsriram2.htm> から引用した。インド公益訴訟と全く同一のものが各国で展開されているとまで断言できないにしても、周辺国に影響を与えているとの見方をすることは差し支えないと思われる。

2. 公益訴訟とは—インドの司法制度と憲法 32 条令状請求訴訟

	CIVIL	CRIMINAL
Higher Judiciary	Supreme Court	Supreme Court
	High Court	High Court
Subordinate Judiciary	District Judge	Sessions Judge
	Civil Judge (Sr)/ Subordinate Judges	Assistant Sessions Judge/CJM/ACJM/CMM
	Civil Judge (Jr)/ Munsifs	Judicial Magistrate

出典：NATIONAL JUDICIAL INFRASTRUCTURE PLAN.

“Strengthening Judicial Infrastructure for Timely, Consistent and User Friendly Justice Delivery,” Draft Nov. 10, 2006, at 35.

公益訴訟について説明する前に、まず、インドの司法制度について説明する。最高裁（以下、「最高裁」と略記する）を頂点とし、その下に、21 の高等裁判所（以下、「高裁」と略記する）がある。高裁は、最高裁に従属せず、裁判管轄権は、高裁の方が最高裁のそれよりも広い（憲法 226、227 条）⁴。高裁は、すべての下位裁判所を統括するが、最高裁にはそのような権限はない（憲法 227 条）⁵。

高裁および下級裁判所については、憲法第 6 編州の第 5 章にて高等裁判所について、

⁴ 憲法 226 条は、高等裁判所の一定の令状発給権として、第 1 項で「32 条の文言に関わらず、すべての高等裁判所は、その裁判管轄権を行使する領域全域において、何人またはいかなる機関に対しても、適正な事例においては、政府も含めて、その領域内で、命令、指令、令状（人身保護令状、職務執行令状、禁止令状、権限開示令状、事件移送命令）、またはそれらのうちのいずれをも、第三編に記載された権利を実施するため、及び、その他の目的のために、発行する権限を有す」と規定し、第 2 項では、「第 1 項で示された権限は、訴訟がこのような権限行使のために生じた領域において、政府および機関の中心地、または個人の居所がその領域内に存在しなくても、すべての高等裁判所によって行使されてもよい」と規定する。憲法 32 条が最高裁判所の裁判管轄権の行使を、基本的権利の実施に限定しているのに対して、226 条は、高等裁判所のそれを、基本的権利の実施のみに限定していない。

⁵ 227 条は、高等裁判所によるすべての下級裁判所への監督権として、第 1 項で、「すべてのその管轄権を行使する領域全域において、すべての下級裁判所および審判所への監督権を有する」と規定する。

第 6 章にて下級裁判所について規定されている(214 条から 237 条)。民事裁判官および民事裁判所のヒエラルキーは、上から、最高裁、高裁、地方裁判官、民事裁判官(上級)、下級裁判官、民事裁判官(下級)、下級判事、ムンスィフとなる。また、刑事裁判官および刑事裁判所のヒエラルキーは、上から、最高裁、高裁、セッションズ裁判官、セッションズ裁判官補、下位裁判所裁判官となる。民事、刑事両方において、それぞれの裁判所は、強い弁護士団を擁し、独立しているとされている⁶。

最高裁の権限については、インド憲法第五編「連邦」の第四章「連邦司法」にて規定されている。最高裁は、高裁以下すべての裁判所および裁判官の頂点に位置する。最高裁判所の所在(130 条)は、デリーである。最高裁判所は、政府と州の紛争、州同士の紛争に関しては、他の裁判所を排して第一審管轄権を有する(131 条)。また、最高裁が宣言した法令(law)は、すべての裁判所を拘束する(141 条)。その他に、一定の事件に関する高等裁判所の裁判に対する最高裁判所の上告裁判権(132 条)、民事事件に関する高等裁判所の裁判に対する最高裁判所の上告裁判権(133 条)、刑事事件に関する最高裁判所の上告裁判権(134 条)、既存の法律に基づいて連邦裁判所が有する管轄権および権限の最高裁判所による行使(135 条)、最高裁判所による上告の特別許可(136 条)、最高裁判所による判決および命令の審査(137 条)、最高裁判所の管轄権の拡大(138 条)、一定の令状作成権の最高裁判所への付与(139 条)、一定の事件の移送(139A 条)、最高裁判所の付随的権限(140 条)といった権限も付与されている。

公益訴訟とは、1970 年代半ばにインド最高裁判所が、令状発給権を規定するインド憲法 32 条をもとに、判例によって創設された憲法訴訟である⁷。その大半が、憲法 32

⁶ 下位裁判所裁判官は、5 年以下の懲役刑で処罰可能な刑事事件を裁く。セッションズ裁判官補と同等の首席下位裁判所裁判官(CJM)は、7 年以下の懲役刑で処罰可能な刑事事件を裁く。地方裁判官とセッションズ裁判官の権限は、対等であるとされている。

<http://indiancourts.nic.in/districtcourt.html> を参考にした。

⁷ 32 条は、「第 3 編によって与えられた基本的人権を実施するための救済」と題して、1 項で、「この編が与える権利の実施を求めて、適切な手続により最高裁判所に提訴する権利が保障される」とし、また 2 項で、「最高裁判所は、命令、指令、または人身保護令状、職務執行令状、禁止令状、権限開示令状、および移送令状の性質を有する令状を含む令状を、この編によって与えられたすべての権利を実施するために適切であろう令状をどれでも発給する権限を有する」と規定している。令状請求訴訟規定は、遡れば、もともとイギリス法のエクイティに由来する。イギリスの大権令状は、公の機関の不正の是正のために国王が発給する令状である。イギリス法については、田中英夫『英米法総論』(1980)576 頁参照。

インド公益訴訟に関する先行研究には、以下の文献がある。インドでの公益訴訟の展開と量の膨大さに比して、わが国における先行研究の量は少ない状況である。安田信之『アジアの法と社会』(1987)、同『開発法学 アジア・ポスト開発国家の法システム』(2005)；稲正樹『インド憲法の研究』(1993)；孝忠延夫「人権の裁判的保障の制度と現実」憲法問題 11 号(2000)2 頁、同『インド憲法とマイノリティ』(2005)；孝忠延夫、浅野宣之『インドの憲法 21 世紀「国民国家」の将来像』(2006)；佐藤創「『現代型訴訟』としてのインド公益訴訟 (I)、アジア経済 42 巻 6 号(2001)2 頁、同「『現代型訴訟』としてのインド公益訴訟 (II) アジア経済 42 巻 7 号(2001)18 頁；拙稿「セクシュアル・ハラスメントと公益訴訟

条または 226 条に基づく令状請求訴訟の形式をとる。憲法 32 条は、基本的権利の侵害に関して、下級審を経ることなく、直接最高裁に提訴することを可能にする規定である。同様に、226 条は、直接高裁に提訴することを可能にする規定である。

インド独立前、インド憲法制定会議において、アンベトカル博士らによる「侵害された権利の救済なくして、保障はありえない」という力強い主張があったので、憲法 32 条に令状請求訴訟が規定された、といわれている⁸。これによって、インド国民は全国どこからでも、最高裁に直接、基本的権利の侵害に対する救済を求めることができることとなった。

公益訴訟のその主だった特徴は、直接の被害を受けた当事者に拘らず、裁判所が公益を追求する精神を持ち(*public-spirited*)、かつ善意を持って(*bona fide*)行動していると認めるならば、第三者も原告となりうる点にある。また、ほとんどの場合、被告は国または州政府、行政の関係部署となっている。また、訴えの形式も正式な訴状に限らず、最高裁または高裁に宛てられた手紙や電報などの通信でも受理されている。但し、訴えの内容は、公益に関するものでなくてはならず、個人的なもの(*Private Interest Litigation*)、政治的なもの(*Political Interest Litigation*)、自らを有名にらしめるためのもの(*Publicity Interest Litigation*)であってはならない。また、第三者の原告適格要件に対しても同様である。公益訴訟では、訴えの形式を簡略化したため、証拠が不十分な状態で訴訟が提起される場合が多い。そのため、裁判所は、委員(*commissioner*)もしくは法廷の友(*amicus curie*)を任命して原告に代わって証拠収集を行うことが多い。判決は、証拠や被告との対審尋問を経て、問題の改善を目指すためのガイドラインや行動計画といった命令や指令という形で下される。裁判所は一旦、命令・指令を下すと被告がそれらを実行しているかどうかを長期間に亘って監視する(*monitoring*)。実行されない場合は、新たな指令を改めて下すこともあるが、被告の故意や怠慢による場合は、関係行政部署の長を裁判所侮辱(*contempt of court*)で罰することもある。このように、公益訴訟は、訴訟手続を革新的に発展させることによって、インド国民の大半を占める貧しい人々が裁判にアクセスすることを可能にした⁹。さらに、救済面においても、権

ーヴィンチャカ判決の検討ー」横浜国際社会科学研究所(2003)31頁、同「インドにおける公益訴訟、その誕生と展開」横浜国際社会科学研究所第10巻第5号(2006)40頁、「インドにおける公益訴訟、その発展と展開ー環境権の確立とその救済手続の発達を中心にー」横浜国際社会科学研究所第11巻第3号(2006)61頁などがある。

⁸ GRANVILLE AUSTIN, *THE INDIAN CONSTITUTION: CORNERSTONE OF A NATION* (1966), at 67. 彼らは、基本的権利救済のために、イギリス法から大権令状の規定と、令状形式をとった命令を採用したという。憲法制定会議については、第一章にて検討する。Austinによれば、インドでは、植民地時代、インド人自身の裁判所も法も持たなかった。そして、裁判所も法も、植民地権力の要求を満たすために作られたものであった。独立の際、それらが憲法のもとで、すべて転換されることとなり、司法部は、最も明確な独立の証の一つと見なされたという。(164頁)

⁹ 独立行政法人労働政策研究・研修機構 <http://www.brics-jp.com/index.html>によると、

利の実質的な保障を確保するために、令状請求訴訟規定の柔軟な解釈により損害賠償も可能にしている。

このようなことが可能になったのは、インド憲法の規定の仕方に理由があると思われる。インド憲法は、前文と 395 の条文、そして 10 の別表 (schedule) からなり、その核心部分は、その人権規定である第 3 編「基本的権利(Fundamental Rights)」と第 4 編「国家政策の指導原則(Directive Principles of State Policy)」である¹⁰。前者は裁判規範性を持つが、プログラム規定的な性格である後者はそれを持たない。インド憲法は、その制定に際して世界各国の憲法の詳細な研究を採り入れている。そして、基本的権利規定は、国家政策の指導原則と並んで、社会革命のための主要な道具(instrument)であるとされている¹¹。基本的権利と国家政策の指導原則の関係については、判例によって、どちらかが優位になることなく均衡していることが旨とされている¹²。

3. インドの状況と公益訴訟

インド社会は、よく知られているように、多種多様な民族、言語、宗教、文化、共同体が存在する多元的社会である。その人口は、11 億にのぼり、中国に続いて世界第 2 位となっている。全人口の 7 割以上が 70 万余の農村に点在し、それぞれの地域および民族が独自の言語を用い、独自の風習の中で暮らしている。このようにインドは、文化的、宗教的、民族的な多様性を有しながらも、インド連邦という一つの民主主義国家としての一体性を維持している。インドは独立以来、45 年以上に亘ってネルーを首班とする国民会議派による一党優位体制を経験してきた。しかし、1970 年代半ばのインディラ・ガンディ政権中の 2 年間の非常事態期を除いては、他のアジア開発途上国のような開発独裁体制や軍事政権を経験することはなかった¹³。

では、なぜ公益訴訟のような特殊な憲法訴訟がインドで発生したのだろうか。まず一つの理由としては、独立以来、司法府は政府・議会が土地改革や社会立法などをめぐって対立関係にあったが、インディラ政権中の非常事態期に起こった人権侵害に対して、当時の最高裁が何ら有効な手立てを打つことができなかったことが挙げられる。このことへの反省と司法権のイメージ挽回のために、最高裁は民衆に開かれた裁判所へと変貌

インドの 1 人あたりの GDP は、622.4 ドル (アメリカの場合、4 万 2090 ドル) である。また、Brics 辞典 <http://www.brics-jp.com/index.html> によると、1 日の収入 1 ドル未満の人々が、全人口の 36%になるという。

¹⁰ NAVEEN SHARMA, *THE RIGHT OF PROPERTY IN INDIA*, at 9 (1990).インド憲法は、はじめ英語で起草され、後にヒンディ語に訳された。

¹¹ AUSTIN, *supra* note 8, at 113.

¹² *Minerva Mills Ltd. v. Union of India*, AIR 1980 SC 1789.

¹³ 玉田芳史・木村幹編『民主化とナショナリズムの現地点』(2006) 149 頁所収、上田知亮「インドにおける民主主義と連立政治」166 頁。「地域、文化、宗教、言語など多次元における多様性こそ、インドに民主主義を浸透させ、実質的民主化を促した根本的要因であった」と指摘している。

を遂げたのである。公益訴訟は、このような流れの中で、最高裁主導で生まれたのであった。

もう一つの理由としては、インドに頑強に根付く貧困、差別といった問題もまた、公益訴訟創設の根底にあったといえよう。植民地支配がインドの文化遺産や資源の激しい収奪を繰り返したことに加えて、貧困、飢饉、債務奴隷、カーストの束縛、無制限な搾取、貧富の差、宗教の争い、階級間の矛盾、民族紛争といったこれらインド社会の構造的な矛盾が、インドの発展を妨げる大きな障害となってきた。

そして、公益訴訟が発展した理由の一つには、現在、インドでは、議会制民主主義の制度疲労と公的生活の倫理低下が指摘されており、政治の汚職事件が多発していることも挙げられよう¹⁴。最高裁は、議会の質的低下と政府の統治能力の低下の間隙について勢力を伸ばしているといわれている¹⁵。

4. インド公益訴訟はインド独自に創設された制度である。

公益訴訟の由来を見るにあたり、公益訴訟は、インドの状況に根ざした問題を解決すべく生まれた、インド的な制度であるといえよう。なぜならば、実際、インド最高裁所属弁護士、インド政府関係者、及び研究者に、インドの公益訴訟は単に英米の公共訴訟を接木したものにすぎないのであるかと問いかけたところ、誰一人として肯定する者はなく、皆一様に「インド公益訴訟は、インド独自のものである」との答えが返ってきたからである¹⁶。また、公益訴訟の中でも重要な 1976 年の判例を見ても、英米の公益訴訟の引用は見られない¹⁷。公益訴訟の出発点は、貧しく無知で裁判からもっとも遠くにいる大衆のための法律扶助運動の流れにある。ゆえに、インド法は英米法の中で説明

¹⁴ 賀来弓月、『インド現代史 独立五〇年を検証する』(1998)47 頁。

権力腐敗はインド各地で存在し、公益訴訟でもいくつかの事例がある。例えば、インドの多数のトップ政治家を巻き込んだジェイン・ハワラ事件（外国為替法違反と汚職）において、最高裁が連邦中央捜査局(CBI)に対して命令を下している。付属資料 1 の 38 頁 51 番を参照。他に、ビハール州が州予算を長年横領していた事件については、付属資料 1 の 38 頁 50 番を参照。

¹⁵ 賀来・前掲注 14、76 頁。

¹⁶ 筆者が 2001 年にインドを訪れた際、公益訴訟の成り立ち、発展、展望について、インド最高裁判所裁判官、弁護士、インド政府職員、国会議員らにインタビューする機会に恵まれた。インドの独自性を主張する理由については、バクシ (P. M. Bakshi) 元インド法律委員会委員は、インド政府の怠慢さが原因で始まったことと公益訴訟のテーマの多種多様さを挙げた。ラオ (P. P. Rao) 上級弁護士 (senior advocate) は、公益訴訟を用いれば、権利が与えられていることさえも知らない無知な大衆に代わって公共精神に富んだ人々が裁判所を動かすことができることを理由に挙げた。ダーバン (Rajeev Dhavan) 上級弁護士は、「仮にもしインドの公益訴訟がアメリカから取り入れたものだとするならば、政策ごと取り入れなければならなかった」という。シングビ (L. M. Singhvi) 国会議員は、公益訴訟が何の特権もない弱者が国民の多数を占めているというインド社会の現実を反映したものであるからだと述べた。

¹⁷ *Mumbai Kamgar Sabha v. Abudulbuhai*, AIR 1976 SC 1455. 第一章にて検討する。

することのできない独特のものであり、公益訴訟はイギリスやアメリカの公共訴訟(Public Law Litigation)を参考にしたものとはいえないと考えられる¹⁸。というのは、イギリス、アメリカ公共訴訟とインド公益訴訟は、その概念や成立の背景が全く異なったものであり、発展と展開においても、異なる道を辿っていったことから、英米法系に属するというその表象的な特徴のみをもって、単純に英米の制度から類推できないと考えられるべきだからである¹⁹。

5. 本稿の目的と構成

本稿の目的は、インド理解の促進のために、このような公益訴訟の性質と意義を明らかにすることにある。

そこで、本稿は以下の構成をとる。まず、第一章「公益訴訟の誕生とその背景、および形成」では、第一節では、インド(独立)憲法施行から公益訴訟が生まれるまでの議会・政府・裁判所の関係の変化の中で、インド社会がいかにして公益訴訟を必要とするようになったか、また、最高裁はそのような社会のニーズに応じるために判例上どのような法理を展開したかを検討する。第二節では、1980年代前半までの主要判例を年代順に辿り、弱者の人権救済のために最高裁判所がどのように法技術を発展させ、公益訴

¹⁸公益訴訟を初めて日本に紹介した1987年の安田信之『アジアの法と社会』は、第三章に「社会活動訴訟」と題した章を設け、その中で、「その名が一般的には公益訴訟と称されるが1970年代末からインド最高裁判所のバグワティ前長官らの努力によって、アメリカの制度とはまったく異なったものとして根付きつつある」と述べている。公益訴訟の生成に関しては、本稿第一章にて検討する。

¹⁹イギリスでは、インド公益訴訟に先駆けて、1970年代の一時期、行政訴訟においてデニング卿による当事者適格の緩和が見られた。しかし、その一時期を過ぎた後は目立った動きは特に見られない。

アメリカ公共訴訟に関して、Abram Chayes, “The Role of the Judge in Public Law Litigation,” 89 HARV. L. REV. 1281(1976); “The Supreme Court 1981 Term Forward: Public Law Litigation and the Burger Court,” 96 HARV. L. REV. 4 (1982)参照。1976年の論文でシェイズ(Abram Chayes)は、公共訴訟は、1875年以降、立法機能が増大したことから生まれたと述べている。1980年代に入り、公的唱道グループや公益ロー・ファームは、政府からの財政援助と民間財団からの寄付が激減し、資金集めに苦勞するようになったという。それに伴って、公共訴訟は衰退を始めたという。

公共訴訟に関する先行研究には、マイケル・K・キング(和田英夫・紙谷雅子共訳「アメリカ司法制度の新展開—新しいいわゆる『公共的訴訟』(Public Law Litigation)」ジュリスト721号(1980)34頁、和田英夫「公共的利益と公共的訴訟(1)—公共的利益をめぐる訴訟制度と裁判官の役割—」法律論叢56巻1・2号(1983)29頁、小林秀之「アメリカの現代型訴訟とその意義」判例タイムズ503号(1983)11頁、同「アメリカの現代型訴訟における救済形成の特異性」判例時報1136号(1984)164頁、藤倉皓一郎「アメリカにおける公共訴訟の一原型—人種別学解消訴訟における救済の範囲—」『法学協会百周年記念論文集』第一巻(1983)257頁、大沢秀介「公共訴訟をめぐる若干の考察」法学研究53巻7号(1980)28頁、同『現代型訴訟の日米比較』(1988)、同「公共的価値と司法審査」法学研究62巻6号(1989)17頁、同「公共訴訟としての憲法訴訟」法律時報65巻11号(1993)49頁などがある。

訟の輪郭を形成したかを検討する。

第二章「公益訴訟の制度としての確立」では、まず第一節で、手続面から見た確立の過程、第二節では環境権の確立と公益訴訟で、発展がもっとも顕著な環境判例のリーディング・ケースを取り上げて、いかにして環境権が基本的権利として確立されたかを検討する。第三節で、セクシュアル・ハラスメント判例のリーディング・ケースを取り上げて、性差別が憲法 21 条「生命権」を根拠として禁止された事例を検討する。

第三章は、「公益訴訟の発展と展開」として、第一節では、1980 年代後半から 1990 年代の環境判例の展開を検討し、第二節では、セクシュアル・ハラスメント判例を検討する。この章では、公益訴訟が判例展開を通してどのように発展したかを検討する。

もともと公益訴訟は、憲法 21 条「人身の自由」と「生命権」を軸に生成、確立、発展してきている。そこで、第一章から第三章までは、公益訴訟の創設と展開を時代を追ってテーマ別に検討する。これに対して、第四章「公益訴訟の可能性と限界」では、近年の最高裁判例の展開を一体として考察し、第一節で 21 条「生命権」に関連した判例の展開を、そして、第二節では生命権実現に向けて変化した司法の役割を検討する。特に、第二節では、公益訴訟がインド裁判所にもたらした司法積極主義の評価と問題点を整理し、今後の課題を明らかにする。

第一章 公益訴訟の誕生とその背景

第一節 公益訴訟誕生の背景

1. 独立とインド憲法制定

インド憲法の人権規定は、独立運動をとおして精錬されたといえよう。イギリスは、インド人にはインドを治める能力が欠けていると主張して植民地支配を正当化していた。これに対して、インドは、自ら作成した憲法をもってイギリスに独立を要求した。

1922年から始まり1930年ごろまでには、インド憲法の基本的枠組み、独立インドの思想、インド立憲政治の土台が形成されたといわれている。そこでの思想とは、独立インドが基本的権利と社会正義、経済的正義を国民に保障しなければならないというものであった。搾取の対象である一般大衆の惨状を改善するためには、政治的自由は、飢えに苦しむ彼らに真の経済的自由を保障するものでなければならなかったのである。こうして、1925年のインド・コモンウェルス憲法(the Commonwealth of India Bill)は、インドが自治領たるべきこと、および人身の自由や無償で初等教育を受ける権利などの7つの基本的権利を挙げ、自由はインドにとって死活問題であるとの覚書とともにイギリス政府に送られた²⁰。続く1927年、スワラージ(独立)を求める闘いに勢いを与えるために作成されたスワラージ憲法(a *Swaraj Constitution*)中には、人民主権、議会の設置、基本的権利の保障、コミユナルな宗教対立の解決、普通選挙、司法の独立が含まれた。

1931年の国民会議派カラチ大会では、社会主義思想の持ち主であるジャワハルラル・ネルー(Jawaharlal Nerhu)の勧告により、国民生来の権利は実質的な意味を持たなければならないとして、後に「国家政策の指導原則」へと発展する経済的および社会的規定が定められた²¹。そこでは国民の基本的権利の獲得と、農民、労働者といった大衆の搾取を終わらせるための経済的解放決議がなされ、憲法は、世俗民主国家、基本的権利、平等、社会・経済的正義を掲げ、基本的義務、課税、歳出、経済・社会プログラムについても定められた²²。

インド憲法の制定過程において、憲法制定会議(Constituent Assembly)の果たした役割も大きい²³。憲法制定委員会は、司法による政府への介入を避けるため、基本的権利

²⁰ SHARMA, *supra* note 10, at 15.

²¹ AUSTIN, *supra* note 8, at 56.

²² J. K. Mittal, “*Nerhu and Objectives Resolution : A Historical Perspective*,” in RAJEEV DHAVAN and THOMAS PAUL(eds.), *NERHU AND THE CONSTITUTION* 22-44(1992), at 33-35. 左の文献によれば、社会権規定の特徴は、経済生活の組織は一定の生活水準を確保できるよう正義の原則に適合しなければならないこと、国家は労働者の利益を保護しなければならないこと、小作人に救済を与えるために土地制度改革をすることなどである。この内容はネルーの考えを反映していたものであるという。

²³ 憲法制定会議とは、インド独立法に従って、独立に先立って活動を開始していた団体であるが、1945年8月の選挙で勝利を治めた国民会議派のものでありながらも、非会議派の専門家の意見も吸収するなどして社会のさまざまな意見を代表していた。

のうち裁判規範性のあるものとなないものを分割し、基本的権利と国家政策の指導原則にわけた²⁴。

ついに、1947年にイギリスはインドを去り、インドは独立を獲得した。インド憲法は1949年11月25日に制定された。1949年12月に憲法制定会議で、初代首相ネルーは、国家主権がイギリスから引き渡された後、連邦国家インドが権力の適切な配分をすべきこと、国民の諸々の自由権、社会正義、経済的正義、政治的正義、マイノリティー、トライブ、その他後進階級への十分な保護の確保する決議を提案した。

インド憲法は、1950年1月26日に施行された。憲法は、インドが連邦制を採る共和国であること、立法は上下二院制であること、そして下院（ロクサバー）の多数派によって首相が選ばれること、基本的権利の保持、普通選挙制の導入、最高裁判所の設置を定めた。また、留保措置はカースト差別解消の重要な手段と見なされ、アフターマティヴ・アクションとして、不可触民や部族などの後進階級（**other back ward classes**）に対する留保措置を導入した。また、宗教に対しては、政教分離の立場をとった。憲法の人権保障は、前文、基本的権利、国家の指導原則、基本的義務から成り、前文がそれらを包括している²⁵。

こうして最終的に憲法は、国家の発展の指針となる社会的文書（**social document**）として現れた。憲法を「社会的文書」とした理由は、憲法が独立運動以来の目標であった社会改革に深く関わっているという意味があった²⁶。独立当時のインドは、マハラジャ（藩王）と地主によって支配される封建社会であったこともあり、政府・議会は、貧困、飢え、文盲といった問題を抱える国民を救わなければならなかったという実情がある。

インド憲法制定会議の議長をつとめたアンベトカルは、「独立によって政治的な平等を確保する事はできたが、経済的・社会生活においてはまだまだ不平等が存在する。それゆえ、その不平等を取り除かなければ、そのような不平等に苦しむ人々は、憲法制定会議が苦心して作り上げた政治的民主主義を破壊してしまうであろう」と指摘した²⁷。このアンベトカルの指摘とあわせて、インドでは現在もなお、いかにして経済的正義と

²⁴ SHARMA, *supra* note 10, at 36-37.

²⁵ Mittal, *supra* note 22; AUSTIN, *supra* note 8, at 50.

²⁶ AUSTIN, *supra* note 8, at 26. 左の文献によると、インドでは、第一次世界大戦の終わり以来、国家改革(National Revolution)と社会改革(Social Revolution)の二つの改革が並行して推進されてきた。イギリスからの独立を果たした時点で、国家改革は成し遂げられたが、もう一つの改革である社会改革は、21世紀に入った現在も続いている。社会改革とは、インドを「出生、宗教、慣習そして共同体に基づいた封建主義から脱却させることであり、法律、個人の功績、そして世俗的な教育という現代的な土台に基づく社会構造へと再構築すること」である。このように、AUSTINによれば、憲法起草当時インドは独立達成によって政治的革命を終えたが、社会的革命はまだ途上にあつたため、インド憲法は、政治的文書ではなく、社会的文書とされたのである。

²⁷ アンベトカルの憲法制定時の演説を参照した。彼自身は、不可触民出身の弁護士であり、憲法17条に「不可触制の廃止」規定を挿入した。

社会的正義を国民に確保するかが課題であり続けているのである。

2. インド憲法における人権規定と司法権の位置づけ

インド憲法は、司法権を「基本的権利の保護者²⁸」とみなし、強力な権限を与えている。同憲法 32 条は、基本的権利規定を集めた第三編の礎として、基本的権利の中でも最高の規定として位置づけられている²⁹。すなわち、32 条は、「第 3 編によって与えられた基本的人権を実施するための救済」と題して、1 項で、「この編が与える権利の実施を求めて、適切な手続により最高裁判所に提訴する権利が保障される」とし、また 2 項で、「最高裁判所は、命令、指令、または人身保護令状、職務執行令状、禁止令状、権限開示令状、および移送令状の性質を有する令状を含む令状、この編によって与えられたすべての権利を実施するために適正であろう令状のいずれをも発給する権限を有する」と規定している。この規定の唯一最大の目的は、憲法上保障される基本的権利の実施である。また、逆に言えば、この規定の存在ゆえに、基本的権利の実質的な救済がなされることができるといえる³⁰。

また、憲法 141 条は、「最高裁によって宣言される法はインド領内のすべての裁判所を拘束すると規定し、最高裁は法の解釈をするにとどまらず、法源でもあるとされ、最高裁によって宣言された法は国の法となる」としている³¹。また、142 条は、最高裁の決定または命令の施行および捜査に関する命令について、「最高裁判所は、その管轄権の行使に際して、裁判を遂行するために必要な命令を下し、指令を制定することができる。これらの命令および指令は、それにかわる規定を持つ立法が制定されるか、もしくは大統領令が出されるまでインド領内で実施可能である」（1 項）と規定している。この規定は、最高裁に既存の法制度の不備を補完する権限を与えていると解されている。このような強力な権限を認める憲法 32 条、141 条、そして 142 条の規定とともに、司法権は、「社会改革の武器³²」たる使命を与えられたのである。

3. 機能せぬ最高裁

しかし、実際のところ、司法権は必ずしも憲法制定会議で想定されたように機能してきたわけではなかった。1950 年代、土地所有に関する財産権を巡って、裁判所は議会と激しく対立していた。独立運動の志士たちが議席を占める議会は、小作人を保護する

²⁸ この表現は、DURGA DAS BASU, *SHORTER CONSTITUTION OF INDIA* (13th ed. 2001)391. によれば、*High Court of Judicature at Bombay v. Shirish Kumar Rangrao Patil*, (1997) 6 SCC 339 (para 13)にあるという。

²⁹ B. SHIBA RAO *etx al.*(members of project committee and other people), *THE FLAMING OF INDIA'S CONSTITUTION A STUDY* 301-311 (1968).

³⁰ BASU, *supra* note 28, at 391. 令状は、政府の政策の実施、または国家政策の指導原則の実施のために用いられるものではないとされている。

³¹ *Ibid.*, at 676.

³² AUSTIN, *supra* note 8, at 164.

立法を制定した。これに対して、裁判所は違憲判決を下して地主の財産権を保護した。裁判所は、1960年代には、都市中産階級の経済的・政治的利益の保護者として働いた。国家政策の指導原則を実体化した、社会経済改革立法に対して数多くの違憲判決を下したのである。これに対して、議会が違憲判決を打ち消すべく憲法改正を行うと、裁判所は、憲法改正自体を無効とする判決で応酬した³³。この間の裁判所は、確かに社会改革のために働いてきたと評価できるように思われる。

1971年3月の下院選挙に勝利したインディラ・ガンディが首相の座に就くと、インディラは自らの権力の強化を図った。これに対して、1975年6月12日にアラーハーバードの高等裁判所が、4年前の選挙でインディラに不正行為があったとして、当選無効の有罪判決（議員剥奪および、6年間の公職追放）を言い渡した。これに対抗してインディラは、あらゆる反政府運動を弾圧するために、1975年6月26日、非常事態宣言を発した。そして、自分の選挙を無効とした選挙法に代わる新選挙法を通過させ、高等裁判所の司法審査権さえも剥奪したのであった。それ以来、19ヶ月続いた非常事態体制の間に、野党の党首モラルジー・デサイをはじめ、700人以上が投獄された。

このような弾圧に伴い、大規模な人権侵害が起こった³⁴。例えば、非常事態期間中に最高裁が下した判決には、1976年の *A.D.M. Jabalpur v. Shibakant Shukla*³⁵と1977年の *Union of India v. Bhanadas*³⁶がある。これらの事件では、憲法21条の生命権や19条の自由権といった基本的権利の執行を求めて最高裁に訴えることが出来るかどうかという点と、未決拘留者が裁判所の救済を受けられるかが争われたが、最高裁はいずれも認めなかったのである³⁷。それによって、生命と人身の自由が、政府の恣意に委ねられてしまうこととなった³⁸。最高裁は、非常事態体制の中で生じた人権侵害か

³³ 稲正樹「インドにおける社会活動訴訟の動向と将来」岩手大学教育学部研究年報第52巻第2号（1993）17頁。

³⁴ 辛島昇編『南アジア史』（2004）442～445頁。インドの民主主義によって、1997年の総選挙でインディラ派は惨敗し、野党が勝利をした。これにより、インドは異常な政治事態から脱し、議会制民主主義の正常な状態に回復した。また、非常事態体制および第42次憲法改正については、稲・前掲注7が詳しく論じている。

³⁵ *A.D.M. Jabalpur v. Shibakant Shukla*, AIR 1976 SC 1207.

³⁶ *Union of India v. Bhanadas*, AIR 1977 SC 1027.

³⁷ 19条は、自由権規定であるが、言論の自由などに関する特定の権利の保護と題して、1項「すべての公民は、以下の権利を持つ。(a) 言論および表現の自由、(b) 平和にそして武力を備えずに集会すること、(c) 団体または連合を形成すること、(d) インド領域内を自由に移動すること、(e) インド領域のどの部分においても居住し定住すること、(f) 削除、(g) あらゆる専門的職業に従事すること、あらゆる職業、交易、または商業を営むこと。」21条は、生命および身体の自由の保護と題して、「何人も法律の定める手続によらなければ、生命、身体、自由を奪われてはならない」。

条文を訳すにあたって、孝忠延夫「3インド（抄）」〔阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集』第3版所収40頁以下（2005）〕を参考にした。

³⁸ このことに関してシールヴァイ（H. M. Seervai）は、「これらの判決で裁判所は自ら負った傷（self-inflicted wound）に苦しむこととなった」と指摘した。H. M. SEERVAI,

ら国民を守ることをしなかったのである。

国民の間で、最高裁に対する信頼は、こうして地に落ちた。最高裁に対する批判は、憲法 14 条、19 条、及び 21 条が保障する基本的権利の解釈に特に集中した³⁹。

4. 最高裁の変貌と新しい憲法学

最高裁はさすがに、このままでは国民の司法に対する信用を失って行くことに気がつき、挽回を試みて司法積極主義に転じる。共に 1973 年に最高裁裁判官として任官したアイヤール (Krishna V. R. Iyer) 判事とバグワティ (B. N. Bhagwati) 判事を中心に、人権擁護の姿勢を明らかにしながら、新しい憲法学を生み出す動きが生まれたのである⁴⁰。

アイヤール判事は、インド南部のケーララ州出身で、マルキシズムの思想を持つ社会主義者であった。彼は、人権法学 (human rights jurisprudence) をよりインドの現実に即して発展させたと言える人物である。その根底に一貫して流れる哲学は、「貧困法学 (poverty jurisprudence)」であると評され、その核心は、大衆の生活向上を目指し、貧困からの解放を約束するものである⁴¹。そして、この哲学を実体化するために、憲法の文言を創造性豊かに解釈したのも、アイヤールの特徴である⁴²。

バグワティ判事は、当初はグジャラート州法律扶助委員会委員長としても法律扶助の分野で活躍しており、グジャラート高裁長官を経て最高裁裁判官となった⁴³。2 人は、もともと法的扶助運動を中心的に進めながら、インド国民の圧倒的多数を占める貧しく何も持たない人々が、裁判にいかにアクセスできるかを摸索していたと評されている⁴⁴。

CONSTITUTIONAL LAW OF INDIA vol.2, 2229(4th ed. 1999).

³⁹ インド憲法 14 条は平等権規定であるが、法の下での平等と題して、「国は、インド領域内で、法の下での平等、法律の平等な保護を、何人に対しても否認してはならない。」と定めている。19 条、21 条については、前掲注 37。

⁴⁰ アイヤールは 1981 年まで、バグワティは 86 年まで在任した。彼等の任命に当たっては、政権との関わりは見られず、法の定めにしたがって行われた。インド憲法によると、最高裁長官は大統領によって任命される (124 条)。

⁴¹ KRISHNA V. R. IYER, OFF THE BENCH (2001).

⁴² 次章にて検討する。

⁴³ インド最高裁のホームページを参照した。

<http://supremecourtsofindia.nic.in/judges/bio/pnbhagwati.htm>

⁴⁴ Upendra Baxi, "Taking Suffering Seriously: Social Action Litigation in the Supreme Court of India," in JAGGA KAPUR (ed.) SUPREME COURT ON PUBLIC INTEREST LITIGATION vol.1 A-91 (unknown), at A-93-94. また、法律扶助運動に関わる両判事が最高裁判事として公益訴訟を擁護するのにあずかって力あるのは、まったくの偶然ではないとする評価を与えている文献は、A. K. Ganguli, "In Public Interest: A Review of PIL in the Supreme Court," in JAGGA KAPUR (ed.) SUPREME COURT ON PUBLIC INTEREST LITIGATION vol.1 A-1 (unknown), at A-7. 他に、アイヤール判事が司法積極主義の手法となったと評価している文献は、Michael Kirby, "Judicial Activism?" 27 THE INDIAN ADVOCATE 1(1996-97), at 14.

このように、司法への信頼の危機が叫ばれる中、法的扶助運動の流れを汲む判事が、公益訴訟を産み出し、最高裁を指導する立場になっていったのである。

その象徴となった判例は、1978年の *Maneka Gandhi v. Union of India* という憲法 32 条に基づく令状請求訴訟である⁴⁵。原告は、1977 年 7 月、インド政府により、旅券法の規定に基づいて一般的公共の利益のため原告の旅券を押収したとの通知を受けた。原告の質問に対して被告であるインド政府は、押収の理由を述べない旨を告げた。そこで、原告は、同法の当該規定が、憲法 14 条の平等権、19 条の自由権、21 条に違反すること、および被告が理由を告げることなく下した指令が当該規定の権限踰越であることを訴えたのである⁴⁶。

最高裁は、海外渡航の自由は憲法 21 条の「人身の自由」に含まれ、そして何人も法律によって定められた手続によらなければこの権利を奪われることはできないと述べた。また、本件被告であるインド政府の指令が公平性に欠いており手続的に適正でないことを理由に、当該指令を取り消し、旅券を原告に返すよう命じたのである。

判決は、21 条の解釈に関して先例がとっていた限定的な解釈を覆し、人身の自由を制約する行政による手続は、「公正かつ合理的かつ公平 (just, reasonable, and fair)」でなければならないとした。この判決が蒔いた種は、次に扱う公益訴訟判例の中で、弱者の人権救済のための理論として成長していくのであり、この判決を契機に、最高裁は、政治部門の怠慢と無法性によって未解決のままの社会問題に関わる契機となったといえよう。このように、厳格な原告適格要件にかかわらず、人権救済を進める最高裁の姿勢はこの時期から明らかになっていったといえる。そして、最高裁に対する国民の評価もまた、この頃から回復傾向になったと言えよう。

第二節 公益訴訟の誕生と形成

このような状況の中で、公益訴訟は誕生した。必ずしも、厳格な意味での原告適格を有しない、貧しく何も持たない人たちの訴えを聴く制度として最初に機能したのは、労働組合がその組合員に代わって訴えた事件であった。

1. 最初の判例—ムンバイ労働組合事件

公益訴訟は、マネカ・ガンディ事件 (*Maneka Gandhi v. Union of India*) に始まるものではない。それに先んじて、最高裁は、公益訴訟の第一号と言える判決を下していた。それが、民事訴訟法に基づく民事訴訟である、1976 年の *Mumbai Kamgar Sabha v. M/s. Abdulbhai Faizullahai and others* である⁴⁷。

⁴⁵ *Maneka Gandhi v. Union of India*, AIR 1978 SC 597. なお、この事件は大変長い判決であるため、旅券法の議論は割愛し公益訴訟に関連のある部分のみを取り上げることとする。本件そのものは、公益訴訟ではない。

⁴⁶ 19 条については、前掲注 37。

⁴⁷ *Mumbai Kamgar Sabha v. M/s. Abdulbhai Faizullahai and others*, A.I.R. 1976 S.C. 1455. 本件が公益訴訟の最初の判例であるとされている。付属資料 1 の 64 頁 104 番。ま

この事件の事実の経過は、以下のとおりである。ムンバイ（ボンベイ）のある地域には、1000以上の金属製品製造工場が密集しており、そこで働くおよそ5000人の労働者は、毎年慣習的に恩恵によるボーナスをもらっていた。ところが、そのボーナスの支給は、1965年に突如として何の説明もなく止まったので、本件原告である労働組合は、1965年のボーナスとして4ヶ月分の賃金をこれまでどおり労働者に支払うことなどを本件被告である工場経営者協会に要求した。しかし、被告の工場などは原告労働組合の要求に応じようとはせず、ボーナスの支給を再開しなかった。そのため、労働委員次官が両者の間に入って仲裁を試みたが、両者の対立を融和することはできなかった。続いて争いは、産業審判所⁴⁸（the Industrial Tribunal）に持ち込まれたが、工業審判所は労働組合の訴えを却下した、というものである。

本件は、労働組合が、憲法136条に基づく特別許可により、最高裁に上告したものである。最高裁での争点は、この労働組合が原告たりうるかどうかであった。アイヤール判事は、最高裁を代表して、以下のように述べて、労働組合の原告適格を否定する被告の主張を退けた⁴⁹。

「司法部は、裁判に慣れた請願人だけでなく、田舎の貧しい者、都会の裁判に疎い者、そして社会の弱者層の人々からの訴えにも応じなければならない。訴答書面を作成する際の技術的な誤りや、訴訟表題の記述における欠落のせいで、訴えが却下されざるを得ないならば、法は、彼らにとって更なる脅威でしかない。裁判に不正行為がなく、公平さが損なわれない限り、自由がもたらされ得る。法律的手続の形態が、審理訴訟、代表訴訟、公益弁護活動と多様化しつつあるのは、普通の人にも正義を与えようという近時の傾向に呼応したものである。…公共利益は、インドの社会的・経済的状况に応じた当事者適格要件の視野の広い構築によって促進される。そして、大多数の人々が同種の救済を受けるところでは、しかも特にそういった人々が弱者層に属す場合には、裁判所は、形式に囚われることなく、上位裁判所に訴える権利を、個別的配慮の上で容認してもよいだろう。」

た、*Janata Dal v. H. S. Chowdhary*, SCALE (PIL) 1981-97, 325 (1992. 8.28), at 328.のパンディアン判事も、公益訴訟の概念の種が本件にて蒔かれたと述べている。だが、アイヤールは、これ以前にも当事者適格要件の緩和を唱えたことがあったことにも触れておく（*Bar Council of Maharashtra v. M. V. Dhabolkar*, A.I.R. 1975 S.C. 2092）。左の事件は、民事訴訟である。

⁴⁸ 労働問題を扱う法廷である。関連する法令は、以下のものである。Industrial Tribunal (Procedure) Rules, 1949.; Industrial Tribunal (Central Procedure) Rules, 1954; Industrial Disputes Act, 1947.

⁴⁹ *Mumbai Kamgar Sabha v. M/s. Abdulbhai Faizullahai and others*, *supra* note 46, at 1458.

この判決は、アイヤール判事によって、初めて、公益訴訟の概念が明らかにされた事例であるとされている⁵⁰。原告適格要件を拡大させたことによって、本件原告である労働組合は、実際に損害を受けた被害者ではなかったにもかかわらず、原告としての地位を認められたが、その理由は2点ある。1つは、原告の訴えが公益に基づくものであったと認められ、その行為が公益弁護活動であるとされたからである。そしてもう1つは、原告が5000人という数多くの社会的にも経済的にも弱い立場にある労働者の利益を代表していたからである。

この判決を契機に、当該被害者に関係する者にまで原告適格を拡大する、後に公益訴訟と呼ばれるようになる訴訟の方向は一気に一般化していく。以下、当該事案で問題となっている権利や問題、原告の種類により、大きく3つに分類して紹介する。

2. 囚人の権利に関する事例

公益訴訟判例の第2の類型は、囚人の権利に関するものである。この類型に属する事例は、マネカ・ガンディ事件で示された憲法21条「生命権」の解釈を発展させた。

1978年の *Sunil Batra v. Delhi Administration and others* では、原告バトラは、窃盗罪と殺人罪により、デリー・セッションズ裁判所から死刑を宣告されていた⁵¹。そして、セッションズ裁判所の判決を不服とした訴えが高等裁判所で係争中であった間、独房に監禁されていた。本件でバトラは、独房監禁の指令の違法性、および死刑囚に独房監禁を定める監獄法の規定の無効を訴え、憲法32条に基づいて最高裁に人身保護令状を求めた。本件は、憲法32条のほか、刑事訴訟法に基づく令状請求訴訟である。

代表して法廷意見を執筆したデサイ判事は、監獄法の当該規定と憲法21条の関係について、「移動の自由、交流する自由、交際する自由、話す自由、他の囚人たちと仲間を享有する自由がもし実質的に限定されるならば、そしてそれが法律の支持なしに削減されるのであれば、それは憲法21条違反である」と述べた。続けて、監獄法の当該規定は最高裁の解釈に従って読まれなければならないとして、「憲法21条の『法律』は、恣意的、気まぐれ、抑圧的であってはならず、公正かつ、正当かつ、公平でなければな

⁵⁰ P. L. Mehta and Surinder Singh Jaswal, "Public Interest Litigation: A Bulwark of Justice," 32 CIVIL & MILITARY LAW JOURNAL 32 (1996), at 34.

⁵¹ *Sunil Batra v. Delhi Administration and others*, A.I.R. 1978 S.C. 1675. 本件で争点となったのは、原告は死刑囚だったが、監獄法の規定は、高裁への訴えの前および最高裁への訴えの後、また大統領に減刑の請願を申請中の間も独房監禁を規定するものであるか、監獄法の当該規定は有効か、の3点であった。争点1に関しては、バトラは当時まだ死刑囚ではなかったと判断された。また、争点2に関しても、当該規定は死刑囚に適用されるものであるため、当時の原告には適用されないとした。原告は死刑の宣告を受けてはいるが過酷な拘禁刑を受けたのではないこと、そして刑務所は裁判所が原告に科した刑罰に付け加える権限を持たないことを理由に、原告をすぐに独房から移動させるよう命じた。だが、最高裁は、争点3の監獄法の当該規定の合憲性に関しては、他の囚人からの隔離を規定しているにすぎず独房監禁を求めるものではないので、憲法14条、19条のいずれにも違反していないとして、原告の訴えを退けた。付属資料1の71頁122番。

らない・・・さもなければ、それは手続ということができず、憲法 21 条の要求を満たすものではない。・・・(監獄法の当該規定は) 恣意的であるとはいえず、法律の権威なしに人身の自由を奪っているものであるともいえない」と述べた⁵²。

本件の意義は、21 条の人身の自由と平等という基本的権利の内容を豊かにし拡大したこと、そしてそれらの権利が「人間的な刑務所過程と文明化された刑事過程を要求する積極的な権利」へと変容したことでであるとされる⁵³。本件によって、裁判所の役割は、「裁判を通した有効な助力」から「国家に覚醒を促す」ことへと発展した⁵⁴。最高裁は、「刑務所の習慣と正義の間の人間的な溝に橋渡しをすること」を通して、刑務所の手続を改善させたとも評されたのであった⁵⁵。

1979 年の *Hussainara Khatoon and others v. Home Secretary, State of Bihar, Patna* は、ある弁護士が雑誌記事をもとに、本件原告に代わって人身保護令状を請求したケースである⁵⁶。本件原告は、バングラデシュからの移民であり、微罪であったにもかかわらず、何年もの間裁判を受けられずに未決囚として刑務所に留置されていた。本件では、多くの、名もなく貧しい人々の人権が無視されていることが大きく問題とされた。最高裁は、未決囚を直ちに釈放するよう命令を下した⁵⁷。本件は、憲法 32 条に基づく令状請求訴訟である。

この判例の意義は、憲法 21 条から迅速な裁判を受ける権利を引き出したことである

⁵² *Ibid.*, at 1732.

⁵³ Mohamed Gouse, “Constitutional Law I,” in 24 ANNUAL SURVEY OF INDIAN LAW 392 (1978), at 432-433. アイヤール判事は同意意見のなかで、独房での監禁が囚人の精神に与える恐ろしい効果の数々を鋭く指摘し、死刑囚は彼自身および他の囚人に対しても危険な絶望的な人間であるため、自殺もしくは他殺の傾向があるという被告側の主張を退けた。また、単なる行政からの意見だけでは不十分であるとして、服役囚の精神状態に死刑判決が与える影響に対する十分な専門家の意見を付したブランドイス弁論趣意書を求めた。

⁵⁴ *Ibid.*

⁵⁵ *Ibid.*

⁵⁶ *Hussainara Khatoon and others v. Home Secretary, State of Bihar, Patna*, A.I.R. 1979 S.C. 1361. 雑誌記事は、本件原告のように、犯した罪は懲役数ヶ月からせいぜい 1、2 年にしか相当しない、女性と子供を含んだ数多くの未決囚が、何年もの間刑務所で裁判所による審理を待たされ続けていることを指摘していた。この問題の背景には、憲法も刑事訴訟法典も迅速な裁判を受ける権利を保障していなかったこと、保釈制度の不備、および下位裁判所裁判官が裁判なしに未決囚を刑務所に拘束することが可能な期間が規定されていなかったこと、保護拘束 (protective custody) と称して罪のない人が証拠提供のために監禁されていることなど数々の事実が存在することが、明らかになった。バグワティ判事は、「法律が彼らにとって不正義の道具となってしまった。彼らは法制度と司法制度の中で無力なために絶望的な犠牲者である」と、本件の被害者のような無知で貧しく出廷等担保金を払うこともできない人々に同情を寄せながら、これらの制度上の不備を指摘した。⁵⁷ *Ibid.* 保護拘束の名目で監禁されていた女性や子供たちに関しては、ホームレスや貧しい女性と子供を保護することは政府の義務であるとして、釈放し福祉施設や避難所へ移動させて世話をすべきように、ビハール州政府に命じた。

と言われている⁵⁸。すなわち、判決文を執筆したバグワティ判事は「立法部で制定され、裁判所によって管理される法律は、・・・マネカ・ガンディ事件以来、創造的な意味を持つようになった合理的、公正、公平な手続を確保しなければならない」と述べ、法律も適正手続に則らなければならないとした⁵⁹。別の言葉で言うならば、それは、「合理的で迅速な裁判を確保しない手続は、合理的かつ、公正かつ、公平である (reasonable, just, fair) とはいえない。迅速な裁判は、合理的で能率的な裁判を意味しつつも、憲法 21 条が保障する生命権と自由権という基本的権利の本質的かつ重要な部分であるといえる」ということである⁶⁰。このようにして、憲法 21 条が保障する生命権と自由権から、迅速な裁判を受ける権利を認めたのであった。

本件は、以下のような意義を有すると思われる。まず第 1 に、マネカ・ガンディ事件から創設された新しい司法部の機能の理論が、憲法 21 条の解釈の発展により、より精緻なものとなったことである⁶¹。つまり、本件では、法律も合理的かつ、公正かつ、公平な手続でなければならないと解釈され、憲法 21 条がデュー・プロセス条項化されるに至った。第 2 に、本件は、憲法に明文で規定の存在しない「迅速な裁判」を、憲法 39A 条と併せて憲法 21 条が基本的権利に含めたことである⁶²。第 3 に、本件を機に、ビハール州内の刑務所から総勢 22000 人の未決囚が釈放されたことである⁶³。このように、公益訴訟は、抑圧され声をあげることすらできない人々を救済する過程で、憲法 21 条の解釈をさらに発展させ、デュー・プロセス条項化させたのである。

1980 年の *Sunil Batra v. Delhi Administration* の原告は、前出の事件と同じバトラである⁶⁴。本件は、警棒を肛門に挿入されるという残酷な拷問を受けて苦しむ終身刑

⁵⁸ Mohanmed Gouse, “Constitutional Law I,” in 25 ANNUAL SURVEY OF INDIAN LAW 391 (1979), at 393.

最高裁は、国家政策の指導原則である憲法 39A 条「平等な裁判と無料法律扶助」規定と併せて、憲法 21 条「生命権」と「人身の自由」には「迅速な裁判を受ける権利」が含まれるとした。39A 条は、弁護士を依頼することが出来ずに、貧困と無知のせいで法律サービスを受けることができない人が、国の予算で弁護士を依頼する権利が含まれるとした。そして、迅速な裁判を受ける権利が刑事裁判の本質であることから、国は予算を理由にそのような被告人に迅速な裁判を与えるべき憲法上の義務から逃れることはできないとした。憲法 39A 条は、「国は、法制度の運用が平等の機会の原則の上にたった裁判を増進するように努めなければならない。また、とくに裁判を保障する機会が経済的またはその他の無能力によって否定されることのないよう適切な立法・計画その他の措置を講じて無料法律扶助を行わなければならない」と規定する。

⁵⁹ *Hussainara Khatoon and others v. Home Secretary, State of Bihar, Patna, supra note 56*, at 1362.

⁶⁰ *Ibid.*, at 1364.

⁶¹ Gouse, *supra note 58*, at 393.

⁶² *Ibid.*

⁶³ *Ibid.*

⁶⁴ *Sunil Batra v. Delhi Administration*, A.I.R. 1980 S.C. 1579. 最高裁は、2名の医師を法廷の友に任命して、刑務所に赴き囚人に会って状況を報告するように命じた。報告は、その囚人の悲惨な状況だけでなく、刑務所内で恒常に行われている凄惨な人権侵害の実

に服する囚人チャンドに代わって、原告が1通の手紙を最高裁のある1人の裁判官に宛てたことから始まった。手紙を受け取った最高裁は、その手紙を憲法32条に基づく令状請求訴訟として扱った。最高裁は、拷問をやめることなどを刑務所長に命じた⁶⁵。

本件は、最高裁が憲法32条の人身保護令状の範囲を拡大して、第三者からの手紙を令状請求訴訟として認めた初の事例である⁶⁶。手紙による裁判権に関して、アイヤール判事は、「裁判所が不正義を正す用意はできているが、現実的に考えるならば、令状請求訴訟を提起することを獄中の囚人に要求するのは実際的ではない」として、「基本的事実が存在するならば、裁判所は、訴えが技術や法律上の正確さを備えていないものであったとしても、また、形式にとらわれない通信 (informal communication) できえ、人身保護令状請求の手續として受理することの妨害にはならない」と述べた。ここで、最高裁は、初めて、手紙によって裁判を提起する権利を認めたのである⁶⁷。このようにして、虐げられた人々に対して、法律の知識がなくても裁判にアクセスできる道が開かれたのであった。

以上の判例から言えることは、最高裁が、囚人という最も法の手続的保護を必要とする人に対して、実体的権利条項を用いて手続的権利を保障したこと、そして、囚人から最高裁への直接の手紙という、最も簡便な方法までも許容して人権の擁護を行おうとしたことである。囚人の基本的権利の保護に乗り出した最高裁は、公益訴訟によって、特に未決囚の解放への足がかりを得たといえるだろう⁶⁸。

態を明らかにした。

⁶⁵ *Ibid.* 最高裁は、囚人は、服役中であることを理由に権利を奪われてはならず、それが無誘導な裁量に依存した恣意的な方法であるならば憲法14条違反であり、非合理的で救済を受けることも提訴することもできず不公平なものならば、憲法19条違反であり、自然正義に違反するならば21条違反であるとした上で6項目の命令を下した。囚人チャンドに体罰を加えないこと、鉄の枷を強くないこと、刑罰房から解放されるべきこと、公正な手續が定められるまでこのような苛烈な刑罰与えるべきではないことの3点を刑務所所長に命令した。また、パンジャブ州監獄マニュアルをもとに、セッションズ裁判所裁判官と下位裁判所裁判官に対しても、刑務所内で囚人の権利侵害が生じているかどうかを調査するため、向こう3ヶ月以内に刑務所に苦情受付箱を用意して囚人の訴えに耳を傾けるべきこと、そして実際に刑務所に囚人を訪問し面接するべきこと、必要に応じては高裁に人身保護令状を請求すべきことを命じた。セッションズ裁判官の裁判による同意がない場合は、囚人を独房や刑罰房に拘束すること、強制労働を科すことなどを行ってはならないとした。続けて国に対しては、調査する警察の明らかな共謀の上での遅延と誤りに対する措置を講ずるべきことを命じ、「警察を監視することが法の支配の新しいオンブズマン任務となりつつある」と述べている。

⁶⁶ *Ibid.* この拡大の根拠となったのは、憲法32条の令状請求訴訟は、憲法制定者によってイギリスの大権令状の硬直した抑制から自由にされたため、最高裁が融通の利く指令やアフーマティヴ・アクションをとることも可能となった、という考え方をその根拠にしていた。

⁶⁷ *Ibid.*, at 1594.

⁶⁸ Mehta and Jaswal, *supra* note 50, at 35.

3. 環境に関する事例

第3の類型は、環境問題を扱った事例である。1980年の *Municipal Council, Ratlam v. Vardhichand* 以降のいくつかの判決は、1980年代中期以降、公益訴訟において質的にも量的にも重要性を飛躍的に増したこの分野の諸判例に繋がるものであった⁶⁹。

Municipal Council, Ratlam v. Vardhichand の原告は、ラトラム自治体であり、被告は、同自治体の管区の住民であった。本件被告は、近隣のスラム居住者による排水および排泄物から生じる悪臭に悩まされていた。住民たちは、「裁判所は自治体に生活妨害の除去を自治体に要求することができる」と定める刑法の規定をもとに、自治体に汚物を流すための配水管を設置すべき義務の履行を求めて、下位裁判所裁判官に訴えた。訴えを受けた下位裁判所裁判官は、6ヶ月以内に悪臭という生活妨害を取り除くための行動計画の作成を、自治体に命じたが、この判決を不服とした自治体は、セッションズ裁判所に訴えた。セッションズ裁判所は、下位裁判所裁判官の下した指令を留保した。そこで、今度は住民が高裁に訴えたところ、高裁は下位裁判所裁判官の指令を支持した。そこで、自治体が下位裁判所裁判官の指令の違法性を最高裁に訴えたのである。本件は、刑事訴訟法による刑事訴訟に類する特別許可申立(Special Leave Petition (Crl.)) である。

本件では、財政難を主張する自治体に多額の費用と長い時間を要する下水施設の建設を、共同体に対する義務として実施するよう強制することができるかが争点となった。最高裁は、財源不足を理由に行政は責任を免れることはできないとして、下位裁判所の指令を維持した。また、もし法律の定めを無視し裁判所の命令を遵守しないならば、自治体と議員は法の定める罰則を受けなければならないとも述べた。なお、最高裁は、被告の厳しい財政状況を考慮して、3通りの計画を提示し、そのうちの1つを実施するように命じたのである。

ここでアイヤール判事は、裁判のプロセスの発展には、「実施 (enforcement)」という側面があると述べ、公益訴訟において初めて「実施」という概念を明らかにして、地方公共団体に都市衛生の管理を命じている⁷⁰。これが、後に、公益訴訟手続の特徴の一つとなる継続的な命令へと発展した⁷¹。本判決を契機に、裁判所が、命令実施のための行動計画を示し、命令の遵守状況を見守りながら、行政の怠慢によって侵害された国民の権利救済を図る手続が発展していくことになったともいえるのである。

⁶⁹ *Municipal Council, Ratlam v. Vardhichand*, A.I.R. 1980 S.C. 1622. 付属資料1の20頁29番。

⁷⁰ *Ibid.*, at 1623.

⁷¹ 1980年代半ばから件数を増す環境訴訟では、最高裁は、状況が改善されるまで被告に段階的な命令を下し続けると同時に、被告がそれらの命令を遵守しているかどうかを監視するモニタリング活動を行っている。モニタリング活動の結果を踏まえて、命令を継続的に下すのである。環境判例に関しては、第二章第二節および第三章第一節にて詳しく検討する。

また、本件では、原告の受けた損害が明確でなかったにもかかわらず、最高裁は原告に公益を問題にした訴訟を提起することを許可したことが指摘されている⁷²。

4. 労働者の権利に関する事例

続いて、労働者の権利に関する類型分類されるものを検討する。その事例には、1981年の *Fertilizer Corporation Kamgar Union(Regd.), Sindri and others v. Union of India and others* がある⁷³。

原告は、シンドリ化学肥料製造工場の労働組合、同工場の労働者、および国会議員である。被告は、インド連邦政府、インド科学肥料製造工場、シンドリ科学肥料製造工場、インド化学肥料製造工場監督である。原告は、工場施設の売却が、工場労働者の職業の自由を奪い職業の自由を保障する憲法 19 条 1 項 g に違反するとして、憲法 32 条に基づいて最高裁に訴えた⁷⁴。本件は、令状請求訴訟である。

本件で大きな争点となったのは、第 1 に原告である労働組合に当事者適格があるか、第 2 に工場の売却は労働者の憲法 19 条 1 項 g 上の権利を侵害するか、第 3 に公営企業の工場が必要なくなった施設を売却することは労働者の憲法 14 条上の権利を侵害するか、の各点である。本件では、最高裁長官チャンドラチャドが判決文を執筆した⁷⁵。

第 2、第 3 争点に関しては、工場売却の命令が恣意的でなく、非合理的でなく悪意に満ちたものではないことから、最高裁は原告の訴えを退けたのであるが、第 1 争点に関して最高裁は、憲法 32 条は憲法上の不可欠の部分であるとした上で、「もし、公共財産が浪費されているならば、公共の代表的な部類に属す人々または少なくとも直接の利害を有し影響を受ける公共部門の人々が、公共の務めと責務違反を申し立てる権利を持たないことを、最高裁に納得させるには、強力な議論を要する」と述べ、原告適格を認めたのであった。この事案においても最高裁が公益訴訟に一定の理解を示したことは、公益訴訟を発展させる跳躍台となったのである⁷⁶。

⁷² S. P. Sathe, “Public Participation in Judicial Process: New Trends in Law of Locus Standi with Special Reference to Administrative Law,” 26 JOURNAL OF THE INDIAN LAW INSTITUTE 1(1983), at 6.

⁷³ *Fertilizer Corporation Kamgar Union(Regd.), Sindri and others v. Union of India and others*, A.I.R. 1981 S.C.344. 付属資料 1 の 78 頁 140 番。

⁷⁴ 憲法 19 条は前掲注 36。

⁷⁵ *Fertilizer Corporation Kamgar Union(Regd.), Sindri and others v. Union of India and others*, *supra* note 73, at 348. 第 2 争点に関しては、憲法 19 条第 1 項 g の保障する職業の自由は、「あらゆる人々が特定の種類の職業を個人の選択で持つことを可能とする広範かつ一般的権利であり」、労働契約のもとで、特定の仕事を持つ権利や特定のポストに就く権利を保障するものではないとして、原告の主張を認めなかった。また、第 3 争点については、工場の老朽化に伴う危険性などを理由とした工場売却は労働者の憲法 14 条上の権利を侵害しないとされた。

⁷⁶ Mohammed Ghouse, “Constitutional Law I,” in 27 ANNUAL SURVEY OF INDIAN LAW 194 (1981), at 213. また、左の文献は、長官自らが憲法 19 条の「職業の自由」の内容を明確にしたこともこの判例の意義だと指摘している。また、当事者適格要件緩和に関する議論は、

アイヤール判事は、補足意見で、原告適格要件の緩和の必要性を論じた。チャンドラチャド長官に同意しながらも、公益精神に基づいて行動する人は必ず裁判に参加できなければならないと述べて、以下のように大胆な当事者適格要件の緩和を正当化している⁷⁷。

「私が思うに、法は社会の監査役である。この監査機能は、真の公益をもつ人が裁判を起こす際にのみ、作動し得る。誰も彼もがみだりに訴訟を始め、時間とお金を無駄にし、誤った事例や取るにたらない事例を持ちこんで裁判所の時間を浪費することになるのではないかと恐れる必要はない。自由が萎縮している社会では、積極主義が、参加型の裁判にとって不可欠である。何らかのリスクを冒しても、法律的なプロセスに頼ろうとする公益的精神に基づいて行動する人々に機会が開かれなければならない。当事者適格要件をめぐる狭い規則に拘って、そのような人々を裁判から退けてはならない。」

このように、当事者適格要件を緩和したことが、本件の意義であるとされている⁷⁸。争いとなっている問題に何らかの関係を持つか、またはその問題に深い関心を持つならば、その人は裁判に参加できなければならないとしたのである。

また、アイヤール判事は、特に公益訴訟について、「参加型裁判の過程の一部であり、その型の民事訴訟での当事者適格は、司法の入り口で自由に迎えられなければならない」と述べ⁷⁹、「手紙によって裁判を提起する権利 (epistolary jurisdiction)」という名称をはじめて用いた⁸⁰。

本件でアイヤール判事は、インドの状況に即して裁判へのアクセスの重要性を論じ、前出のムンバイ労働組合事件よりもさらに当事者適格要件の緩和の重要性を鮮明にした。また、公益訴訟に最高裁長官からの一定の理解が示されたことも、本件の意義の一つであろう。

5. 小括

本節では、公益訴訟の初期の方向性を、囚人に関するもの、環境に関するもの、そして労働者の権利救済に関するものという3つの類型に分けて紹介してきた。いずれの判例も、その後の公益訴訟の発展にとって重要な内容を含んでいるといえる。例えば、労

翌年の Gupta 判決の中でさらに明確かされるのである

⁷⁷ *Fertilizer Corporation Kamgar Union(Regd.), Sindri and others v. Union of India and others*, *supra* note 73, at.354.

⁷⁸ パンディアン判事も、前掲注・47 の Janata Dal 判決の中で同様の見解を示している。

⁷⁹ *Fertilizer Corporation Kamgar Union (Regd.), Sindri and others v. Union of India and others*, *supra* note 73, at 355.

Guman Mal Lodha, “Home delivery System of Justice,” 70 ALL INDIA REPORTER 73 (1983), at 76.この文献も、この点を評価している。

⁸⁰ パンディアン判事も、前掲注・47 の Janata Dal 判決の中で同様の点を指摘した。

働者の権利救済に関する事例の中で見られた原告適格要件緩和は、その後に訴訟上の制度となる起点となったと言えよう。囚人に関する判例では、マネカ・ガンディ事件に始まった憲法 21 条の積極的な解釈が加わって、刑事政策全体を揺るがすようになってきた⁸¹。また、環境に関する事例で初めて明らかにされた「実施」という概念は、1980 年代後半以降、現在に至るまで公益訴訟の主流となる環境判例の展開へと繋がっていったのであり、Ratlam 判決は、いわばその重要な起点であるといえる。

三権分立に関して、最高裁は、1980 年の Ratlam 判決によって命令を「実施」させることにおいても責任を負うことになってしまったが、1981 年の Fertilizer Corporation 判決では、三権分立で区切られた行政の活動領域に関与すべきではないと述べている⁸²。このことから、行政府の怠慢によって生じる公的侵害に実質的な救済を与えるための必要に迫られる形で、裁判所は、三権分立の境界線を越えざるを得なくなってしまうといえる。

これらの判例をとおして、最高裁は、囚人、労働者といった抑圧された人々に裁判を執行し、彼らの悲惨な状況を改善するために、裁判上の機能に「革命的な転換点」をもたらしたともいえる⁸³。しかし同時に、公益訴訟をとおして令状請求訴訟の範囲が拡大したことにより、社会の病弊を扱う訴訟が、その後ますます最高裁に持ち込まれることとなったのである⁸⁴。

⁸¹ Pushpa Kapila Hingorani, “*The Problem of Undertrials- I: Hussainara Khatoon and Public Interest Litigation,*” in RANI DHAVAN SHANKARDASS (ed.), PUNISHMENT AND THE PRISON INDIAN AND INTERNATIONAL PERSPECTIVES 184, at 191-192. この文献は、Hussainara Khatoon 判決の社会的な影響に触れながら、国家の政策にも影響を与えたことを指摘している。

⁸² *Fertilizer Corporation Kamgar Union(Regd.), Sindri and others v. Union of India and others*, *supra* note 73. アイヤール判事は、公益訴訟における司法権と三権分立の関係に関しては、司法の行政への介入は三権分立制度において細部まで踏み込むものであってはならないこと、また司法審査の基準は明確に定義付けられなければならないと決して過度になってはならないことを指摘した。このような指摘にもかかわらず、公益訴訟によって裁判所は、後年、行政領域および立法領域の侵犯を批判されることになる。

⁸³ Mehta and Jaswal, *supra* note 50, at 34.

⁸⁴ 公益訴訟の問題点については、第四章にて検討する。

第二章 公益訴訟の制度としての確立

第一節 手続面から見た確立の過程

1. 当事者適格要件の緩和

最高裁はその後、判例展開の中で、いかにして当事者適格要件の緩和を確立させていったのだろうか。

1982年の *S. P. Gupta and others v. Union of India and others* は、そのリーディング・ケースであり、当事者適格要件緩和傾向は本件で最高点に達したとされている⁸⁵。本件は、憲法 32 条に基づく、民事訴訟に類する特別許可申立(Special Leave Petition (civil))である。

事実の経過は以下のとおりである。インド連邦政府の法務大臣は、各高等裁判所の長官と各州の首相に書き送った通達の中で、「高裁の裁判官の 3 分の 1 は、その高裁の所在州以外の出身者であることが望ましい」と述べていた。弁護士である原告は、この通達が司法の独立を侵害するものであるとして、インド連邦政府にその撤回を求めた。しかし、連邦政府法務大臣は、その通達を撤回しようとしなかった。そこで、原告は、その通達の憲法上の有効性を訴える令状請求訴訟をボンベイ高裁に提出し、法務大臣、インド連邦政府、ボンベイ高裁の裁判官補を被告として告訴した。被告側は、原告がその通達による裁判官補の短期任命によって直接的には何らの法的損害を被っていないことを理由に、原告の原告適格要件を否定した⁸⁶。

本件原告が弁護士であったため、原告が司法の独立に重大な利益を持つことに疑いの余地がないこと、および、もしそれを侵す影響のある憲法上または法律上の行為を国家または公的機関がとる場合、原告がその行為の合憲性および合法性を問うことに関心を抱きうることを、最高裁は認めた。最高裁は、弁護士を「裁判という聖殿の祭司」に例え、原告は通達の合憲性を問うのに十分な関心を持つとして、原告適格を認めた⁸⁷。

バグワディ判事は、公益訴訟における当事者適格要件の問題について、「社会の一員であるなら何人であっても、当該事件に十分な利害関係を持つ限り、憲法または法律違反の国家または公共機関の行為または怠慢によって生じた損害に対して、裁判による救済を求めて、憲法 32 条で最高裁に、226 条で高裁に訴訟を提起することができる」と述べた⁸⁸。裁判へのアクセスが社会的経済的抑制によって制限されているインドでは、裁判へのアクセスの実現が計り知れない重要性を持つことを指摘しつつ、「司法的救済を民主化する意味でも、裁判への簡単なアクセスの可能性を阻む技術的な障壁を取り除

⁸⁵ *S. P. Gupta and others v. Union of India and others*, A.I.R. 1982 S.C. 149. 付属資料 1 の 57 頁。

A. K. Ganguli, *supra* note 44, at A-7. 他多数。

⁸⁶ 本件は司法の独立をテーマとする膨大な判例であるが、本稿では公益訴訟に関連する部分のみを扱う。それは、本件原告の当事者適格要件に関する議論である。

⁸⁷ *S. P. Gupta and others v. Union of India and others*, *supra* note 85, at 195-196.

⁸⁸ *Ibid.*

くことが必要であること、そして、奪取と搾取の対象である大衆が、インド憲法により付与されている社会的経済的権利を実現し享受することを目指して、公益訴訟を促進しなければならない」と述べたのであった⁸⁹。

また、同判事は、当事者適格要件緩和の理由を法の支配の維持にも求めた。国家の怠慢によって違法行為が生じた場合、善意で行動する人が訴えを提起できないならば、法の支配を維持することができないとの危惧を示した⁹⁰。すなわち、公権力の違法行為または公権力の侵害に関して、裁判による救済を得られないならば、人々は裁判所に頼ることをやめ、その結果として法の支配が深刻に損なわれることになるというのである⁹¹。ゆえに、憲法または法律に反する国家または公権力の行動または怠慢によって生じた公的違法行為または公的侵害が存在する場合は、善意で行動する社会の一員ならば誰でも、そのような公的な違法行為または公的侵害に対する救済を求めて訴えを提起することが出来るのである⁹²。

しかし他方で、この場合に裁判所を動かす個人は、「善意で(bona fide)」行動しなければならないこと同判事は強調した。その目的が、個人的な利益、政治的な動機、または不正のためであるならば、裁判所はそのような訴えを門前払いすべきであるとした。「善意であること」を強調し、公益訴訟を政治家に利用させてはならないことはもちろん、行政過程を通して目的を実現できない圧力団体が裁判所を使ってその目的を果たそうとすることも、裁判所は許してはならないと述べたのである⁹³。

また、手紙によって裁判を提起する権利に関しては、「手続は裁判の僕（しもべ）であり、裁判の申立は、いかなる手続上の技術によっても妨害されることがあってはならない」ので、「裁判所は躊躇することなく良心の呵責を感じることもなく、配分する権力の行使における手続の技術的な規則を廃止し、公益的な精神に基づいて個人が書いた手紙を令状請求訴訟として扱う」として、手紙を令状請求訴訟として扱ってもよいと述べた⁹⁴。

裁判所は、「基本的な人間の権利を否定され、自由と解放が何の意味もたらさない大多数の人々に裁判へのアクセスを可能にするため、新しい方法を編み出し、新しい戦略を工夫しなければならない⁹⁵」状況において、法が「社会的経済的変化を生じさせる目的で、組織された社会活動の道具として使われている⁹⁶」ことも、原告適格要件緩和の

⁸⁹ *Ibid.*, at 184.

⁹⁰ *Ibid.*, at 189-190.

⁹¹ *Ibid.*, at 191. また、インドには政治部門から独立した公益の擁護を行う機関が存在しないことも、その理由の1つに挙げた。

⁹² *Ibid.*, at 190.

⁹³ *Ibid.*, at 195.

⁹⁴ *Ibid.*, at 188-189.

⁹⁵ *Ibid.*

⁹⁶ *Ibid.*, at 190-191.

Ibid., at 188-189. 第三者からの訴えであっても、その内容が個人的な違法行為または権

理由に挙げている。

貧困、無知、差別からの自由、また、健康的な環境の権利、社会の安全の権利といった社会的経済的権利の実現には、政府に代表される公権力の積極的な介入が必要とされる。そしてこれらの権利は、個人または特定の集団ではなく不特定大多数の人々に関わるため、伝統的な当事者同士が争う訴訟では十分に実現されない。これらの権利に対する法律上の侵害は、すべて公的侵害ということになり、申し立てられた行為は、特定のまたは身元の明らかな階級または集団の権利に影響を与えていると必ずしも示されるのではない。このような場合、公的侵害への不履行の義務は、政府に代表される公権力が一般社会に対して負うことになるのである。そこで、もし、このような公共の義務の不履行が、誰も特定の法的侵害を被らなかつたこと、もしくは、このような公共の義務に関する決定に関係する手続に参加する権利がなかつたことを理由に、救済されないのならば、このような公的義務の不履行が抑制されない状態にあり続けることであり、ひいては法の支配への不信を招来する。そして、ひどい場合には、公権力の濫用に対して何の抑制もなされないため、権力の腐敗へと繋がる。

以上のように、バグワティ判事は、公的侵害が原告適格要件に関わらず救済されるべきことを指摘した⁹⁷。

バグワティ判事は、三権分立に関して、「特に公益訴訟が裁判官の政治的手腕と高度に創造的な能力を必要とする法解釈の産物であるため」、裁判所が公益訴訟を扱う際の注意点として、裁判所が公益訴訟によって司法権に与えられている機能の限界を超えてはならないこと、そして行政と立法に憲法上留保されている領域に侵入しないことに気をつけなければならないことを指摘している⁹⁸。

もう1つの本件の意義は、社会的弱者の権利の実現のためのみならず、「司法の独立」という国民一般に関わる公共の利益の存在を根拠に原告適格を認めたことにある。バグワティ判事は「公益訴訟が将来その公法の流れを変える新しい概念と主義となる」と予見しているが⁹⁹、本件を契機に社会活動に限られていた公益訴訟が、その名のとおり、環境、政治汚職といった公共利益に広く関わる分野を発展させていくのである。

2. 弱者救済の進展

利侵害である場合は、法律扶助組織が扱うべきであるとした。

⁹⁷ *Ibid.*, at 191.

⁹⁸ *Ibid.*, at 195.

⁹⁹ *Ibid.*

原告適格要件の緩和は、Gupta 判決にとどまらず、それに続く判決でも、Gupta 判決と共に同じ方向性が確認されたのである。

1982 年の *People's Union of Democratic Rights v. Union of India and others* (アジア大会建設事件)¹⁰⁰は、社会活動団体である原告が、アジア大会の建設現場で働く隷属的労働者たちの惨状と彼らの救済を訴えて、1 通の手紙をバグワティ判事に宛てたことから始まった。本件は、憲法 32 条、226 条に基づく令状請求訴訟である。

原告からの手紙は、科学者のチームが作成した報告書をもとに書かれたものである。手紙による訴えの内容は、アジア大会の建設現場で労働に従事する労働者に対して、被告であるインド政府、デリー開発局、デリー市庁が最低賃金を払わず、労働環境の不備を放置し、児童労働までさせていることを訴えるものであった¹⁰¹。被告は、権利を侵害されている者はアジア大会作業現場で働く労働者であり本件原告ではないため、原告は当事者適格要件を持たないことなどを主張し、反論を行った¹⁰²。

バグワティ判事は本件を公益訴訟として扱った。当事者適格要件緩和の理由について、Gupta 判決を引用し、貧困が原因で裁判にアクセスすることができない者が司法による救済を得るためには、伝統的な当事者適格要件を緩和しなければならないとして、原告からの手紙を令状請求訴訟として受理した。そして最高裁は、公益訴訟は、「法律扶助運動の 1 つの戦略的な武器であり、また、裁判に貧しい大衆の手が届くようにすることを意図するもの」であり¹⁰³、「対審構造を本質とする通常の伝統的訴訟とはまったく異なる種類の訴訟」であると定義し、公益訴訟の本質を原告と政府または公的機関と裁

¹⁰⁰ *People's Union of Democratic Rights v. Union of India and others*, A.I.R.1982 S.C.1473. 付属資料 1 の 12 頁 23 番。バグワティ判事は判決中で、隷属的労働制度とは、「ある人が、一生かかっても到底返済しきれない額の負債のために、何年もの間、無報酬で労働を強いられ続けること」であると定義している。本件は、重要判例であるため、先行研究も紹介しているが、本稿は更に詳しく紹介することとした。(安田・前掲注 7 (1987)、389-390 頁。稲・前掲注 7、195-196 頁。)

¹⁰¹ *Ibid.* 報告書によると、本件労働者は不可触民など弱者層に属する者であるが、インド各州から契約主やジャマダールと呼ばれる仲介斡旋業者によって、アジア大会建設現場に集められた契約労働者である。被告がジャマダールを介して労働者に支払う額が 9.25 ルピーであるため、ジャマダールの搾取により、労働者の手には 8.25 ルピーしか渡っていなかった。そこで、原告は、労働者の日当に関しては被告が最低賃金法と契約労働法違反であること、そして労働者の生活環境に関しては被告が契約労働法と州際移住労働者法に違反していることを主張した。

¹⁰² *Ibid.* 本件で申し立てられているのは労働者の便益のために制定された労働立法の違反のみであり基本的権利ではないため、憲法 32 条が基本的権利違反でなければ申し立てることができない規定であることから本件は維持できないこと、労働者を雇っているのは契約主であり被告ではないことなども争いになった。これらに対して、最高裁は、本件被告は、第一使用者として、労働者の権利と便益の確保に対する規定上の責任を負うべきであり、契約主が労働立法上の義務を果たせない場合、被告が代わって実施しなければならないとした。

¹⁰³ *Ibid.*, at 1476.

判所による協力的または協働的努力であるとした¹⁰⁴。次に、本件のように、「基本的権利を侵害された被害者が弱者層に属しているために、搾取する強大かつ権力ある敵に立ち向かうことができない場合、国が責任をとらなくてよいとはいえない¹⁰⁵」、よって、「本件被告は、契約主に労働立法を遵守させる義務があるといえる。また、その労働者の主張を代弁する原告には、インド政府に対してこの義務の実施を求める資格がある」としたのであった¹⁰⁶。

本件の意義は、公益訴訟の概念が明確化されたこと、裁判は貧しくて社会的にも弱い者にとっての裁判でもあると強調して「技術的なルールを棄てた」こと、労働者の経済的権利の実現に貢献したことであると言われている¹⁰⁷。

また、1984年の *Bandhua Mukti Morcha v. Union of India and others* (隷属的労働者解放戦線事件) も同種の事例である、憲法 32 条に基づく令状請求訴訟である¹⁰⁸。原告は、隷属的労働者の解放を目指す社会活動団体である。原告は、数多くの労働者がデリー市近郊ファリダバードの採石場の「非人間的で耐えられない環境」の中で採石作業に従事させられていると、1 通の手紙によって訴えた。

最高裁は、その手紙を令状請求訴訟として受理すると、2 人の弁護士をコミッショナーとして任命し、報告書の作成を命じた¹⁰⁹。最高裁は、コミッショナーの提出した報告

¹⁰⁴ *Ibid.*, at 1477.

¹⁰⁵ *Ibid.*

¹⁰⁶ *Ibid.*, at 1491. また、*Ibid.*, at 1490. で、バグワティ判事は、本件の労働が憲法 23 条の禁止する強制労働に該当するため、違憲であるとした。憲法 23 条は、1 項にて「人身売買、ベガー (begar) その他これに類する形式の強制労働は禁止される。この規定の違反は、法律により処罰される犯罪となる」と規定している。「ベガー」とは、報酬なしの強制労働のことである。そして、憲法 23 条の「強制労働」の解釈について、「憲法 23 条が禁止する『その他これに類する形式の強制労働』とは、特定の型のみではなく、あらゆる型の強制労働を意味する」とした。さらに、「仮に、報酬が支払われても、その労働提供が強制力または実力の結果によるものであり、自発的なものでない場合は、強制労働である」と「強制労働」についての解釈を拡大した。そして、「強制」の意味については、「その人にとって他に選択の余地がないような経済状況による強制によって生じた場合も含むので、本件のように最低賃金以下の報酬で労働力またはサービスを提供することを強制されることも含むと解される」とした。労働に対して最低賃金が払われないことは憲法 23 条違反であるとしながら、政府の行為が憲法 23 条違反であると述べたのである。

¹⁰⁷ *Ibid.*, at 1483.

¹⁰⁸ *Bandhua Mukti Morcha v. Union of India and others*, A.I.R. 1984 S.C. 802. 付属資料 1 の 12 頁 23 番。本件は、安田・前掲注 7、391 頁～393 頁で簡単な紹介がされている。また、稲・前掲注 7、199 頁～216 頁「第七章 隷属的労働者解放戦線事件の研究」では、バグワティの執筆した事実、判断、命令の詳細な紹介がなされている。しかし、本件は大変膨大かつ重要な判決であるため、本稿も取りあげ、弱者救済の理論と 32 条による手続を検討した。

¹⁰⁹ 彼らにその採石場へ赴くこと、そして原告が手紙の中で名前を列挙していた労働者ひとりひとりと面談を行うように命じた。コミッショナーから報告書が提出された後、聴聞が行われた。この日、裁判所は、コミッショナーの提出したレポートの複写が被告らの手元に配布されるように命じ、被告に反論の機会を与えた。同日、最高裁は、社会法学的調査

書をもとに審理をスタートした。被告は、予備的反論で、原告の基本的権利も労働者の基本的権利も侵害されていないので、原告の訴えは憲法 32 条の令状請求訴訟に該当しないこと、および、最高裁にはコミッショナーの任命権がなく、またコミッショナーの報告書も反対尋問を受けていないので証拠としての価値がないことを主張した。

原告適格要件に関して、判決を執筆したバグワティ判事は、憲法 32 条第 1 項の「適正な手続 (appropriate procedure)」を大胆に解釈することによって被告の原告の当事者適格を疑う被告の反論に答えている。彼は、憲法 32 条は善意の第三者ならば権利侵害を被った当事者に代わって最高裁に救済を求めることを可能にしていると述べた。憲法 32 条第 1 項の文言解釈に限界はなく、特定の手続でなければ動かすことができないと規定していない。すなわち、「この規定は、基本的権利の侵害があるときには、いつでも誰でも、その実施を求めて最高裁を動かすことができるのである」と述べた¹¹⁰。手紙による裁判開始に関しては、先の *Batla(II)* 判決と *Gupta* 判決をさらに発展させて、善意の第三者による手紙も「適正な手続」とみなしうるとしたのである¹¹¹。

次に、コミッショナーの任命とその報告書の証拠としての価値に関して、バグワティ判事は、憲法 32 条 2 項によって最高裁は基本的権利の保障のために適正であると思われる、いかなる命令、指令、令状も発給することができる」と解釈し、基本的権利実施のためならば、最高裁は自由に手続を選択することができるとしている¹¹²。憲法 32 条 2 項は、裁判が対審構造の採用を義務付けているのではないと解釈できるといい、両当事者と裁判所の協働的性格の憲法上の根拠をここに求めた。ゆえに、経済的社会的弱者の基本的権利を守るための裁判で対審構造を採用すると、彼らが有能な弁護士を雇うことは困難であり、それ以上に、裁判所に必要な証拠を提出することができないため、強大な敵に対して不利な立場に立たされることになり、対等に戦うことができないなどの状況に立たされる。そのような場合、裁判所は対審手続を棄て、無力な彼らにかわってコミッショナーを任命し、彼らの基本的権利違反を申し立てるために必要な事実およびデ

のために学者をコミッショナーに任命し、採石場の状況、および隷属的労働者制度廃止法、州際移住労働者法が侵害されているかどうかを報告するように命じた。なお、この調査の費用に関しては、ハルヤナ州に負担を求めた。

¹¹⁰ *Ibid.*, at 813. *Gupta* 判決で述べたのと同様に、その理由を、最高裁に訴え出る手段を持つ裕福な人々だけでなく、認識、主張能力、そしてリソースの欠如ゆえに司法的救済を求めることのできない大衆にとっても、基本的権利を意味あるものとするためであるとした。

¹¹¹ *Ibid.*, at 814. なお、パタク判事はバグワティ判事に賛成しつつも、公益訴訟による司法積極主義によって生じる弊害を予見して、慎重論の立場にたつて興味深い見解を示した。まず、憲法 32 条 1 項の「適正な手続」に関しては、バグワティ判事同様に善意の第三者に原告適格を認めると解釈しながらも、「基本的権利の実施のためになされる主張の判決へと、適切に導き、結果として効果的な救済を与えることができる手続」であるべきだと述べ、手続の重要性を主張している。

¹¹² *Ibid.*

ータを集めることができるというのである¹¹³。

この事件で、バグワティ判事は、最低賃金法、隷属的労働者制度（廃止）法などの労働立法を検討した上で、隷属的労働者の最低賃金の確保、生活環境および労働環境改善のために、トイレの設置、飲料水の供給、労働者の健康管理、労働者の子供たちへの教育、労働者の職業訓練の実施などの指令を 21 項目にまとめ、判示したのであった¹¹⁴。このように、本件は、それまでの判例で示されてきた手紙による裁判権、共働的性格、コミッショナー任命といった公益訴訟の特徴的な技術を、32 条 1 項および 2 項に基づいて明確化した。また、多数の隷属的労働者の救済を図り、解放へと導いたことも、本件の意義であるといえよう。

この流れはその後の同種の事例でも続いた。例えば、1985 年の *Mukesh Advani v. State of Madhya Pradesh* は、これも 32 条に基づく令状請求訴訟であるが、弁護士である原告が、メディア記事をもとに最高裁に 1 通の手紙を宛てたのを契機に訴訟が開始された¹¹⁵。その訴えの内容は、ある地方の鉱山の隷属的労働者の救済を求めるものであった。そこで、地方裁判官に、現地に赴いて隷属的労働者の存在を確認し、労働環境を報告するように命じた。報告書は、それらの労働者が多額の借金に拘束されていること、契約時に設定された額よりも少ない賃金しかもらってないことなどを報告した。労働者の斡旋を行った契約者と、被告である州政府は、この報告が明らかにした事実を認めた。最高裁は、第 1 措置として、被告に対して、労働者に最低賃金を支払うように命じたのであった。

また、1986 年の *Sheela Barse v. Union of India* は、刑務所に留置されている子供たちの救済を求めた事例である¹¹⁶。社会活動家である原告は、最高裁に、18 歳以下の青少年の釈放と、地方裁判所裁判官に刑務所を訪問して青少年の管理が適切になされているかを確認すべきことなどを求めた。最高裁は、憲法 39 条(f)および、各州の定める子供に関する法律の存在にも触れつつ、地方裁判所およびセッションズ裁判所等の諸機関に対して命令を下した¹¹⁷。

1988 年の精神病院の環境改善を求めた事例である *Rakesh Chandra Narayan v. State of Bihar* もまた、原告が最高裁長官に宛てた手紙が、憲法 32 条に基づく令状請

¹¹³ どの比重でコミッショナーの提出した報告書に記載されている事実とデータに依拠するかは、完全に裁判所に委ねられているとも、最高裁は述べている。コミッショナーが提出する報告書は、一応の証拠 (*prima facie evidence*) となる。なお、そのコミッショナーとなる人物の人選に関しては、事実への尋問・調査といった責任に耐える人物を選ぶことに注意を払っていると述べている。

¹¹⁴ *Ibid.*, at 840.

¹¹⁵ *Mukesh Advani v. State of Madhya Pradesh*, SCALE(PIL)1981-97, 69(2.5.1985).

¹¹⁶ *Sheela Barse v. Union of India*, SCALE(PIL)1981-97, 1507(5.8.1986).

¹¹⁷ 憲法 39 条(f)は、「子どもが健康かつ自由と尊厳を有する条件で発育する機会と便宜を与えられること、また、青少年を搾取から保護し、道徳的・物質的放任から保護すること」を規定する。

求訴訟の形態をとって、公益訴訟として受理された事例である¹¹⁸。2名の市民による手紙の内容は、ビハール州のある精神病院の惨状を訴えるものであった。最高裁は、下位裁判所長官に、当該精神病院への訪問、および院内環境に関する報告書の作成を命じた。最高裁は、その報告をもとに運営委員会を任命して、状況の改善のため定期的かつ継続的な監視にあたること、衛生設備の改善、および患者の社会復帰の手助けを命じたのである。

3. 小括

当事者適格要件緩和の傾向は、1978年と80年の両 *Batra* 判決、1981年の *Fertilizer Corporation* 判決、1980年の *Ratlam* 判決を経て、1982年の *Gupta* 判決で確立されたとされている¹¹⁹。緩和の根拠は、社会的経済的弱者の救済、および政府および公権力による公的侵害からの救済の2点である。*Gupta* 判決の意義は、貧しい人々に代わって訴える場合だけでなく、自分個人の権利も含めて社会の一員として「十分な利益」を持つ場合にも、「拡散的、集合的、かつ個人を超越した権利」を主張するために当事者適格が認められることが明確化されたことである¹²⁰。*Gupta* 判決は、「基本的権利さえも否定されていた民衆に裁判へのアクセスを与えるための新しい方法を考案し、新しい戦略を編み出し¹²¹」、そして、「憲法前文が約束している社会経済的正義の実現を可能にした¹²²」と評価されている。

そして、この *Gupta* 判決を土台にしてアジア大会建設事件と隷属的労働者解放戦線事件で憲法32条が柔軟に解釈されたことによって、当事者適格要件緩和のみならず、従来の対審構造を避けて裁判所と原告・被告との協働作業によって問題の解決を図る手法や、専門家による報告書の作成などといった公益訴訟の手續が体系的に発展し、これ

¹¹⁸ *Rakesh Chandra Narayan v. State of Bihar*, SCALE(PIL)1981-97, 100(27.9.1988).

¹¹⁹ A. S. Anand, "Judicial Review – Judicial Activism – Need for Caution," 42 JOURNAL OF THE INDIAN LAW INSTITUTE 149(2000), at 155; Ratilal P. Dholaria, "Public Interest Advocacy," 81 ALL INDIA REPORTER 37 (1994), at 38. 後者の論文は、「*Gupta* 判決に至る一連の判例を通して、革命(revolution)が裁判の過程で生じたことが明らかである」と評価している。

¹²⁰ Clark D. Cunningham, "Public Interest Litigation in Indian Supreme Court: A Study in the Light of American Experience," in JAGGA KAPUR (ed.) SUPREME COURT ON PUBLIC INTEREST LITIGATION vol.1(unknown) A-67, at 70-73. この文献は、インド公益訴訟を、アメリカでの公共訴訟の展開と比較しながら、原告適格について、代表者としての原告適格 (representative standing)と市民としての原告適格 (citizen standing) に分けて検討している。Cunningham は、アメリカの場合と異なり、公益訴訟判例、学説ともどもこのような区別のなされていないことが問題だと指摘しつつも、市民としての原告適格は、一般公共の間で拡散していたために実施されてこなかった伝統的な個人的権利を擁護することで、正当化されるとしている。

¹²¹ Guman, *supra* note 79, at 75.

¹²² Anand, *supra* note 119.

らの傾向が定着していった¹²³。また、訴えの形式に関しても緩和が見られ、第三者からの手紙による裁判権も認められるようになったが、これは現在も続いており、最高裁長官宛に、公的な重要性を帯びた問題を書き記した手紙を送れば、ガイドラインに従って公益訴訟として扱われることになっている¹²⁴。

コミッショナーを任命し、その報告書によって原告の証拠収集能力の不十分さと最高裁のその事件に関する専門性を補う傾向、および命令・指令による段階的な解決を目指す傾向は、憲法 32 条 2 項の柔軟な解釈によって最高裁の権限であると明言され、公益訴訟の技術として、その後も定着していった。

このようにして、インドの公益訴訟は、公的侵害からの保護、および社会的弱者保護のため、必ずしも狭義の当事者による救済の訴えとはいえない訴訟形式になっていった。これによって、確実な法律知識も救済のためのアクセス手段も実質的にもたない社会的弱者の人権を、裁判所が積極的に救済することが、これによって定着していったのである¹²⁵。当事者適格要件の緩和によって、インドにおける裁判所の役割は一層拡大し、個人の権利の保護者としてのそれのみならず、法の支配の擁護者としてのそれをも担うことになった。このように、「訴訟制度そのものを変えてしまった¹²⁶」ことによって、欧米の一般的な訴訟概念とは異なるものを、裁判所の機能として生み出した、と言っても過言ではない状況なのである。

第二節 環境権の確立と公益訴訟

1. インドの環境問題と環境訴訟を取り巻く状況

インド社会の現代化と経済成長に伴い、公益訴訟をとおして環境問題、政治汚職、消費者問題といった一般的な社会問題も、最高裁に大量に持ち込まれるようになったが、わけでも、環境判例の展開は、量的にも質的にも際立っている¹²⁷。

そこで本節では、公益訴訟の展開を検討するにあたって環境判例に焦点を当てること

¹²³ 本章第二節にて検討した。

¹²⁴ インド最高裁のホームページを参照した。前掲注・43。

¹²⁵ Mehta and Jaswal, *supra* note 50, at 37 は、「最高裁は声をあげられない者に声を与えてきた」と評価している。しかし、Sathe, *supra* note 72, at 12. は、Gupta 判決、アジア大会事件、隷属的労働者解放事件でのバグワティ判事の見解に賛成しつつも、これらの社会の不正義の根本的原因の存する社会制度および経済制度に変革をもたらすことは、裁判所には不可能であること、そして人々の司法に対する期待に応えられなかった場合、裁判所の正当性が失墜することを危惧した。そして、公益訴訟と当事者適格要件緩和は、増大する政府の義務のための手段であると指摘した。また、Challapalli Ramachandra Rao, “Public Interest Litigation – Whether and Howfar Legislative / Statutory Regulation is Permissible,” 3 ANDHRA LAW TIMES 20 (1998), at 25. も Gupta 判決を評価しつつも、社会の不正義と社会改革の負荷は裁判所のみで担えるものではないと指摘している。

¹²⁶ Cunningham, *supra* note 120, at A-86.

¹²⁷ 1976 年から 2001 年前半までの約 1000 の判例に目を通した結果、環境訴訟の増加が目についた。

にした。実際に、環境破壊の被害を最も直接的に被ってきたのは、森林に住む部族民や、第一次産業に従事する低カーストの貧しい人々であることから、インドにおける環境問題は一般的であると同時に、インド独特の問題性を帯びているともいえよう。

インドでは、1970年代以降の経済の自由化政策により工業化が進んだが、経済発展が優先され、環境保護はなおざりにされていた。NGOを中心に環境保護が叫ばれたが、インドの環境立法が、ほとんどの場合、意思決定過程への参加から国民を排除した官僚的な構造でなされてきたことや、行政の無法性と怠慢さのゆえ、いきおい国民の期待は裁判所に向かったのである¹²⁸。

現在、インド環境訴訟の大部分は公益訴訟によると言われている¹²⁹。従来、環境訴訟は不法行為法、集団訴訟で争われてきた¹³⁰。また、1970年代から存在していた環境立法も紛争解決の方法についての規定を持っていたにもかかわらず、環境問題は司法の保護をさほど受けてこなかったといわれている¹³¹。これら従来手段に対して、公益訴訟は、通常の訴訟と異なり、第三者も原告となって社会の利益のために申立をし得ることや、必ずしも当事者は対審構造をとらないことや、継続的な指令および命令を含む判決が将来にわたる方向性を示すことなどの特徴をもつ。その上、その手続の簡便さと訴訟進行の速さもあって、社会問題に対する意識の高いNGOや公共的精神に基づいて行動する個人が、環境汚染の原因者に重大な圧力を生じさせて汚染排除の方法を採らせるこ

¹²⁸ SHYAM DIVAN and ARMIN ROZENCRAZ, ENVIRONMENTAL LAW AND POLCY IN INDIA (2001), at 23 - 39. 特に森林法ではその傾向が著しく、近視眼的な商業政策と工業政策によって森林面積は急激に減少したといわれている。また、インド政府の環境政策に関しては、第6次五カ年計画（1980年から85年）にて本格的に「環境と開発」というテーマで環境問題が論じられるようになった。続く第7次五カ年計画（1985年から90年）では、持続可能な発展が強調された。こうして環境に対する意識が高まる中、1980年代後半までに、インドの指導者の間で、貧困と発展の遅滞が数多くの環境問題をもたらすという認識が生まれた。この認識から第7次計画は、産業、科学、技術、農業、エネルギー、教育のようなすべての主要な部門の計画に環境的配慮が含まれることになったのである。行政は20年の間、十分に機能しなかったという。

¹²⁹ *Ibid.*, at 133.

¹³⁰ *Ibid.*, at 157-157. 集団訴訟は、民事訴訟法(the Code of Civil Procedure of 1908)の規定に従って行われる。環境裁判における集団訴訟の利点は、公益訴訟による令状請求訴訟が金銭賠償を認めないのに比し、金銭賠償は集団訴訟によってのみなされること、また、集団訴訟は審理の間、詳細な証拠が提出されるため、裁判官が宣誓供述書をもとに争点を決定することができること。専門家は対審尋問に資料を提出することが要求されるため、複雑な事案の解決には集団訴訟の方が適していることが挙げられる。欠点としては、原告おのおのの足並みが揃わない場合、集団としての統一性が失われること、負債または救済に関して集団のなかで意見の不一致が見られる場合、訴訟そのものが複雑化することが挙げられる。

¹³¹ *Ibid.*, at 36. D. K. Bhat, “Judicial Activism through Public Interest Litigation: the Indian Experience,” 85 ALL INDIA REPORTER 120(1998), at 121. Bhat は、環境立法が環境汚染防止に効果がなかったこと、国民の基本的権利の擁護者として高裁および最高裁の監視活動がこれらの立法の実施を強制していると述べている。

とが出来たといっても過言ではないだろう。

1987年の判例年間調査は、インド国内で環境保護運動の気運が高まる中、公益訴訟がその手段として用いられるようになったこと、最高裁自らもそのような社会の要請に応えようとしたことを指摘している¹³²。インド環境法を知る上で、公益訴訟の貢献からも、公益訴訟を論じることは不可欠であろう。

本節では、まずインド憲法における環境権規定を検討し、次に1980年代のリーディング・ケースである1986年のシリラム・ガス流出事故事件を中心に、公益訴訟における主要な環境判例を紹介する。本節のねらいは、環境権理論の発展および権利救済手段の発達を検討し、それらがインド環境法の発展にどのように貢献したかを論証することによって、インド公益訴訟の発展と展開を検討することである。

2. インド憲法と環境権

(1) 環境権規定と基本的権利（憲法 21 条）

インド憲法は、裁判規範性のない国家政策の指導原則にて、環境保護を政策の努力目標にすることを規定している。48A条は、「環境の保護と改善、森林と野生動物の保護政策」として、「国家は、環境を保護し改善し、そして国土の森林と野生動物に対する保護政策に向かって努力しなければならない」と規定している。また、51A条は、国民の基本的義務を定めているが、その(g)項で、「森林、湖、川そして野生動物を含む自然環境を保護し改善すること、および生き物に同情を寄せることは、すべてのインド国民の義務である」と規定している。51A条は、原則的には国民に科された義務であるが、これも裁判規範性をもたない。

このように、元来、インド憲法は環境権を基本的権利として規定していなかった。では、なぜ、基本的権利を救済する規定である32条の令状請求訴訟が、環境権をめぐる問題に用いられ得たのであろうか。ここに、公益訴訟が基本的権利として環境権保障を推し進めた理由があり、それゆえに、公益訴訟が環境権の確立に貢献し、その後のインド法における環境法分野の発展を導くことになったのである。そして、この発展の鍵となったのが、21条の解釈と、国家政策の指導原則規定および国民の基本的義務規定の性格の変化である。

インド憲法 21 条は、「生命と人身の自由の保護」と題して、「何人も、法律の定める手続によらないでは、生命、または人身の自由を奪われてはならない」と規定している。公益訴訟の草創期、最高裁は、人権擁護に前向きな姿勢を明らかにし、新しい憲法理論を編み出したのであるが、その契機となったのが、1978年のマネカ・ガンディ事件である¹³³。すなわち、それは21条の解釈に関して先例がとっていた限定的な解釈を覆し、

¹³² Parmanand Singh, “Public Interest Litigation,” 23 ANNUAL SURVEY OF INDIAN LAW 139(1987), at 139.

¹³³ *Maneka Gandhi v. Union of India*, *supra* note 45. 原告は1977年7月、インド政府か

人身の自由を制約する行政による手続は、公正かつ合理的かつ公平(just, reasonable, and fair)でなければならないとしたことである。この新しい解釈は、環境判例の中でも、人権救済の理論として成長していった。

環境問題を扱った判例で最高裁は、マネカ・ガンディ事件の解釈からさらに進んで、「生命」の部分に環境権を読み込むことにより、環境権に基本的権利の性格を与えた。あわせて、48A 条と 51A 条を引用しながら指令および命令を下す手法を用いて、救済を与えることとなったのである。その論理を、公益訴訟が環境分野に定着する過程とともに、以下に紹介する判例をとおして検討する。

(2) シリラム・ガス流出事故事件までの公益訴訟における環境判例の経過

環境判例は、公益訴訟が設立されてまもなく最高裁に持ち込まれた 1980 年の *Municipal Council, Ratlam v. Vardhichand* から始まる¹³⁴。この事件は令状請求訴訟によらなかったため基本的権利としての環境権を論じたものではないが、公益訴訟における環境判例の展開の礎となった重要判例である。

本件では、多額の費用と長い時間を要する下水施設の建設を共同体に対する義務として実施することを、財政難を主張する自治体に強制することが出来るかが争点となった。最高裁は、財源不足を理由に行政は責任を免れることはできないとして、下位裁判所の指令を維持した。もし法律の定めを無視し、裁判所の命令を遵守しないならば、自治体と議員は法律の定める罰則を受けなければならないとも述べた。最高裁は、原告

ら、旅券法の規定に基づいて一般的公共の利益のため原告の旅券を押収したとの通知を受けた。原告の質問に対して、被告インド政府は押収の理由を述べない旨を告げた。14 条は法の下での平等と題して、「国は、インド領域内で、法の下での平等、法律の平等な保護を何人に対しても否認してはならない。」と定めている。また、19 条は言論の自由などに關する特定の権利の保護と題して、1 項「すべての公民は、以下の権利を持つ。(a) 言論および表現の自由、(b) 平和にそして武力を備えずに集会すること、(c) 団体または連合を形成すること、(d) インド領域内を自由に移動すること、(e) インド領域内のどの部分においても居住し定住すること、(f) 削除、(g) あらゆる専門的職業に従事すること、あらゆる職業、公益、または商業を営むこと。」と定めている。(前掲注・41 を参考にした。) 詳しくは、第一章第一節にて検討した。

¹³⁴ *Municipal Council, Ratlam v. Vardhichand, supra note 69.*

本件原告はラトラム自治体であり、被告は同自治体の管区の住民であった。本件は、刑事訴訟に類する特別許可申立である。本件被告は近隣のスラム街から流出する排水および排泄物から生じる悪臭に悩まされていた。当該住民らは、本件に先立って、「裁判所は生活妨害の除去を自治体に要求することができる」と定める刑事訴訟法の規定をもとに、自治体に汚物を流すための配水管を設置すべき義務の履行を求めて、下位裁判所裁判官に訴えた。訴えを受けた下位裁判所裁判官は、6 ヶ月以内に悪臭という生活妨害を取り除くための行動計画の作成を自治体に命じたが、この判決を不服とした自治体は、セッションズ裁判所に上訴した。セッションズ裁判所は、下位裁判所が下した命令を留保した。そこで、今度は住民が高裁に上訴したところ、高裁は下位裁判所の指令を支持した。さらに本件で、自治体が高裁に上訴したところ、高裁は下位裁判所の指令の違法性を最高裁に上訴したのである。

本件に関する本文中の記述は、拙稿・前掲注 7(2006)、39 頁による。

の厳しい財政状況を考慮して3通りの計画を提示し、そのうちの一つを実施するように命じたのである。

この判決の意義は、アイヤール判事が「実施」という概念を初めて明らかにしたところにある。すなわち、アイヤール判事は、裁判のプロセスの発展には、新しい「実施」という側面があると述べ、公益訴訟において新しく「実施」という概念を明らかにして、原告自治体に都市衛生の管理を命じている¹³⁵。これが公益訴訟手続の特徴の一つとなる継続的な命令へと発展する。裁判所は、命令実施のための行動計画を示し、命令の遵守状況を見守りながら、行政の怠慢によって侵害された国民の権利救済を図ることが可能になったともいえるのである。

1983年から始まった一連の *Rural Litigation and Entitlement Kendra, Dehradun v. State of Uttar Pradesh and others* (デラドゥン溪谷事件)は、インド環境法上初めて、生態系の保全と開発の利益が衝突する利害のバランスを正面から論じたものである¹³⁶。本件は、原告が1983年に最高裁に書き送った1通の手紙を、最高裁が憲法32条の令状請求訴訟として扱ったところから始まった。被告は、ウツタル・プラデシ州政府及び100以上の鉱山借地人らである。原告によると、ヒマラヤ近くに位置するデラドゥン溪谷は、自然の美しい名所であるが、無秩序な石灰石採掘活動のせいで森林伐採が進み、水質汚染が発生し、村落への飲料水の供給が妨げられ、灌漑も低下し、地域全体の生態系が乱れることとなったという。訴えを受けた最高裁は、被告である州政府とデラドゥン地域の収税官に通知を出し、新たな採掘活動の停止措置を命じ、下位裁判所裁判官とデラドゥン地域の警察署長に対して、その命令を厳格に実施するよう命じた。そして聴聞を経た後、委員会を招集し、その委員会に鉱山法で定められた基準に基づいてその地域の鉱山を調査させた。

1985年12月の判決で最高裁は、衝突する開発と環境保全それぞれの利益を両立する必要性を強調したが¹³⁷、中間的な指令(*interim order*)を下しつつ¹³⁸、鉱山活動の停止と当

¹³⁵ *Ibid.*, at 1623.

¹³⁶ *Rural Litigation and Entitlement Kendra, Dehradun v. State of Uttar Pradesh and others*, SCALE (PIL) 1981-97, 1599 (12. 3. 1985). 付属資料1、58頁90番。最高裁は、本件とその他の申請を連結して扱っている。本溪谷は、インド有数の美観を誇る丘陵地帯にあり、観光地としても、教育・研究の中心としても、国防の拠点としても重要な町である。本章で扱うのは令状請求訴訟のみであるが、申請の方は鉱山賃借人らを相手取って民事訴訟でなされている。

先行研究では、稲正樹「インドにおける社会活動訴訟」南アジア研究第7号54頁(1995)が66頁にて、本件が一大環境訴訟となっていると述べている。

¹³⁷ *Rural Litigation and Entitlement Kendra, Dehradun v. State of Uttar Pradesh and others*, SCALE (PIL) 1981-97, 1611 (30. 9. 1985). 1985年9月の判決でセン裁判官は、経済発展と環境保全のバランスに関して、「産業発展は、より大きな国益において国家の経済発展に必要である。しかしながら、もし産業発展は生命の損失の結果として無計画で無配慮な鉱山活動によって達成されることが求められるならば、究極的には真の経済成長と真の繁栄はありえないだろう。適切なバランスを打ち立てる必要がある。私の意見では、適切な

該採石場の閉鎖を命じるに至った。最高裁は、以下のように述べて、鉱山閉鎖の根拠を「健康的な環境の中で生活する国民の権利」に求めたが、憲法 21 条には言及していない¹³⁹。

「(閉鎖は労働者にとって) 間違いなく困難をもたらすであろうが、生態系バランスに対する侵害を最低限にとどめて、健康的な環境の中で生活する国民の権利、および国民とその家畜、家、農地への危険を避けて、空気、水、環境に対する過度の影響を受けずに生活する権利を保護するためには支払われなければならない代償である。しかし、借地人の苦難を和らげるために、州内のほかの地域に石灰石やドロマイト採掘用地を開設する場合は、彼らに優先的に与えるよう・・・インド連邦政府とウッタル・プラデシ州政府に命令する。」

そして、閉鎖に伴って職を失った従業員への雇用の確保のため、インド中央政府と州政府に対して、緑化事業や土壌保全プログラムでの雇用に命じた。また、閉鎖を迫られた採石場経営者に他の地域で採石活動を行うための優先権を与えるよう、政府に命じた。

1986 年の判決で最高裁は、「環境保全と生態系のバランスを保つことは、政府だけでなく国民も担わなければならない義務である。それは社会的義務であり、我々は憲法 51A 条(g)が定めるインド国民の基本的義務であることをすべてのインド国民に想起させる」とのべて、51A 条(g)の定める自然環境の保護と改善が国民の義務であることを強調した¹⁴⁰。最高裁は個人の生命、身体、財産権、人格権に属さない生態環境の保護に積極的な姿勢を示したのである。

(3) 小括

本節では、公益訴訟が環境権確立にどのように貢献してきたか、また環境権の救済手続をどのように発展させてきたかを、1978 年のマネカ・ガンディ事件、1980 年の

当局が借地の授与の時にこれらすべての事実と要因を考慮に入れて、鉱山が借地されている間は十分な安全策を講じなければならない。十分な安全策が借地の時に講じられたならば、実際に鉱山の閉山命令の必要はなかっただろうし、地元の人々の苦しみは避けられたであろう。」と述べた。

¹³⁸ その内容は事例ごとに多岐にわたるが、その共通した特徴をあえて挙げるならば、立法的な内容を含むもの、委員会を任命するもの、報告書の提出を委員会に命じるもの、行政に対する指令が実施されるよう監督する機関の設置を命じるものがある。その性格は、最終的な判決に至るまでの間、裁判所は数々の中間的な命令(*interim directions*)または中間的な指令(*interim order*)を通して、行政側に改善を迫り、憲法上および法律上の責任をとるようさせるものである。このような特徴を、Baxi は徐々に改善に向かって動いていく管轄権(*creeping jurisdiction*)と呼んだ。Baxi, *supra* note 44, at A-98.

¹³⁹ *Supra* note 135, at 1604. Parmanand Singh, "Public Interest Litigation," 23 ANNUAL SURVEY OF INDIAN LAW 139(1987), at 147.

¹⁴⁰ *Rural Litigation and Entitlement Kendra, Dehradun v. State of Uttar Pradesh and others*, SCALE (PIL) 1981-97, 1614 (18. 12. 1986). 51A 条(g)は、本稿 35 頁にある。

Ratlam 判決、そして 1983 年から始まる一連のデラドゥン溪谷事件を見ながら検討した。

インド憲法は、国家政策の指導原則と国家および国民の義務規定で環境権保護規定を設けているが、もともと両規定に裁判規範性はなかった。しかし、公益訴訟では、「人身の自由」を規定する憲法 21 条の「生命権」に環境権を読み込んで基本的権利として、32 条の令状請求訴訟として訴えを受理し、救済を与えることを可能にしている。

また、環境権の救済手続に関する発展は、1980 年の Ratlam 判決が示した「実施」概念に見られる。本件で用いられた環境保護のために裁判所が既存の立法をもとに命令を下すというスタイルは、その後の環境判例でも踏襲されている。その後、この「実施」概念は、裁判所が行政に下した継続的な指令および命令について、行政がそれらを段階的に実施するのを、裁判所が継続的に監督する手続として発展し多用されることとなる。

1983 年から始まった一連のデラドゥン溪谷事件では、環境権の輪郭が形成されたといえよう。すなわち、環境権の内容に関しては、最高裁は、鉱山閉鎖の根拠を「健康的な環境の中で生活する国民の権利」に求めた。とはいえ、まだこの時は憲法 21 条の生命権については論じられておらず、次節で検討する 1986 年のシリラム・ガス流出事故事件を待たねばならなかった。しかし、本件で注目されるのは、国民の基本的義務規定である 51A 条を引用して、採掘活動の停止を命じる指令を下したことにある¹⁴¹。

また、救済手続に関しては、手紙による裁判権が用いられた。公益訴訟は、手紙や雑誌記事に基づく報告をもって開始されることが多いこともあって、審理に必要な詳細な事実の確保が問題となってくる。特に環境問題の場合、専門的な見地からの見解や情報収集が必要である。本件で最高裁は、憲法 32 条を根拠に法廷の友や専門家によって構成される委員会を活用して情報収集にあたらせた。また、数種類の委員会を任命し、命令の実施状況を監視にもあたらせたのであった。

3. 1986 年 *M.C.Mehta v. Union of India and others* (シリラム・ガス流出事故事件)

(1) 事件の経過と争点

1985 年 12 月、デリー市内に位置し、致死の化学物質やガスの製造に関わっていたシリラム食品・農薬工場で発煙硫酸ガスが漏れ出る事故が発生した。この事故の結果、死者を含めた被害者が出た。なお、この事故に先立って、危険性を帯びた化学物質を扱う当該工場が人口密集地域に存在することの危険性と従業員および近隣住民の健康と安全に対する危険性を訴える訴訟が本件原告により提起されていた。

ここで論じるのは、事故後まもなく、社会活動家であり弁護士でもある原告メータ(M.

¹⁴¹ P. M. BAKSHI, CONSTITUTION OF INDIA(2001) at 96-97. この場合の裁判所の判断を、基本的義務規定を義務が国民に科せられた義務であるように国もまた当該規定を遵守すべきであるという原理に則ったものであると指摘する。

C. Mehta) が憲法 32 条に基づく令状請求訴訟として最高裁に提訴した一連のシリラム・ガス流出事故事件である¹⁴²。この事故は、多数の被害者が続出し、死亡者も出る大惨事であった。これは、原告が近隣住民および労働者の健康と生命への危険から工場再開に反対して、憲法 32 条に基づいて最高裁に指令を求めた令状請求訴訟である。本件被告は、インド政府、シリラム食品・農薬工場らである。また、この一連の訴訟の中で、デリー法律扶助勧告委員会がシリラム食品・農薬工場での亜硫酸ガスの流出事故で被害を受けた人々に代わって損害賠償を求めた申請もあわせて処理された。

本件で最高裁は、証拠収集のため、専門家を委員に任命し、工場を訪問させ、レポートを提出させた。専門家による委員会に、プラントの操業再開が許されるかどうかを明らかにし、環境に対する脅威を少なくするための方策を提案することが求められた。

ここでは、1986 年 2 月 17 日付、および 12 月 20 日付のバグワティ長官が執筆した令状請求訴訟を中心に扱うことにする。その理由は、前者が本件の重要論点の 1 つである工場の再開許可に関する議論を検討していること、そして後者が新たな環境権理論、損害賠償理論、不法行為理論を提示したことにある。

(2) 判決

まず、1986 年 2 月 17 日判決を検討する。まず、工場の再開許可にあたっては、シリラム側が数々の委員会の報告書による勧告を実践したかどうか争点となっていたが、シリラム経営陣は、それらすべての勧告を実践したこと、そして労働者およびその地域住民への危険の可能性は減少し殆ど無となったこと、ゆえに操業再開許可が下されるべきであると主張した¹⁴³。バグワティ長官は、政府が任命した専門家の委員会による報告書を丹念に検討した結果、シリラム経営陣は安全基準に対する委員会の勧告を実質的に達成したとの結論に帰着した。そして、本事故に対する行政の無関心を指摘しつつ、工場閉鎖がもたらすと思われる 4000 人の労働者の雇用喪失、科学技術の利用に内在する

¹⁴² *M.C.Mehta v. Union of India and others*, SCALE(PIL)1981-97, 1551 (7.12.1985);
M.C.Mehta v. Union of India and others, SCALE(PIL)1981-97, 1516 (20.12.1986);
M.C.Mehta v. Union of India and others, SCALE(PIL)1981-97, 1554 (31.1.1986);
M.C.Mehta v. Union of India and others, SCALE(PIL)1981-97, 1555 (17.2.1986);
M.C.Mehta v. Union of India and others, SCALE(PIL)1981-97, 1575 (24.2.1986);
M.C.Mehta v. Union of India and others, SCALE(PIL)1981-97, 1551 (10.3.1986);
M.C.Mehta v. Union of India and others, SCALE(PIL)1981-97, 1577 (10.3.1986);
M.C.Mehta v. Union of India and others, SCALE(PIL)1981-97, 1583 (24.3.1986);
M.C.Mehta v. Union of India and others, SCALE(PIL)1981-97, 1516 (20.12.1986);
M.C.Mehta v. Union of India and others, SCALE(PIL)1981-97, 1582 (3.2.1987);
M.C.Mehta v. Union of India and others, SCALE(PIL)1981-97, 1583 (24.3.1987). 付属資料 1、23 頁 39 番。

なお、本事件よりも前の 1984 年 12 月にボパールで起こったユニオン・カーバイド社工場でのガス流出事故も膨大な環境訴訟であるが、公益訴訟として提起されたのは 1990 年代に入ってからである。付属資料、8 頁 20 番。

¹⁴³ *M.C.Mehta v. Union of India*, *supra* note 140(7.12.1985), at 1562.

危険性、そして工場閉鎖による塩素不足がデリー市の水道供給に与える打撃を勘案し、躊躇しながらも 11 の条件付で一時的な再開を許可した¹⁴⁴。

最高裁は、たとえ、委員会による勧告をすべて実行したとしても、塩素ガスの放出による危険が完全になくなるわけではないことから、完全な危険性の除去は人家のない地域に工場を移転することであろうとの考えを示しつつも、危険物質を扱う工場の移転のために国家の政策論を展開することは、政府に委ねた¹⁴⁵。

バグワティ長官は、インド政府に対してまず、環境汚染、生態系破壊といった問題が今後ますます増加することを予想し、それらの問題は科学的データの査定を要することを指摘した¹⁴⁶。そして、最高裁自らが専門家を探すことの困難さを訴えつつ、他にも熟練した専門家から構成される生態学科学研究グループの設置と、さらに、職業裁判官と前述の研究グループから出される専門家による環境法廷の各地域単位での設置を要望した¹⁴⁷。

被害者の救済に関しては、最高裁は、すぐに被害者に医療を施すべきとの立場から、デリー市に対して、被害者に医療を与えるための措置を講じるように命じた¹⁴⁸。

次に同年 12 月 20 日判決では、憲法 21 条が保障する「生命に対する基本的権利」を事故被害者に認めた上で、バグワティ判事は損害賠償の有無、民間企業に対する 21 条の有効性と 12 条の「国家」という文言の射程を主たる争点として、工場の危険に対する責任に関する理論を新たに論じた。

判決はまず、デリー法律扶助助言委員会とデリー弁護士会が申し立てた、被害者への損害賠償の申請が、憲法 21 条の生命に対する基本的権利の実施を求めるものであると述べた。憲法 32 条は通常の令状請求訴訟の手續にこだわることなく、最高裁への 1 通の手紙によっても提起できること、そして最高裁がそのような手紙を受け入れることが出来ないならば、被害者の 21 条の権利実施の申請を受理してはならないとの理由は存在しないと論じた¹⁴⁹。

判決は続いて、過去の公益訴訟の判例を引用しながら詳細な憲法 32 条論を展開し、当事者適格要件の緩和傾向が先例によって確立されたことを確認した。手紙による裁判

¹⁴⁴ *Ibid.*, at 1570. 最高裁は、11 の条件を 1 つでも遵守しなかったら許可を取り消すとの厳しい姿勢をとった。それらの内容は、各委員会に対する最高裁への報告義務、視察官に対する工場の安全装置の監視義務、シリラム経営陣に対しては損害賠償の支払い、およびその親会社からの業務引継、労働者の防災訓練、拡声器の設置などの労働環境の整備義務が命じられた。

¹⁴⁵ *Ibid.*, at 1573-75.

¹⁴⁶ *Ibid.*

¹⁴⁷ *Ibid.*

¹⁴⁸ *Ibid.*, at 1552-1554.

¹⁴⁹ *M.C.Mehta v. Union of India*, *supra* note 140, 1516(20.12.1986), at 1518. また、D. S. Sengar, “*PIL to Ensure that Institutions Behave Lawfully: Public Access to Environmental Justice in India*,” 45 *JOURNAL OF INDIAN LAW INSTITUTE* 62(2002), at 67.

権に関しては、1通の手紙によって裁判を提起できること、そして貧しく無知な人々に正義へのアクセスを確保するため、どの裁判官に宛てた手紙も拒否されてはならないと述べた。バグワティ判事は、この見解に対して、最高裁の中でも批判があることを踏まえて、各裁判官に宛てられた手紙は一旦、公益訴訟審査室に集められ、スタッフがその訴えを調べた上で長官に提出されることにしているため、批判が懸念する問題の存在を否定した¹⁵⁰。

次に損害賠償の件では、原告から損害賠償を求める主張がもともとの令状請求訴訟になかったこと、および原告が損害賠償の申立を挿入するように訴えを改めなかったことを理由に、被告側は裁判所がこの問題を決定すべきではないことを主張した¹⁵¹。これに対して、最高裁は32条に基づいて被害者に救済を与える権限を有することから、企業は事故の被害者全員に損害賠償を支払う義務があるとして、被告の異議を斥けたのである。しかし、最高裁は、32条によって損害賠償が認められる場合を限定し、基本的権利の侵害が甚大で明白でなければならぬこと、被害者が貧しさや無能力といった社会的経済的立場の不利さゆえに、その侵害が不当にまたは過度に過酷で抑圧的であればならぬとした¹⁵²。

この判決で最高裁は、化学危険物質の製造と販売に従事する大企業の責任を決定する規範と原則を明らかにすることと、そのような責任の場合に損害賠償を定める際に依拠する規準を決定することを求められた。そこで、バグワティ長官は、憲法32条に関して、「基本的権利の侵害を受けた個人を援助するとき、最高裁は無力ではないので、最高裁が訴訟上の救済を与えることは、適正な事例において補償を与える権限を含む。ここで適正な事例といったのは、基本的権利の侵害があるすべての事例で32条に基づく訴えに最高裁が補償を認めるとは限らないことを明らかにしなければならないからだ。基本的権利の侵害は、甚大で歴然としたものでなくてはならない」と述べた¹⁵³。しかし同時に、損害賠償を令状請求訴訟の手続で認めるのは、例外的な場合であるとの限定的な姿勢を見せた。

次に、民間企業であるシリラムに憲法21条「生命権」が及ぶかどうかに関しては、基本的権利保障の義務が12条の「国家」に該当する場合に科せられることから、シリラムが12条の「国家」に該当するかどうか争点になった¹⁵⁴。被告側は、シリラムは「国家」には該当しないと反論した。バグワティ長官は、議論に十分な時間がないことを理由に、憲法12条の「国家」に含まれるかどうかを決定することを避け、シリラム

¹⁵⁰ *Ibid.*, at 1519-1520.

¹⁵¹ *Ibid.*, at 1518.

¹⁵² *Ibid.*, at 1520.

¹⁵³ *Ibid.*

¹⁵⁴ 憲法12条は、「この章で、その文脈が他のすべての点で要求しない限り、「国家」はインド政府、インド議会、および各州政府と州議会、インド領域内またはインド政府の支配下にあるあらゆる地方またはその他の機関を含む。」と規定する。

が 21 条の基本的権利の規律に服するかについて明らかにしなかったことが指摘されている¹⁵⁵。

また、バグワティ長官は、現代のインド社会がこの原則が創設された当時のイギリス社会とは異なっていること、法はその国の社会のニーズを満たし、経済発展に並行するものでなければならないと述べて、不法行為法に関して 1866 年のイギリスの先例 *Rylands v. Fletcher* 判決がとる厳格責任の原則を否定して、新たに「絶対責任の原則」を打ち立てた。その内容は、危険物を扱う産業は、最も高い安全基準で操業しなければならないこと、その活動のせいで危険が生じた場合、企業は被害を償う絶対的な義務があること、また、企業側はその事故に対していかなる言い訳も許されないこと、被害から派生する関連要因に対しても厳しい責任が生じること、そして企業が十分な注意を払っていたか否かにかかわらず、事故の影響を受けうるすべての人々に補償を行う厳格かつ絶対の責任があるとするものであるとするものである¹⁵⁶。

なお、損害賠償の額については、企業の規模と能力に対応しなければならないとした。なぜなら、このような損害賠償は抑止的な効果を持たなければならないからである。大規模で収益を上げている企業ほど、企業の危険な事業の遂行の際に起こる事故の結果生じた害に対する支払可能額が大きいのである。最高裁は、デリー法的扶助助言委員会に被害者の申立を取り上げ、被害者に代わってシリラムに対する損害賠償の申立のため適切な裁判所に提訴するよう命じた¹⁵⁷。

(3) 検討

1986 年 2 月 17 日判決で、最高裁は工場閉鎖がもたらすことが予想される失業と工場操業がもたらすことが予想される周辺住民への危険などを慎重に議論し、躊躇しつつも工場再開の決定を下すに至った。工場再開にあたって最高裁は、近隣住民および工場労働者への危険を最低限にとどめるために採るべき措置を 11 の命令という形にし、1 つでも遵守できない場合は許可を取り消すという厳しい姿勢で臨んだ。また、命令とは別に、本件を執筆したバグワティ長官は、政府に対して、環境訴訟専門家団の設置や各地域単位での環境法廷の設置を要望した。しかし、これらの提案は実行されていないという指摘がある¹⁵⁸。すなわち、このことは、環境問題に関する専門性に欠ける裁判所が、事件の度毎に結成される場当たりの委員会の報告を寄せ集めた不完全なデータをもとに、持ち込まれる訴えを処理するしかないということの意味する¹⁵⁹。これらの要望は、公益訴訟の問題点を浮き彫りにしているといえよう。

¹⁵⁵ *Ibid.*, at 1521.

¹⁵⁶ *Ibid.*, at 1528-1530.

¹⁵⁷ *Ibid.*, at 1530.

¹⁵⁸ Parmanand Singh, “*Public Interest Litigation*,” 22 ANNUAL SURVEY OF INDIAN LAW 483 (1986), at 496.

¹⁵⁹ *Ibid.*, at 495.

次に、同年 12 月 20 日判決では、事故の被害者への損害賠償の申請は憲法 21 条の生命に対する基本的権利の実施を求めるものであると論じられた。このように、環境権が憲法上の基本的権利に含まれるとし、32 条による最高裁の裁判管轄権の行使を正当化した¹⁶⁰。

憲法 32 条の裁判管轄権の対象は、憲法 12 条の「国家」に該当しなければならない。本件では民間企業であるシリラムが、憲法 12 条の「国家」に該当するかどうかの問題となったが、最高裁は時間不足を理由に、結論を明らかにせぬまま、本件を 32 条の裁判管轄権を発動してしまった¹⁶¹。このことに対しては、批判がある¹⁶²。

本件は、32 条令状請求訴訟によって損害賠償を請求しうるかどうかに関して、適正な事例ならば 32 条が規定する最高裁の人権救済の権限に損害賠償を認めることも含むという解釈を、初めて示した¹⁶³。但し、最高裁は「適正な事例」という 32 条の文言にこだわり、基本的権利の侵害が甚大かつ深刻な場合に限るとした。しかし、危険物質を扱う産業の毒ガス流出事故の犠牲者に、損害賠償を支払うための規範を検討していないことも指摘されている¹⁶⁴。

手紙による裁判権は公益訴訟の手続の 1 つとしてすでに定着していたが、慎重派裁判官からはその簡便さゆえに濫訴の懸念が示されていた。本件でバグワティ長官はこの批判に対して、手紙による裁判権の意義を改めて強調しながら、最高裁が公益訴訟審査室 (PIL cell) を設置していることから審査室の存在を強調して、その懸念を否定した。しかし、公益訴訟審査室の問題点を指摘する見解も出ている¹⁶⁵。また、バグワティ長官は、社会的経済的弱者にも正義へのアクセスを確保するためには手紙が裁判官個人に宛てて出された場合も令状請求訴訟として受理すべきだとの考えを、先例に引き続いて示し

¹⁶⁰ Shobha Saxena, “*Judicial Activism: Instrument of Environmental Protection*,” ALL INDIA REPORTER 1(1995), at 4. 直接的ではないが、本件で最高裁が環境権を生命権に含まれるとの見解を示したことは、生命権の範囲と射程を広げるにあたって、卓越した見解であると述べた。

¹⁶¹ *Ibid.*

BAKSHI, *supra* note 141, at 10-11. 憲法 12 条は、第 3 章の基本的権利規定にあるが、「本文が他のあらゆる点で要求しない限り、『国家』は、インド政府と国会、州の立法部、インド領域内またはインド政府の支配の及ぶあらゆる地域その他の機関を含む。」としている。ここでの「国家行為」の理論は、アメリカのそれとは異なるが、理論（「国家行為」の色合いを与えるために私的な活動に馴染むような州の援助、支配、規制）の背後にある原則は、インド化されインド憲法学と交じり合って調和しうる限られた程度において、重要であるという。

¹⁶² Singh, *supra* note 158 at 497.

¹⁶³ DIVAN and ROZENCANTZ, *supra* note 128, at 532.

¹⁶⁴ Singh, *supra* note 137, at 139-146.

¹⁶⁵ *Ibid.* Subhash C. Jain, “*Book Reviews*,” 36 JOURNAL OF INDIAN LAW INSTITUTE 249(1994), at 252. も、shopping for judges となってしまうことを懸念する見解を示している。

た。このことに対しても、批判的な見解がある¹⁶⁶。

インド不法行為法における損害賠償の原則について、イギリス法の先例を変更したのも本件の特徴である¹⁶⁷。本件が提示した絶対責任の考え方によると、企業はその事業が危険性を帯びている場合、その地域に住む誰に対しても、危険がないことを確証することを絶対的な義務とし、さらにそのような企業は最高の安全基準を提供する義務を有し、無過失の主張を認めないという厳しいものである。この新しい原則は、イギリス法の先例からインド不法行為法を解放した意義があるといわれており¹⁶⁸、その後の環境法の発展にも貢献したといえようが、他方で、賠償額の算定は裁判所の負担を増すことになるのではないかとの指摘がある¹⁶⁹。

そして、一企業の事故により生じた被害に対して、絶対責任というまったく新しい基準が表明されたのであるが、もし、国会で立法化されようとしたならば、合理性に欠け恣意的であると憲法 14 条違反との批判を受けていたであろう。しかし、裁判所にはそのような障害はなかったのである¹⁷⁰。

第三節 セクシュアル・ハラスメント、性差別の禁止と公益訴訟

本節では、具体的にセクシュアル・ハラスメントに関する判例をとりあげて、公益訴訟がインドにどのようなインパクトを与えたかを検討する。なぜセクシュアル・ハラスメントなのかと言えば、リーディング・ケースで下されたガイドラインがセクシュアル・ハラスメント防止法案の起草にまで至ったという公益訴訟の成功例の 1 つであると同時に、公益訴訟の問題点をも示す事例であるためである¹⁷¹。

セクシュアル・ハラスメントを法律問題として議論する際に、まず明らかにしなければならないのは、その定義である。アメリカの代表的なフェミニズム法学者であるキャサリン・A・マッキノン¹⁷²は、「セクシュアル・ハラスメントとは、最も広く定義される

¹⁶⁶ Jamie Cassels, “Judicial Activism and Public Interest Litigation in India: Attempting the Impossible?” 37 AMERICAN JOURNAL OF COMPARATIVE LAW 495(1989), at 507.

¹⁶⁷ 田中・前掲注 7、168、315、541 頁によると、*Rylands v. Fletcher*; L.R. 3 H.L.330. (ライランズ対フレッチャ事件) は、自分の土地に貯水池を作ったところその水が逸失し、地中の古い坑道へ流れ込んで水浸しにした事件について、土地を自然的利用(natural user)以外のやり方で利用した者は、故意過失の有無にかかわらず、損害賠償責任を負うと判示した。

¹⁶⁸ Saxena, *supra* note 160, at 5. インド最高裁が新たに示した、この絶対責任の原則は、憲法規範と社会の事情に合致していると評価している。

¹⁶⁹ Singh, *supra* note 139. B. L. Sharma, “Contribution of Public Interest Litigation towards Due Process of Law in India,” 32 CIVIL & MILITARY LAW JOURNAL 19 (1996), at 30. Sharma は、賠償額の算定作業が実態的な法律問題の処理以上に裁判所の時間を奪うことになること、裁判所は基本的権利の侵害救済にもっとも時間をさくべきであると指摘した。

¹⁷⁰ DIVAN and ROZENCANTZ, *supra* note 128, at 534. 左の文献は、この基準の設定は最高裁が当時係争中だったボパール事故をにらんだものではないかとも指摘している。

¹⁷¹ 公益訴訟の問題点については、第四章にて検討する。

ならば、不平等な権力関係を背景として相手の希望に反する性的要求を押し付けることである。この概念にとって中心をなすのは、ある社会領域から生じている権力を別の領域において利益誘導するために、あるいは不利益を押しつけるために、行使することである。その主要な仕組みを最もうまく表現すれば、二つの不平等が経済的なものである場合、それらが結合した制裁はとりわけ大きな力を発揮する」と定義している¹⁷²。このように、フェミニズムの見解によれば、セクシュアル・ハラスメントはジェンダーに基づいた差別の反映であり、性差別の問題であると認識される。

以下、まず、インドにおける女性の地位とその向上のための努力を概観し、その努力がインド憲法にどのように結実したのかを検討する。次に、セクシュアル・ハラスメント問題のリーディング・ケースであるヴィシャカ判決¹⁷³を手掛かりとして、インドにおけるセクシュアル・ハラスメント法理がどのように発展したかを検討する¹⁷⁴。その意義およびその中で打ち出されたガイドラインの内容を検討する。続いて、国家政策におけるセクシュアル・ハラスメント問題の位置付けとセクシュアル・ハラスメント防止の意義を考察したい。

1 インド憲法と女性の地位

(1) 近代インドにおける女性問題と憲法制定会議

19世紀の始めからインドでは社会の矛盾を改革しようとする様々な動きが誕生した。インドにおける社会改革運動の中で、常に、女性がより重要でかつ実質的な地位へと向上することが重要なテーマであった¹⁷⁵。数々の社会組織が誕生し、大幅な女性の地位の改善を目指した社会運動が起こった。

20世紀に入ると、様々な社会改革を要求する政治運動が起こり、それらの目標には、差別に苦しむ女性たちの救済も含まれていた。この政治運動はインド独立運動の一部であり、19世紀の社会運動とは別の性格のものであった。すなわち、独立運動の指導者たちは、インド独立憲法の中に女性の権利を特別に保護する規定を盛り込もうと試みたのだった。数多くの決議と声明を経て、彼らは女性の発展のための戦略を憲法に盛り込んだ。

こうして、憲法制定会議は、インド憲法の枠組みを作る際に、女性の状況改善のための議論にかなりの時間を費やした。インド憲法は性にに基づく差別を禁止し、憲法には女

¹⁷² キャサリン A. マッキノン著 (角田由紀子訳) 『セクシュアル・ハラスメント・オブ・ワーキング・ウイメン』(1999) 5頁。

¹⁷³ *Vishaka v. State of Rajasthan*, AIR 1997 SC 3011. 付属資料 1、86頁 154番。

¹⁷⁴ Lotika Sarkar, “*Women and the Law*,” 33-34 ANNUAL SURVEY OF INDIAN LAW 643 (1997-98), at 659-662. これによれば、それまでにも下級審で数多くのセクシュアル・ハラスメント訴訟が提起されてきた。被害者の女性が、勝訴したものもあれば、敗訴したものもあるが、いずれにしても原告にかなりの負担がかかっていたという。

¹⁷⁵ 栗屋利江、『イギリス支配とインド社会』(1998)19頁。

性の平等的地位を保障する条文が挿入された（インド憲法 15 条 1 項、2 項）。さらに、憲法制定会議は、女性の福祉のために必要な特別の規定を憲法に盛り込む権限を、国家に与えた（憲法 15 条 3 項）。性別に基づく差別は、選挙からも排除された。憲法は女性にも参政権を与えた。つまり女性は、男性と同じ市民的政治的権利を享受することになったのであった（憲法 325 条）。官職への任命についても性による差別が禁止された（憲法 16 条 2 項）。これ以外にも、官職への雇用・任命における機会の平等（憲法 16 条 1 項）、職業・事業の自由（憲法 19 条 1 項 g）などのアファーマティヴ・アクション規定が挿入された¹⁷⁶。

憲法制定会議には、女性メンバーが数名含まれていた。彼女たちがいなかったら、憲法にジェンダーに係わらない法の下での平等概念を受容させることはできなかったであろう¹⁷⁷。インド憲法が描いた平等な地位とは、すべての成人女性がその社会的地位または業績に係わらず、国家建設の任務における市民として、そしてパートナーとして機能する機会を持つということであった¹⁷⁸。このようにして、独立後、憲法上においては、女性は、男性と同様の市民的政治的権利を享受するようになり、政治的意思決定過程では男性と平等のパートナーとなった。

しかしながら、実際は異なり、女性の組織化がそれに追いついていなかったこともあって、その後も数多くの女性運動が起こった。女性団体は、性差別的な慣行の是正を求めて、女性の権利確保のために闘い続けた¹⁷⁹。その結果、ダウリー（花嫁持参金）禁止法の改正や、労働法に女性保護規定が盛り込まれるなど、女性に不利な社会状況を是正する方向での法改正が次々となされた。

1950 年 1 月 26 日に憲法が施行された後も、女性運動は、徐々にではあるが確実に、数多くの女性組織、NGO の出現とともに大きくなった。特に、教育と意識改革の面での拡大が見られた。また、政府レベルでも、女性の状況は改善へ向けて着実に進んでいることが見受けられる。インド政府の考え方や態度は、国連憲章などの国際人権法の発展とともに変化してきたといえる。特に、1993 年の女子差別撤廃条約と 1995 年北京女性会議が、インドにおいても女性の権利保障と救済に飛躍的な発展をもたらした。

このようにして、女性の地位は、憲法上の明文の男女平等規定の挿入を始めとして、法的には整えられたといえる。

（2）インド憲法と性差別

¹⁷⁶ 詳しくは、本節の(2)で検討する。

¹⁷⁷ J. P. Singh, “*Indian Democracy and Empowerment of Women*,” 66 THE INDIAN JOURNAL OF PUBLIC ADMINISTRATION 617 (2000), at 620.

¹⁷⁸ *Ibid.*, at 621.

¹⁷⁹ GHANSHYAM SHAH, SOCIAL MOVEMENTS IN INDIA A REVIEW OF THE LITERATURE (1990), at 132.しかし、女性が、それら運動のリーダーシップのレベルに実質的に参加することはなかったといわれている。

1950年に施行されたインド憲法は、両性の平等規定と女性の保護差別規定を幅広く定めている。まず、インド憲法14条は法の下での平等を規定し、「国は、インド領内において、何人に対しても法律の前の平等または法律の平等な保護を否認してはならない」と、包括的に平等権を保障する。アメリカ憲法の平等条項同様、ここでの平等は、同じ境遇ならば同じく扱われる権利があるとするものである¹⁸⁰。

個別具体的規定として、15条は、宗教、人種、カースト、性別、出生地を理由とする差別の禁止を定めており、1項では、「国は、宗教、人種、カースト、性別、出生地またはそれらのいずれかのみを理由として、公民に対する差別を行ってはならない」として、性差別全般を禁止している。そして、3項では、「この条の規定は、国が女子および児童に対する特別規定を設けることを妨げるものではない」として、女性のために特別の規定を設ける権限を国家に与えている。この「差別」とは、待遇における違いのことである。また、この規定が禁止する差別は、特定の性に基づくものである¹⁸¹。

女性に特別な規定を設ける権限を国家に付与する15条3項は、女性に何ら基本的な権利を与えるものではなく、立法・行政による実施を期待するものである。そして、それは、1項が定める差別に対する規則の例外となる。インドでは、女性の特別待遇は、女性特有の社会的地位、肉体的差異と母性的役割ゆえに正当化される¹⁸²。

16条は、公務への雇用における機会平等として、「いかなる公民も平等の機会を与えられている」と規定しており、公務就任の機会の平等を保障している。その2項は、「いかなる公民も、宗教、人種、カースト、性別、家柄、出生地、居住地またはそれらのいずれかのみを理由として国の下にある官職への雇用または任命につき不適格とされたり、差別されたりすることはない」と規定しており、性別を理由とした差別を禁止している。ここで保障している機会の平等とは、公務におけるあらゆる職に任官されることであり¹⁸³、14条の包括的規定を具体化したものである¹⁸⁴。1項は、連邦レベル・州レベルの両方での公務に応募する公民に平等な機会を与えている。

19条1項(g)は、「すべての公民は、職業、交易、事業の自由を有する」と規定している。ここでいう自由とは、すべての公民が自分自身の職業を選ぶ自由であり、また交易を始める自由のことであり、公共の福祉に反する場合にのみ国家による制限に服すると解されている¹⁸⁵。よって、職業選択の自由は、性別による制限を受けない。

裁判規範性のない国家政策の指導原則として39条1項は、「男女等しく公民は、十分な生活手段に対する権利を持つこと」が定められており、生計を立てるのに十分な手段

¹⁸⁰ BASU, *supra* note 28, at 56.

¹⁸¹ *Ibid.*, at 123.

¹⁸² J. K. Mittal, “*Equality of Sexes and Protective Discrimination for Women under the Indian Constitution: A Study of Judicial Interpretation*,” at 2. (出典不明)

¹⁸³ BASU, *supra* note 28, at 134.

¹⁸⁴ *Ibid.*, at 135.

¹⁸⁵ *Ibid.*, at 219.

を確保することが国家に対して規定されている。「男女の別なく、等しい労働に対しては等しい賃金の支払いがなされること」と定める4項では、国は、平等な労働に従事する男女に平等な手当てを与えるべきだとしている。5項では、「男女労働者および女兒の健康と体力を酷使してはならず、また、公民が経済的必要に迫られて、その年齢または体力に相応しない職につくことのないようにすること」と、男性・女性労働者の健康と体力を確保することを国家に要求する。

42条は、「国は、正当で人間らしい労働条件を保障し、母性を保護するための規定を設けなければならない」として母性保護規定を、また43条は労働者に対する生活賃金等という項目で、「国は、適切な立法、経済組織その他の方法により、農業労働者、工事労働者その他すべての労働者に対し、相応の生活水準と余暇および社会的・文化的機会を享受するに足りる労働、生活賃金および労働条件を保障することに努めなければならない。また、特に、農村における個人または協同組合による家内工業を振興するように努めなければならない」と、国が社会の弱者層の教育および経済的な利益を促進すべきことを規定している。

46条は、弱者層（Weaker Sections）に対する教育上および経済上の利益の促進を定めており、「……国は、国民の弱者層を社会的不正義および一切の搾取から保護しなければならない」としている。この弱者層は、指定カースト・指定部族にととまらずに、貧困、身体障害、自然災害他の様々な理由で弱者となっている社会のあらゆる層を意味すると解されている¹⁸⁶。

51A条は、国民の基本義務を定めているが、その(e)項で女性の尊厳を損なう慣行を認めないことを規定している。国家政策の指導原則が罰則なしに政府に課せられた義務であるならば、この国民の基本義務は罰則なしに国民に課せられた義務である。国民は、自らがこの権利を遵守しているかどうかをチェックすることが期待される。また、行政官は、カーストや宗教といった狭い考慮に基づくあらゆる精神的判断を取り除くべきであり、社会全般への広い意識を持つべきだと解されている¹⁸⁷。

選挙に関しては、325条が、宗教、人種、カースト、性別を理由として選挙人名簿から除外されることのない権利、または特別選挙人名簿に加わることを要求されない権利として、選挙人名簿を備える際に性を理由に除外することを禁止している。

このように、インド憲法は、インド社会独特の事情に応じて両性の平等を細かく保障しているといえる。女性は社会的弱者として位置づけられ、憲法は女性を保護するためのアファーマティヴ・アクション規定を有するのである。

2. ヴィシヤカ事件判決の検討

(1) 事実と争点

¹⁸⁶ *Ibid*, at 458.

¹⁸⁷ *Ibid*, at 465.

事件の被害者となったソーシャル・ワーカー(女性)は、州が行っている女性発展プログラム (Women's Development Programme) の一環として、以前から、幼児婚に反対するキャンペーンに取り組んでいた。ラジャスタン州のある村落を巡回中の被害者が、このキャンペーンにかねてから反対していた上位カーストの男性5人から輪姦されるという事件が起こった。ところが、この事件に対して、警察は無視、無為というひどい有様を露呈した。また、医療関係者と下位裁判所裁判官は、この事件の登録および証拠の提出を妨害するなど被害者に対して、極めて非協力的な態度を取った。

この事件から一つの問題が浮かび上がった。輪姦事件であったか否かは別にしても、州はこの出来事における重要な説明責任から逃れられるのだろうかという問題である。

実は、このレイプ事件が起きる以前から、その被害にあったソーシャル・ワーカーは、セクシュアル・ハラスメントの危険を訴えていたが、その申立てが地元当局に取り上げられることはなかった。すなわち、すべては彼女の自己防衛に委ねられていたのである。

本件では、このように州政府が農村部労働者のためにセクシュアル・ハラスメント防止対策を何ら講じてこなかったことから、州に責任があるのではないかという疑問が投げかけられた。この事件を契機に、複数の女性団体がインド最高裁に憲法 32 条に基づく令状請求訴訟を提起し、ラジャスタン州政府を相手取って、インド憲法が保障する働く女性の基本的権利の実施を求めて立ち上がったのである¹⁸⁸。

(2) 判旨

本件で最高裁は、被告ラジャスタン州の不作为を違憲とした。まず、インド憲法とセクシュアル・ハラスメントについて以下のように述べられている。まず、一番目にセクシュアル・ハラスメント禁止の根拠については、憲法 14 条、15 条、19 条 (1) (g)、21 条の両性の平等と自由権に抵触することを指摘している。基本的権利を侵害しているので、被害者には憲法 32 条が定める救済を受ける資格があるとして、この訴えは、公益訴訟として取り扱われた¹⁸⁹。

二番目に、憲法 14 条「平等権」、21 条「生命権」、10 条「公民権の継続」から、セクシュアル・ハラスメントは、両性の平等と人間の尊厳をもって働く権利に抵触すると判示した¹⁹⁰。そして国内法では不十分な部分は、憲法 51 条「国際法上の義務の尊重」をもとに、インド政府が批准した国際条約を援用している¹⁹¹。

¹⁸⁸ 事実に関しては、判例の記述が不十分であったため以下の文献を参考にした。Aanchal Kapur(ed.), *Women Worker's Rights in India: Issues and strategies- a reference guide*, International Labour Organization New Delhi India, at 123.

¹⁸⁹ 憲法 14 条、前掲注 39。憲法 19 条と 21 条、前掲注 37。

¹⁹⁰ 憲法 10 条 (公民権の継続) この編中の前条までの規定によりインド公民である者またはインド公民であるとみなされる者は、国会の制定する法律の規定のもとに、引き続きインド公民であるとする。

¹⁹¹ 憲法 51 条 (国際平和および安全の促進) (c) 国際関係の処理にあたって、国際法および条約上の義務を尊重する精神を養うこと。

三番目に、基本的権利を保障する立法が不存在な場合、憲法 32 条および 141 条によってガイドラインを画定できることから、両性の平等とセクシュアル・ハラスメントに対する権利保障のため、ガイドラインを画定した。これに関して判決は、「両性の平等は、セクシュアル・ハラスメントからの保護と、基本的人権として普遍的に認められている尊厳を持って働く権利とを含む。また、国際規約および国際規範が、平等を達成するためのガイドラインの形成において大きな重要性を持つ」と述べている。このガイドラインは、立法が制定されるまでの間、最高裁を含めた全下級裁判所を拘束する。

(3) ヴィンチャカ判決の意義

本判決の意義は、第一には、セクシュアル・ハラスメントを定義したことにある。具体的に、肉体的な接触と接近、性的要求、性的に歪められて評価されること、ポルノ写真の掲示といった 5 項目をその内容として示している。対価型セクシュアル・ハラスメントのみならず、環境型セクシュアル・ハラスメントも禁止している¹⁹²。対象は女性労働者のみで男性は含まれない。

第二の意義としては、セクシュアル・ハラスメントを人権侵害として位置付けたことを挙げることができる。ヴィンチャカ判決は、被告ラジャスタン州の不作为を違憲とし、セクシュアル・ハラスメント行為を平等権違反と人間の尊厳を持って働く権利違反としている。セクシュアル・ハラスメントに対する法的対応は、性差別の面から構成する場合と人格権侵害の面から侵害する場合の二種類ある。たとえば、アメリカのように独自の性差別禁止法を持つ国は前者のアプローチをとる。アメリカではセクシュアル・ハラスメントは、「加害者」と「被害者」の間に存在する「上下関係」を乱用したものであり、「加害者」と「被害者」の「個人的な関係」にとどまるものではないという認識から議論がスタートする。それゆえ、「加害者の個人責任」から事業主・大学当局等の「使用者責任」が問題とされるべきであるとの見方が強まってきたのである¹⁹³。また、そういったものを持たない日本は、性的自由や性的自己決定権の侵害という、人格権侵害に対する加害者や使用者に対する民事上の損害賠償請求訴訟という形で法理を発展させ

¹⁹² 松本克美「セクシュアル・ハラスメント—職場環境配慮義務・教育環境配慮義務の意義と課題」ジュリスト 1237 号 (2003)、137 頁。アメリカで、1980 年に EEOC (雇用機会均等委員会) によって定められたセクシュアル・ハラスメント防止のためのガイドラインによると、『対価型』セクシュアル・ハラスメント (quid pro quo sexual harassment) (性的言動への対応が、昇進等の利益や逆に不利益という形で労働条件に影響を与えるもの) と『環境型』セクシュアル・ハラスメント (hostile work environment sexual harassment) (性的言動が労働環境を悪化させるもの) の双方が、公民権法第七編違反の性差別にあたると規定された。

中窪裕也「アメリカにおけるセクシュアル・ハラスメント法理の新展開—使用者の責任に関する連邦最高裁判決の意義」ジュリスト 1147 号 (1998) 11 頁によると、救済に関しては、復職やバックペイ支払い以外にも、懲罰的損害賠償といった民事的救済も認められるようになるなど、その幅が広がっているという。

¹⁹³ 水谷英夫『セクシュアル・ハラスメントの法理』(2001) 54—55 頁。

てきている¹⁹⁴。

本判決の第三の意義は、最高裁がセクシュアル・ハラスメントを性差別として規制するガイドラインを制定したことにある¹⁹⁵。このガイドラインは、職場でセクシュアル・ハラスメントに悩まされる女性に対して、救済を与える法律制定に向けての枠組みとなった。もともと、最高裁は、両性の正義問題に非常に敏感であった。この判決は、その問題の解決の重要性を述べただけにとどまらず、両性の平等もそこに含まれるとしてその意義を拡大した。

本件でガイドラインが制定される前は、セクシュアル・ハラスメントは、刑法によって犯罪行為として事後の裁判で、加害者個人に罰則を与える形で処理されていた。ところが、ガイドライン制定後は、セクシュアル・ハラスメント違反が人権侵害となり、事前に防止策が講じられるようになったのである。

第四の意義としては、使用者責任を明確にしたことが挙げられる。ガイドラインは、企業内に苦情処理のため、不服申立委員会と救済メカニズムを設立することを強制するとともに、加害者の罰則、懲戒処分についても規定した。

被害者のプライバシーに関しては、被害者が起訴している間、差別や中傷の対象にならないように事業主は配慮すべきことが求められている。また、第三者によるセクシュアル・ハラスメントについてもその処置が規定されている¹⁹⁶。

3. エンパワーメント政策とセクシュアル・ハラスメントの防止

(1) エンパワーメント政策

インドにおけるセクシュアル・ハラスメント対策は、主要な国家政策の一つである女性のエンパワーメント政策に含まれている。すなわち、セクシュアル・ハラスメントの防止は、その目標の一つである「女性に対する暴力の除去」政策の一環として積極的に取り組まれている分野なのである¹⁹⁷。

インド政府は、女性に対する差別をなくすべく、1993年に女子差別撤廃条約を批准し、1995年の北京女性会議にも積極的な姿勢で参加した。他にも、政府は、女性が国家発展のプロセスの主流に参画するために、様々な試みを行ってきた。その中でも顕著なのは、両性の平等と両性の正義のための憲法上の規定と新しい法の制定及び、既存の法の改正であった。また、女性の利益を保護し、また促進するために、政府内に女性・児童開発局 (Department of Women and Child) を設置し、女性国家委員会(National Commission of Women)を設立し、州女性発展団体を発足させた。それらを通して、両

¹⁹⁴ 奥山明良『職場のセクシュアル・ハラスメント』(1999)、山崎文夫『セクシュアル・ハラスメントの法理』(2001)

¹⁹⁵ 付属資料2。

¹⁹⁶ この筆者の分類と同じ見解を示すものに、Kapur, *supra* note 188.

¹⁹⁷ *National Policy for the Empowerment of Women 2001*, Department of Women and Child Development, Ministry of Human Resource Development, Government of India.

性の平等と両性の正義のための憲法上の規定と新しい法の制定と、既存の法改正を目指してきた¹⁹⁸。

このような流れの中で、インド連邦政府人材開発省女性・児童開発局は、女性の地位向上を目指して、2001年に「女性のエンパワーメントのための国家政策 2001」を発表した¹⁹⁹。そこでは、深刻化する男女の不平等としては人口比率に占める女性の割合が低下していることに象徴されていること、そしてその原因は社会構造と経済構造に根ざしていることを指摘している²⁰⁰。殊に、後進階級（Other Backward Classes）に属する女性、下位カーストの女性、指定カースト（Scheduled Castes）・指定部族（Scheduled Tribes）の女性は、周辺へと追いやられ、貧しく排除されたままであることにも触れている。

この政策の目標は、大きく9つに定められている。第一に、積極的な経済政策と社会政策を通じて、環境を創造し、女性たちが十分に可能性を実現できるように、十分な発展を目指すこと。第二に、女性が、男性と対等な基盤で、政治、経済などあらゆる面ですべての人権と基本的自由を法律上および事実上享受できること。第三に、女性が、国民の社会的政治的経済的生活への参加と意志決定に、対等にアクセスできること。第四に、保健、質の高い教育、キャリア、職業指導、平等な報酬、社会的安全等へ、女性が対等にアクセスできること。第五に、あらゆる女性差別の除去を目指す法制度を強化すること。第六に、男女が積極的に参加し、関わっていくことによって、社会の態度や共同体の習慣を変えていくこと。第七に、発展の過程において、ジェンダーによる見通しを主流なものにすること。第八に、女性と女兒に対する差別とあらゆる形態の暴力を除去すること。第九に、市民社会、特に女性団体との協力を構築し、強化すること。インド政府は、これらの目標を掲げて、女性の地位の向上を図ろうとしている。

それらの内容は、経済面でのエンパワーメントと社会面でのエンパワーメントの二つに大別される。まず、経済面で女性が直面する問題は貧困である。すなわち、女性はいつも貧困にさらされており、特にインドの場合、貧困線以下の生活を営む女性が多い²⁰¹。そこで、本政策は、産業への参加を促すとともに、農業に従事する女性の手当てを拡充させることを目指している。次に、社会面では、教育、保健、栄養、飲料水、衛生、住居、環境、科学技術、暴力などの項目で、女性の地位と環境の向上が図られようとしている。そして、連邦政府および州政府の関係省庁の長は、前述の目標の実践に向けてアクション・プランを作成することが求められている。

¹⁹⁸ Singh, *supra* note 177, at 621-622.

¹⁹⁹ *National Policy for the Empowerment of Women 2001*, *supra* note 195.

²⁰⁰ 全人口比率における女性の人口の割合の低下の主な理由の一つに、女子乳幼児と妊婦の死亡率が高いことが挙げられる。

²⁰¹ 貧困線とは、貧困の範囲または境界を決定するために示す最低の生活標準。それ以下の収入では一家の生活を支えられないと認められる境界線のこと。貧乏線ともいう。

(2) セクシュアル・ハラスメント防止

働く女性をセクシュアル・ハラスメントから保護することは、女性の社会進出だけでなく、生活の安定にも大きな役割を果たす。前出の「国家政策」では、女性に対するあらゆる形態の差別除去を目的とする法的制度の拡充と女性と少女に対する差別とあらゆる形態の暴力の除去が目標として定められている。その中でも、セクシュアル・ハラスメントは、女性に対する暴力の除去という項目で論じられている。経済の国際化により、田舎や家庭では、特に就労条件の悪化や危険な労働環境によって、両性の不平等の深刻化、経済格差の拡大、女性の貧困化の深化など、女性にしわ寄せがきているという指摘がある²⁰²。

雇用は、女性の地位向上を追及するために不可欠な要素である。それが技術や生産性を決定するからである。また、雇用は、生活力と密接に結びつく。食事・栄養など生活に必要なものをいかに得られるかは、まさに雇用にかかっているからである²⁰³。身分制度が残存する貧富の差の激しいインドにおいて、貧しい農村部の低カースト出身の女性ほどセクシュアル・ハラスメントの犠牲になりやすい上にその被害も大きい。実際、そのような女性が人口の大半を占めているのである。

4. 小括

本節は、インドにおける女性の地位とインド憲法における両性の平等規定、女性保護規定を概観しながら、セクシュアル・ハラスメント問題解決におけるヴィンヤカ判決を紹介し、その意義を検討した。そして、ヴィンヤカ判決を考える上で重要な、インドの国家政策とその一環であるセクシュアル・ハラスメント防止政策の内容を検討した。

確かに、インド憲法は、両性の平等を規定している。しかし、どこの国でも同様だが、憲法に性差別禁止規定が明文化されていたとしても、それだけで性差別がなくなるわけではない。

ヴィンヤカ判決は、女性自らがイニシアティブを取って性差別禁止に向けて最高裁を動かした初めての判決である。本判決は、公益訴訟として、セクシュアル・ハラスメント防止のためのガイドラインを画定したことにより、インドにおけるセクシュアル・ハラスメント法理に飛躍的な発展をもたらした。本判決の前にも、地方レベル、高裁レベルでいくつかのセクシュアル・ハラスメント訴訟があったが、本判決がその防止に向けて大きく道を拓いたといえるだろう。のみならず、それまでは論じられることもないまま被害者の胸のうちにしまいこまれ、闇へと葬り去られていた問題であったセクシュアル・ハラスメントに対する社会的関心と呼び覚ました。これも、ヴィンヤカ判決の意義である。

²⁰² *National Policy for the Empowerment of Women 2001*, *supra* note 197, at 10.

²⁰³ ASHOK MITRA, *THE STATUS OF WOMEN: LITERACY AND EMPLOYMENT*, at 1.(出版年不明)

2000年、国家女性委員会は、セクシュアル・ハラスメント防止法案を起草した²⁰⁴。この法案は、インドの働く女性の状況に即して「職場」の定義を幅広く設定することによって、救済の幅を広くしていること、挙証責任を被告に課していること、使用者に調査義務を課していることなどの特徴があり、ヴィシヤカ判決のガイドラインを拡充したものであるといえよう。

しかし、ガイドラインの制定は、裁判所が立法機関の責務まで負わされたとも解される。同時に今なお立法化がされておらず、裁判所が下したガイドラインが立法に代わる機能を果たしていることに対しては、三権分立の観点から見て批判がないでもない²⁰⁵。

²⁰⁴ 法案の和訳は、付属資料3。

²⁰⁵ 第四章にて、ガイドラインの問題点について検討する。

第三章 公益訴訟の発展と展開

本章では、環境判例とセクシュアル・ハラスメント判例を取り上げて、公益訴訟の発展と展開を検討する。

第一節 環境判例の展開と公益訴訟

1.1980年代後半の傾向

1980年代後半以降、公益訴訟における環境判例は増加し続けた。判例が蓄積される中で、環境権の内容はさらなる深まりを見せた。

1987年のガンジス川汚染(I)事件²⁰⁶は、社会活動家かつ弁護士である原告メータはガンジス川の河岸所有者(riparian)ではないが、インド連邦政府、連邦政府環境汚染防止委員会委員長、ウッタル・プラデシ州政府環境汚染防止委員会委員長、ガンジス川地域の約80社に上る皮なめし工場らを相手取って、工場にガンジス川への廃液の流出をやめさせるための職務執行令状に類する令状、指令及び命令の発給を求めた。本件は、憲法32条に基づく令状請求訴訟である。

原告は、町々から出る下水や皮なめし工場からの排水がガンジス川に垂れ流されているのに、政府も人々もガンジス川の汚染防止のために十分な注意を払っていないことを指摘し、川の浄化のために措置を講じるべきであると主張した。これに対して、被告インド政府は、当該地域の環境汚染の存在を認め、工場の排水設備が不十分であることを認めた。また、被告である43工場も、水質汚染が工場排水によるものであることを認めた²⁰⁷。

判決の中で最高裁は、憲法48A、51A条、水質(保全・汚染コントロール)法、環境保護法、ストックホルム人間環境宣言から、ガンジス川の清潔さを守るための措置がとられなければならないとした²⁰⁸。

最高裁は、環境保護法の規定にも関わらず、インド政府は皮なめし工場によって引き起こされた重大な公害を防止するために、ほとんど何もしてこなかったことを指摘した

²⁰⁶ *M. C. Mehta v. Union of India and others*, SCALE (PIL) 1981-97, 1585 (22. 9. 1987), at 1596-1597. 付属資料1、100頁180番。同意意見でシン裁判官は、ガンジス川は、インド国民の生命線であり、歴史的にも文化的にも不可欠な河川であることため、ガンジス川周辺で商業を営む者には川を清潔に保つ義務があると指摘した。そして、工場排水の初期処理に要求される最低限の処置を採らないでいる工場の閉鎖命令を下す工場閉鎖による失業の発生を懸念しつつも、国民の生活・健康・エコロジーには変えられないとした。

²⁰⁷ *Ibid.* 予備的聴聞の際、最高裁は、民事訴訟法の規定に基づいて、工場、地方自治体、地方議会に通知を発行し、ガンジス川が流れる地域に裁判管轄権を持つ裁判所への出廷命令を下した。最高裁は本件を代理訴訟として扱った。この命令に対して、ほとんどの工場は出廷に応じ、評議会によって代表されている工場は共同宣誓供述書を提出した。

²⁰⁸ *Ibid.*, at 1586. 特に、事実の検討に先立ち、環境保護の重要性と必要について一言述べる必要があるとして、「憲法48A条は国家が環境保護および改善のために、および森林と野生動物保護のために努力をすべきであると規定している。憲法51A条は、国民に森林、湖、河川、野生動物を含む自然環境の保護と改善に対して、および生き物に同情を寄せること規定している」ことに言及した。

209. また、インド政府が 1985 年に発表した「ガンジス川保全のための行動計画」に基づいて、工場廃液の処理責任は工場にあるとした²¹⁰。「水質保全および汚染防止法」は水質汚染を防止し、水質の安全性を維持または回復させるために制定されたが、最高裁は、この立法が詳細な規定を有しているにも関わらず、州環境汚染防止委員会がガンジス川への廃液排出の防止のために何ら効果的な措置を講じてこなかったことを指摘した²¹¹。最高裁は、州政府へも指令の実行を命じるとともに、設備を導入しない工場に、閉鎖命令を下し、処理設備を既に設置している工場には、操業許可を下した。

この判決に対しては、最高裁が、憲法 21 条に関する議論をせずに 32 条の令状請求訴訟として審理を進行したこと、また、工場や民間企業が基本的権利侵害に対して責任を負うものであるかどうかという重大な問題を議論することを避けたことに批判がなされている²¹²。また、最高裁が任命した委員会が収集した証拠に基づいて、対審尋問を経ずに一方的に閉鎖命令を下したことにも批判がある²¹³。

翌年 1988 年のガンジス川汚染(II)事件も憲法 32 条に基づく令状請求訴訟であるが、そこで最高裁は、原告メータからガンジス川がその沿岸に住む人々によって排出されるゴミや排泄物などで汚染されているという訴えを受けた²¹⁴。本件では、ガンジス川流域全体に裁判管轄権を有している自治体が、ガンジス川に下水汚物の流入を見過ごしてもよいかどうか争われた。

まず、原告適格要件に関して、「…原告は、ガンジス川の水を利用する人々の生活を守ることに関心のある人物であり、彼自身が訴訟を維持する権利は論じるまでもない」と述べて、最高裁はメータに原告適格を認め、請願を公益訴訟として扱った²¹⁵。

209 *Ibid.*, at 1589. 「環境保護法」の規定についても詳細を検討し、その 3 項がインド政府に、環境保護、改善、汚染防止のために必要だと思われるあらゆる措置を講じるための権限を与えていること、さらにインド政府に環境汚染物質の排出に関して基準を設定する権限を与え、閉鎖命令を含めた命令を下す権限を与えていること、その他、義務、罰則についても定めていることを示している。

210 *Ibid.* 「この廃液は、市の下水処理槽にまず排出されているが、最終的にはそこからガンジス川に流れ出ている以上、工場が法律の規定を実施しなくても許されるということにはならない」と、厳しく論じている。

211 この法律は、憲法 252 条に基づいてウツタル・プラデシ州議会でも、議決されている。その内容は、インド政府および各州政府に、環境汚染防止委員会の設立を規定し、その 24 項は、汚染物廃棄のために小川や泉を使うことを禁じている。この「小川」は、川、水路、海、干潟などを意味する。その他、委員会の機能、商業廃液についても定義を行っている。

212 Singh, *supra* note 139, at 145. Sengar, *supra* note 149, at 70. 特に Sengar は、この事件の命令から、環境訴訟では裁判所は特定の基本的権利が原因者によって侵害される可能性があること、および原因者が公的企業であるか、官公庁であるかを結論付ける必要はないと推測する。このようにして、32 条によって最高裁が場所と原因者にかかわらず、環境汚染によって生じる公的妨害を防ぐための命令を下すことが出来ると説く。

213 Cassels, *supra* note 166, at 500.

214 *M. C. Mehta v. Union of India and others*, SCALE (PIL) 1981-97, 86 (12.1.1988). 付属資料 1、48 頁 74 番。

215 *Ibid.* 最高裁は、地方自治体に対して下水道の拡張を、地方自治体と警察に対して動物

最高裁は、「ガンジス川汚染が引き起こした生活妨害は、公共の生活妨害(public nuisance)である。そしてその妨害は、広範囲に広がりその作用は無差別に及ぶ。ゆえに、手続をとって垂れ流しを阻止させることを特定の人に期待するのは合理的でないだろう。」と述べて、ガンジス川汚染による妨害を、公共の生活妨害であると認めたことも本件の特徴である²¹⁶。本件のように被害が広範囲かつ無差別なものである場合、特定個人の請願によって共同体全体への妨害を止めさせるための手続を開始すること認めることは妥当であろう²¹⁷。

本件で注目すべき点は、最高裁が、インド国民の基本的義務を定める憲法 51A 条に基づいて、「インド全国のすべての教育機関で、週に 1 時間は森林、湖、河川、野生動物を含む自然環境の保護と改善に関係した授業を行うよう命じることが、連邦政府の義務である」と述べてインド政府に環境保護教育の実施を命じたことである²¹⁸。そして、国民の間で環境美化に対する意識を高めるために、「街をきれいにしよう週間」「村をきれいにしよう週間」をすべての市町村で開催することを命じたのである²¹⁹。ガンジス川の水質汚染の主要な責任は、自治体にあるとして、自治体に対して、酪農業者に郊外へ移動させることなどの命令を下した²²⁰。憲法 51A 条に基づいて行政に命令を下すパターンが定着したといえる。しかし、本件のこのような命令に対しては、行政権の侵犯であるとの批判もある²²¹。

1987 年のカルカッタ・タージホテル事件(*Sachidanand Pandey v. State of West Bengal*)は、被告州政府が動物園の敷地をタージ・グループホテルの建設に割り当てた件に関して、原告が本件割当の取消を求めた特別許可申立である²²²。原告は、野生動物愛好家と自称する 2 名のカルカッタ市民である。最高裁は、ホテルに割り当てられた土地は動物園の主目的に使われておらず実質的な部分ではないこと、州政府が動物園拡張の必要性を認識していた上でホテル側への土地割り当てを決定したこと、および渡り鳥の問題についても州政府は生態系の研究に対しても関心を払っていたことを理由に、州

の死体をガンジス川に流さないようにさせることを命じた。インド政府環境省に対して、環境問題に国民の意識を喚起させようとする最高裁の提案への考慮を求めた。

²¹⁶ Sengar, *supra* note 149, at 71.

²¹⁷ *Ibid.*

²¹⁸ *M. C. Mehta v. Union of India and others*, *supra* note 214, at 88.

²¹⁹ *Ibid.*

²²⁰ 酪農業者が排出するゴミを除去すること、そして付近の労働者集団居住地に下水設備や公衆便所を増設するよう命じ、続けて、死骸を川に流す習慣を止めさせることも命じた。また、「水質保全および防止法」は委員会に汚染原因者を起訴する権限を与えており、起訴された個人は刑事訴訟法の規定に基づいて訴訟を提起できると定めているが、委員会は立法の規定を実施していないこと、諸問題の事実をまだ調査できていないといった、委員会の怠慢を指摘し、高裁にこの種の訴訟の処理は 2 ヶ月以内であるよう命じた。

²²¹ 詳しくは、第四章にて検討する。

²²² *Sachidanand Pandey and another v. State of West Bengal and others*, SCALE (PIL) 1981-97, 1828 (11.7.1987). 付属資料 1、4 頁の 7 番。

政府の行為は誠実 (bona fide) であるとして、訴えを斥けた。

この事例で最高裁が以下のように述べた点に意義がある²²³。

「州政府が 5 つ星ホテルの建設のため土地を、動物園の費用で割り当てたのであるが、裁判所は介入してもよいのだろうか。明らかに政府が・・・それらを考慮に入れた上で良心的な決定に帰着したならば、悪意がないところに裁判所が介入すべきではないかもしれない。他方で、関連する考慮がなされておらず不適切な考慮が決定に影響を与えているならば、裁判所は公共の偏見の可能性を防ぐため介入してもよいかもしれない。生態系の問題が最高裁に持ち込まれるときはいつでも、最高裁は憲法 48A 条と 51A 条を考慮しなければならない。・・・国家政策の指導原則に効力を与えるために裁判所が説明を求められるとき、裁判所は遠慮して優先権は政策問題にあり政策決定当局の問題であるといってはならない。裁判所は、少なくとも、適切な斟酌がなされているか、さらに見当違いの批評が取り除かれているかどうかを審理しなければならない。適正な事例ならば、裁判所は更に審理を進めてもよいかもしれないが、その程度は当該事例の状況次第である。裁判所は、いずれにしても、必要な命令を下してよい。しかし、裁判所は、関連ある考慮すべき問題の衡量の程度を調節することは差し控えるつもりである。問題が関連ある考慮すべき問題の衡量の程度の調節に関わる場合、裁判所は関係省庁の決定を認めるのがよいからである。」

すなわち、被告の行為が悪意によらなければ裁判所は介入できないとして公益訴訟における司法審査の範囲が限定されたこと、および 48A 条および 51A 条に基づいて裁判所の環境保護義務の重要性を強調したことが、後の展開に影響を与えたのである。また、最高裁は、単に社会的義務を科すにとどまる基本的義務規定と裁判規範性のない国家政策の指導原則から、国と国民に生態系のバランスに関する訴えを上訴裁判所に提起しうるとの見解が明らかにすると同時に、裁判所は政策問題に対しても無関心であってはならないと述べた²²⁴。

2. 1990 年代の傾向

1990 年代に入ると公益訴訟は、インド環境法を急展開させた。それを示すものとして、以下の 2 つの判例を挙げることができよう。

1991 年の *Subhash Kumar v. State of Bihar and others* は、原告が憲法 32 条に基づ

²²³ *Ibid.*, at 1831.

²²⁴ *Ibid.*

いて、ビハール州政府らを相手取って、州のある地域の炭鉱担当官に対して企業に対してスラリーの排出をやめさせる命令を下すよう命じることを求めた令状請求訴訟である²²⁵。本件原告は影響力の強い企業家である。また、本件被告には、州政府以外に、原告のライバル企業（以下、「被告 5 番」とする）と炭鉱担当官も含まれている。原告は、被告 5 番のスラリー排出行為が水質汚染防止法の水質汚染を規制する規定に反すること、および州政府、および州汚染規制委員会（以下、「委員会」とする）が被告 5 番のこのような行為に対して何ら措置を講じてこなかったことを主張した。そして、排水が河川に流れ込み、地域の人々の健康が危険にさらされていること、およびスラリーが原告の土地に堆積していることを訴え、水の衛生状態の回復を求めたのである。

これに対して、被告側は、原告の主張を否定し、委員会が被告 5 番の排水行為にあたって、川の水質汚染が発生しないと調査分析し、その後監視を続けていたこと、被告 5 番は委員会の命令にしたがって、洗鉱のための水槽や廃液貯水池を作ったこと、スラリーは高度に炭素質の物質であり燃料として貴重であり市場価値も高いため、被告 5 番はスラリーが流出しないように措置をとっていたことを主張し反論した。

21 条「生命権」に関しては、最高裁は憲法 32 条が市民の基本的権利を保障する特別の процедуру規定していると述べた上で、「生命権は汚染されていない水と空気を享受する権利を含み、人は生活の質の維持のために不可欠な水や空気が汚染されたならば、汚染の除去を求めて憲法 32 条に頼る権利を持つ。法を軽んじて生活の質に害を与えるものが存在するならば、国民は憲法 32 条に頼って生活の質に不可欠な水や空気の汚染を取り除くことを求める権利を持つ」と述べて、環境権の基本的権利的な性格を明らかにした²²⁶。

続けて、「環境汚染の除去を求める 32 条の請願は、被害を受けた本人、若しくは社会活動団体やジャーナリストによってできても維持可能である。32 条の手續は、社会を代表してその保護に真正に関心を持つ個人によってとられなければならない」と述べて、第三者も環境保護に真正な関心を持つ場合、原告となりうるとした²²⁷。

最高裁は、原告と被告（4 番、5 番）と原告がスラリーをめぐる争う敵対関係にあったという被告側の主張や、原告が被告 5 番に対して嫌がらせを働き刑事訴訟にて係争中であることなどから、原告の訴えの動機は彼の敵愾心を晴らすという私的なものであり、かつ本件原告のビジネスのためのスラリー収集といった私益のためであると判断し、訴えを退けた。憲法 32 条をとおして個人的な利益の実現を目指してはならないこと、まして私的な恨みや敵愾心の弁護のためであってはならないとした。

²²⁵ *Subhash Kumar v State of West Bengal and others*, SCALE (PIL) 1981-97, 266 (9. 1. 1991). 付属資料 1、82 頁 149 番。

²²⁶ *Ibid.*, at 269-270. また、BAKSHI, *supra* note 141, at 54. もこの判例が生命権に「汚染されていない水や空気を享受する権利」を加えたことを指摘している。

²²⁷ *Ibid.*, at 269-270.

このことに関して最高裁は、以下のように述べた²²⁸。

「もし、このような訴訟が受理されるならば、誠実な原告への迅速な救済が妨げられ、裁判所の過程が濫用されることになる。個人的な利益が公益訴訟を装って 32 条に基づく最高裁の過程をとおして実現されてはならない。公益訴訟は、無力、貧困、法に対する無知のために、自らの基本的権利を実施できない者の基本的権利の擁護と実施の法的手続を企図するものである。」

このように、本件は 32 条に関して当事者適格要件の緩和に関して、私怨と私益のために公益訴訟を濫用してはならないと一定の基準を明示したこと、および生命権に認められる環境権の内容を示したことの 2 点に意義がある²²⁹。

また、1990 年代に入って、「予防原則」と「原因者負担の原則」がインド環境法上の権利として認められた²³⁰。このことを包括的に論じたのが、1996 年の *Vellore Citizens Welfare Forum v. Union of India and others* (タミル・ナドゥ州水質汚染事件) である²³¹。本件は、憲法 32 条に基づいて、原告 NGO 団体がインド政府らを相手取って、タミル・ナドゥ州の皮なめし工場とその他の工場が大量の未処理の廃液を垂れ流していることから生じた水質汚染の被害を訴えた令状請求訴訟である。皮なめし産業はインドの主要輸出産業であり、かつ同州での生産高が輸出量の 8 割を占めている。本件で最高裁は、環境の保護と、開発の利益および雇用の維持といった経済利益のバランスをとることが求められた。

原告側の訴えによると、廃液による水質汚染のせいで地下水も汚染され、地域住民は飲料水を求めて数マイルを歩かなければならなくなったという。原告側が任命した同州法律扶助勧告委員が作成した報告書によると、当該地域自治体は、皮なめし産業がインド有数の外貨獲得産業であることから、水質汚染防止法が水質汚染防止のために自治体に与えている権限を行使していないという²³²。

これに対して、被告側は宣誓供述書を提出して反論した²³³。これによると、被告州政府は、工場の廃液処理を進めるために各工場に廃液処理設備の設置を命じ、この命令に

²²⁸ *Ibid.*, at 270.

²²⁹ DIVAN and ROZENCANTZ, *supra* note 128, at 41, 50, 140-141. Parmanand Singh, "Public Interest Litigation," 35 A.S.I.L. 26 (1991), at 43

²³⁰ 原因者負担の原則が憲法上の権利として認められたのは、*Indian Council for Enviro-Legal Action v. Union of India and others*, J.T. 1996(2)196.

²³¹ *Vellore Citizens Welfare Forum v. Union of India and others*, SCALE (PIL) 1981-97, 703 (28. 8. 1996). 付属資料 1、66 頁 112 番。予防原則については、付属資料 1、68 頁 115 番。

²³² *Ibid.*, at 703-704.

²³³ *Ibid.*, at 704-706.

対し 33 工場が廃液処理設備を設置したという。また、州環境汚染規制委員会は廃液の基準を規定したという。

最高裁は、国家環境工学研究院(NEERI)の報告書に基づいて、5つの地域に存在するすべての皮なめし工場に対して下していた閉鎖命令を停止し、新たに廃液処理設備の設置を命じた²³⁴。その他の地域の工場に対しては、与えた損害に対する回復費用の支払い、被害者への損害賠償の支払い、罰金の支払いを命じた。また、インド政府に対しては、環境法の規定に基づいて本件の環境汚染を処理する機関の設立を命じるとともに、その機関に任務を果たすための権限を与えた。最高裁の継続的な命令を実行させるための監視を命じた。

この判決がインド環境法発展に貢献した点は、国際法上の原則である「予防原則」と「原因者負担の原則」を 21 条の生命権に含まれる権利であると認めて²³⁵、環境権の内包を拡げたことである²³⁶。21 条「生命権」を根拠に、危険物を扱う産業は、必要な措置を講じ、地域への危険を最低限にし、かつ科せられている安全要求を最大限遵守しなければならないと述べた。

最高裁は、「持続可能な発展」の概念に開発とエコロジーの両立を導く解を求めたのであるが、「持続可能な発展」の 2 つの特徴である慣習国際法上の「予防原則」と「原因者負担の原則」が国内法との間に矛盾が存在しない限り国内法に受容されているとした。そして、その根拠を憲法 21 条、47 条、48A 条、51A 条(g)項、および水質汚染防止法、大気汚染防止法、環境保護法に基づいて、「上記のような憲法規定および立法規定は環境法の一部をなす」と述べた²³⁷。まず、「予防原則」に関しては、「国内法に照らして、環境基準は環境悪化の原因を前もって処理しなければならないこと、深刻な損害は科学的確実さの欠如を理由には正当化できないこと、立証責任は工場等がその行為が環境的に害のないものであることを示すことだと論じた²³⁸。続けて、「原因者負担の原

²³⁴ *Ibid.*, at 718-720.

²³⁵ 原因者負担の原則は、本件に先立って、*Indian council for Enviro-Legal Action v. Union of India and others*, SCALE (PIL) 1981-97, 512 (13. 2. 1996).でも論じられた。「・・・環境を汚染した産業経営者は、被害を受けた村人や土壌、地下水が被った害を償う絶対的な責任がある。それゆえ、被害を受けた地域での泥その他の汚染物を取り除き必要な措置をすべて講じる義務がある。」

²³⁶ BAKSHI, *supra* note 141, at 49 and 54. また、S. Muralidhar, “*Public Interest Litigation*,” 32 ANNUAL SURVEY OF INDIAN LAW 369(1996), at 396. この文献は、本件が不法行為法律学への重大な貢献をしたと評価する。

²³⁷ *Vellore Citizens Welfare Forum v. Union of India and others*, *supra* note 231, at 712. 条文は、21 条は前掲注 37、48A 条と 51A 条は前掲注 206 を参照。47 条は、「栄養水準および生活水準の向上ならびに公衆衛生の改善への国の任務」として、「国は、栄養水準、および国民の生活水準の向上、および公衆衛生の改善をその主たる義務と見なさなくてはならない。特に国は健康に有害な酒類と薬物の使用を、医療目的を除いて禁止することに勤めなくてはならない」と規定する。

²³⁸ *Ibid.*, at 711.

則」に関しては、前出のシリラム・ガス流出事故事件で論じられた「絶対責任」の考え方を発展させて、「環境への害に対する絶対責任は、環境汚染の被害者だけではなく、環境悪化回復の費用をも補償しなければならない」と論じた²³⁹。「インド憲法とインド国内法が与える、新鮮な大気、清潔な水、汚染されていない環境に対する権利は、コモン・ロー上の清潔な環境に対する権利とは相容れないものである」と述べ、コモン・ローからの離脱を図りつつ、環境権論を論じた²⁴⁰。

そして、環境訴訟の増加傾向から、高裁に対しては環境法廷(Green Bench)の設置を命じたのである。

3. 小括

本節では、1980年代後半以降の環境判例の中から主要なものを紹介しながら、公益訴訟がいかにして環境権保障を実現させ、そしてその手続上の特徴ゆえに生じる問題に対処したかを検討した。

1986年のカルカッタ・タージホテル事件は、もともと裁判規範性のない憲法48A条と51A条が21条の解釈をとおして裁判規範的になるとの見解を明らかにした。1987年ガンジス川汚染(I)事件は、憲法21条、48A条、51A条(g)項、および環境保護法、水質汚染防止法を合わせて、ガンジス川の保全を被告に命じた。また、翌年のガンジス川汚染(II)事件では、51A条をもとにインド全国の教育機関での環境保護教育を、政府に命じた²⁴¹。そして、1991年のSubhash Kumar判決で最高裁または高裁への令状請求訴訟によって、政府に対して健康的な環境を享受する権利を主張することが可能になった。これらを通して、環境法の基本的権利としての性格が明らかになった。しかし、国家政策の指導原則に法的権利性を与えることに関しては、事実上憲法を書き換えることになるという批判が存在する²⁴²。

これらの流れから、1996年のタミル・ナドゥ州水質汚染事件は、憲法21条の権利として、汚染されていない水と空気を享受する権利を認め、さらに、21条、47条、48A条、51A条(g)項、および環境立法に基づいて、慣習国際法上の「予防原則」と「原因者負担の原則」がインド環境法に受容されたと述べた。この解釈は、公益訴訟がインド環境法に多大な貢献をしたことを意味するものである²⁴³。前出のシリラム・ガス流出事

²³⁹ *Ibid.* 原因者負担の原則に関しては、本件に先立って、*Indian Council for Enviro-Legal Action v. Union of India* J.T. 1996 (2) 196. も、環境への害は原因者である産業側の絶対的な責任であり、損害賠償の責任があると述べている。

²⁴⁰ *Ibid.*, at 712.

²⁴¹ BASU, *supra* note 28, at 466. *M. C. Mehta v. Union of India*, AIR 1988 SC 1115. この1988年の判例で最高裁は51A条(g)項は、国家も遵守しなければならない義務であるとし、環境保護のため必要な措置を取らなくてはならないとし、学校教育に環境教育を取り入れること、および教科書代、教師の育成費用などの負担を中央政府に命じた。

²⁴² Cassels, *supra* note 166, at 512.

²⁴³ Muralidhar, *supra* note 236, at 396.

故事件で打ち出された損害賠償の原則が、本件で原因者負担の原則に発展したのである。

公益訴訟の手続の特徴は、件数増加傾向や裁判所の仕事量の増大をもたらすなどの問題点も惹起した。そこで、最高裁は、カルカッタ・タージホテル事件で公益訴訟の司法審査の範囲を限定した。また、Subhash Kumar 判決は、私怨や私欲のために公益訴訟を濫用することは出来ないと述べて、公益訴訟の原告適格要件の緩和傾向に歯止めをかけた。濫用を懸念する立場から、公益訴訟における原告適格を制限し明確にするべきだという見解がある²⁴⁴。

第二節 セクシュアル・ハラスメントと公益訴訟

セクシュアル・ハラスメント問題は、リーディング・ケースであるヴィシヤカ事件判決がガイドラインを制定して、その解決に向かって大きな役割を果たしたことを前章にて検討した。本節では、その2年後に持ち込まれたアパレル輸出促進協会事件判決を紹介しながら、公益訴訟の展開を検討する。

1. *Apparel Export Promotion Council v. A. K. Chopra*²⁴⁵(アパレル輸出促進協会事件)の検討

(1) 事実の概要

原告は、アパレル輸出促進協会である。被告は、アパレル輸出促進協会会長付秘書である。被害にあったのは、タイピストである女子事務員 X であり、被告は X の直属の上司である。X は、まず人事部長に以下のような申立を行った。

X は、勤務中に被告にからまれたのは 1988 年 8 月 12 日のことであった。すなわち、被告は、X にディクテーションの能力がないことを知りながらも、圧力をかけて、会長のディクテーションの打ち込みを命じ、某ホテルにあるビジネス・センターへ同行させた。X が部屋で局長を待っていたとき、被告は過度に X に接近して腰を掛けようとした。X の抗議にも関わらず、被告はその行為をやめなかった。その後、X は局長からディクテーションを書き取った。被告は、某ホテルの地階にあるビジネス・センターで打ち込みをするよう、X に命じた。被告の補助があつて、局長からのディクテーションを X は間違いなく入力することができた。被告は、X を連れてビジネス・センターを案内して回り、人気のないさびしい所へと連れて行き、再び過度に接近して座り、X の抗議にもかかわらず接触しようとした。打ち込まれた原稿は、財務局長によって訂正され、

²⁴⁴ D. K. Bhat, *supra* note 131, at 122. Cassels, *supra* note 166, at 508.

また、*Sachidanand Pandey v. West Bengal and others*, *supra* note 220, at 1858.

Khalid 裁判官は同意意見で、公益訴訟はインド法の一部となったとはいえ、分別なく公益訴訟が持ち込まれることを懸念し、多量の訴えが裁判所と公共に脅威をもたらしていると指摘した。

²⁴⁵ *Apparel Export Promotion Council v. A. K. Chopra*, 1999 SCALE (PIL) 260 (1999. 1. 20).

X はやり直しを命じられた。被告は、再び X をビジネス・センターへ連れて行き、不快な行為を繰り返した。X は、被告に抗議をしたが、やめなかったという。X によれば、被告はエレベーターの中でも肉体的ないやがらせをしようとしたので、X は地階へ到着するまでの間、非常ボタンを押して逃れたという。

そこで、X からこのような相談を受けた人事部長は、調査官を任命し事実に関する報告書の作成を命じた。被告は、人事部長に対して、申し立ての内容を否定した。しかし、調査官は証人の尋問から得た文書、および口頭の証拠を考慮した結果、被告が道徳的拘束力に反した行為をなし、X に対する行為は限度を超えたものであるとの結論に達した。

すなわち、調査官が報告書に記載した事実によると、被告は X の抗議にも関わらず倫理に反した行為を続けたこと、被告が X にディクテーションの打ち込みを命じたのは X をさびしい場所へ連れて行くための口実であったこと、被告が主張する微妙な点についての結論は度を越えたものであることが明らかにされた。調査官は、某ホテルにて X が被告によっていたずらされ、下心を持った (*ulterior motives*) 被告が X の抗議にもかかわらず接触しようとしたという結論を下し、X の主張が真実であると報告した。こうして、懲戒当局は、調査官の報告を受けて、被告の退職命令を下したのである。

この処分を不服とした被告は、上訴幹部委員会に訴えを提起した。上訴幹部委員会では、委員長と委員の間に見解の違いがあった。しかし、被告は、上訴幹部委員会での採決を待たずに、免職処分に関して、1992 年 1 月、高等裁判所（以下、「高裁」とする。）に令状請求訴訟を提起した。高裁は、令状請求訴訟を受理し、本件被告に対して、上訴幹部委員会の決定に従うように命じた。上訴人（本件被告）は高裁の判決を不服として、最高裁に特別許可申立を行った。最高裁は、高裁の判決を退けて、上訴人と会社が幹部委員会を開くことを命じた。最高裁の命令を受けて幹部委員会が再度招集され、問題全体を検討した結果、会社側（人事部長および懲戒当局）が下した被告に対する免職処分の指令は合法、適正かつ有効であるとの結論に至った。X に対するセクシュアル・ハラスメントのために被告に下された免職処分は支持されたのであった。

そこで、被告はこれらのことを不服として高裁に令状請求訴訟を提起した。高裁は、1995 年、「・・・請願人（本件被告）は嫌がらせをしようとしたに過ぎないのであって、実際に行ったのではない」との本件被告の言い分を認め、報告書を無効とし、セクシュアル・ハラスメントの存在を否定した。そして、本件被告の復職を命じ、給料を遡って支払われることはなくとも、継続的な昇進やその他の福利厚生を与えるよう命じるとともに、被告は向こう 2 年間デリー市外の事務所勤務をさせるように命じたのであった。

本件原告は、高裁のこの判決を不服として、高裁に別の訴えを提起した。同時に、本件被告も、給料の支払いと適正な復職を主張して高裁に別の訴えを提起した。高裁は、「実際に嫌がらせをしたのではなく、微細な肉体的接触もできなかった」という被告の主張を認め、被告の免職処分には十分な理由がないとしたのであった。

本件は、高裁の判決を不服として、本件原告が特別許可を申し立てて提起した民事訴

訟である。最高裁は、両当事者の弁護人に聴聞を行い、記録に目を通した。

(2)判決内容

最高裁は、被告の行為がセクシュアル・ハラスメントであったかどうかという事実認定、及び被告の退職命令の合理性が争点となった。

事実認定に関して、最高裁は、まず、高裁が、8つの点で事実を認めていることを確認した上で、「高裁にはそもそも証拠が充分かどうかを討議する資格がない」として、事実認定と被告への処罰に関する高裁の判決を覆した²⁴⁶。そして、原告の言い分を認める形で、被告の行為があるまじき行為であったゆえ、Xに対するセクシュアル・ハラスメントに該当するという見方を示した²⁴⁷。

また、罰則に関しても、「罰則は合法的な職権の管轄圏内にある事柄である」として、高裁が刑罰に干渉する正当性はないとし、最高裁は、高裁の判決を覆し、被告に対する退職命令を認めた。

最高裁は、Xと証人の証言から、被告がXを嫌がらせ、悩ませたその行為は「道徳的拘束力に反するものであり、礼儀の基準に耐えられないものであり、不快な性的行為を提示したものであった」として、被告の行為がセクシュアル・ハラスメントに該当すると判断した²⁴⁸。

最高裁は、ヴィンチャカ事件が示したガイドラインを適用して、被告の行為がセクシュアル・ハラスメントの定義に該当するものであったと認めた²⁴⁹。また、高裁が判断にあたって、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「北京宣言」といっ

²⁴⁶ *Ibid.* 8つの事実とは、1. Xと被告は上司と部下の関係にあること、2. Xにはディクテーションを入力する能力がなかったこと、3. 被告がXを某ホテルに無理に連れて行ったこと、4. 被告は優越的な立場に立ち、Xに嫌がらせをしようとしたこと。5. 被告が隠された動機をもって、Xにあまりにも密接して座ろうとしたこと。Xは抗議したが聞き入れなかったこと。6. 被告は性的な接近を続けたこと、およびXはやめないならばその場を去ると言ったこと。7. 被告は直接的に、暗示的にも性的な接近を示威する振る舞いを行ったこと。8. 被告の行為はXにとって威嚇的かつ敵対的な労働環境を創り出したこと。

²⁴⁷ *Ibid.*, at 270.

²⁴⁸ *Ibid.* 最高裁は、「いたずら (molestation)」の意味に関して、Xは一般的な意味で使っていたが、Xとの「肉体的接触(physical contact)」を被告がなさなかったという議論のために仮定するならば、ある証人の「被告がビジネスセンターで自分の手をXの手の上に重ね、そこに居合わせた人々を驚かせた」との証言から、被告が性的な含みをもった「あるまじき行為」を全くなさなかったと解することはできないと判断した。そして、「いたずら」および「性的暴行 (physical assault)」の表現を使って、被告はXを惑わし、困惑させるに至ったと指摘した。

²⁴⁹ *Ibid.*, at 271-272. Vishaka 判決が示した定義から、セクシュアル・ハラスメントは好ましくない性的行為を通して提示される性的差別の一形態であり、性的な要求、制的な申し出をもった言葉による行為または物理的な行為を、直接的または暗示的に求めるものである。そして、女子従業員の側からそのような行為に対する拒絶がされた場合、その女子従業員の雇用に影響があり、非合理的に彼女の仕事に介入するものであり、彼女にとって威嚇的または敵対的な労働環境を創出する効果のあるものであると定義した。

た国際規約を無視していたことを指摘した。「裁判所は申立の真正さを決定するために、資料全体を調査しなければならないこと、被害者の供述は事件全体の背景の中で正しく認識されなければならない」と述べ、高裁が根本的な現実を見落とし、被告の部下 X に対する行為が完全に道徳的拘束力と礼儀に反するもので、X の節度に侮辱的であったという事実を無視していたと批判した。このようにして、高裁の判決は覆され、先に上訴委員会によって下されていた被告の退職命令が改めて支持された。

「本件のような事例において寛容な態度を示すことは、働く女性の士気をくじくことになり、同情は無用、情けは見当違いである」との厳しい見解を示した。

2. 小括—判例の意義、および公益訴訟の評価と課題

セクシュアル・ハラスメント行為の大半は、目撃者がいない状況で行われることから、裁判ではその「存在」そのものが争いとなる²⁵⁰。本件では、事実認定に関して、違法性の判断要素—被告の行為の性質、態様、手段、方法、被告の制的言動の悪質性、重大性が正当に判断された。判断の際に、ヴィシヤカ事件判決が提示したガイドラインのセクシュアル・ハラスメントの定義が用いられた。

女性が職場でのセクシュアル・ハラスメントに対する安全策を与えられるべきだとの指摘がある中、ヴィシヤカ事件判決および本件で用いられたガイドラインに関しては、職場でのセクシュアル・ハラスメントが何をもって構成されるのかについて制定したことに関して、最高裁が重要な役割を果たしたとの評価もある²⁵¹。

裁判所によるガイドライン制定に関しては、ヴィシヤカ事件判決だけにとどまらず、1998 年以降も数多くの判決で見られており、公益訴訟判例において、裁判所のガイドライン制定機能は正しいとの見方がなされている²⁵²。

しかし、セクシュアル・ハラスメント問題は、本判決にもかかわらず、なかなか進展しておらず、ガイドラインの実施さえもされないことに、懸念を示す見解もある²⁵³。最高裁は、第一章で検討した *Ratlam* 判決で、実施概念を示して以来、憲法に基づいて指令・命令を行政に下す手法を用いてきている。しかし、実際のところ、ガイドラインの実施を裁判所が監視するところまではできても、強制することまではできないため、こ

²⁵⁰ 日本ではこのような場合、最終的には加害者と被害者のどちらの供述内容の信用性が高いかが裁判の争点となり、その判断基準として当事者の合理的行動に関する経験則が問題とされる。この経験則とは、日常生活の事柄や化学的・専門的な事柄などについて我々が得る大量の経験的知識の中から個人差を除去して、高度な蓋然性をもって一定の事実を推論させるような一般化された知識・法則のことを指す。

²⁵¹ ANU SAKSENA, *GENDER AND HUMAN RIGHTS*(2004), at 163.

²⁵² S. Muralidhar, “*Public Interest Litigation*,” 35 *ANNUAL SURVEY OF INDIAN LAW* 477(1999), at 495. 他に、*Sakshi v. Union of India*, (1999) 6 SCC 591. 子どもの性的暴行を扱った事例である。*Watchdogs International v. Union of India*, 1999(5) SCALE 113, 1999(7) SCALE 611. 最高裁が、デリー刑務所マニュアルの制定に関わった事例である。

²⁵³ Lotika Sarkar, “*Women and the Law*,” 36 *ANNUAL SURVEY OF INDIAN LAW* 521 (2000), at 554.

ここに公益訴訟の限界があるといわざるを得ない²⁵⁴。

²⁵⁴ この問題点については、第四章にて検討する。

第四章 公益訴訟の可能性と限界

前章までは、主要判例を辿りながら公益訴訟の誕生と確立を、そしてセクシュアル・ハラスメント判例および環境判例を辿りながらその発展と展開を分析してきたが、今後を見つめる上で、その可能性と限界を明らかにすることが課題として残されていた。そこで、本章ではこの課題を究明すべく、インド社会および司法制度における公益訴訟の影響と意義とを検討する。

公益訴訟は、「インド司法制度を変えてしまった」とも評されつつも、国民の支持を得てきたといえよう²⁵⁵。公益訴訟を抜きにインド司法を語ることはできないし、公益訴訟は司法権の社会問題への過剰な介入の中の産物であるのも事実である。

しかし、インド公益訴訟を単なる司法権の社会問題への過剰な介入の産物としてのみ捉えるわけにはいかない。最高裁が、社会的経済的弱者の救済に前向きで憲法判断に積極的だというだけでは、公益訴訟を生成し、発展させていくことはできなかったのではないだろうか。

最高裁は、既存の人権規定だけでは対応できなかった場合、憲法 21 条「人身の自由」規定を柔軟に解釈して人権回復を図った²⁵⁶。特に未決拘留者の救済が争われた翌 1979 年のフッサイナラ判決では、「生命権」解釈を拡大して「迅速な裁判を受ける権利」を

²⁵⁵ Cunningham, *supra* note 120, at 70-73.

1996 年に公益訴訟規制法案 (The Public Interest Litigation (Regulation) Bill, 1996) が議会に提出されたが、世論の激しい反対のために廃案となったことから窺える。公益訴訟本来の趣旨から離れて、政治的名声を得るなどの私的な目的での訴訟が増加したことを懸念し、法案には公益訴訟を提起するにあたって原告に 10 万ルピーを課することが盛り込まれていた。この法案を違憲だと主張して、反対する立場に、Vijaya Chandra, “Legislative Restrictions on Public Interest Litigation – A Mockery of Public Interest Litigation,” AIR 1997 Rajasthan Section vol. 84, at 142; H. D., “Why should a person have to deposit Rs 1 lakh for filing a PIL?” *Times of India*(1997.2.23).

後者は、社会活動家の論者であるが、「司法は国民の問題を改善すべく、憲法によって課されている義務を遂行しているにすぎない。政治家たちは司法のまさに根本を断とうとしている。……社会活動団体として、最高裁およびデリー高裁に公益訴訟を提起するが、それらは国民の主張以外の何ものでもない。訴訟は、行政が国民の訴えに応えられない場合にのみ提起されているのである」。

法案は、The Public Interest Litigation (Regulation) Bill, 1996 Debate on the Floor of the House in JAGGA KAPUR (ed.) SUPREME COURT ON PUBLIC INTEREST LITIGATION vol.1 at A-148-A-174.

²⁵⁶ 憲法 21 条は生命および身体の自由の保護と題して、「何人も法律の定める手続によらなければ、生命、身体、自由を奪われてはならない」と定めている。(本章で、インド憲法の条文を訳すにあたっては、孝忠・前掲注 34 を参考にした。) 1950 年の先例は、本条を法の手続によらない行政活動に対する保障であると、狭く解釈していたが、最高裁は 1978 年の *Maneka Gandhi v. Union of India*, AIR 1978 SC 597, *supra* note 45. (マネカ・ガンディ事件) で、先例の限定的な解釈を覆し、人身の自由を制約する行政による手続は、公正かつ合理的かつ公平(just, reasonable, and fair)でなければならないと解釈を拡大した。マネカ・ガンディ事件を契機に、本条の柔軟な解釈が可能になったのである。

引き出した²⁵⁷。このことから、むしろ、公益訴訟の生成と発展においては、21条「人身の自由」規定、とりわけ「生命権」が何よりも本質的な役割を演じてきたと考えるべきであり、この規定とその解釈なくして、公益訴訟が発展することはなかったのではなかろうか。多くの研究はこれを見逃していると思われてならない。そこで本章は、公益訴訟の軸が21条「生命権」に存ずるとして、1節にて「生命権」に関する公益訴訟判例展開を検討し、2節にて1節を踏まえて裁判所の役割の変容を明らかにし、その意義と限界を明らかにする。

第一節 インド憲法 21 条「生命権」に関連した公益訴訟判例の展開

数多くの公益訴訟判例の中でも、とりわけ憲法 21 条「生命権」をもとに人権救済を図った判例を、権利や問題の内容別に整理してみると、3つの流れに大別される。第1の流れは、囚人の人権に関する判例群である。ここに含まれる判例は、21条の「人身の自由」に関連した囚人の人権を扱ったものが主流であった。これを源流として、派生した第2の流れは、囚人以外の労働者、女性、子どもといった社会的経済的弱者の権利を回復させる判例群である。そして、これら2つの流れから更に派生した第3の流れは、上記のカテゴリーに属さず、憲法上、基本的権利として記載されていない権利を扱った判例群である。

1. 公益訴訟の源流—囚人の人権の展開

囚人の人権を擁護するため、裁判所は、21条の生命権規定を用いてきた。

まず、1981年の外為保護法違反拘留事件判決（*Francis Collarie Mullin v. Administrator, Union Territory of Delhi*）が生命権規定の拡大の先駆けとなった事例として重要である²⁵⁸。

原告は英国籍の女性であるが、外為保護法違反で拘留されていた。法律の規定によると、弁護士との面会に事前の申請を必要とし、その面会が関税庁職員の立会いのもとで行われなければならない、そして原告の娘との面会は月1回しか認められなかったため、原告は弁護士及び娘と面会するのに多大な困難を感じていた。本件は、原告が外為保護法の規定が平等権を規定する憲法 14 条と 21 条に反すると訴えた令状請求訴訟である。

²⁵⁷ *Hussainara Khatoon and others v. Home Secretary, State of Bihar, Patna*, AIR 1979 SC 1361, *supra* note 56. 拙稿(2005)・前掲注7、44～45頁。

本件の意義は、「合理的で迅速な裁判を確保しない手続は、合理的かつ、公正かつ、公平である(reasonable, just, fair)とはいえない。迅速な裁判は、合理的で能率的な裁判を意味し、憲法 21 条が保障する生命権と自由権という基本的権利の本質的かつ重要な部分であるといえる」と述べて、「平等な裁判と無料法律扶助」を規定する裁判規範性のない国家政策の指導原則の憲法 39A 条と併せて、「迅速な裁判を受ける権利」が憲法 21 条の生命権と自由権に含まれるとしたことである。

²⁵⁸ *Francis Collarie Mullin v. Administrator, Union Territory of Delhi*, SCALE (PIL) 1981-97, 1859(13.1.1981). 付属資料1、59頁92番。

最高裁は、当該規定の合憲性を審査した。まず、憲法 21 条の解釈については、

「長い将来に亘って存続し、個人の尊厳と人間の価値を高める重要性と活力をもって投資するために、最も広義、かつ価値の高い精神で解釈されなければならない。・・・生命権は人間の尊厳をもって生きる権利を含むが、まず、十分な栄養、衣服、家といった生命にとって最低限必要なもの、および様々な形態での読み書き自己表現の機会、移動の自由、仲間と交際する機会を意味する。・・・いかなる形態の拷問であれ、残酷または非人間的な扱いは人間の尊厳に違反するものであり、生命権の侵害となる。そうすると、それは、法律の定める手続に従ったものであっても 21 条違反となる。・・・人間の尊厳をもって生きる権利の一部として、被拘留者は、家族や友人と面談する機会を持つことが認められる家族や友人との面談を制限する刑務所規則は、合理的、公平かつ公正でなければ違憲である」

とした²⁵⁹。21 条「人身の自由」は、家族や友人と交わる権利を含むとし、「家族や友人との面談をする権利を制限する刑務所規則は恣意的または非合理的であれば、憲法 14 条及び 21 条違反であり無効である」と述べた²⁶⁰。また、続けて、「自らが選択した法律助言者に相談する被拘留者の権利は人間の尊厳をもって生きる権利の中に明らかに含まれ、人身の自由の一部をなす。そして被拘留者は、この権利を奪われない。刑務所規則は、それゆえ法律助言者と面談をする権利を、合理的かつ公平かつ公正な方法で制限することはできるが、恣意的または非合理的な手続で面談を規制するならば、憲法 14 条 21 条違反である」と述べた²⁶¹。

このように、最高裁は、法律助言者との面会に事前の申請およびデリー下位裁判所裁判官の立会いを要するとする当該規定は、憲法 14 条にも 21 条にも違反であり無効であると判断したのである。予防拘禁の原則は、憲法 22 条の審査だけでなく 21 条の審査も通過するものでなければならないこと、そしてその手続は 21 条の要請に基づいて正当さと公平さの審査にも耐えなければならなかったのである²⁶²。

²⁵⁹ *Ibid.*, at 1865- 1866.

²⁶⁰ *Ibid.*, at 1866. 21 条については、前掲注 37。14 条については、前掲注 39。

²⁶¹ *Ibid.*

²⁶² S. P. Sathe, “*Constitutional law I*,” 17 ANNUAL SURVEY OF INDIAN LAW (1981), at 220. 憲法 22 条は、「一定の場合における逮捕、および拘禁からの保護」と題して、その第 1 項では、「何人も、逮捕されたとき、ただちに逮捕の理由を告げられることなくして拘禁されず、また本人が選任した弁護士と協議する権利およびその弁護人の弁護を受ける権利を奪

本件の意義は、憲法 21 条の保障する生命権には「人間の尊厳をもって生きる権利」をも含まれると解釈した点にある。この解釈は後の公益訴訟判例の中で多く引用されることになる。

続いて、同 1981 年の囚人盲目事件 (*Khatri v. State of Bihar*) は、刑務所にて警察官によって盲目にされた 17 人の未決囚が、刑事訴訟法および憲法 32 条に基づいて、州政府を相手取って損害賠償を請求した令状請求訴訟である²⁶³。被告側は、原告が警察官によって盲目にされたとしても、しかもそれが 21 条違反であったとしても、州政府には損害賠償支払い義務はないと主張した。また、下位裁判官の記録によると、原告らが自ら請求しなかったという理由で弁護人を与えられていなかったという。

裁判所は、警察官によって盲目にされたとの原告の訴えを認め、フッサイナラ判決にて無料の法律サービスを受ける権利が被疑者の合理的、公平かつ公正な手続に重要な要素であること、それが 21 条の保障に暗示されていること、そして政府が被疑者に弁護士をあてがうことは憲法上の義務であることを明らかにしたことをもとに、被告に対して、原告に無料の法律サービスを給付する義務が憲法上あるとした²⁶⁴。その義務は、被疑者が下位裁判所に出頭する時点から発生するとした。続けて被告に、原告である囚人たちの自活に向けて、適正な職業訓練を受ける機会を与えること、およびその費用の負担、囚人を施設に移すこと、およびその費用の負担、また、施設での生活費の支払い等を命じた²⁶⁵。

本判決の意義は、最高裁が生命権を根拠に「無料の法律扶助を受ける権利」を認めたことである。ゆえに、生命権の保障の過程で、裁判へのアクセスを改善することが求められたのである。本件で、下位裁判所裁判官は、原告が請求しなかったという理由で法律的な代表を与えていなかった。本件に対して、「インドは民主主義国家であるにも拘らず、法の支配が事実上存在しない場所があることが浮き彫りになった」と言われる中²⁶⁶、最高裁は手続の発展を試みたともいえる。生命権実現の要請が、公益訴訟の手続的

われてはならない」と規定する。

²⁶³ *Khatri and others v. Union of India*, SCALE(PIL)1981-97, 1293(19.12.1980); 1(14.01.1981); 1451(10.3.1981). 付属資料 1、11 頁 21 番。

²⁶⁴ *Khatri and others v. State of Bihar*, SCALE(PIL)1981-97, 1293(19.12.1980), at 1296. *Hussainara Khatoon v. Home Secretary, State of Bihar*, *supra* note 56. フッサイナラ判決は、微罪であるにも関わらず、数多くの未決囚が何年もの間刑務所で裁判所による審理を待たされ続けていることを指摘した雑誌記事をもとに提起された事例である。最高裁は、憲法 21 条に「迅速な裁判を受ける権利」を含むとした。

Anil Yadav and others v. State of Bihar, SCALE(PIL)1981-97, 4(23.3.1982), at 5-6. 刑務所付属の医師による、盲目にされた囚人の診察結果報告が提出されている。そこでは、眼球を鋭利なもので刺され、硫酸を流し込まれるなどして眼球に損傷を受けてしまっている者が多数いるとの衝撃的な報告がなされた。

²⁶⁵ *Khatri v. Union of India*, SCALE(PIL)1981-97, 1(14.01.1981), at 1. 付属資料 1、11 頁 21 番。

²⁶⁶ *Sathe*, *supra* note 262, at 220.

な発展と、制度的な確立を促したといえよう。

1983年の長期拘留事件判決 (*Rudul Sah v. State of Bihar*) は、セッションズ裁判所から無罪判決を言い渡された後14年もの間、違法に留置されていた原告が、州政府を相手取って、人身保護令状、社会復帰のための救済措置、違法留置に対する損害賠償を求めて訴えた、憲法32条に基づく令状請求訴訟である²⁶⁷。被告側は、原告が心神喪失状態にあったことなどを主張した。刑事訴訟法典の規定によれば、心神喪失の者は審理に適用される手続に関する一定の権利をもつのに、なぜ原告が釈放されなかったのかが争いとなったのである²⁶⁸。これに対して最高裁は、被告の主張を退け、「金銭支払い命令が、基本的権利剥奪に対する損害賠償の性質を持つならば、最高裁は憲法32条の裁判管轄権にしたがって金銭賠償命令を下し得る」と述べた。本件の意義は、「最高裁の権限が釈放命令を下すことに制限されるならば、生命権と自由権を保障する21条の内容は無きに等しいものとなる」と述べて、21条と32条を合わせて損害賠償の支払いを被告に命じたことにある²⁶⁹。本件を契機に、損害賠償請求権が大きく認められるようになった。このことは本件の意義であるが、他方、批判も寄せられている²⁷⁰。

この傾向は1990年代に入ってからも続いた。1993年の警察官暴行殺害事件判決 (*Nilabati Behera v. State of Orissa*) は、息子を警察官に暴行されて亡くした母親が州政府を相手取って損害賠償の請求を求めた、憲法32条および226条に基づく令状請求訴訟である²⁷¹。

事件の経過は以下のとおりである。原告の息子はある日、警察に呼び出されたまま帰って来なかった。翌日、原告は息子の遺体が線路上に放置されていることを知り、引き取ったのであるが、遺体に残っていた数多くの傷から、拘留所内で警察官による暴行が死因であり、遺体は事後に線路に遺棄されたものであると主張した。被告側は、原告の息子が拘留所内で死亡したという訴えを否定したため、本件では、原告の息子の死因が警察によるものであるかどうかという事実認定と、被告に損害賠償支払いの義務があるかどうか争点となった。最高裁は、検死の結果、原告の息子の死は警察によるものであると断定した。そして、前出の長期拘留事件を踏襲して21条と32条に基づいて政府に対する損害賠償の訴えを認め、前出の囚人盲目事件を引用して、生命権および人身の自由の侵害に対して裁判所は救済を与えることができると論じ、被告に支払い命令を

インドでは、法律上の平等は、法律サービスが機能する基盤が欠けていたことと、極端な社会的格差や経済的格差とが相まって、単に形式的なものに過ぎなかった。

²⁶⁷ *Rudul Sah v. State of Bihar*, SCALE(PIL)1981-97,1473(01.8.1983). 付属資料1、32頁21番。

²⁶⁸ *Ibid.*, at 1475.

²⁶⁹ *Ibid.*, at 1475,1476.

²⁷⁰ S. K. Agrawala, "Public Interest Litigation in India A Critique," in JAGGA KAPUR (ed) SUPREME COURT ON PUBLIC INTEREST LITIGATION vol.1 A-115, at A124-A125.

²⁷¹ *Nilabati Behera v. State of Orissa*, SCALE(PIL)1981-97,1535(24.3.1993). 付属資料1、41頁53番。

下したのである²⁷²。

本判決の意義は、政府による、無法な活動の被害者に対して金銭による救済を与えたことであるといわれている²⁷³。特に、基本的権利の侵害に対する損害賠償の法的理論を展開したことにある。すなわち、国が国民の人権を侵害した場合、金銭賠償の申立は、公法上の救済としてみなされ、不法行為法の定める民事法上の救済とは全く異なり、かつ別個のものとしてみなされることになったのである²⁷⁴。判決は、公法による救済と私法による救済の違いについて、前者の方が自分の権利を実施するだけの必要な資力を持たない者にとって利用しやすいものでなくてはならないと述べた²⁷⁵。但し、基本的権利侵害に対する厳格責任の原則については、司法介入よりも立法措置による方が望ましいという批判も存在する²⁷⁶。

また、1996年の拷問事件判決 (*Dilip K. Basu v. State of West Bengal*) も同様に、21条及び32条による、政府に対する損害賠償の請求を認めた²⁷⁷。本件は、1986年にコルカタで起こった警察による身柄拘束中の暴力や死亡事件に関する新聞記事を付した手紙から始まった、憲法32条に基づく令状請求訴訟である。最高裁は、この手紙が扱う論点の重要性に着目し、それが頻繁に訴えられていることを深刻に受け止め、その手紙を令状請求訴訟として受理した。本件では、刑務所内での暴力に対して、金銭賠償は憲法21条および22条の権利として認められるか否かが争点となった。10年を経て最高裁は、警察が逮捕の際に従うべき手続と、生命と自由に対する基本的権利の実施と保護のために絶対的に必要な最低限の設備に関して命令を下したのである²⁷⁸。

まず、拷問の違法性に関して最高裁は、逮捕された者の利益を保護するため警察が従うべき安全策についての刑事訴訟法典の規定、及び自白の強制を受けない旨が規定されている憲法20条3項と前出の警察官暴行事件を引用して、「調査、尋問その他の場合に起こったことであっても、また、いかなる形式であっても、拷問や、残酷かつ非人間的で人間性を貶める処遇は、憲法21条の禁止事項に当てはまる²⁷⁹」と述べて、拘留による死亡事件と、自白を引き出すための拷問に強く反対する姿勢を示した。そして、命

²⁷² *Ibid.*, at 1545-1550.

²⁷³ Parmanand Singh, "Public Interest Litigation," 26 ANNUAL SURVEY OF INDIAN LAW 245 (1993), at 252.

²⁷⁴ *Ibid.*, at 254.

²⁷⁵ *Nilabati Behera v. State of Orissa*, *supra* note 271, at 1548. 同意意見でアナン判事(後の長官)は、特に21条の基本的権利の侵害の場合、国の「管理義務」は厳しくいかなる例外も認めないものであることを強調した。そして、同判事は公法の目的について、公権力を教化するだけでなく、国民に自分の利益を守り権利を保全する目的で存在する法制度の下に生活していることを確認することでもあると述べている。

²⁷⁶ Singh, *supra* note 273, at 254-255.

²⁷⁷ *Dilip K. Basu v. State of West Bengal*, SCALE(PIL)1998, 301(18.12.1996). 付属資料1、41頁53番。

²⁷⁸ Muralidar, *supra* note 236, at 375-76.

²⁷⁹ *Dilip K. Basu v. State of West Bengal*, *supra* note 277, at 306.

令は、警察職員は、名札を付け身分を明らかにするべきこと、逮捕後 8 時間から 10 時間以内に逮捕者の親族に知らせること、尋問の間弁護士との面会を逮捕者に許可すべきこと、命令を遵守しない場合は裁判所侮辱にて罰せられることなどを規定している²⁸⁰。

基本的権利侵害に関する国家賠償請求については、「21 条が保障する、取消権の留保されていない権利の侵害に対する損害賠償は、公法によって可能な救済である。というのは、公法の目的は公権力を教化する(civilize)だけでなく、その権利と利益が保護されることを法制度のもとに生きる国民に確証することでもあるからである。……民事訴訟のような損害賠償ではなく、国家が国民の生命権を守らなかったという公的義務の不履行による公法学に基づいた損害賠償の方法でなされるべきである」と述べた²⁸¹。そして、「人身の自由よりも社会の安全が優先されなければならないことも否定できない」としながらも、法の定める手続によらずに人権侵害を正当化してはならないことから、拷問の方法が合理的、正当、公平でない場合は憲法 21 条違反となると述べた²⁸²。既存の民事訴訟上の損害賠償とは別に、国家賠償は、21 条の基本的権利の侵害に対する有効な救済方法であるとした²⁸³。

インド憲法には、生命に対する基本的権利の侵害に関する国家賠償請求権に関して、明文上の規定は存在しないが、人身の自由または生命権の侵害が認定された判例を通して、賠償請求権が発展したという²⁸⁴。「画期的判決である」と評される本件の意義は、人権の保護と実施を統治する憲法と国際法原則を統合したことであるといわれている²⁸⁵。また、本件のこの点は、「環境判例にも受け継がれ、予防原則や原因者負担の原則の宣言を導いた」と同時に、「このことは、創設以来、公益訴訟が積み上げてきた憲法による不法行為法律学に多大な貢献をしたとみなされなくてはならない」とも評価されている²⁸⁶。

四人の人権に関する判例を概観すると、憲法 21 条をもとに、最高裁は「無料の法律扶助を受ける権利」といった既存の法律が保障していなかった権利、および基本的権利侵害に対する国家賠償を認めたことが明らかになる。人間の生命を奪う者を罰する規定は、勿論、インド刑法典に存在するが、「生命権」という憲法上の基本的権利として規定されたことの元々の目的は、政治的な意図で制定された法律による制限から免れることにあった²⁸⁷。しかし、最高裁は、それ以上に国民の生命を守るために新しい権利、および国家賠償を通して人権救済を図った。このような最高裁の姿勢、これらの権利および理論は、第 2 および第 3 の流れに確実に受け継がれていくのである。

²⁸⁰ *Ibid.*, at 313-314.

²⁸¹ *Ibid.*, at 315.

²⁸² *Ibid.*, at 313.

²⁸³ *Ibid.*, at 316.

²⁸⁴ *Ibid.*

²⁸⁵ Muralidar, *supra* note 236 at 396.

²⁸⁶ *Ibid.*

²⁸⁷ BAKSHI, *supra* note 141, at 47.

2. 労働者、女性、子どもなど社会的経済的弱者の権利を回復させる判例の展開

1985年の路上立退命令事件判決 (*Olga Tellis and others v. Bombay Municipal Corporation*) は、被告であるボンベイ自治体が原告であるスラム街および路上で生活するホームレスに立退きを迫ったことに端を発する令状請求訴訟であるが、この分野のリーディング・ケースとなっている²⁸⁸。本件原告は、ボンベイ市内のスラム街の住人、路上生活者およびジャーナリストであるが、ボンベイ自治体法に基づく立退き要求が憲法21条の「生命権」、および19条1項1項(e)の居住の自由に反すると訴えた。彼らの現在の住居に代わる住まいが職場のできるだけ近くに与えられるまで、スラム取り壊しの実施延期を求めたのである。原告の主張によると、ボンベイ市の人口の半数がスラムおよび路上にて生活しているという。

被告はこれに対して、路上生活者が歩道や通路を休む場所として使っていることについて、公共の場所が侵害されないことが公益であると主張した。また、社会的経済的弱者に対する政策として、州政府が住宅補助を行っていることを主張した。本件立退きの決定については、路上生活者の不都合を最小限にするために合理的な警告が発せられ、具体的な指導に基づいて下されたことを主張した。

最高裁は立退き命令について、原告らの就業機会、すなわち生計手段を奪うことになるゆえに、生命権を奪うことになると述べた²⁸⁹。21条の生命権は生活手段を得る権利を含むと論じ、原告らが立退きを要求されるならば、生活手段を失うことになると論じた²⁹⁰。最高裁は、生命権の中に「生活の権利(right to livelihood)」を見出したのである。

しかし、争いとなったボンベイ自治体法の規定に関して、「認可なしに公共物を私的な目的で利用する権利を持つ人はいないため、路上生活者が路上に侵入する権利を持つこと主張できない。公共の道路の一部が歩道であるが、それは第一に、通行目的で作られたものであり、歩行者でさえも往来のために歩道を使う権限は限られている。・・・認可なく公共物を利用する人は、侵害者となる」と述べ、当該規定の合理性を認めた²⁹¹。さらに、路上生活者が「無断で路上に住居を建設している」と述べて²⁹²、実質的には原告の訴えを退ける形となったのである。そして、原告らに対しては立退きまでに1ヶ月間の猶予を与え、被告に対しては被告の低所得者に対する行政計画の実施を命じるに止

²⁸⁸ *Olga Tellis v. Bombay Municipal Corporation*, SCALE (PIL) 1981-97, 1480 (10.7.1985). 付属資料1、63頁103番。

²⁸⁹ *Ibid.*, at 1488.

²⁹⁰ *Ibid.*, at 1494.

²⁹¹ *Ibid.*, at 1496-1497. 争いとなったボンベイ自治体法312項は「街路で障害となる建造物または定着物の禁止」、313項は「街路の物、補完所などの禁止」、314項は「312項、313項、313項Aの規定に反して建設され、置かれ、行商に用いられる物はすべて、告知なく除去する権限」を規定している。

²⁹² *Ibid.*, at 1503.

まった²⁹³。本判決の意義は、最高裁が初めて、生命権の中に「生活の権利」を認めたことにある²⁹⁴。本判決を契機に、生命権に多様な社会的権利が含まれるようになっていったのである。

しかし、本件で問題となった立法は、路上生活者が存在せず、統治者が社会の不平等の除去に関わることのなかった植民地時代に制定されたものであった。それにも関わらず、本件で当該立法が、現代のインドで合理的な意味をもつか否かが検討されなかったことへの批判があった²⁹⁵。本件の背景には、都市と農村の経済格差の存在、および農村には就業機会が殆ど存在しないといったインド社会の構造的な問題がある。こういった問題は行政が取り組むべき問題であったが、公益訴訟という形で裁判所に持ち込まれたのであった。本件は、生活の権利を生命権に含むことはできるとしても、「貧しい市民の状況改善に立ち足る障壁は、三権の中で最も好意的で有能な司法にとってさえも乗り越えることが困難である」ことを露呈したともいわれている²⁹⁶。また、本件で裁判所が積極的な働きかけをせずに、社会に利益を与えることを拒否したことは、司法権の限界を浮き彫りにしたといえよう²⁹⁷。

1986年の児童裁判請求事件判決 (*Sheela Barse and another v. Union of India*) は、インド国内の全ての刑務所に囚われている18歳以下の子どもの釈放、およびそのような子どもたちに関する情報公開、そして、少年裁判所、施設、学校の存在に関する情報公開、下位裁判所裁判官に対する刑務所訪問の命令および子どもたちの管理命令を求めた令状請求訴訟である²⁹⁸。原告は、フリーランスのジャーナリストである。最高裁は、刑務所は犯罪者であるとはいえ、子どもがいるべき場所ではないと述べて、16歳以下の子どもが7年以下の禁固刑で罰せられる場合、申立の3ヶ月以内に取調べを終えるべきこと、そうできない場合はその子どもに対する裁判は閉廷しなければならないことなどを命令した。本件の意義は、最高裁が、フッサイナラ事件判決を引用して、迅速な裁判を受ける権利を子供にも認めたことにある²⁹⁹。

1987年の施設環境改善請求事件判決 (*Vikram Deo Singh Tomar v. Union of India*) も注目に値する事例である³⁰⁰。本件は、とある女性保護施設の環境の惨状を訴えた事例である。社会活動団体である原告は、施設入居者の「生命権」を根拠に、女性入居者た

²⁹³ *Ibid.*, at 1505-1506.

²⁹⁴ Parmanand Singh, “Public Interest Litigation,” 31 ANNUAL SURVEY OF INDIAN LAW 160(1985), at 162.

²⁹⁵ *Ibid.*, at 163.

²⁹⁶ *Ibid.*

²⁹⁷ *Ibid.*

²⁹⁸ *Sheela Barse v. Union of India*, SCALE (PIL)1981-97, at 1506(12.07.1986); 1511 (13.8.1986); 1514 (21.11.1986); 120(29.08.1988). 付属資料1、45頁61番。

²⁹⁹ *Ibid.*, at 1513.

³⁰⁰ *Vikram Deo Singh Tomar v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 148 (28.8.1988). 付属資料1、53頁81番。 Parmanand Singh, “Public Interest Litigation,” 26 ANNUAL SURVEY OF INDIAN LAW 123 (1988), at 141.

ちが古く荒廃した施設で、非人間的な条件のもとで暮らすことを余儀なくされていることを主張し、施設の環境改善を求める手紙を最高裁に書き送った。最高裁は憲法に基づいてこれを令状請求訴訟として受理した。

最高裁は、下位裁判所裁判官を当該施設に赴かせ、その状態を報告書にまとめるように命じた。その報告書は、大勢の入居者が施設に押し込められながら、動物並みの環境で生活することを余儀なくされていることを明らかにした。

最高裁は 21 条「生命権」について、前出の外為保護法違反拘留事件判決をもとに「何人も人間的な人格と一貫した良質の生活を営む権利を持つ。国は、国民への責任において、このような不運な人々、・・・すなわち保護と福祉を必要とする女性と子供の管理施設を維持しなくてはならない。・・・保護施設は、少なくとも人間の尊厳を維持する最低限度の環境を入居者に提供しなければならない。」と述べて、国の責任を明らかにした³⁰¹。最高裁は、入居者に代替的な宿泊施設をあてがうことと、現施設の環境改善命令と新しい施設建設命令を下した³⁰²。

これらのほかにも、1995 年のアスベスト労働者損害賠償請求事件判決(*Consumer Education & Research Centre v. Union of India*)では、労働者の健康権が争われた、憲法 32 条に基づく令状請求訴訟である³⁰³。公認団体である原告は、アスベスト産業に従事する労働者の健康の危険と病気の存在を訴えた。最高裁は、膨大な量の医療に関する文献やアスベスト研究を検討した上で、全工場に対しては 40 年以上の労働者および離職後 15 年以内の労働者の健康記録を保持すること、および保険に強制加入させることを命じ、各工場の責任者に対して労働者すべてを最寄りの病院で検査させること等を命じた。この判決の意義は、前出の路上立退命令事件判決や長期拘留事件判決、警察官暴行殺害事件を引用して、「その職にある間、もしくは退職後も、健康に対する権利、健康を守るための医療扶助を受ける権利、および労働者に対する拘束力は、憲法 39 条 (e)、41 条、43 条、48A 条と合わせて読むことによって、21 条が保障する基本的権利となる」と論じて、労働者の健康権を、国家政策の指導原則とあわせて 21 条の生命権に含めたことにある³⁰⁴。

³⁰¹ *Ibid.*, at 149.

³⁰² *Ibid.*, at 150.

³⁰³ *Consumer Education & Research Centre v. Union of India*, SCALE(PIL)1981-97, at 443. 付属資料 1、72 頁 128 番。憲法規定のほか、金属鉱山規則、および被雇用者国家保険法、または労働者損害賠償法、ウィーン規約規則(Vienna Convention and Rules)をもとに、命令が下された。

³⁰⁴ 41 条「労働、教育および一定のばあいにおける公的扶助への権利」と題して、「国は、その経済力、発育の段階に応じて、労働および教育の権利ならびに失業、老齢、疾病、身体障害またはその他不当な困窮状態にある者の公的扶助への権利を保障するのに有効な規定を設けなければならない。」43 条「労働者に対する生活賃金等」と題して、「国は、適正な立法、経済組織その他の方法により、農業労働者、工業労働者その他のすべての労働者に対し、相応の生活水準と余暇および社会的・文化的機会を享受するに足りる労働、生活賃金および労働条件を保証することに努めなければならない。また、とくに、農村におけ

1997年の教育更生請求事件判決(*Gaurav Jain v. Union of India*)では、娼婦の子どもたちのために教育機関を設立することを求めた令状請求訴訟である³⁰⁵。原告は、弁護士であるが、娼婦に関する新聞記事をもとに、娼婦に自由な市民となる権利、再び捕らえられない権利を認め、その子どもたちの教育の場を売春宿から隔離することなどを求めた。最高裁は、調査のための委員会を任命し、報告書を提出させた。同時に、インド福祉省にも委員会任命の命令を下した。最高裁は、娼婦とその子どもが普通の市民として生きたいという願いを実現させるため、国際法や児童裁判法、および憲法 21 条、14 条、15 条、16 条、38 条、39 条の各条に基づいて、娼婦の権利およびその子どもたちの権利を認め、売春宿から隔離した場所での学校設立の命令、彼らの社会復帰のための命令を下した。本判決の意義は、特に、憲法 21 条に基づいて、娼婦の権利およびその子どもたちに市民としての権利を認めたことである³⁰⁶。

る個人または協同組合による家内工業を振興するように努めなければならない。」48A 条は注 206 を参照。

³⁰⁵ *Gaurav Jain v. Union of India*, SCALE(PIL)1981-97, at 1067. 付属資料 1、46 頁 65 番、および 81 頁 149 番。

³⁰⁶ BAKSHI, *supra* note 141, at.57. 14 条は「法の前の平等」として「国は、インド領内において、何人に対しても法律の前の平等または法律の平等な保護を否認してはならない」、15 条は「宗教、人種、カースト、性別、出生地を理由とする公民に対する差別の禁止」と題して、「1 国は、宗教、人種、カースト、性別、出生地またはそれらのいずれかのみを理由として、公民に対する差別を行ってはならない。2 公民は、宗教、人種、カースト、性別、出生地またはそれらのいずれかのみを理由として、次に掲げる事項に関し無資格とされ、義務を課され、制限を課されることはない。(a) 店舗、公衆食堂、旅館および公衆娯楽場への立入、(b) 全部又は一部が国家基金により維持され、または一般のように供されている井戸、用水地、浴場通路または娯楽地の使用、(c)本条の規定は、国が女性と子どもに対する特別規定を妨げるものではない。(d) 本条および第 29 条 2 項の規定は、国が公民の社会的・教育的後進階層または指定カーストおよび指定部族の新婦のため特別規定を設けることを妨げるものではない。」、16 条は、「公務への雇用における機会平等」と題して、「1 国のもとにある官職への雇用または任命に関する事項については、いかなる公民も平等の機会を与えられる。2・・・」、38 条は「国民の福祉増進のための国による社会秩序の確保」と題して、「1 国は、社会的・経済的・政治的正義が国民生活のすべての組織にいきわたるよう、社会秩序をできる限り効果的に保障、保護することによって国民の福祉を増進することに勤めなければならない。2 いかなる公民も、宗教、人種、カースト、性別、家柄、出生地、居住地またはそれらいずれかのみを理由として国の下にある官職への雇用または任命につき不適合とされたり、差別されたりすることはない。・・・」と定めている。また、39 条は、「国が遵守すべき一定の政策原則」として、「特に、国は、以下の項目を確保するために、政策を下さなければならない。1 公民は、男女平等に、生計のために十分な手段を得る権利をもつ。2 共同体の物質的な資源の所有と管理は、共通財の促進に寄与し、最善の形で配分されなければならない。3 経済制度の運用は、富と生産手段の集中が公共に害をもたらすことのないようにしなければならない。4 男女は、等しい労働に対して、平等な賃金の支払いがなされなくてはならない。5 男女労働者、幼児の健康と体力を酷使してはならず、公民は、経済的な必要に迫られて年齢や体力に不相応な職業に従事することを強いられてはならない。6 子どもが、健康的な方法で、そして自由と尊厳をもって発育する機会と便宜を与えらなくてはならない。子どもと若者は、搾取

労働者、女性、子どもの権利を扱うこれらの判例群を概観すると、本来、行政府が処理すべき任務を、裁判所が肩代わりせざるを得なかったことが分かる。これらの社会問題を受けて裁判所は、21条「生命権」をもとに様々な新しい権利を認め、政府に見捨てられたともいえる弱者に手を差し伸べて救済を図ってきたといえよう。

3. 憲法に記載されていない権利を扱った判例の展開

1980年代半ばを過ぎると、弱者救済に限らず様々な分野の社会問題が、公益訴訟という形で裁判所に寄せられることとなった。そして、次第に、弱者救済に限らない問題の件数が増加し、その増加率は弱者救済に関する判例群を上回るようになった。その結果、公益訴訟は弱者救済というもともとの目的に限られないものとなっていったのである。ここで検討する第3の流れは、第1の流れと第2の流れの上に重なるようにして生成されたが、公益訴訟発展の骨格を形成する流れとなったといえよう。

1989年の交通事故医療請求事件判決(*Pt. Parmanand Katara v. Union of India*)は、交通事故負傷者が救急医療を受ける権利を求めた事例である³⁰⁷。原告は人権活動家である。原告は、自動車にはねられたスクーターの運転手が運び込まれた病院で拒否され、たらい回しにされた結果、死亡したことを報じた新聞記事をもとに、憲法32条に基づいて令状請求訴訟を提起した。原告の主な主張は、病院に運び込まれた負傷した市民は、即座に生命維持のため医療を受けることができること、そして過失による死亡を防ぐため、そこには刑事手続法の適用があること、法の定めを反した場合は被害者に適正な損害賠償を認めることである。

被告は、民間の医師が救急患者の受け入れに積極的になれないことの理由に警察による嫌がらせが存在することを指摘しつつ、インド医師評議会法および医師倫理法典の規定に基づいて、医師が政府および警察から保護されなければならないことを主張した³⁰⁸。

最高裁は、21条生命権に基づいて、「国に生命保護の義務を科す。・・・あらゆる医師は、この国の義務に応じなければならない。それゆえ、生命保護のため、医療援助を拡大すべき道徳的義務がある。すなわち、生命保護のため真の専門性をもって任務を拡大する義務が職業上ある。いかなる立法、行政活動も医師に科せられたこの最高の任務の遂行を妨げ、遅らせてはならない。・・・この任務の遂行を妨げる立法手続は正当と認めることはできず、廃されねばならない」と論じた³⁰⁹。

最高裁は、刑事訴訟法典が医師に負傷者の治療を即座に行うことを禁じていないこと、警察の到着を待たずに、または法律手続の完了を経ずとも患者の治療を行っても良いことを明らかにした。そして、医師が警察の手続の完了を待たずに、負傷者の治療措置に

から保護し、道徳的・物質的な放任から保護しなくてはならない。」と規定する。

³⁰⁷ *Pt. Parmanand Katara v. Union of India*, SCALE(PIL)1981-97, 182(28.8.1989). 付属資料1、55頁84番。

³⁰⁸ *Ibid.*, at 183-184.

³⁰⁹ *Ibid.*, at 186.

取り掛かることは、立法に反しないことを認めたのである。原告の提起した問題点が20年以上もの間、インド国内の病院に存在してきた問題であると指摘して、被告に対して、職業倫理の維持を規定するガイドラインの作成を命じた。また、最高裁が下した命令の雑誌への掲載、国営メディアを通しての報道、医師会に対してはこの命令を各大学医学部に頒布すること、高裁に対しては高裁判事への頒布を命じた。

本判決の意義は、生命権が、交通事故の犠牲者や被害者の生命を守るため専門性をもって職務を拡大するべきだという医師の職業上の義務を包含するとの解釈を示し、生命権解釈に新たな境地をもたらしたことだといわれている³¹⁰。

この分野でもっとも大きな展開を見せたのは、環境判例である³¹¹。インド憲法は、環境権を、裁判規範性のない国家政策の指導原則である48A条の「環境の保護と改善、森林と野生動物の保護政策」規定および、国民の基本的義務を定めた51A(g)条にて定めているのみであった³¹²。しかし、32条の令状請求訴訟は基本的権利の救済規定であることから、環境権に基本的権利としての地位をも与えられなければならなかった。そこで裁判所は、憲法21条「生命権」に目をつけたのである。憲法32条に基づいて環境汚染の被害者に対して損害賠償支払いを命じる手法は1996年のタミル・ナドゥ州水質汚染事件判決(*Vellore citizen's forum v. Union of India*)で確立されたが、それは最高裁の貢献として評価されている³¹³。

また、1999年のアンドラ・プラデシ州水質汚染事件判決(*Andhra Pradesh Pollution Control Board v. M. V. Nayudu*)は、ひまし油工場の運転が環境にとって危険かどうか、そしてその工場が都市に飲料水を供給する湖に水質汚染の被害を及ぼす可能性があるかどうか議論となった一群の民事訴訟である³¹⁴。本件は、被告企業の工場設立の許可を巡って提訴された。高裁は原告に対して、許可を被告に与えるように命じたが、原告はこれを不服として提訴したのである。これまでの環境判例を踏襲しながら、水質保護法、大気保護法、危険廃棄物規則、国家環境上訴機関に属する上訴機関法、および憲法32条、226条に基づいて、21条生命権の中に環境権を認めた事例である。

審理にあたって最高裁は、技術的な見解および科学的な見解の正確さについて審理することにかなりの困難を経験したことを述べた。この傾向に関して、最高裁は、「憲法

³¹⁰ Parmanand Singh, "Public Interest Litigation," 25 ANNUAL SURVEY OF INDIAN LAW 45(1989), at 53.

³¹¹ 本稿第二章第二節、および第三章第一節にて検討した。

³¹² 憲法48A条は、「国家は、環境を保護し改善し、そして国土の森林と野生動物に対する保護政策に向かって努力しなければならない」。憲法51A条(g)は、「森林、湖、川そして野生動物を含む自然環境を保護し改善すること、および生き物に同情を寄せることは、すべてのインド国民の義務である」。

³¹³ *Vellore Citizen's Forum v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 703(28.8.1996). 拙稿・前掲注7(2006)、71-72頁。Muralidar, *supra* note 234, at 379-387, 396.

³¹⁴ *Andhra Pradesh Pollution Control Board v. M. V. Nayudu*, 1999 SCALE(PIL) 43 (27.1.1999). 付属資料1、54頁82番、および103頁180番。

32 条、136 条に基づいて最高裁に提起される環境問題は、人権問題と同様に重要である。実際、両方とも生命及び自由に対する基本的権利を扱う 21 条にさかのぼることができる。・・・あらゆる側面を考慮に入れることによって、裁判を執行するのが最高裁の義務である」と述べた³¹⁵。そして、国家環境上訴機関の問題に関しては、報告書の提出を求めた。このように、裁判所の裁量権に簡単になじまないと承認されたことも、裁判所がその問題に対処すると決定したときに、司法判断適合性の範囲内にあるとされた点が、本件の特筆すべき点であるといわれている³¹⁶。

この流れは、生命権の解釈に新たな境地をもたらした。環境訴訟が公益訴訟の大部分を占める現在、この第 3 の流れが公益訴訟の中核をなしているといえる。公益訴訟は、生命権に新たな解釈を加えながら、発展を続けているのである。

4. 小括

本節では、憲法 21 条「人身の自由」の中の生命権規定を軸とした公益訴訟の判例展開をたどってみた。囚人の人権から始まって、労働者、子ども、女性といった社会的経済的弱者の救済という 2 つの流れがもともと主流であったが、1980 年代後半以後、環境問題などの一般的な社会問題も流れ込むこととなった。第 3 の流れはもともとの 2 つの流れに重なるようにして生成し、これが今日の公益訴訟の骨格を形成していると表現できよう。

この背景には、行政府と立法府の腐敗、怠慢そして無法性ゆえに、国民は、行政、議会、警察に頼ることをせず、裁判所に期待を掛けることとなったという実情が存在する。インド憲法が基本的権利の保障と救済に重きを置いていること、および司法権に命令機能やガイドライン制定機能といった強力な権限を与えていることも後押しして、最高裁は、その裁判管轄権を拡大し、行政に対する目新しい命令やこれまで一度も用いたことのない手段を用いて国民の期待に応えてきたのである³¹⁷。生命権実現の要請と憲法により付与された司法権の権限が、公益訴訟の制度的な確立を促したといえよう。

公益訴訟において、裁判所の敷居はかなり低くなったが、逆に言えば、裁判所は、人権規定に明記されていない権利を救済しなければならない場面に迫られることが多くなった。その際、裁判所が頼りにしたのが生命権規定であったといえる。もともと、正義から遠い貧しい人々に正義を付与することを追求する中で、基本的権利の面で新たな積極的権利が創造されたのである³¹⁸。即ち、憲法 21 条「生命」の部分に憲法に記載されていない権利を読み込んで、侵害されている人権の救済に当たったのである。最高裁は、21 条の解釈を発展させる中で、権利救済のためにもともと裁判規範性のない「国家政

³¹⁵ *Ibid.*, at 60.

³¹⁶ Muralidar, *supra* note 252, at 491.

³¹⁷ Muralidar, *supra* note 236, at 369.

³¹⁸ Parmanand Singh, "Access to Justice: Public Interest Litigation and the Indian Supreme Court," *DELHI LAW REVIEW* Vol.10 & 11(1981 & 1982), at 159.

策の指導原則」を 21 条「生命権」と合わせて、そこから具体的な権利を引き出す場合もあったことを示した。

1985 年の路上立退命令事件で限界を呈しながらも、公益訴訟は裁判所で主導権をとる新しい唱道グループに可能性を与え、新しい権利の実施と政治運動を発生させて裁判所の注意に対して政府に責任を与えることができたと評されている³¹⁹。

弱者救済判例が 1990 年代に入ると相対的に増加率が減少したのに対して、環境判例が急増した³²⁰。最高裁は、憲法 21 条「生命権」を頼りに環境権の確立を促し、行政権に対して命令を下しその実施状況のモニタリング活動といった救済手段の発達を促した。公益訴訟の展開に比例して、「生命権」の内容は広がりを見せた。これは、裁判所が憲法 21 条「生命権」のもとで、「人権を否定するような行政などの対応に対してますます懸念を示すようになってきた」とも解される³²¹。そのことは、「あらゆる方法でその権限と、国家の他の機関が機能するのと同様に、国民の生命に対して司法権の影響力を行使しようとする現在の裁判所のあり方を象徴している」と言われている³²²。公益訴訟の創設と発展は、インド最高裁が、生命権実現のために闘う裁判所としての役割を充実させるための過程であったといえよう。

第二節 生命権実現に向けて一公益訴訟による司法権の役割の変化

公益訴訟は、生命権の実現に向けて新しい裁判所の機能と役割を生じさせたといえる。その救済方法は、行政権に命令・指令を下し、その遵守状況を段階的に見守るというモニタリング活動を含んだものであるか、または立法不存在の場合には、ガイドラインを作成し国会による立法がなされるまでの間、それを用いるというかたちをとることが多い。インドでは、このような裁判所の姿勢は「司法積極主義」という言葉で説明されてきた。それは、立法機能と政策形成機能を色濃く帯び、立法、行政領域への介入とも見受けられるのが特徴である。

インドは議院内閣制をとっており、立法府と行政府の抑制的均衡関係を重視している。イギリス型司法制度を採用するインド司法府は、弁護士と深く結びつきながら独立の法律専門家集団を構成しており、行政府さらには立法府とも鋭く対立してきたという特徴がある³²³。

他方、日本では、一般に、司法権とは、「具体的紛争の当事者がそれぞれ自己の権利義務をめぐって理をつくして真剣に争うことを前提にして、公平な第三者たる裁判所が

³¹⁹ Singh, *supra* note 294, at 163.

³²⁰ Parmanand Singh, "Public Interest Litigation," 28 ANNUAL SURVEY OF INDIAN LAW 239 (1992), at 240.

³²¹ Sathe, *supra* note 262, at 216.

³²² S. Muralidar, "Public Interest Litigation," 36 ANNUAL SURVEY OF INDIAN LAW 455(2000), at 491.

³²³ 安田・前掲注 7(1987)、156 頁。

それに依拠して行う法原理的な決定に当事者が拘束されるという構造である」と定義される³²⁴。裁判所の権限について定める裁判所法 3 条によれば、「裁判所は、日本国憲法に特別の定めのある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する」ものとされている。近代立憲主義的な司法権観によれば、司法権は力も意思ももたず、ただ判断するに過ぎないものと表現される³²⁵。この観点からすれば、たとえば対審構造といった伝統的な訴訟のあり方に疑問を投げかけた公益訴訟に、否定的な評価もなされよう。

また、現代憲法の下での司法権の役割は、「行政権の肥大化が進む中で、司法は権利（特に少数者の権利）の保障という、司法に課された本来の機能を果たすために、立法・行政と並ぶ国家権力として一あるいは両権と協働しあるいは両権と対抗しつつ一特に違憲審査権を通じ、大きな法創造ないし政策形成の機能を営むようになった」と説明される³²⁶。そうであっても、これだけ大きな司法の法形成を認めるならば、伝統的な裁判の客観性という原則をどう理論ないし技術で保障するかが問題となる³²⁷。

本節では、インドで「司法積極主義」と表現されるこのような裁判所の新しい役割が、理論的にも、実際的にもなぜ成り立つのかを、様々な角度から検討したいと思う。

1. インドの社会状況と公益訴訟による裁判官の役割の変化

公益訴訟で裁判所は、社会的にも経済的にも不利な階層グループに正義へのアクセスを与え、そのようなグループに属する人の基本的権利の実施してきたといえよう。それゆえに、裁判所に持ち込まれる問題は量、種類ともに増大した。

公益訴訟判例では、従来、法的権利や憲法上の権利が実施されてこなかった、社会一般に拡散している主張の擁護が求められた³²⁸。抑圧された人々の救済への関心が裁判を通して実現されてきたことが、公益訴訟による積極主義の中で最大の功績であるともいわれている³²⁹。しかし、その結果、裁判官の責任が拡大し、政府やその機関の批判や監視までも引き受けることとなってしまった³³⁰。この背景には、実際は裁判所が十分に関与しえないにも関わらず、裁判所だけが公的利益の擁護にとって適したフォーラムであるという期待感が存在したのであった³³¹。

³²⁴ 佐藤幸治『現代国家と司法権』（1989）57 頁。

³²⁵ 佐藤・前掲注 324、39 頁。

³²⁶ 芦部信喜『岩波講座 基本法学 6－権力』の「司法における権力性」（1985）219～220 頁。

³²⁷ 芦部信喜『人権と憲法訴訟』（1994）121 頁。

³²⁸ Singh, *supra* note 298, at 124.

³²⁹ Parmanand Singh, “Public Interest Litigation,” 26 ANNUAL SURVEY OF INDIAN LAW 181 (1990), at 182.

³³⁰ Singh, *supra* note 310, at 45.

³³¹ P. N. BHAGWATI, LEGAL AID AS HUMAN RIGHT (1985), at 37. 貧しい人々の権利実現のためのフォーラムの必要性を指摘。HANS DEMBOWSKI, “The Changing Role of the Indian Judiciary,” in TAKING THE STATE TO COURT PUBLIC INTEREST LITIGATION AND THE PUBLIC

とはいえ、司法権が社会問題への介入を続けた結果、あらゆる問題が「公共の利益」として持ち込まれ、公益訴訟となってしまった。このことから、「公益訴訟戦略の急速な拡大によって、教義的に曖昧さが生じ公益訴訟の主張は漠然としていて、不確定で、形の定まらないものとなっている」ことが指摘されている³³²。

また、政治的な関与および憲法的な関与を弁護するために裁判所を頼りにするといった社会的な信頼が高まり、いつしか裁判官があらゆる悲惨さに救済を与えることを可能にするよろず屋であると広く思われるようになったという批判もある³³³。同時に、裁判官がインド社会を悩ます社会の病根すべてに救済を与えようとする事になり、裁判官への負荷が増大している³³⁴。そして、裁判官の関与に見合った実績が得られぬまま、命令の遵守状況の監視活動といった形で、裁判官が裁判に長期にわたって過度に関与する結果となったのである。

公益訴訟によって、公共利益活動団体が憲法 32 条に基づいて法の支配の侵害や、国家行為または不作為による公共の道徳または政治倫理の低下を主張することができるようになった³³⁵。公益訴訟の手的特長の一つに、裁判官によるモニタリング活動がある。もともと、命令の遵守を監視することは、社会活動団体の機能であり、裁判所のそれではなかった。しかし、実情は、ほとんどの社会活動団体は、被害者への関与を継続的に望ましい形で行うことができないでいるか、関与できたとしても大概一時的なものであり、新聞で掲載された出来事への反応にとどまっているという指摘がある³³⁶。これもまた、裁判所の負担を増大させる一因となっている。

公益訴訟は裁判所の役割を変えたといえよう。裁判官は貧しい人々や抑圧された人々の福祉に政府が関与するように弁護するだけでなく、共同体間の調和、社会の制御や安寧を維持し、公共の道徳性の低下を防ぐことも求められるようになった³³⁷。そして、裁判官自らも、社会の病根を癒し、政体の不十分さを修正し、大衆の望みと熱望を満たそうと、正当な社会の目標と新しい行動形式を描く主導的な部分を担うことを模索し始めた³³⁸。それは、積極主義に賛成な裁判官でさえも圧倒されるほどに、裁判官がインド社会と政体を蝕む社会の病根をすべて癒してくれるだろうという社会の信頼が、裁判過程

SPHERE IN METROPOLITAN INDIA (2001), at 61.は公益訴訟によって裁判所はフォーラムとなったという見解を、また、Mehta & Jaswal, *supra* note 50, at 57.は、裁判所は、声なき声に声を与えたという見解を示している。

³³² Singh, *supra* note 329, at 182.

³³³ Singh, *supra* note 139, at 139.

³³⁴ Singh, *supra* note 319, at 239. Bal Krishna, "Pitfall of Public Interest Litigation," 33 CIVIL & MILITARY LAW JOURNAL 27, at 29. Kirby, *supra* note 44, at 20. 1996-97 年当時、Kirby は、オーストラリア最高裁判事であった。

³³⁵ Singh, *supra* note 319, at 239.

³³⁶ *Ibid.*, at 250.

³³⁷ *Ibid.*

³³⁸ Singh, *supra* note 329, at 181.

にもたらされたからである³³⁹。

とはいえ、裁判官が創造的な活動をするに関しては、認められるとしても、限界があるべきであろう³⁴⁰。21条解釈に端的に表れるインド的な司法積極主義に対しては、「適正手続の実現というよりは、裁判官の主観である」との批判もなされているからである³⁴¹。

2. インドの司法権の機能と司法積極主義の性質

日本では、一般的に、裁判所は政治的に責任を負えないとか、国民を代表する民主的制度ではないという命題から、司法の自制が強調される。これに対してインドでは、インド最高裁は、公益訴訟で極めて頻繁に、命令やガイドラインを発行して、状況の改善を段階的に図っている。では、なぜインドにこのような司法積極主義がもたらされたのであろうか。その要因の一つは、政府の政治部門の腐敗とそれによって生じた空白を裁判所が埋める形になったことに求められよう³⁴²。立法・行政に失望した国民が、最後の望みと信頼を司法に託しているのである。実際、マイノリティーに属す人々は、政治の場で意見の反映がされることが難しいのである³⁴³。

インドでは、非民主的な裁判所が、国会に代わって法律的な機能をもつガイドラインを制定することが、どの程度許されるのか、また、専門性のない裁判所が行政に対してどこまで適正な命令を下すことができるのかの問題とされてきた。この問題においては、まさに、インド憲法が司法権をどのような概念で設置したのか、また、三権分立の中の司法権をどのように設定したかを考えなければならない。

確かに、インド憲法制定当初から、司法権は民主主義の擁護者であるとみなされてきた。しかし、それが「司法」である以上、その性格から生じる限界が存在することも議論されてきた³⁴⁴。インドで、コモン・ローに手を介入して急進的なものとしたり、また、裁判所の広汎な役割を認めようとする議論が強いのは、インドの特別なニーズがあつて

³³⁹ Singh, *supra* note 319, at 250.

³⁴⁰ Kirby, *supra* note 44, at 20. Cassels, *supra* note 166, at 505. も批判的な見解を示している。

³⁴¹ T. R. ANDHYARUJINA, JUDICIAL ACTIVISM AND CONSTITUTIONAL DEMOCRACY IN INDIA (1992), at 33.

³⁴² 司法積極主義を擁護する見解は他に、政府の政治部門が機能していないから相対的に司法が積極的に見えるだけだというもの（出典不明）、行政が正常に機能していたら司法の介入はなかったというもの（The Hindu, 1996.10.2 付）、立法・行政の動きが遅いから司法の正常な働きが異常（abnormal）に映るにすぎないというもの（新聞記事、出典不明）等がある。

³⁴³ S. P. SATHE, JUDICIAL ACTIVISM IN INDIA, 2nd(ed)(2003), at 280.

³⁴⁴ *Ibid.*, at 251. 司法積極主義はインドでは広汎に受け入れられているという。Anand, *supra* note 119, at 156 and 157. は、2000年当時、インド最高裁長官であったAnandは、司法積極主義を認めつつも、司法は、目覚まし時計(alarm)になることはできても、作業時間係(time keeper)にはなれないと指摘する。

のことであろうといわれている³⁴⁵。

ここで、インド憲法の規定を改めて読み直すことにしたい。まず、ガイドライン制定権の憲法上の根拠は、憲法 32 条、141 条、142 条である。

憲法 32 条 2 項を見ると、最高裁判所は基本的権利を実施するために、「適正な指令、命令または人身保護令状、職務執行令状、禁止令状、権限開示令状もしくは移送命令書の性質を有する令状を含む令状を発する権限を有する」のである。基本的権利の実施に、いかなる技術的な問題も存在することを許さないという憲法制定者の強い意図を反映して、5 種類の令状以外に、必要だと思われる命令・指令を発行する権限を、憲法は最高裁判所に付与したのである³⁴⁶。また、141 条は、「最高裁判所により宣言された法令は、インド領内のすべての裁判所を拘束する」とあり、最高裁判所が発行した命令および指令は、インド領内のすべての裁判所を拘束する旨を規定している。142 条は、最高裁判所の決定及び命令の実施と証拠開示に関する命令等の実施について、1 項で「最高裁判所は、その管轄権の行使に際して、係争中の裁判をすすめるために必要な決定または命令を下すことができる。下された決定はすべて、それと同じ内容の立法が制定されるまで、立法と同様にインド領内で実施可能でなければならない」と規定する。これは、裁判遂行のために既存の立法が不存在の場合に、ガイドラインを制定することができるが、それは立法の不存在を補うためのものであり、既存のいかなる立法をも廃するものではないと解されている³⁴⁷。しかし、憲法および実体法の規定に矛盾する命令を下すことは許されない³⁴⁸。また、2 項は、最高裁判所がインド領内で、人員の出頭、書類の開示または提出、最高裁判所に対する侮辱に関する調査と処罰を行うためにあらゆる法令を制定する権限を持っていることを規定している。すなわち、最高裁判所は、ガイドラインを制定する際に政府に資料の提出および大臣をはじめとする関係者の出頭を求めることができるということである。

このように、憲法規範上、裁判所が立法の存在しない場合に、ガイドラインを制定し、それが立法府の制定した法律のように機能するとしても、理論上何ら問題はないようである。裁判所がガイドライン制定によって立法府の領域を侵害しているのではないかという批判があるが、裁判所が立法府の活動を妨げない限り、その批判は的を射ていないことになる。

続いて、裁判所が下す命令については、憲法 144 条は、すべての行政機関がインド領内で最高裁判所に対する援助をしなければならない旨を規定する。すべての行政機関は、国家のすべての機関と解されている³⁴⁹。つまり、行政は、最高裁判所の判決を実行

³⁴⁵ Kirby, *supra* note 44, at 7.

³⁴⁶ Aman Hingorani, “Indian Public Interest Litigation Locating Justice in State Law,” 17 DELHI LAW REVIEW (1996), at 170.

³⁴⁷ BASU, *supra* note 27, at 683.

³⁴⁸ *Supreme Court Bar Association v. Union of India*, (1998) 4 SCC 409.

³⁴⁹ BASU, *supra* note 27, at 692.

しなければならないのである。「最高裁判所に対する援助をしなければならない」とは、最高裁判所の命令を遵守できない機関は、裁判所侮辱に対する責任を負わなければならない、その機関自らの判断による理由で、遵守の不可能を申し立てることはできないという趣旨だと解されている³⁵⁰。この 144 条は、最高裁判所の法令がすべての下級裁判所を拘束する旨を定める 141 条と相互に補足し合う関係であるが、144 条は裁判所だけでなくすべての国家機関を拘束すること、また、最高裁判所の発行したすべての命令・決定に関わることから、より広汎な規定であるといえる。

インド司法権は、上記のような規定に支えられて、1950 年の憲法開始以来、つねに非常に積極主義であったと評されている³⁵¹。すなわち、市民が政治部門の活動の合憲性を決定するために裁判所にアプローチすると、裁判所は政治部門の活動について合憲性の推定原則に常に訴えてきたし、憲法との不一致を見つけたときには、それらの活動を無効にしてきたというのである³⁵²。また、政治部門が無作為の場合は、その憲法上の義務の履行を求めてきたというのである³⁵³。

また、別の論者は、インドの司法積極主義について、それが司法権による統治ではなく、民主主義をチェックする反多数派的性質をもった機能であるという³⁵⁴。なぜなら、それは、憲法裁判所が政治的機関のひとつとして、他の 2 権の限界を規定するからであるという³⁵⁵。

であるならば、公益訴訟による司法積極主義が実際に惹起する問題点はどのような性質を帯びているのか、そしてどのような限界を呈しているのであろうか。これらを以下に検討する。

3. 司法積極主義の限界と 21 条生命権の拡大の問題点

裁判官による法創造・政策形成の問題点は何かといった問いに対して、裁判官によるそれが立法・行政権のそれに比べて狭い範囲でしかないこと、そして裁判官は、政策形成の全体像に焦点を当てられないので、裁判官の下す個別の決定が他の政府のプログラムにいかなる影響を与えうるのか測ることができないこと、また、裁判官が作る断片的な政策は、必ずしも十分に練られたプログラムの一部を構成するとは限らないこと、必ずしもプログラムの全体像の部分を成しているのではないことなどが批判的見解とし

³⁵⁰ *Ibid.*

³⁵¹ パルマナンド・シン (稲正樹訳)「インドの司法積極主義」比較法学 37 卷 1 号(2003)154 頁。

また、はじめに、および第一章でも検討したが、インド独立時に、裁判所に対する信頼があったことから、憲法上、強力な権限が与えられたのも、司法積極主義の要因の一つであるといえよう。

³⁵² シン、前掲注 351、154 頁。

³⁵³ シン、前掲注 351、154 頁。

³⁵⁴ SATHE, *supra* note 343, at 310-311.

³⁵⁵ *Ibid.*

て示されてきた³⁵⁶。

命令は、国家の不作為状況の改善を行政に対して命じるものであるが、これに対しては、行政の行政領域の侵犯ではないか、という批判がある³⁵⁷。裁判所が国民の権利実施のために、執行府に命令を下すことは、前項で検討したように、憲法上その権限が認められている。裁判所は、行政の不作為領域に対して命令を下しているのであって、行政業務を妨げているわけではないが³⁵⁸、本来、行政権の領域に存する内容の命令を裁判所が下すことに対しては批判がある³⁵⁹。このような批判は、命令の性質に起因すると思われる。すなわち、命令は、第1に、人に対してだけでなく、政府に対しても与えられる一般的な規範であること。第2に、その効果が、特定の当事者に対してのみならず、同じ領域の権利侵害の再発を将来的に禁止するものであること。第3に、それが行政的であつ継続的な過程であること。このような特徴のゆえに、命令を発行することによって、裁判所が行政の仕事までも負うことへの問題点が指摘されるのである。

実際に、裁判所が行政の任務まで負うことになって失敗した例としては、隷属的労働者の解放に関する事例がある³⁶⁰。それは、労働者たちが、公益訴訟によって、一旦は苦役から解放されたが、結局、「自由よりパンを」と再び碎石場へと自ら戻っていった事例である。それは、手に職もなく、教育もない彼らには、行くあてもなく、自力で職を得ることもできなかつたからである。解放された労働者が社会復帰をするためのプログラムの必要性が指摘された。

他には、警察の暴力性を扱った事例では、最高裁には、命令を下すが、CBIに調査を依頼することしか、有意義な救済を施せないでいるとの指摘がなされている³⁶¹。

また、命令の実効性についても問題がある。裁判官は、自らが下した命令を実現でき

³⁵⁶ HENRY R. GLICK, *JUDICIAL POLICYMAKING* (1983), at 296-307.

³⁵⁷ 安田・前掲注7(1987)。

³⁵⁸ K. P. Singh, “*Public Interest Litigation I Issues and Controversies about Public Interest Litigation in India: Pros and Cons*,” 33 *CIVIL & MILITARY LAW JOURNAL* 22(1997), at 25. 司法は行政権と衝突していないと考え、むしろ行政の誤りに対して公共の関心を呼び起こしていると考えられる見解である。

³⁵⁹ B. L. Sharma, “*Contribution of Public Interest Litigation towards Due Process of Law in India*,” 32 *CIVIL & MILITARY LAW JOURNAL* 5 (1996), at.29. また、Agrawala, *supra* note 268, at. A-121. で、アグラワラは、同様に憲法21条による権利救済に関連して、「インドの人々のあらゆる苦しみと社会的経済的な収奪、政治汚職、政策の失敗、そしてその他の政府の行為・不作為は、すべて21条違反になってしまうのではないか。インドは福祉国家であるため、大抵の分野に立法が存在するが、政府が法律を執行していないことを21条違反だとするならば、あらゆる国家の活動が公益訴訟の対象となってしまう。そうなること、裁判所が行政を引き継ぐことになってしまう」と公益訴訟による裁判所の仕事の限らない拡大傾向を懸念する。執行府にも説明責任があることを裁判所は知るべきだという批判もある。

³⁶⁰ P. Bhaskara Mohan, “*Public Interest Litigation – A study*,” 80 AIR 1993 Rajasthan Section, at 21. *Bandhua Mukti Morcha v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97 (21.02.91), at 240. 付属資料1、12頁23番。

³⁶¹ Singh, *supra* note 310, at 46.

ない。その実現は行政権が取り組むべき問題であることから、司法権による救済にはどうしても限界があるといわなければならない³⁶²。多くの命令は行政によって無視され、実施されておらず、公益訴訟による裁判権は正当性と威信を失っていくことが危惧されているが、それでも命令の実現は、結局のところ行政府に委ねるよりほかないのである³⁶³。このように、行政が有する効率性を司法が真似ることはできない³⁶⁴。また、すべての行政の病根に司法が解決策を与えることはできないことも明らかである³⁶⁵。しかし、行政の著しい怠慢と無法性を前に、裁判所は、改善を求めに来た国民を手ぶらで帰すわけにはいかないのである³⁶⁶。

ゆえに、司法がどの程度、行政の領域に介入すべき程度が問題となってくる。このため、司法の積極的な役割を承認する議論であっても、その限界を認めざるを得ず、インドでもやはり、司法積極主義と司法の自己制限という2つの考え方に大別されて論じられることが多い。このように、インドでは、司法積極主義にも限度が存在することが議論されており、それをどのように、またどの程度抑制するかが問題となっているのである³⁶⁷。

次にガイドラインに関しては、セクシュアル・ハラスメント判例のような成功例はあるものの、立法不存在の場合において、裁判所が法律的機能を持つガイドラインを制定するのは実際上、難しい場合も多々ある。すなわち、そのガイドラインが立法府のように社会の多くの利害を調整した結果出来上がったものであるならばよいが、限られた人もしくはグループの声を反映することしかできない場合に、反映されなかったグループにとって問題が生じる。また、法律とは異なり、ガイドラインは国民が廃案にすることができない³⁶⁸。同じような事例が裁判所によって扱われない限り、裁判官にすら廃止することができない。そして、ガイドラインが社会のどのセクションの人々に、どのような影響を与えるかを裁判所が事前に図ることはきわめて難しい。このような問題点があるため、できることならば、公益訴訟は多方面の利害に関わる問題は避け、弱者の人権または基本的権利に関わる問題に限定するのが望ましいという、なるほど首肯できる意

³⁶² 裁判所による再配分は不可能であるとの見解は、Cassels, *supra* note 166, at 512.

³⁶³ 命令実行性の限界に関する批判を展開しているのは、稲・前掲注7で、司法のイニシアティブに対する政治部門の公然たる無視などを問題として挙げている。孝忠・前掲注3(2000)でも、命令の実行性の困難さに関して、隷属的労働者が解放後もまた以前と同じ契約に戻らざるを得ない場合があること指摘した。P. N. Janhar, “Judicial Activism : Hazards Beyond Limits,” 1999 AIR JOURNAL 237, at 240. Sharma, *supra* note 346, at 29. Agrawala, *supra* note 270, at A-119.

³⁶⁴ Cassels, *supra* note 166, at 516.

³⁶⁵ 司法の能力の限界を指摘するものに、Agrawala, *supra* note 270, at A-123.

³⁶⁶ Muralidar, *supra* 234, at 369. 最高裁は憲法上の義務を果たさなければならないので、公益訴訟の訴えを受理し、命令を下さなければならないのである。

³⁶⁷ 司法積極主義の限界を指摘するものに、Janhar, *supra* note 363, at 240.

³⁶⁸ *M. C. Mehta v. Kamal Nath*, 2000 SCALE (PIL) 138 (12.05.2000). 最高裁は、左の判決で、142条に基づいて下された命令は既存の立法に置き換えられることはできないとした。

見もある³⁶⁹。ガイドライン・命令の根拠となっている憲法 32 条は、基本的権利の実現の場合にと明記していることからこのように考えるのは、妥当であろう。

また、公益訴訟では、被害者の救済のために、21 条のデュー・プロセス条項、生命権をもとに憲法に記載されていない権利を基本的権利として認めてきた。とはいえ、21 条による権利の大量生産は、生命権の内容が曖昧であると批判されており、「生命権に社会的権利を含めたとしても、裁判所の行為によってでは実施不可能な非常に微弱で効果のない基本的権利にしか過ぎず、21 条拡大は、生命権を裁判規範性のない国家政策の基本原則へと貶めることになるのではないか」という批判もなされている³⁷⁰。

司法権は受動的機能であること、自ら政策形成に必要かつ十分の事実と知識を獲得する手段をもたないなどの限界がある。殊に成文憲法の下においては、憲法の規範性なり人権保障を中核とする憲法の価値体系から導き出される一定の解釈基準なりによって、裁判所の「選択」は強く限定される³⁷¹。司法のガイドライン制定機能に厳しい限界があることを認めても、社会的妥当性に比重を置きすぎると、結局、裁判官の主観的な価値判断によって、憲法の意味内容が決められてしまうことになる。そこで、裁判官の価値選択をどのようなモデル、及び基準を用いて客観的なものにし、司法の象徴性を高めていくかが問題となってくる³⁷²。

4. 小括—公益訴訟の評価と今後の課題

インド最高裁は、健全に作動しないインド立憲民主制の危機に対処し、その回復を助けるというきわめて重要な政治的使命を背負ってきたともいえよう³⁷³。公益訴訟は、裁判所がインド憲法 21 条「人身の自由」規定の生命権の実現に関わり始めて以来、着実に発展しており、生命に対する裁判所の姿勢が変わらない限り、国民の支持と社会の要請に従って、今後も発展を続けると思われる。インドの社会改革は、公益訴訟によって生命の価値の実現に向けての、既存の制度に対する闘いに変貌したと言っても過言ではない。国民一人ひとりの生命権を実現に対して、裁判所が個別に救済を与えながら、様々な制度改革を行ってきたのである。

政治部門に腐敗と混乱が見られるインドでは、その制度的地位からも、司法権が、弱者および少数者の権利の保護や、社会の基本的かつ基礎的な価値に関わる問題の処理にあたってきた。本稿が検討してきた公益訴訟は、1990 年代の 10 年間、飛躍的な発展を

³⁶⁹ Anand, *supra* note 119, at 156.

³⁷⁰ Singh, *supra* note 320, at 248-249.

³⁷¹ 芦部信喜『憲法訴訟の現代的展開』(1981) 150 頁。

³⁷² 芦部・前掲注 371、122 頁。

³⁷³ 賀来・前掲注 14、79～84 頁。

司法積極主義が国民の拍手喝采を得ていると評している。すなわち、議会が政府の道具と化し、議会制民主主義の形骸化が進んでいること、政府が金権体質化し、責任ある政府が崩壊し、行政機関が腐敗と不能率に侵食されていることから、国民には、空白を裁判所に訴えることによって埋めるほかないと受け取られていると述べている。

経験した。それはインド最高裁の憲法法廷の機能のうちでも欠くことのできない部分として注目されることになったといわれている³⁷⁴。

だが、そのことは、同時に事実上の立法行為までも裁判所が行っても良いのかという批判や、行政に対する命令が実施されていないこと、訴訟の増加による裁判所の負担増大といった問題点の指摘をもたらした。公益訴訟の創造的な救済方法は、司法積極主義を深めるとともに、司法権がその性質ゆえに内包する限界との衝突を免れず、インド司法制度に波紋を投げたと言えよう。

裁判所の命令機能の問題の本質は、司法審査制が実際に国民—特に少数者—の人権擁護の機能を果たしてきたかにあると考えるならば³⁷⁵、インドにおいて公益訴訟はその草創期以来、国民の多数を占める社会的経済的弱者の人権擁護の機能を果たしてきた点から正当化されよう。また、環境権などの一般的な国民の人権擁護の機能への拡大傾向の是非に関する回答は、政治過程の動態の分析を踏まえた広い視点から試みられなければならないだろう。

むしろこれからは、いかに裁判官の救済的裁量を基準化かつ限定化するかがインドの裁判所の課題となるのではなかろうか。最高裁判所自らも、憲法 142 条 1 項が認める管轄権は、明らかに実体法や憲法に一致しない命令を下すことを許すものではないことを認めている³⁷⁶。また、裁判所の信頼が失墜する恐れがあるため、実施不可能な命令を下すべきではないという批判もある。こういった点をいかに考え、その役割を裁判所自らが自己規定できるかが鍵となるように思われる。

³⁷⁴ Muralidar, *supra* note 322, at 477.

³⁷⁵ 芦部・前掲注 371、155 頁。

³⁷⁶ Anand, *supra* note 119. は、裁判官の自重を唱えている。

おわりに

本稿は、インドの多元性理解の一端とするために、公益訴訟の性質と意義の究明を試みた。このことを通して、インドの開発と社会の発展の中で、裁判所の役割が変化したことを明らかにした。

健全に立法活動を遂行しない議会と怠慢さが指摘されている政府に代わって、インド最高裁に、様々な社会問題が大量に訴訟という形で持ち込まれるようになった。このことにより、行政府に対して、命令を下し、その実施状況のモニタリング活動を行うことが、そして議会に対してはガイドラインの制定といった立法活動に近い行為を行うことが、新たな役割として生じた。本稿は、この新たな役割に着目して、公益訴訟の功績と、公益訴訟によって裁判所が抱えることになった問題点を検討した。

もともと公益訴訟は、インド公的扶助運動の流れの中で、弱者救済を掲げて生み出されたものであった。条文解釈の拡大や救済手続の創出により、インド国民の多数を占める貧しい人々、社会的に経済的に弱い立場に立たされている人々が、裁判にアクセスすることが可能になった。法律を執行せず、怠慢な政府に代わって、裁判所がそのような人々に救済の手を差し伸べた。本稿は、そのために裁判所が創出した手続、および生命権を中心とした判例展開を詳細に検討した。

インドが発展途上国から先進国へと移行する中で、社会問題の内容が複雑化・多様化し、訴えの内容、量共に広がりが見られた。この中から、個別具体的な問題として、環境判例、セクシュアル・ハラスメント判例の展開を検討した。その過程で、インドの司法積極主義は、憲法に記載されていない権利を生命権の中に（時には国家政策の指導原則と併せて）読み込み、基本的権利を拡大した。また、司法権が行政領域、立法領域への侵犯との批判を受けることになった。持ち込まれる問題が量的にも質的にも、裁判所の性格になじまなくなったこと、および裁判所の能力を超えるものとなったため、様々な問題が生じた。本稿では、生命権に関する公益訴訟判例の展開を通じて、司法積極主義により生じた、開発、発展における裁判所の意義と役割、問題点を検討した。

本稿は、公益訴訟において、環境訴訟と並んで、大きな割合を占めている政治汚職に関する判例群を検討しなかった。というのは、インドでは、政府最高指導者層の腐敗と権力濫用が社会問題のひとつとなっているが、その判例の量があまりにも膨大であること、その内容が典型的であることから、公益訴訟の発展・展開を論じる題材としては不適切はないかと考えたからである。裁判所は、公益訴訟を通じて汚職捜査を直接的に監視し、裁判の過程を迅速化しようとしてきた。その過程で生じた役割と問題点については、筆者の次の研究課題であると思われる。また、2001年以降の判例展開について検討することも今後取り組むべき課題であるといえよう。

公益訴訟は、今後もインド社会が真の意味で成熟し、政治部門が正常な機能を取り戻

すまで、社会のニーズに応じて発展を続けるものと思われる³⁷⁷。そしてその後も、インドの状況に応じてテーマを変更しつつも、インド法の一部として存続し続けると思われる。

インドは、2020年までに先進国になるというビジョンを掲げ、IT発展に伴ってニュー・リッチと呼ばれる富裕層が出現し、中間層も増加した。しかし、IT産業以外の分野は、依然、発展の軌道に乗ったとは言いがたく、農村部に住む人々や教育も技術のない下層民といった、経済発展の流れに乗れず、取り残されてしまった大衆も存在し、経済格差は拡大する一方である。

20世紀末から進展するグローバリゼーションの中で、先進国では、福祉の縮減と市場や共同社会への移譲が緊急課題となっている³⁷⁸。市場化の波は、福祉国家がこれまで果たしてきた福祉機能を大幅に市場と共同社会にゆだねることを強いている³⁷⁹。先進国においても貧富の差が拡大しつつあり、福祉や貧困問題がクローズアップされてきている。これは日本でも同様で、生活保護世帯や母子家庭、近時ではワーキング・プアとかニートと呼ばれる人々が貧困層、最下層とみなされており、生活保護基準引き下げの議論の中で、そのような人々が生存権侵害の局面に追い込まれる状況が続出し、深刻な社会問題となっている。このような点から考えても、インドで公益訴訟の必要性が増すことはあっても失われることはなく、それがそのままインドという国の現状を映す鏡のようになっていくであろう。

ところで、振り返れば、日本は社会権規定を憲法に有するが、生存権規定は一般的にプログラム規定と理解され、裁判規範性をもたないと理解されてきている。公益訴訟が生命権を創出した経緯は、生存権に対してそのような理解しかあり得ないのかという疑問を抱かせる。さらに、このような弱者保護のための裁判所の役割は、狭義の司法権にとどまらないものがあるのではなかろうか。改めて、公益訴訟の経緯が先進国での生存権的基本権の司法的救済のあり方、およびこれからの裁判所の役割を示唆するものがあるとさえ言えるのではないだろうか。その意味で、インド公益訴訟の経過は、日本国憲法にとっても全く無縁ではないのであることを付言しておきたい。

³⁷⁷ 孝忠・前掲注 7(2005)、191 頁。社会活動訴訟の今後更なる可能性を示唆している。

³⁷⁸ 安田・前掲注 7(2005)、250 頁。

³⁷⁹ 安田・前掲注 7(2005)、238 頁。

謝辞

本稿を執筆するにあたっては、数多くの方々からのご指導、ご配慮およびご助力を賜った。すべての方々に、心からの感謝を捧げたい。

君塚正臣教授は、責任指導教授として、粘り強く指導して下さいました。君塚教授の指導なくして、本稿の完成を見ることはできなかつたであろう。また、田中利幸教授は、研究指導のみならず、インドからインド憲法がご専門の Mittal 教授を横浜国立大学に招いて下さり、多大なる便宜を図って下さった。そして、池田龍彦教授からは、開発の分野から、数多くのご助言を賜った。

長い院生生活の中で、何人もの先生方に指導教授になって頂き、ご指導を賜った。三辺夏雄教授からは、論文構成に必要な方法論をご教示頂いた。また、J. K. Mittal 教授からは、半年間の日本滞在中の期間と 4 回に亘る訪印の際、インド憲法に関して貴重なご指導を賜った。そして、青柳幸一教授、西谷剛教授、坂田教授からもご指導を賜った。ここに記したのは、賜ったご指導のほんの一部にすぎないことを付しておく。

経済的にも、精神的にも、私を支え励ましてくれた母（伊藤博子）、弟（伊藤忠雄）、義妹（伊藤佐知子）、甥（伊藤翔菩）にも感謝する。家族の支えなしに、研究生活を送ることはできなかつた。

最後に、神様とイエス様に、心からの、愛と感謝を捧げる。

2008 年 9 月 5 日
横浜国立大学大学院
国際社会科学研究所
伊藤 美穂子

付属資料の部

付属資料 1. 判例テーマ別分類表

付属資料 2. ヴィンチャカ判決ガイドライン

付属資料 3. 2000年セクシュアル・ハラスメント防止法案

LIST OF SUBJECTS OF CASES

(判例テーマ別分類表・アルファベット順)

1. Administrative set-up of mental asylums (精神病院の運営管理)

1-1 *B. R. Kapoor v. Union of India, SCALE (PIL) 1981-97, 161 (9. 5. 1989).*

原告は、国を相手取って、精神病院運営の失敗に関して、インド憲法 32 条の令状請求訴訟を提起した。インド最高裁判所は、精神科医で構成される専門家委員会を任命した。そして、国に、精神病院の運営を引き継ぐことを命じた。

1-2 *Rakesh Chandra Narayan v. State of Bihar, SCALE (PIL) 1981-97, 391(8. 9. 1994).*

最高裁判所は、インド連邦政府保健省大臣に、再建計画に関するレポート作成を命じた。そのレポート（ダヤル・レポート）に基づいて規則を作った。また、先の判例で任命された委員会の作成した報告書に基づいて、ビハール州政府にいくつかの命令を下した。

1-3 *Aman Hingorani v. Union of India, SCALE (PIL) 1981-97, 384(8. 9. 1994).*

原告は、弁護士である。ダヤル・レポートに基づいて規則を作った。

1-4 *Supreme Court Legal Aid Committee v. State of Madhya Pradesh, SCALE (PIL) 1981-97, 399(8. 9. 1994).*

ダヤル・レポートをもとに、規則を作り、運営委員会を設置し、病院の再建に当たらせるとした。

1-5 *Rakesh Chandra Narayan v. State of Bihar, SCALE (PIL) 1981-97, 815(16. 9. 1996).*

命令が実施されていないため、最高裁判所は、保健省大臣らに出廷と宣誓供述書の提出を命じた。

1-6 *Rakesh Chandra Narayan v. State of Bihar, SCALE (PIL) 1981-97, 1673 (11. 11. 1997).*

最高裁判所は、国家人権委員会に、病院の運営への関与を要請した。

2. Admission to medical colleges (医学部への入学)

2-7 *Bhartiya Homeopathy College v. Students Council, H. M. College, Jaipur, AIR 1998 SC 1110.*

2-8 *Ravindra Kumar Rai v. State of Maharashtra, SCALE (PIL) 1998, 172 (27. 2. 1998).*

最高裁は、原告の訴えを認め、1998 年度の医学部共通入学試験を行うよう被告に命じた。

3. Adoption of children (養子縁組)

3-9 *Laxmi Kant Pandey v. Union of India, SCALE (PIL) 1981-97, 1319 (6. 2. 1984).*

原告は、最高裁判所弁護士。原告からの手紙によって、裁判が始まった。海外に里子に出されたインド人の子供が、外国人の里親から適切に養育されないため、乞

食や売春婦になっているという内容の雑誌記事に基づいて、斡旋業に携わる組織による悪い習慣が、インド憲法 15 条第 3 項、24 条、39 条(e)(f)項違反であると訴えた。最高裁判所は数々の命令を下してきたが、連邦政府も州政府も命令を実施しなかった。本判決では、ガイドラインを制定した。

- 3-10 *Laxmi Kant Pandey v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1240 (27. 9. 1985).
上記の判決の続き。
- 3-11 *Laxmi Kant Pandey v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1241 (13. 2. 1986).
- 3-12 *Laxmi Kant Pandey v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1251 (3. 12. 1986).
全般的命令が下された。調査委員会に、施設への訪問を命じた。
- 3-13 *Laxmi Kant Pandey v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1259 (19. 12. 1989).
命令が実施されていないことを嘆いている。
- 3-14 *Laxmi Kant Pandey v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1261 (19. 1. 1990).
- 3-15 *Laxmi Kant Pandey v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1637 (9. 2. 1990).
- 3-16 *Laxmi Kant Pandey v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1639 (20. 4. 1990).
- 3-17 *Laxmi Kant Pandey v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1262 (12. 7. 1991).
- 3-18 *Laxmi Kant Pandey v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1263 (14. 8. 1991).
更なる命令が下された。
- 3-19 *Laxmi Kant Pandey v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1267 (20. 11. 1991).
命令が実施されていないことに対して、裁判所侮辱罪を適用するとの通知を発行した。
- 3-20 *Sumanlal Chhotalal Kamdar v. Asha Trilokbhai Shah*, SCALE (PIL) 1981-97, 459 (9. 5. 1995).

孤児の養子に関する事例。関係当局は、里子の里親に、養子の本質および、永遠に子供と音信不通になる可能性があることを説明しなければならないとした。先のラクスマミ事件で下されたガイドラインにしたがって、処理された。

4. Air pollution (大気汚染)

- 4-21 *V. Subramanian v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1307 (9. 4. 1990).
原告は、手紙によって、タミル・ナドゥ州のセメント工場による大気汚染を、最高裁に訴えていた。事件は、法の定めにより、訴えられていた工場の裁判管轄権を有するマドラス高等裁判所へと移送された。
- 4-22 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1450 (3. 12. 1993).
原告は公益精神をもつ多数の弁護士。最高裁は、大気汚染管理委員会の認める大気汚染除去装置の各工場への導入状況を報告するよう、委員会に命じた。
- 4-22 *News Item "Hindustan Times" v. Central Pollution Control Board*, SCALE (PIL) 1981-97, 572 (11. 3. 1996).

最高裁は、デリー市、デリー電力供給事業部に事態の改善を示す宣誓供述書の提出を求めた。

4-23 *M. C. Mehta v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 94 (6. 4. 1999).

タージ・マハル宮殿のあるマトゥーラ精油所の汚染に関する訴訟。最高裁は、委員会を任命して、報告書の作成にあたらせた。

4-24 *M. C. Mehta v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 214 (9. 9. 1999).

デリー市におけるセメント混練工場の閉鎖および移転に関する事例。最高裁は、当該工場の移転を命じた。

5. Allotment of chambers to advocates (弁護士への個室の割当)

5-25 *Vinay Balachandra Joshi v. General Supreme Court of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 571 (11. 3. 1996).

最高裁は、個室割り当て委員会に、原告の請求の内容を調査するように命じた。

6. Allotment of land (政府による土地の割当)

6-26 *Foreshore Cooperative Housing Society Limited v. Nivara Hakk Suraksha Samiti*, SCALE (PIL) 1981-97, 248 (1. 2. 1991).

原告は、ボンベイ高裁と最高裁を退任した裁判官、および現役裁判官が構成する団体。高裁では、マハラシトラ州政府が本件原告への土地の割り当てと賃料の値下げを争ったが、高裁は、割当を是認し、賃料値下げの請求を退けた。最高裁は、上訴を却下した。

6-27 *M. C. Mehta v. Kamal Nath*, SCALE (PIL) 1981-97, 817 (13. 12. 1996).

本件で、原告は、被告の一門が極めて重大な利害を持つモーターに対して、土地の割り当ての違法性を訴えた。最高裁は、公共信託理論に基づき、この問題を市民と行政の間の古典的な問題だと位置づけ、立法が解決すべき問題であるとした。また、ヒマチャル・プラデシュ州政府を、環境的に脆弱な土地をモーター経営に貸したこと点で、公共信託のパテント違反だとした。

6-28 *Mayank Rastogi v. V. K. Bansal*, SCALE (PIL) 1998, 99 (5. 1. 1998).

本件被告は、争いになっている土地を空き地であるという認識で購入した。1995年、本件被告は、本件原告がその土地に住宅を建設していることを知り、まず、高裁にて公益訴訟として令状請求訴訟を提出。高裁は、空き地として指定された以上、もはや適切な手続きを経ずに、住宅地に転換されてはならないとして、本件原告に建設中止を命じた。最高裁は、原告がその土地を購入し、95年から建設をはじめた点に関し、開発計画が91年に発行されて4年も経過してからの訴訟であること、開発計画に従って原告に住宅地として宛がわれた土地に住宅を建設したのだから、高裁が介入すべき理由はないとして、高裁の判決を覆した。

7. Allotment of land for, and construction of, hotels (ホテル用地の割当とホテル建設)

7-29 *Sachidanand Pandey v. State of West Bengal, SCALE (PIL) 1981-97, 1828 (11. 2. 1987).*

原告は、カルカッタ市民であり、野生動物愛好家である。動物園の敷地がタージ・グループホテルの建設に割り当てられた事に関し、ホテルへの土地の割り当てを取り消すことを求めた。最高裁は、ホテルに割り当てられた土地は動物園の主目的に使われておらず実質的な部分ではないことを理由に、訴えを却下した。また、政府が渡り鳥の問題に関して、生態を考慮していたかという原告の問いに対しては、野鳥に害がないこと、西ベンガル州政府の行為は誠実 (bona fide) であること、および土地の売却は公益にかかわるものであるから、公のセクションで決められるべきだとして、訴えを却下した。

7-30 *M. C. Mehta v. Kamal Nath, SCALE (PIL) 1981-97, 1009 (19. 12. 1996).*

タージ・マハル宮殿周辺での環境汚染に関するもの。最高裁は、人材資源省、文化庁、都市開発庁の長に、アグラを「世界遺産都市」として宣言する案に決定を下すよう、命じた。

7-31 *Unison Hotels v. Delhi Development Authority, SCALE (PIL) 1981-97, 1230 (6. 5. 1997).*

デリー市内のホテル建設が与える環境への影響に関するもの。最高裁は、通知を発行した。

8. Allotment of land to private clubs on nominal amount (民間ゴルフ・クラブへの土地の割当)

8-32 *Baljit Singh v. Delhi Golf Club, SCALE (PIL) 1981-97, 567 (18. 3. 1996).*

デリーゴルフクラブに与えられた広大な土地に対する認可と遺跡の保全に関して争われた。最高裁は、聴聞を行うべきだとした。

9. Allotment of plots (政府による敷地の割当)

9-33 *Tarak Singh v. Jyoti Basu, 1999 SCALE (PIL) 110 (10. 5. 1999).*

政府によると土地割り当てをめぐる、権限濫用の有無が争われた。最高裁は、資料の追加提出を許可した。

10. Allotment of retail outlets of petroleum products (石油製品の系列販売の割当)

10-34 *Common Cause v. Union of India, SCALE (PIL) 1981-97, 733 (25. 9. 1996).*

原告は、社会活動団体。石油・自然エネルギー省大臣が大臣および職員の家族・親族に恣意的な方法で割り当てを行っているという新聞記事をもとに、訴訟を開始。

最高裁は、当該大臣および割り当てを受けた 15 人各々から宣誓供述書を受け取り、精読した上で、その選出方法が大臣の恣意的・裁量的なやり方に基づいたものであり、悪意のものであると判断し、そのような権限濫用は憲法 14 条違反であるとした。最高裁は、割り当ての取消、割り当てられた石油製品は公共の競売によって処分されるべきことなどを命じた。

10-35 *Common Cause v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 779 (11. 11. 1996).

最高裁は、憲法 32 条の救済は損害賠償も認めていることを理由に、大臣は懲罰的損害賠償を支払うべきだとした。

10-36 *Common Cause v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 764 (11.11. 1996).

10-37 *Centre for Public Interest Litigation v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1878 (31. 3. 1995).

原告は、社会活動団体。中央政府による石油製品の販売権の割り当てに対する裁量行使の違法性に関して。この判決では、最高裁は、割当に関する裁量権の行使を規制するためのガイドラインを制定し、政府にその遵守を命じた。

10-38 *Common Cause v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 197 (5.5. 1998).

11. Ambulance service (救急医療)

11-39 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 668 (2. 5. 1996).

12. Amicus curiae (法廷の友)

12-40 *People's Union for Civil Liberties v. State of Tamil Nadu*, SCALE (PIL) 1981-97, 815 (23. 8. 1996).

隷属的労働者の解放に関する事例。法廷の友に、上級弁護士を任命した。

12-41 *M.C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1387 (20. 11. 1997).

12-42 *M.C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1388 (20. 11. 1997).

12-43 *Sugarcane G & S Sugars Shareholders Association v. T. N. Pollution Controll Board*, SCALE (PIL) 1998, 117 (15. 1. 1998).

環境汚染に関する事例。公益に関わる事例であることを理由に、法廷の友を任命した。

12-44 *In Re: News Items "Power Crisis Paralyzes AIIMS,"* 1999 SCALE (PIL) 113 (10. 5. 1999).

この令状請求訴訟は、もともと全国インド医療サービス機関 (AIIMS) への十分な電力の供給を巡る問題に限定されたものであった。被告は、デリーのすべての公立病院への十分な電力の供給に関して立場を明らかにするようとの最高裁の命令を無視してきた。本件で、最高裁は、デリーの電力供給に関わる数々の期間の間で足並みが揃わないので、法廷の友を任命し、関係するすべての機関を

被告として訴訟に関わるように訴訟を提起するよう命じた。

12-45 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 352 (7.12. 2000).

デリーの住宅地域およびその周辺の工場は、最高裁の命令を守らなかった。

13. Aqua farms (養殖場の移転)

13-46 *S. Jaganathan v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 468 (24. 8. 1995).

養殖場による環境汚染が問題となっている。最高裁は、沿岸諸州および連邦政府に対して、各々の地域に移転されているすべての養殖場に告知を発行すること、および新規のライセンスを認可しないように命じた。また、迅速な聴聞を命じた。

13-47 *S. Jaganathan v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1232 (25. 4. 1997).

13-48 *S. Jaganathan v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1236 (30. 7. 1997).

13-49 *S. Jaganathan v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1288 (19. 8. 1997).

14. Assistance of bar associations in Public Interest Litigation cases (公益訴訟における弁護士会の援助)

14-50 *Howrah Ganatantrik Nagarik Samity v. State of West Bengal*, SCALE (PIL) 1981-97, 470 (1. 9. 1995).

原告は、社会活動団体。この判決で、最高裁は、環境問題に関する公益訴訟が増加に伴って、最高裁の負荷が増大したため、最高裁が国中の環境問題を扱うことは不可能になると懸念し、弁護士会に援助を求めた。

15. Atrocities on weaker sections (弱者層の人々への残虐行為)

15-51 *Residents of Bhagalpur Harijan Cell v. State of Bihar*, SCALE (PIL) 1981-97, 1740 (22. 4. 1987).

原告は、ハリジャン（指定カースト）に属する人々。最高裁は、調査機関に報告書の作成を命じた。

15-52 *Residents of Bhagalpur Harijan Cell v. State of Bihar*, SCALE (PIL) 1981-97, 1742 (23. 7. 1987).

15-53 *Residents of Bhagalpur Harijan Cell v. State of Bihar*, SCALE (PIL) 1981-97, 1742 (23. 7. 1987).

16. Atrocities on workmen by management of a company (労働者への残虐行為)

16-54 *Nagendra Dutt Jagudi v. State of Uttar Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 1739 (10. 4. 1987).

最高裁は、命令を遵守しない州政府に対抗宣誓供述書の提出を命じた。

17. Backlog of petty criminal cases – Speedy Trial (刑事事件の遅滞—迅速な裁判を受ける権利)

17-55 *Hussainara Khatoon v. State of Bihar*, AIR 1979 SC 1361.

原告は、バングラデシュからの女性移民。ある社会派弁護士が、インディアン・エクスプレス紙の記事をもとに、「数多くの男女子供たちが、何年もの間裁判待ちの状態で放置されているが、彼らの中には、犯した罪が数ヶ月の罰にしか相当しないのに、裁判が開始されることもなく、3年から10年もの間忘れ去られて放置されていた。その原因は、彼らが貧しくて出廷等担保金を支払うことができないこと、そして裁判所が彼らを審理する時間がないことにある」という問題の解決を求めた。

最高裁は、憲法21条は迅速な裁判を受ける権利（これなしに、21条の求める合理的、公平、公正な手続きはありえないので）を保障するとした。

17-56 *Hussainara Khatoon v. State of Bihar*, AIR 1979 SC 1377.

未決囚が判決で言い渡された期間よりも長く拘留されているなら、その拘留は憲法21条違反であるとした。

17-57 *Kadra Pehadiya v. State of Bihar*, AIR 1981 SC 939.

社会科学を専門とする研究者から一通の手紙が、最高裁に届いたところから、この訴訟が始まった。4人の部族の少年が何年もの間拘留されており、社会から忘れ去られていた。手紙は、刑務所に拘留されている未決囚に対する法制度の無関心を指摘する内容だった。この4少年が裁判を受ける権利が争点となった。最高裁は、先のフサイナラ判決を引用して、迅速な裁判を受ける権利は憲法21条が保障するものとした。また、少年たちが足かせをつけられていたことに関しては、バトラ(II)判決を引用して、未決囚に足かせをつけてはならないとした。そして、州政府に対しては、18ヶ月以上拘留されている未決囚の名簿の提出を命じた。

17-58 *Kadra Pehadiya v. State of Bihar*, SCALE (PIL) 1981-97, 549 (11. 3. 1996).

最高裁は、州政府に対して草案を用意するよう命じた。

17-59 *Common Cause v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 601 (11. 5. 1996).

原告は、3年以内に処理されなければならない軽微な刑事事件が、多数、何年もの間放置されていること、および被疑者は貧困ゆえになすすべもなく長期間刑務所に拘留されている状況の改善を求めて、最高裁に命令を求めた。

最高裁は、刑事手続が長期間にわたって遅滞することは、抑圧をもたらすとし、憲法21条が国民に保障する生命権と自由権を守るため、被告に命令を下した。なお、この命令は被告だけでなく、すべての州も遵守すべきだとした。

17-60 *Common Cause v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 788 (28. 11. 1996).

先の命令に、修正を加えた。

17-61 *Kadra Pehadiya v. State of Bihar*, SCALE (PIL) 1981-97, 1020 (19. 3. 1997).

各州政府は、下位裁判所裁判官と首都下位裁判所裁判官(Metropolitan Magistrates)の負担軽減のため及び迅速な裁判のため、特別下位裁判所裁判官または、首都下位裁判所裁判官を刑事訴訟法典に基づいて任命すべきだとした。

18. Banning of certain hazardous drugs (危険薬物の禁止)

18-62 *Drug Action Forum v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1045 (8. 8. 1994).

原告は社会活動団体。国民の健康を害する薬物の投与および使用の禁止を求める訴え。最高裁は、専門家を交えた調査委員会を任命し、危険薬物を列挙した報告書を提出させた。また、国に対しては、指定された薬物の投与・使用の禁止に向けて、必要な措置をとるように命じた。

18-63 *Drug Action Forum v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1045 (24. 3. 1995)

18-64 *Drug Action Forum v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1045 (14. 8. 1995).

18-65 *Drug Action Forum v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1045 (9. 10. 1995).

18-66 *Drug Action Forum v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1047 (4. 12. 1995).

18-67 *Drug Action Forum v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1048 (22. 1. 1996).

18-68 *Drug Action Forum v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1048 (26. 2. 1996).

18-69 *Drug Action Forum v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1048 (15. 4. 1996).

18-70 *Drug Action Forum v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1049 (6. 5. 1996).

18-71 *Drug Action Forum v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1050 (2. 9. 1996).

18-72 *Drug Action Forum v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1054 (12. 2. 1997).

18-73 *Drug Action Forum v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1214 (24. 2. 1997).

18-74 *Drug Action Forum v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 183 (30. 7. 1999).

19. Bids for telecom services (電気通信業への入札)

19-75 *D. C. Vohra v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 484 (15. 12. 1995).

原告は、最高裁所属の弁護士。事実、争点に関する記述は特になし。

20. Bhopal Gas Tragedy (ボーパール・ガス流出事故)

20-76 *Bhopal Gas Pelrit Mahila Udyog Sangh v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 322 (19. 8. 1992).

原告は、事故被害女性労働組織。原告は、被災者に対する中間救済の支払いを求めた。最高裁は、連邦政府に未払い金を約 50 万人の人々に支払うよう、命じた。

20-77 *Bhopal Gas Pelrit Mahila Ubyog Sangh v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 351 (4. 11. 1992).

未払い金の支払い期間を延長した。

20-78 *Union Carbide Corporation Lid. v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 353 (16. 10. 1992).

「ボーパールガス流出事故問題決着基金」に関する基金の支払い等に関する命令を下した。

20-79 *Union Carbide Corporation Lid. v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 370 (10. 12. 1993).

連邦政府とユニオン・カーバイド社間の和解の有効性に関して。ユニオン・カーバイド社は、最高裁の提案を受け入れて、ボーパール市のため、及び病院経営の義務を遂行するためにトラストを設立することとなった。そこで、刑事裁判所による差し押さえ令状が撤回されること、国際市場で担保となっている資産がもっとも有利に売却されるべきことが、提案された。

20-80 *Union Carbide Corporation Lid. v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 373 (14. 2. 1994).

最高裁は、上記提案を認める内容の命令を下した。

20-81 *Union Carbide Corporation Lid. v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 434 (20. 10. 1994).

病院経営のための資金にあてられるべき株式の配当金を管財人が受けることを許可した。

20-82 *Union Carbide Corporation Lid. v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 435 (20. 10. 1992).

基金が集められる預金口座に関する命令を下した。

20-83 *Krishna Mohan Shukla/ Gulnazkhan v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 475 (12. 10. 1995).

最高裁は、委員会を任命して、犠牲者への損害賠償の配分に関する報告書を作成にあたらせた。

20-84 *Union Carbide Corporation Lid. v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 496 (1. 12. 1995).

病院建設に関して、建設費用・設備費用は、ユニオン・カーバイド社が負担すべきだとした。

20-85 *Union Carbide Corporation Lid. v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 517 (6. 2. 1996).

病院建設に関して、特別に権限を与えられた委員会 (Empowered Committee) に、病院建設の見積もりをし、それについての見解と積極的な提案を命じた。

20-86 *S. Said-ud-Din v. Court of Welfare Commissioner*, SCALE (PIL) 1981-97, 569 (23. 2. 1996).

上訴人は、4歳の娘をこの事故で亡くした父親。医師の診断により、亡き娘が胎内で母親が吸ったガスの影響を受けていたことが、明らかになった。副委員は、15万ルピーの賠償金を上訴人に与えた。これに対して、福祉委員は副委員のこの判断を誤りとし、*suo moto* 調査を行った。最高裁は、副委員の判断を正しいとした。

20-87 *Madhukar Rao v. Claims Commissioner, SCALE (PIL) 1981-97, 639 (15. 3. 1996).*

福祉補助委員は、*suo moto* 権限を行使して、個人の傷害と保障へ転換する修正を決定したが、最高裁はその決定を認めなかった

20-88 *Krishna Mohan Shukla/ Gulnazkhan v. Union of India, SCALE (PIL) 1981-97, 669 (6. 5. 1996).*

最高裁は、政府に対して、独立した団体に病院経営を委任すべきかを調査せよと、小委員会に命令した。

20-89 *Union Carbide Corporation Lid. v. Union of India, SCALE (PIL) 1981-97, 702 (22. 7. 1996).*

最高裁は、理想的な独立委員会は受給者の問題を解決できるように公共の参加も可能にすべきだとの見解を示した。

20-90 *Union Carbide Corporation Lid. v. Union of India, SCALE (PIL) 1981-97, 723 (22. 7. 1996).*

病院運営のための独立委員会の任命に関して。前出の判例と同じ内容。

20-91 *Krishna Mohan Shukla v. Union of India, SCALE (PIL) 1981-97, 1006 (5. 8. 1996).*

被害者への中間救済に関して、最高裁は政府に最後の機会を与えた。

20-92 *Krishna Mohan Shukla v. Union of India, SCALE (PIL) 1981-97, 1355 (7. 11. 1997).*

原告は、被害者らが主張を述べる際に弁護士の出席が許されなかったこと、適切な医学的証拠の提出が許されなかったこと、福祉委員が認めはずの損害賠償がまったく支払われていないことを主張した。最高裁は、被災者が医療を受けることを可能にすることに命を命じた。

20-93 *Union Carbide Corporation Lid. v. Union of India, SCALE (PIL) 1981-97, 1551 (11. 11. 1997).*

最高裁は、特別信託者に会計報告を命じた。

20-94 *Bhopal Group for Information v. State of Madhya Pradesh, SCALE (PIL) 1981-97, 1730 (11. 11. 86).*

書類は警察に押収されるべきだとした。

20-95 *Union Carbide Corporation Lid. v. Union of India, SCALE (PIL) 1998, 226 (21. 8. 1998).*

信託者委員会に対して、会計報告に目を通し必要に応じて裁判所に命令を求めべきだとした。

20-96 *Union Carbide Corporation Ltd. v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 166 (5. 2. 1998).

政府は公衆衛生・家庭福祉局から役員を任命して、協定の監督にあたらせた。その委員は、報告書を提出し、なぜ政府がこれまで第一次行動計画の期間に求められていた7千万ルピーを譲渡しなかったのかを指摘した。最高裁は、政府に対して、その理由の説明を求めた。

20-97 *Bhopal Gas Pelrit Mahila Udyog Sangh v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 77 (31. 3. 1999).

20-98 *Union Carbide Corporation Ltd. v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 91 (5. 4. 1999).

20-99 *Krishna Mohan Shukla v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 63 (25. 1. 2000).

病院が機能しないことに関するあらゆる事柄は、憲法226条227条に基づいて、高裁が扱うべきだとした。

20-100 *Kishna Mohan Shukla v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 57 (25. 1. 2000).

原告は、損害賠償の支払いが恣意的であること、適正な医療研究が欠けていること、病院が機能していないことを訴えた。最高裁は、損害賠償に不満のある者は、高裁が司法審査できるとした。上記の訴えは、憲法226,227条に基づいて、高裁でも審理されるべきだとした。

20-101 *Bhopal Gas Pelrit Mahila Upyog Sangh v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 62 (25. 1. 2000).

最高裁は、被災者がこの15年間十分な医療設備に恵まれていなかったことを指摘し、マディヤ・プラデシ州政府にこの判決から4ヶ月以内に2つの病院を開院させることを求めた。

20-102 *Bopal Gas Pelrit Mahila Upyog Sangh v. Union of India*, 2001 (2) SCALE 497 (2. 3. 2001).

被災者のリハビリテーションの補償に関して、地元新聞紙上にリストを掲載すること等を命じた。

21. Blinding of prisoners by police (警察による囚人盲目事件)

21-103 *Khatri v. State of Bihar*, SCALE (PIL) 1981-97, 1290 (3. 12. 1980).

17人の未決囚が刑事事件で逮捕された後、拘留所内で、警察によって盲目にされた。原告はその未決囚のうちの1人である。最高裁は、政府に対して、原告に目の治療費を支払うことを命じた。

21-104 *Khatri v. State of Bihar*, SCALE (PIL) 1981-97, 1293 (19. 12. 1980).

政府に対して、貧しさゆえに弁護士費用を支払えない人々に、無料の法律扶助を受ける権利を保障すべきだとした。法律扶助を受ける権利は、憲法21条の「合理的、公平、公正な手続き」の中核となるとした。

21-105 *Khatri v. State of Bihar*, SCALE (PIL) 1981-97, 1 (14. 1. 1981).

盲目事件は、憲法 21 条が補償する囚人の基本的権利を侵害するとして、囚人が政府の費用で医療と社会復帰のための職業訓練を与えること、衣類の支給を、政府に命じた。

21-106 *Khatri v. State of Bihar*, SCALE (PIL) 1981-97, 1451 (10. 3. 1981).

政府は、盲目事件に関して、警察による行為の責任を政府が負う義務は憲法上、法律上存在しないとして、政府は損害賠償の支払い義務を拒否した。最高裁は、インド証拠法に基づき、政府に証拠としてレポート提出を命じた。

21-107 *Khatri v. State of Bihar*, SCALE (PIL) 1981-97, 1471 (2. 2. 1982).

原告は、職業訓練を受けている。ビハール州は、盲目の囚人に 16000 ルピーを払った。また、最高裁は CBI (中央情報局) に起訴状の提出を命じた。

21-108 *Khatri v. State of Bihar*, SCALE (PIL) 1981-97, 46 (25. 11. 1982).

原告側弁護士から、職業訓練中の囚人が訓練を終えたという申し出があった。最高裁は、州政府に補助金の支払いを命じたが、特に新たな命令は下さなかった。

22. Blood banks (血液銀行)

22-109 *Common Cause v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 485 (4. 1. 1996).

本件は、血液の収集と蓄積、及び供給に関する欠陥と問題点を論じたもの。聴聞を通して、原告と被告の双方が、計画案を提出。血液銀行のライセンス取得と献血に関する既存の枠組みを強化するための措置を調査するために、委員会を任命。インド赤十字によって構成される専門委員会も報告書を提出した。委員会は、献血促進キャンペーン、血液銀行の経営に関わる人材育成等を扱う国家レベルの機関を設立し、業務を委託することを提案した。このような提案を受けて、最高裁は命令を下した。

22-110 *Common Cause v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1051 (17. 2. 1997).

前判決で、1 年以内に被告である連邦政府・州政府がすべての血液銀行を認可すべきだと命じたが、実行されていなかったため、最高裁は、被告に 3 ヶ月の猶予を与えた。

22-111 *Common Cause v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1051 (3. 3. 1997).

前々判決で下された命令を遵守していない州に対して、裁判所侮辱の手続きをするとした。

23. Bonded labour (隷属的労働者の解放と社会復帰)

23-112 *People's Union for Democratic Rights v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 24 (11. 5. 1982).

アジア大会事件。原告は、民主的権利の擁護を目指す団体社会活動団体である。

本件では、被告に、アジア大会建設労働に従事する隷属的労働者に最低賃金の支払い等の労働法の実施を求めた。最高裁は、政府、デリー市、デリー開発局に対して、労働者斡旋業者に最低賃金を支払わせるべく監督すること、及び児童労働者を雇わせないようにすることを命じた。また、最高裁は、3人の専門家に状況の調査を命じた。

23-113 *People's Union for Democratic Rights v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 26 (18. 9. 1982).

原告からの手紙によって、本件が開始した。原告からの手紙は、前判決で任命された3人の社会学者で構成される委員が提出した報告書に基づいて書かれたものである。その中で、労働者が、請負人や中間管理者によって搾取されており、最低賃金が支払われていないことを訴えた。原告は、請負人の行為は、児童就労法、契約労働者規制・廃止法に違反していると主張。被告は、請負人が立法に違反してはいないと主張。最高裁は、被告が、憲法24条（児童労働の禁止）、14条（平等権）、21条（人間の尊厳を持って生きる権利、及び合理的・公平・公正な手続き）、23条（強制労働の禁止）の諸規定に違反しているとした。また、労働立法の遵守を命じた。

23-114 *Labourers Working on Salal Hydro- Project v. State of Jammu & Kashmir*, SCALE (PIL) 1981-97, 52 (2. 3. 1983).

ある社会活動団体が、新聞記事を根拠に得た情報に基づいて、1通の手紙をデサイ裁判官にあてたところから始まった。このサルル水力発電事業は、中央政府によって行われている事業だが、労働者が労働法で与えられている権利や福利厚生を確保されていないと、原告は主張した。本件では、その労働者が、移住労働者かどうか争点となった。最高裁は、移住労働者の存在を認めつつ、中央政府に州際移住労働者法の実施、労働者が州の事業に従事していることを理由に州政府に最低賃金の支払い等を命じた。

23-115 *Bandhua Mukti Morcha v. State of Haryana*, SCALE (PIL) 1981-97, 62 (9. 5. 1983).

ハルヤナ州のある地域の鉱山で働く労働者に代わって、隷属的労働解放戦線という社会活動団体が、労働者の人権保護を訴えた。労働者が、隷属的労働者であるか否かが争点となった。本件で最高裁は、中間命令を出し、地方裁判官に、自らの意志で働いているかどうかを労働者一人ひとりに確認するように命じた。また、もし、自らの意志に反して働いているものがいたら、トランジット・キャンプを設置して、そこで食事と休養を与えて帰郷させるようにと命じた。

23-116 *P. V. Sivaswamy v. State of Tamil Nadu*, SCALE (PIL) 1981-97, 66 (19. 8. 1983).

最高裁は、アンドラ・プラデシ州政府に、隷属的労働者の社会復帰のための措置をとることを命じた。また、地方裁判官に、現地を訪れて、隷属的労働者の存在の有無を調べるように命じた。

23-117 *Bandhua Mukti Morcha v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1769 (16. 12. 1983).

一連の隷属的労働者の解放に関する判例の中でも、本件は、リーディング・ケースである。原告からの1通の手紙から、本件は始まった。最高裁は、2人の弁護士を委員に任命し、事態の調査にあたらせた。委員は、労働者の惨状を報告した。改めて、最高裁は、別の委員を任命し、社会法学的調査にあたらせた。被告は、手紙が訴状として扱われることができないこと、委員を任命する権限は最高裁にはないこと、委員の提出した報告書に証拠性はないことを主張した。最高裁は、被告の主張をすべて退け、憲法32条1項の「適切な手続き」は、第三者による手紙も含むこと、第2項の「命令、指令、人身保護令状などの令状を発給できる」は、最大限広義に解釈すべきだとした。また、報告書に関しては、貧しいもの、立場の不利な者が裁判所に証拠を提出することはできない、とした。また、対審構造を否定し、貧しい者が法律的代表を得るのは難しいこと、関係する証拠を自力で提出するのは彼らにとって不可能であることを理由に、善意の第三者による介入の必要性を説いた。また、最高裁は、委員を任命する権限は、民事訴訟法典26条、最高裁判所規則96条に基づくとした。また、労働立法を検討し、それぞれの立法の遵守を、被告に命じた。なお、パタク裁判官は、単なる手紙が訴訟として受理されることの危険性について、責任の所在が曖昧な点を指摘した。また、その手紙は、裁判官個人にではなく、裁判所全体にあてられるべきだとした。

23-118 *Chattisgarh Krishak Mazdoor Sangh v. State of Madhya Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 67 (30.3. 1984).

命令を下した。

23-119 *Neeraja Chaudhary v. State of Madhya Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 1697 (8. 5. 1984).

隷属的労働者の身元確認と解放のあと、職業訓練の機会が与えられなければならないとした（実際、政府による職業訓練プログラムが機能していないので、解放後も、労働者は貧困から脱することができない）。被告である州政府に、隷属的労働者廃止法隷属的労働者の身元確認と職業訓練の実施を命じた。そのために、監視委員会の設立を命じた。

23-120 *Mukesh Advani v. State of Madhya Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 69 (2. 5. 1985).

原告は弁護士。メディア記事をもとに、1982年、1通の手紙をあてた。手紙の内容は、ある鉱山の碎石場で働く労働者が一生かかっても返済不可能な額の借金に縛られた隷属的労働者であることを訴えるものであった。そこで、ボーパール地方裁判官に、現地に赴き隷属的労働者の有無を調査し鉱山での労働環境を報告するように命じた。報告書は、それら労働者が多額の借金に拘束されていること、

契約時に設定された額よりも少ない賃金しかもらっていないこと、労働法が守られていないこと等を報告した。労働者の斡旋を行う契約者と被告である州政府は、事実を認めた。最高裁は、第一段階として、被告に対して、労働者に最低賃金を支払うように命じた。

23-121 *Santhal Pargana Antoyodaya Ashram v. State of Bihar*, SCALE (PIL) 1981-97, 74 (19. 12.1986).

ある報告書によって、多数の隷属的労働者の存在が明らかにされた。その報告書に基づいて、最高裁判所は、隷属的労働者の解放と労働者に職業訓練を受ける機会を与えること、及び隷属的労働廃止法の実施を被告に命じた。原告、事実についての記述なし。

23-122 *Rajinder K. Sail v. State of Madhya Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 89 (12. 4. 1988).

すでに提出されている報告書に基づいて、隷属的労働者の解放、及び労働者に職業訓練を与えることを命じた。

23-123 *P. V. Sivaswamy v. State of Andhra Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 92 (10. 8. 1988).

タミル・ナドゥ州の退役軍人会事務局長兼代表者から、1982年に最高裁判所に宛てられた1通の手紙から、訴訟が開始した。その手紙は、アンドラ・プラデシュ州のいくつかの地域に、隷属的労働者が存在すると指摘するものであった。本判決は、1983～88年までに最高裁判所が下した一連の判決を振り返りながら、被告による命令の実施状況がよくないことを指摘した。

23-124 *Balram v. State of Madhya Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 175 (26. 8. 1989).

被告は、これまでに下されてきた命令を遵守し、開放された隷属的労働者に最高裁判所の定めた額を支払った。最高裁判所は、インド連邦政府に資金の提供を、そして副収税官に労働者の更生プログラムの責任者として、命令の実施を命じた。

23-125 *Bandha Mukti Morcha v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 240 (21. 2. 1991).

ハルヤナ州政府は、544人の隷属的労働者が更生されたと主張するのに対し、原告は、523人がまだ更生されていないと主張。最高裁は、事実を確かめるため委員を任命して、原告の提出したリストの事柄を調べることで、隷属的労働者の身元の確認を命じた。ハルヤナ州政府にたいしては、委員の活動費用の負担を命じた。

23-126 *Bandha Mukti Morcha v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 271 (13. 8. 1991).

1983年12月16日付け最高裁判決では、最高裁は新たに委員を任命し、隷属的労働者法、州際移住労働者法、契約労働法などの実施状況と最高裁の下した命令の遵守状況を調査させた。状況は芳しくなかった。以来、何度も委員を任命して報告させてきたが、立法の実施・命令の実行は、見られない。本判決では、最高裁は再度ハリヤナ州政府に立法の実施と労働者の保護を命じた。

23-127 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 652 (10. 4. 1996).

- 23-128 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 799 (19. 9. 1996).
隷属的労働者の賃金に関して最高裁は、地裁労働委員に賃金を負担するよう命じた。
- 23-129 *People's Union for Civil Liberties v. State of Tamil Nadu*, SCALE (PIL) 1981-97, 815 (23. 8. 1996).
最高裁は、上級弁護士を法廷の友に任命した。
- 23-130 *Upendra v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1300 (25. 9. 1986).
解放された隷属的労働者に職業訓練を受けさせるべきだとした。最高裁は弁護士を委員に任命し、労働者の身元確認と収税官にレポート提出を命じた。
- 23-131 *People's Union for Civil Liberties v. State of Tamil Nadu*, SCALE (PIL) 1981-97, 1356 (13. 5. 1994).
問題解決に向かってなんら大きな進展がみられないとして、命令を実施しない州政府に、更なる命令を下した。
- 23-132 *People's Union for Civil Liberties v. State of Tamil Nadu*, SCALE (PIL) 1981-97, 1358 (6. 3. 1995).
各州政府から、命令の実行状況について宣誓供述書の提出があったが、彼らは、隷属的労働者という害悪の存在を認めていない。現状確認に関して、さらなる命令を下した。
- 23-133 *People's Union for Civil Liberties v. State of Tamil Nadu*, SCALE (PIL) 1981-97, 1361 (5. 5. 1997).
まだ宣誓供述書を提出していない州があることに関して、連邦政府が州政府に（命令実行状況の）監視のための委員会を設立させることを提案した。また、連邦政府と最高裁が州政府に対して行動のためのガイドラインを提案した。
- 23-134 *People's Union for Civil Liberties v. State of Tamil Nadu*, SCALE (PIL) 1981-97, 1363 (4. 8. 1997).
州政府に、再度宣誓供述書の提出を求めた。最高裁の命令の実行を確保するために必要な、適切な命令を下した。また、法務総裁に対して、更なる措置を講じるように命じた。登記所（registry）には、宣誓供述書等の書類の準備のために措置をとることを命じた。
- 23-135 *People's Union for Civil Liberties v. State of Tamil Nadu*, SCALE (PIL) 1981-97, 1364 (15. 9. 1997).
州政府が命令を十分に実行していないことを指摘した。隷属的労働者の根絶に関する宣言が、隷属的労働者と児童労働に関する国家大会と隷属的労働者廃止及び職業訓練のためのキャンペーンの場で、法廷の友によって発表されるべきこと、すべての州政府はこの宣言に対するコメントとさらなる行動計画を提出するよう命じられた。

23-136 *People's Union for Civil Liberties v. State of Tamil Nadu*, SCALE (PIL) 1981-97, 1361 (11. 11. 1997).

国家人権委員会へ事態の監督を求めた。

23-137 *People's Union for Civil Liberties v. State of Tamil Nadu*, SCALE (PIL) 1998, 117 (15. 1. 1998).

最高裁は、委員への手当での振込みを被告に命じた。

23-138 *Bandhua Mukti Morcha v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 191 (1. 5. 1998).

被告から状況を説明する宣誓供述書が提出された。裁判所侮辱を犯した者が、最高裁に出廷するべきだとした。

23-139 *Bandhua Mukti Morcha v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 40 (13. 1. 1999).

最高裁の命令の不履行に関して、地方治安判事に宣誓供述書の提出のための時間を与えた。

23-140 *Jaldhar Singh v. State of Uttar Pradesh*, 1999 SCALE (PIL) 115 (14. 7. 1999).

最高裁は通告を発行した。

23-141 *Public Union for Civil Liberties v. State of Tamil Nadu*, 2000 SCALE (PIL) 54 (21. 1. 2000).

最高裁は、国家人権委員会に移送した事例に関して、通告・伝達は国家人権委員会に宛てられるべきこと、そして最高裁に対してとられた措置に関する報告を続けるようにという命令を下した。

23-142 *Bandhua Mukti Morcha v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 303 (18, 10, 2000).

採石場労働者の住宅建設に関して、特別地方裁判官に、これまでに最高裁が下してきた命令の実行状況を調べ、監視することを命じた。命令が実行されていない場合は、特別地方裁判官が適切と考える命令を委員に与えるように命じた。

24. Building construction (住宅建築による環境破壊)

24-143 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1052 (17. 3. 1997).

住宅建設と環境保護に関する問題。最高裁は、その地方公共団体の計画の整備を命じた。

24-144 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 118 (16. 1. 1998).

- *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 186 (23. 4. 1998).

被告側は、緑地帯（グリーン・ベルト）での市民の住居は排除されるべきだとする計画に賛成した。

24-145 *Sahara India Housing Ltd. v. Bombay Environmental Action Group*, 1999 SCALE (PIL) 226 (20. 9. 1999).

ホリデー・リゾートの民営化による、環境破壊の問題。訴えの内容は、政府によってなされるべきだとして、最高裁は訴えを却下した。

25. Burning of brides for dowry (花嫁持参金をめぐる焼死事件)

25-146 *Sarita v. Delhi Administration*, SCALE (PIL) 1981-97, 1736 (5. 2. 1987).

原告は、結婚2ヵ月後から、事業に失敗した夫から金を要求されるようになった。やがて、原告は生命の危険までも感じ始めたため、最高裁に1通の手紙を送った。最高裁は、デリー警察委員に事態の調査と、原告の保護を命じた。

25-147 *Sarita v. Delhi Administration*, SCALE (PIL) 1981-97, 1737 (12. 2. 1987).

原告が、最高裁にて、法律扶助を求めた。最高裁は、デリー法律扶助諮問委員会に対して、原告に必要な法律的支援を与えるように命じた。

25-148 *Joint Women's Programme v. State of Rajasthan*, SCALE (PIL) 1981-97, 75 (24. 3. 1987).

2人の花嫁の不自然な死に対して、最高裁は、警察に調査を命じた。ラジャスタン州に対しては、特別持参金審査室 (Special Dowry Cell) を設けて持参金をめぐる花嫁の死を調査することを命じた。

25-149 *In Re: E & I of Dowry Prohibition Act, 61 v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 101 (19. 4. 1999).

花嫁持参金禁止法 (Dowry Prohibition Act) にもとづいて、まだ花嫁持参金禁止に関する規則を定めていない州に対して、3ヶ月の猶予を与えた。すべての州に対して、諮問委員会の構成と花嫁持参金監視官 (Dowry Prohibition Officers) の任命に関して、報告書の提出を命じた。

25-150 *In Re: E & I of Dowry Prohibition Act, 61 v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 183 (30. 7. 1999).

前判決の命令をまだ実行していない州に対して、猶予を与えた。

25-151 *In Re: E & I of Dowry Prohibition Act, 61 v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 224 (17. 9. 1999).

同上。

25-152 *In Re: E & I of Dowry Prohibition Act, 61 v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 54 (21. 2000).

同上。

26. Challenge to allotment of petrol pumps and dealerships of shops/stalls (石油ポンプの割当と販売店の営業権)

26-153 *Common Cause v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 500 (6.12. 1995).

石油・天然ガス省長官 (Secretary) に、割り当てを受けた者の名簿を提出することを命じた。また、最高裁弁護士会会長に、最高裁を援助するように命じた。

26-154 *News Item The Statesman- The Sunday Tribune*, SCALE (PIL) 1981-97, 576 (21. 3.

1996).

VIP との関係、その他申し立てに対する返答のため、政府に時間を与えた。

27. Challenge to allotment of shops/stalls (販売店の割当に関する説明要求)

27-155 *Shiv Sagar Tiwari v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 759 (11.10. 1996).

52 の販売店の割当が、住宅および都市開発大臣の職権濫用によってなされたとする、政治汚職に関する判例。CBI が提出した 4 つの中間報告書によると、大臣は、親族・知人に販売店を割り当てていた。すばわち、その割当は、競争入札によって選ばれたのではなく、大臣の政策的意向によってなされたのであった。

そこで、最高裁は、CBI の報告をもとに、この割当が完全に恣意的であり、かつ職権の濫用であると判断した。そして、職権濫用は、インド民法上の不法行為であるとした。この割当に責任を有する大臣に対して、この不法な割当が帳消しにされること、損害賠償の不払いの理由を示すことを命じた。

27-156 *Shiv Sagar Tiwari v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 783 (8. 11. 1996).

この事件に関して、最高裁は、さまざまな中間指令を下しながら 2 年間あまり監視を続けてきた。前出の判決に従って、大臣は、供述書を提出し、理由を述べた。ところが、大臣の反論は、真実ではなかった。最高裁は、大臣の供述書を読んで胸が痛むといいながら、大臣の行為は完全に恣意的であり悪意に満ちたものであり、違憲であるとして、600 万ルピーの損害賠償の支払いを命じた。

27-157 *Shiv Sagar Tiwari v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 805 (27.9. 1996).

最高裁は、事件の審理のために最高裁を援助してきた都市問題省財産局長に、継続的な支援を要請した。政府に対しては、その局長の給与・等級を保護するように命じた。

28. Child labour (児童労働者の解放と更生)

28-158 *M. C. Mehta v. State of Tamil Nadu*, SCALE (PIL) 1981-97, 208 (31. 10. 1990).

タミル・ナドゥ州のマッチ工場で雇われている子供たちの問題。原告は、2941 名の児童がマッチの箱詰めという危険な労働に従事させられていること、そして、児童労働が憲法 39 条 (f) と憲法 45 条違反であると訴えた。最高裁は、被告に福祉基金の創設、教育施設の確保のために即座に措置をとるように命じた。地方裁判所裁判官、公益運動家、地元労働幹事、および労働者の代表によって構成される委員会に、命令の実行状況の監視を命じた。

28-159 *M. C. Mehta v. State of Tamil Nadu*, SCALE (PIL) 1981-97, 350 (14. 8. 1991).

28-160 *Rajangam, Secretary, District Beedi Worker's Union v. State of Tamil Nadu*, SCALE (PIL) 1981-97, 1309 (19. 11. 1991).

原告は、労働組合の幹事。原告からの手紙によって、訴訟は始まった。それは、

労働者に関する記録の操作、労働に対する賃金の不払いなど労働法が守られていないこと、および契約労働制度の存在を訴える手紙であった。最高裁は、共同体組織信託会という名の社会組織に、事態の調査・報告を命じた。

原告、被告の双方から計画が提出された。タミル・ナドゥ州法律扶助勸告委員会に、計画実施状況の監督が任された。

28-161 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 561 (1. 3. 1996).

5つの電気金属板工場で、児童労働者の存在が確認された。また、それらの工場が、未処理の下水を垂れ流していることも明らかになった。最高裁は、下水処理施設の設置を工場に命じた。

28-162 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 562 (10. 4. 1996).

28-163 *M. C. Mehta v. State of Tamil Nadu*, SCALE (PIL) 1981-97, 1645 (10. 12. 1996).

憲法 24 条と 45 条は、児童搾取の禁止を謳っている。また、憲法 39 条(f)そして判例法上も、無料の義務教育を受けさせることは国家の義務である。最高裁は、これらの規定を根拠に労働に従事する児童の生活を向上させるための命令を下した。そして、その命令の実行状況を監視する委員を任命し、報告書を作成させた。被告側は、宣誓供述書を提出した。

28-164 *Bandhua Mukti Morcha v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1657 (21. 2. 1997).

ウツタル・プラデシ州のカーペット産業に存在する児童労働をやめさせるための手段を講じるように、政府に命令する職務執行令状の発行を求めた公益訴訟である。原告は、児童労働が憲法 24 条、39 条 (e) (f)の規定に違反すると主張した。最高裁は、ある人物をカーペット工場へ派遣し、14 歳以下の児童が労働に従事しているかどうかを調査させた。憲法 24、39(e)(f)、45、24、21、51A 条を根拠に、児童が労働に従事する場合、人格を成長させる設備と機会を与えることは国の義務であるとして、連邦政府と州政府が会合をもち、14 歳以下の児童労働をなくすための政策を考案すべきことを命じた。

29. Cleanliness in cities (都市の美化)

29-165 *Ratlam Municipality v. Vardhichand*, AIR 1980 SC 1622.

ラトラム市在住の市民が、近隣のスラム街から出る排水と排泄物が発する悪臭に耐えかねて、自治体を下位裁判所裁判官に訴えた。下位裁判所裁判官は、自治体に6ヶ月以内に不快な物を取り除くための計画を示し、命令を下した。セッションズ裁判所は、その指令を留保した。また、高裁は、下位裁判所裁判官の指令を有効だとした。最高裁も、予算不足を理由に計画を履行できないと主張する被告を退けて、下位裁判所裁判官の指令を支持した。

29-166 *B. L. Wadehra v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1239 (14. 7. 1997).

デリー市の美化について。最高裁は、開発当局に勸告に応じるように命じた。

30. Closure of polluting industries (環境汚染による工場閉鎖)

30-167 *M.C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 507 (12. 1. 1996).

中央環境管理委員会の提案を工場に実施すべきことを命じた。

30-168 *World Saviours v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 574 (15. 3. 1996).

ウッタル・プラデシ州環境管理委員会のレポートは、最高裁の明示を実行した工場を明らかにした。命令とおりに装置を導入していない工場には、閉鎖を命じた。環境管理委員会の指導によって、閉鎖がなされるべきこと、そして報告書の提出を命じた。

30-169 *M.C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 293 (18. 12. 1998).

本件は、ある衣料工場における労働者と経営陣の間の紛争を扱ったもの。最高裁は、環境汚染を理由として工場が移転する場合も、労働者は工場の再開までの期間、給与を支払うべきだとした。

30-170 *Birla Textiles v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 69 (9. 2. 1999).

30-171 *M. C. Mehta v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 218 (14. 9. 1999).

30-172 *M.C. Mehta v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 354 (13. 12. 2000).

デリー市内における汚染に関するもの。被告は、有害科学物質を使用した製造活動を 10 日以内にやめることを認めた。

31. Cognizance of a criminal case (刑事事件の裁判管轄権—警察の残虐性に関して)

31-173 *People's Union for Civil Liberties v. State of Andhra Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 1365 (9. 1. 1986).

警察から暴行を受けて入院中の人々が亡くなった情報を受けて、下位裁判所裁判官は警官に出頭命令を下した。警察側は、下位裁判所裁判官にそのような刑事裁判管轄権があるかどうかを問うて高裁に訴えた。高裁は、警官の主張を認め、下位裁判所裁判官の前で保留となっている手続きを却下した。最高裁は、高裁が手続きを却下すべきではなく、さらなる命令をもって事件を扱うべきだったとした。

32. Compensation for illegal detention by police (警察による不法留置に対する補償)

32-174 *Sebastian M. Hangray v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1477 (23. 4. 1984).

1983.11.24 付けの令状請求訴訟にて、最高裁は人身保護令状の発行を命じ、登録所 (The Registry) は、連邦政府に対して人身保護令状を発行した。

32-175 *Rudul Sah v. State of Bihar*, SCALE (PIL) 1981-97, 1473 (1. 8. 1983).

原告は 14 年間不法に留置され、医療代と損害賠償を政府に請求した。最高裁は、憲法 32 条により損害賠償請求を認め、政府が 21 条人身の自由違反であり、警察によって損なわれた原告の権利を償わなければならないとした。

32-176 *Yogesh K. Bhatia v. State of Uttar Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 455 (15. 7.1994).

不法、かつ許されがたい方法で、恣意的な拘置を行った警察の行いに関して、最高裁は、政府に対して、被害者への損害賠償の支払い、また州政府に対しては不法行為を行った警官からこれらの合計金額を取ることを命じた。

32-177 *Durga Prasad Tomar v. State of Uttar Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 445 (23. 1. 1995).

原告は、不法に留置された被害者。1994.12.5 付けの令状請求訴訟で最高裁は人身保護令状を発給した。続いて 1995.1.9 付けの訴訟で最高裁は、不法留置の事実があったと判断した。本件では、州政府に原告へ損害賠償を支払うべきことを命じた。

33. Compensation for industrial pollution (産業による環境汚染に対する補償)

33-178 *Indian Council for Enviro-legal Action v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 55 (21. 1. 2000).

33-179 *Indian Council for Enviro-legal Action v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 121 (25. 4. 2000).

損害賠償の支払いを工場に命じた。

33-180 *Indian Council for Enviro-legal Action v. Union of India*, 2000 (4) SCALE 173 (25. 4. 2000).

34. Compensation for medical negligence (医療過誤に対する補償)

34-181 *A. S. Mittal v. State of Uttar Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 153 (12. 5. 1989).

原告は社会活動家であり、「福祉と人権のための連合」と呼ばれる組織の代表を務めている。被告は、ウツタル・プラデシ州政府、医療職員、およびライオンズ・クラブ。眼科治療の際の手術の失敗に対して、最高裁は命令を下すとともに、損害賠償の支払いを命じた。

35. Compensation for offences and atrocities committed by police officers (警察による不法行為と残虐性に対する補償)

35-182 *People's Union for Democratic Rights v. Police Commissioner*, SCALE (PIL) 1981-97, 171 (13. 1. 1989).

35-183 *Saheli, A Woman's Resources Centre through Nalini Bhanot v. Commissioner of Police, Delhi Police Headquarters*, SCALE (PIL) 1981-97, 190 (14. 12. 1989).

原告は、女性の市民的権利を求める団体であるが、本件は被害にあった2人の女性に代わって提訴したものである。この2人の女性は住んでいたアパートの立ち退きを迫られていた。ある日、警察官が立ち退きを迫って、これら女性たちの

家に侵入し、暴行を働いた。その際、一方の女性の息子は、母であるその女性をかばおうとして警官の暴行を受けて死亡した。原告は、本件で損害賠償を請求した。最高裁は、警察の暴行が息子の死因であることを認定し、損害賠償請求を認めた。

35-184 *R. S. Sodhi, Advocate, People's Union for Civil Liberties v. State of Uttar Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 310 (21. 8. 1991).

損害賠償の支払いを命じた。

35-185 *Punjab & Haryana High Court Bar Association v. State of Punjab*, SCALE (PIL) 1981-97, 605 (10. 5. 1996).

ある弁護士一家の殺人事件に関連して、警察による圧力を受けて自白した男性を最高裁は、CBIの調査結果をもとに無罪とした。最高裁は、殺害された弁護士の両親と容疑をかけられた男性に損害賠償を支払うことを、被告に命じた。

35-186 *Pritam Kaur Baryar v. State of Punjab*, SCALE (PIL) 1981-97, 769 (5. 8. 1996).

36. Compensation in relation to deaths caused by police firing (警察による爆破事故の死者への補償)

36-187 *People's Union for Democratic Rights v. State of Bihar*, SCALE (PIL) 1981-97, 1732 (19. 11. 1986).

後進階級に属する貧農および小作人 600~700 人が、静かに集会を開いていた場に、予告もなく警官が現れて火を放った。その結果、21 人の死者と多数の負傷者が出た。原告は、これら農民に代わって被害者に補償を与える命令を最高裁に請求した。

37. Compensation to victims of accident in factories (工場内事故の犠牲者への補償)

37-188 *M. C. Mehta v. State of Tamil Nadu*, SCALE (PIL) 1981-97, 207 (14. 8. 1991).

爆竹工場での爆発事故の犠牲者に、損害賠償の支払いを被告に命じた。

38. Compensation to victims of earthquake (地震の被災者への補償)

38-189 *Bhukamp Pidit Andolan v. State of Uttar Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 458 (8. 5. 1995).

最高裁は、地震の被災者ひとりひとりに補償を受け取る資格が真正かどうかを調査した上で、補償を支払うようにと収税官に命じた。

39. Compensation to victims of oleum gas leakage and escape (発煙硫酸流出事故の犠牲者への補償)

39-190 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1516 (20. 12. 1986).

原告は、弁護士であるが、シリアム食品・農薬工場での亜硫酸ガスの流出事故で被害を受けた人々に代わって損害賠償を求めた。最高裁は、憲法 32 条を根拠に救済を与える権限を有すとし、企業は事故の被害者全員に損害賠償を支払う義務があるとした。

39-191 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1551 (7. 12. 1985).

専門家を委員に任命し、工場を訪問させ、レポートを提出させた。最高裁は、すぐに、被害者に医療を施すべきだとした。デリー市に対して、被害者に医療を与えるための措置を講じるように命じた。

39-192 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1554 (31. 1. 1986).

委員会を任命し、先に提出されている 2 種類の報告書がシリアム工場の経営陣によって実行されているかどうかをチェックさせた。

39-193 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1555 (17. 2. 1986).

39-194 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1575 (24. 2. 1986).

更なる命令を下した。

39-195 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1577 (10. 3. 1986).

工場の操業再開の許可が修正された。

39-196 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1583 (24. 3. 1986).

最高裁は、被害者への損害賠償がデリー法律扶助助言委員会 (Advice Board) を通してなされるために、資金を供給するように、デリー市に命じた。

39-197 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1516 (20. 12. 1986).

39-198 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1582 (3. 2. 1987).

39-199 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1583 (24. 3. 1987).

40. Compliance with environmental standards (環境保護基準の遵守)

40-200 *Indian Council for Enviro-legal Action v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 115 (11. 4. 2000).

最高裁は、州環境汚染監督委員会 (Pollution Control Board) に、工場の指令遵守状況に関する報告書の提出を命じた。また、被害を受けた村々に、無料で水を供給するように命じた。原因者負担の原則により、最高裁が費用に関して汚染した工場の責任の所在を決定するまで、村のパンチャヤットに、上記の水供給に対する責任を負わせた。

40-201 *Andhra Pradesh Pollution Control Board v. M. V. Nayudu*, 2000 SCALE (PIL) 117 (13. 4. 2000).

最高裁は、十分な防御策を講じるため更なる報告書の提出を求めると同時に、専門家を任命して、現地調査にあたらせ、補足的報告書の提出を命じた。

40-202 *Andhra Pradesh Pollution Control Board v. M. V. Nayudu*, 2000 SCALE (PIL) 131 (5.

5. 2000).

先に任命した専門家とはまた別の専門家を任命し、報告書の提出を命じた。

41. Conditions in hospitals (病院内の環境)

41-203 *Free Legal Aid Committee v. Mahatama Gandhi Memorial Medical College*, SCALE (PIL) 1981-97, 1741 (4. 5. 1987).

原告は、病院の環境が劣悪であると訴えた。最高裁は、憲法 21 条により生命権が、また憲法 41 条と 147 条により人々の生活水準の確保が、ともに保障されなければならないことを理由に、公衆衛生の改善は重要な意味をもつとし、被告に対して命令を下した。

41-204 *Rakesh Chandra Narayan v. State of Bihar*, SCALE (PIL) 1981-97, 366 (4. 10. 1993).

最高裁は、パटना高裁長官を委員長とした委員会の任命を命じた。

42. Confinement in prison of not really mentally ill persons as mentally ill (実際は精神病患者ではなかったにもかかわらず精神病患者として刑務所に収監されていた事例)

42-205 *Sheela Barse v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 281 (17. 8. 1993).

本件は、犯罪者ではないにもかかわらず、刑務所に収監されている精神病者の処遇の悪さを、社会活動家である原告が訴えた事例。最高裁は、状況の正確な把握のため委員会を任命して調査にあたらせた。委員会は、報告書の中で治療のための施設、医者、ケアの不足を明らかにし、その精神病患者が自由を著しく奪われていることも指摘した。この報告を受けて最高裁は、いくつかの命令を下した。

43. Conservation of forests (森林保全)

43-206 *Mota Shivram Karanth v. State of Karnataka*, SCALE (PIL) 1981-97, 1317 (24. 3. 1987).

43-207 *Banwasi Seva Ashram v. State of Uttar Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 270 (6. 8. 1991).

9年間かけて審理が行われている事例。さらなる命令を下した。

43-208 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 275 (12. 12. 1996).

森林保全と保護をの重要性を訴えたもの。最高裁は、森林の定義を明確にしたあと、各州政府・連邦政府に命令を下した。

43-209 *Samantha v. State of Andhra Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 1104 (11. 7. 1997).

規制によれば指定地域の土地を「人」が、非部族に譲ることは禁じられているにもかかわらず、政府が鉱山採掘のためにその土地を貸すことができるかどうか争われた。最高裁は、指定地域において非部族に対して政府が土地を譲渡する

ことは禁じられないし、憲法上も違反ではない。また、規制上の「人」に政府は含まれないため、被告の行為は有効であると判示した。

43-210 *Hyderabad abrasives & Minerals (P) Ltd. v. State of Andhra Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 1212 (11. 7. 1997).

前判決の続き。最高裁は、原告の訴えを退けた。

43-211 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1318 (5. 9. 1997).

43-212 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 102 (7. 1. 1998).

43-213 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 109 (13. 1. 1998).

ドゥーン・バレーにおける違法採掘活動について。最高裁が任命した委員会の提出した報告書に基づき、鉱山担当者に通告と命令を下した。

43-214 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 111 (14. 1. 1998).

州政府の事務次官が最高裁に出廷し、州政府の行いを口頭で報告した。最高裁は、州の地方裁判所裁判官に、委員として鉱物の輸送に使われた車両を含む違法採掘活動に関わった道具や乗り物とともに、直ちに違法に採掘された鉱物を押収するよう命じた。

43-215 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 112 (15. 1. 1998).

北東諸州での違法に伐採された木材の処理に関するもの。最高裁、諸州に木材の価格設定、認可、森林保護、森林運営などに関する指令を下した。

43-216 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 121 (23. 1. 1998).

ドゥーン・バレーで違法採掘された鉱物の押収に関する報告書を地方裁判所裁判官が提出した。この報告書によって、大規模な違法採掘が行われたことがあきらかになった。そこで、被告側は宣誓供述書を提出した。

43-217 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 125 (29. 1. 1998).

ジャム・カシミール州におけるアセンヤクノキの伐採に関するもの。過去の関係判例では、最高裁は伐採中止の要請の指令を出していた。鉱山省職員に、裁判所侮辱罪が適用された。

43-218 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 170 (23. 2. 1998).

森林伐採及び森林製品に関するもの。

- 43-219 *In Re: V. V. L. Das*, SCALE (PIL) 1998, 169 (23. 2. 1998).
最高裁は、先の判決で裁判所侮辱に問われた鉱山省職員に、宣誓供述書を提出する機会を与えた。
- 43-220 *Environment Awareness Forum v. State of Jammu and Kashmir*, SCALE (PIL) 1998, 192 (4. 5. 1998).
最高裁は、本件で、ジャム・カシミール州の森林伐採とその処理に関わっている職員の名を明らかにするように命じた。
- 43-221 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 182 (15. 4. 1998).
ウツタル・プラデシ州での違法採掘に関する事例。最高裁は、提出された報告書や宣誓供述書をもとに、更なる命令を下した。
- 43-222 *Environment Awareness Forum v. State of Jammu and Kashmir*, SCALE (PIL) 1998, 194 (5. 5. 1998).
ジャム・カシミール州の森林伐採について。聴聞、報告書、宣誓供述書をもとに、最高裁は、さらなる命令を下した。
- 43-223 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 197 (5. 5. 1998).
森林伐採によって森林が丸裸になること、及び森林の破壊についての詳しい研究を、最高裁は委員会に命じた。
- 43-224 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 97 (8. 5. 1998).
森林伐採と認可を受けた製材所の移転について。最高裁は、法廷の友からの聴聞を受けた後、過去に下した命令を変更した。
- 43-225 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 207 (16. 7. 1998).
沙羅双樹のキクイムシを捕らえ、害を食い止めるための森林伐採に対して、委員会は、監視下で最小限度の伐採しか認めるべきではないとした。
- 43-226 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 211 (21. 7. 1998).
害虫駆除のための森林伐採の許可を求めた。上の判決の内容に加えて、伐採場所はあらかじめ明示されるべきだとした。
- 43-227 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 217 (28. 7. 1998).
最高裁が、インド全国の各州にアンケートを送り、回答するようにとの命令を下した。
- 43-228 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 218 (29. 7. 1998).

1998).

本件では、カルナカタ州の森林の侵食と大規模な森林の侵食が問題となった。最高裁は、州政府に宣誓供述書の提出を命じた。最高裁の命令が下された後も大規模な森林破壊が続いたので、最高裁は現状把握のため委員会を任命した。

43-229 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 223 (17. 8. 1998).

アルナチャル・プラデシ州の森林伐採で、切り倒された材木と補助的な事柄の処理に関する事例。

43-230 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 257 (10. 9. 1998).

ジャム・カシミール州での森林伐採問題についての事例。材木の総量とその質が法廷の友によって報告された。分離された森林地帯の境界線から 8 キロ以下の距離での製材所の操業は、許されないとの命令が下された。製材所の移転先を明らかにするため、委員会を構成するように州に命じた。

43-231 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 260 (17. 9. 1998).

アルナチャル・プラデシ州での森林伐採についての事例。最高裁は、指令が実施されているかどうかを監視中。連邦政府は、環境保護法にもとづいて、アルナチャル・プラデシ州森林保護機関を設置した。

43-232 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 262 (17. 9. 1998).

ドゥーン・バレーでの鉱山採掘事件。最高裁は、被告側に、仮保釈許可証を与えることに関する宣誓供述書の提出を認めた。

43-233 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 279 (10. 12. 1998).

各州での大規模な森林破壊についての事例。最高裁が下してきた命令が実施されていないことから間接的な命令を下した。包括的な命令としていかなる申請も、法廷の友と中央局の要求を満たした後でのみ受け付けるとした。

43-234 *In the matter of: K. V. Inds., A. C. H. N. Salve v. State of Jammu & Kashmir*, SCALE (PIL) 1998, 279 (10. 12. 1998).

ジャム・カシミール州での森林伐採に関する事例。最高裁は、高裁が下したすべての指令を延期した。

43-235 *Environment Awareness Forum v. State of Jammu & Kashmir*, SCALE (PIL) 1998, 283 (10. 12. 1998).

ジャム・カシミール州での森林伐採に関する事例。最高裁は、珍種の木の伐採を禁じた。

- 43-236 *TATA Housing Development Co. Ltd. v. Goa Foundation*, SCALE (PIL) 1998, 286 (11. 12. 1998).
(事実の経過のみ)
- 43-237 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 41 (20. 1. 1999).
ネガランド州での大規模な森林伐採に関する事例。
- 43-238 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 42 (20. 1. 1999).
ドゥーン・バレーでの鉱山採掘事件。
- 43-239 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 78 (31. 3. 1999).
被告側の 1 人は、元藩王国のマハラジャで、往年の統治者であった。被告は、自らを州と同等に扱うことと州森林公社への職務執行令状の発給を、高裁に求めた。高裁は、被告が憲法 21 条「生命権」を侵害されたとの見解に基づいて、被告の主張を認めた。しかし、最高裁は、これらの高裁の判断を認めず、令状の発給も認めなかった。
- 43-240 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 109 (7. 5. 1999).
最高裁の命令が実施されていないので、最高裁は間接的命令を下した。
- 43-241 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 189 (2. 8. 1999).
同上。
- 43-242 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 194 (16. 8. 1999).
- 43-243 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 203 (27. 8. 1999).
- 43-244 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 211 (6. 9. 1999).
- 43-245 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 49 (13. 1. 2000).
違法な森林伐採に関して、1996(9)SCALE269 で下された指令を更新し、違法伐採された材木の押収に関して、さらに命令を下した。
- 43-246 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 79 (14. 2. 2000).
違法な森林伐採に関して、更なる命令を下した。
- 43-247 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 102 (21. 2.

2000).

森林地帯での採掘活動に関して、間接的命令を下した。

43-248 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 112 (3. 4. 2000).

同上。

43-249 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 137 (11. 5. 2000).

43-250 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 176 (8. 9. 2000).

森林地帯における露天掘りを申し込んだ者に対して、許可の条件として代償的な植林を義務付けている。森林保全法などの立法も、森林の使用等に制限を設け代償的な植林に関しても、規定を設けている。最高裁も植林の義務を明確にした。

43-251 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 189 (22. 9. 2000).

森林地帯における非森林活動の許可についての事例。材木や竹の輸送を防ぐためマディヤ・プラデシ州は、輸送に関する規則を制定しようとしている。環境森林省は、北東各州から鉄道による材木の輸送に関する命令の修正を最高裁に求めた。最高裁は、規制にしたがって申請者が造林された木を切り、輸送するのは自由だとした。

43-252 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 257 (10. 12. 1999).

43-253 *T.N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 259 (17. 12. 1999).

43-254 *Environmental Awareness Forum v. State of Jammu & Kashmir*, 2000 SCALE (PIL) 49 (13. 1. 2000).

ジャム・カシ米尔州での森林伐採。最高裁は、環境森林省に対してヒマラヤ杉の過度の伐採の理由を示すよう命じた。

43-255 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, 2000 (4) SCALE 163 (14. 2. 2000).

森林地帯における非森林活動についての事例。切り落とされた木々、政府倉庫にある木々の除去を禁止した。

43-256 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, 2000 (4) SCALE 165 (21. 2. 2000).

鉱山採掘活動について、間接的な命令を下した。

43-257 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, 2000 (4) SCALE 168 (3. 4. 2000).
鉱山採掘活動について、間接的な命令を下した。

- 43-258 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, 2000 (4) SCALE 371 (1. 5. 2000).
最高裁は、高等権限委員会 (high power committee) に、違反者に罰金を科す権限を与えた。
- 43-259 *Indian Council for Envirolegal Action v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 191 (10. 10. 2000).
- 43-260 *T. N. Godavarman Thirumulkpad v. Union of India*, 2001 (1) SCALE 422 (8. 1. 2001).
森林復旧活動がまだ不十分な州に、最高裁は告知を発行した。そのような州に森林保全への貢献を求めることができないならば、憲法 48A 条の趣旨からインド中央政府はなぜ自然林の維持と森林復旧の費用を捻出するように命じられないのか、と中央政府に告知を発行した。

44. Constitutional recognition to a regional language (地域言語に対する憲法上の認識)

- 44-261 *Kanhaiya Lal Sethia v Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1234 (4. 8. 1997).
インド憲法第 7 別表は、国会および州議会が立法で規定しうる項目を列挙している。原告は、この第 7 別表にラジャスタン語を含む法案を紹介するように、連邦政府に命令を下すよう最高裁に求めた。最高裁は、第 7 別表に特定の言語を加えるかどうかは、連邦政府の政策問題であることを理由に、訴えを退けた。

45. Construction of residential complexes near factories storing hazardous substances (危険物質を保管する工場付近での住宅建設)

- 45-262 *Bayer India Ltd. v. State of Maharashtra*, SCALE (PIL) 1981-97, 356 (24. 2. 1993).
原告は化学物質および化学製品の製造者である。本件原告は、工場の半径 1 キロ圏内での住宅建設を禁じるよう、ボンベイ高裁に訴えられていた。最高裁は、すでに立てられた建物に関してはそのまま残すこと、そして以後その地帯では建設を行わないようにすべきことなど命じた。

46. Consumer protection (消費者保護)

- 46-263 *Common Cause v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1634 (11. 1. 1989).
最高裁は、消費者保護のための消費者州委員会と地方フォーラムの任命を被告に命じていたが、まだ機能していない。このような命令の不履行に関して、最高裁は更なる命令を下した。
- 46-264 *Common Cause v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1635 (15. 11. 1989).
同上。
- 46-265 *Common Cause v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 206 (10. 7. 1990).
最高裁は、消費者保護法に基づいて、消費者州委員会と地方フォーラムの任命を被告に命じていた。州政府は、委員会は任命していたが地方フォーラムはま

だ任命していなかった。原告は、州によっては調停の場が与えられていないことを指摘した。そこで、最高裁は、裁判官 1 人を調査にあたらせた。

46-266 *Common Cause v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 203(21. 8. 1990).

最高裁は、各州の命令遵守状況を調べた上で、州委員会事務所に電話と乗用車をあたえること、また地方フォーラムにも備品購入費を与えることを命じた。

46-267 *Common Cause v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 284 (20. 10. 1991).

最高裁は、各州に命令の実施状況を調べ、各州に措置をとった。

46-268 *Jagriti Upbhogta Kalyan Parishad v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1350 (5. 11. 1996).

消費者は、ある商品に関して、企業に代金を払ったものの何のサービスも受けていなかった。この一連の公益訴訟は、各州で提訴されている消費者訴訟を代表して始まったものである。

原告は、政府の経済政策に基づく液化石油ガスと灯油の自由化の裏側には、政治家と産業界の癒着が存在していることを指摘しつつも、政策実施の際に適切な監視機能がないために多くの消費者が被害を被っていることを主張した。

46-269 *Jagriti Upbhogta Kalyan Parishad v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1351 (31. 3. 1997).

最高裁は、法廷の友を任命して実態の調査に当たらせた。

46-270 *Jagriti Upbhogta Kalyan Parishad v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1351 (5. 5. 1997).

金額の割当に関して、更なる命令を下した。

46-271 *India Gas Agency v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1352 (11. 8. 1997).

同じ目的の公益訴訟を再度受理する理由はないと却下した。

46-272 *Jagriti Upbhogta Kalyan Parishad v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1353 (21. 10. 1997).

最高裁は、消費者への返金、およびディーラーの詳細な資産内容公開についても、具体的な命令を下した。

46-273 *Jagriti Upbhogta Kalyan Parishad v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1393 (17. 11. 1997).

最高裁は、政府関係省庁が先送りして何の措置も行わなかったことを指摘しながら、憲法 32 条と憲法 142 条をもとに最高裁は裁判管轄権を行使して消費者問題のように大規模な公益のかかわる問題に適切な解決を見出すべきだとした。

46-274 *Jagriti Upbhogta Kalyan Parishad v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 166 (6. 2. 1998).

裁判の遅れ、第 12 被告の銀行口座の凍結を命じた。

46-275 *Jagriti Upbhogta Kalyan Parishad v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 175 (20. 3.

1998).

命令が実施されていないため、最高裁は、会社法の規定に基づいて中央政府に特別監査を実施するように命じた。その目的は、消費者、ディーラー、配達者から第 12 被告の口座に振り込まれた金額を明らかにすることだとした。

46-276 *Jagriti Upbhogta Kalyan Parishad v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 203 (14. 5. 1998).

命令が実施されていないことを受けて、最高裁は、警視庁長官の逮捕および長官の最高裁への出頭を命じた。

46-277 *Jagriti Upbhogta Kalyan Parishad v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 263 (18. 9. 1998).

被告の一人は、最高裁への出頭を拒否して命令に従わなかった。最高裁は、再度その人物の出頭を命じた。また、命令を実施しなかった件で、被告は、150 万ルピーの罰金を科せられた。

46-278 *Jagriti Upbhogta Kalyan Parishad v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 62 (29. 1. 1999).

最高裁は保釈を認めない召喚状 (non-bailable warrant) を発行し、CBI に命令を下した。本人が出頭しない場合、裁判所侮辱罪を適用し、改めて宣誓供述書の提出を命じた。

46-279 *Jagriti Upbhogta Kalyan Parishad v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 76 (22. 3. 1999).

CBI に監察を認めるように命じた。被告の提出期限を延ばした。

46-280 *Jagriti Upbhogta Kalyan Parishad v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 108 (3. 5. 1999).

最高裁は命令を下した。

46-281 *Jagriti Upbhogta Kalyan Parishad v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 56 (24. 1. 2000).

最高裁は、被告の中間保釈の延長を拒否した。

46-282 *Jagriti Upbhogta Kalyan Parishad v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 159 (16. 8. 2000).

最高裁は、被告の V.K. Tiwari が体調不良のため、彼をティハール刑務所から、医療センターへ移す命令を下した。

47. Contempt of court (裁判所侮辱)

47-283 *Supreme Court Bar Association v. State of Uttar Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 456 (15. 9. 1994).

本件は、弁護士と警察の衝突事件に関する事例である。本件で原告は、高裁に

て係争中の訴訟に似た停止中の手続が最高裁によって取り下げを求めた。最高裁は、被告に通知を発行している間は一切の裁判所侮辱は止められるべきだと判示するとともに、CBI長官に事件の調査を命じた。

47-284 *Sub-Committee on Judicial Accountability v. Justice V. Ramaswami*, SCALE (PIL) 1981-97, 96 (20. 10. 1994).

法曹団体である原告は、被告に対する裁判所侮辱の刑事手続の suo motu 訴訟の開始を求めて本件を提起した。この事件は、被告が裁判官（取調べおよび調査）法に基づいて、議会がとる被告の立ち退きを求める手続に関する内容の手紙を、手続調査委員会に送ったことから生じた。本件で、原告は最高裁に事件への介入を求めたが、最高裁は応じなかった。

47-285 *Common Cause v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1620 (7. 12. 1994).

弁護士がストライキのため、自らかかわっている事件にて法廷に出頭しなかった件で、極的な措置により頼むことができるかどうか争点となった。最高裁は、原告の訴えを認めつつも中間命令を下した。

47-286 *Supreme Court Bar Association v. State of Uttar Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 1624 (21. 2. 1995).

裁判官と警察の衝突事件。最高裁は、上級弁護士に、衝突を避けるために上記の判例で示されたガイドラインを点検するように命じ、2ヶ月間を与えた。

47-287 *S. Jaganathan v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 468 (24. 8. 1995).

47-288 *Delhi Development Authority v. Skipper Construction*, 1999 SCALE (PIL) 101 (19. 4. 1999).

裁判所侮辱に問われた者が、出頭しないので、裁判所侮辱法に従って、最高裁は間接命令を下した。

47-289 *Delhi Development Authority v. Skipper Construction*, 1999 SCALE (PIL) 108 (3. 5. 1999).

裁判所侮辱に問われている者の保釈に先立って、警察および刑務所は、適切な命令を最高裁に求めた。

47-290 *Narmada Bachao Andolan v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 119 (22. 7. 1999).

最高裁は、法廷の友を命じ、本件に関する週刊誌記事に最高裁の尊厳を傷つけ、正義に悪影響を与えようとする意図があったかどうかを調べさせた。

47-291 *Narmada Bachao Andolan v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 120 (22. 7. 1999).
同上。

47-292 *M. C. Mehta v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 228 (22. 9. 1999).

デリーにおける危険産業の工場主全員に対して、工場閉鎖および土地の譲渡に関して、命令を実行しないため、裁判所侮辱の通告を発行し、損害賠償の支払いを命じた。

47-293 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 325 (14. 11. 2000).

最高裁は、被告に住宅地域での工場閉鎖命令を実行できない理由を求めたが、十分な内容の供述書が提出されなかった。そこで、最高裁はなぜデリー開発局長といった被告側に命令を下した。

47-294 *Mrityunjay Das v. Sayed Hasibur Rahaman*, 2001 (2) SCALE 499 (16. 3. 2001).

本件は、西ベンガル土地改革法のある規定の合憲性に関連した訴訟の中で、争いに決着が着くまでの間、土地に関する現状維持を、最高裁に求めた事例である。最高裁は、裁判所侮辱に関して、その行使は慎重になされるべきであり、裁判所侮辱にあたる行為の真の効果を述べた上で謹んで行使すべきだとした。本件に関していえば、イギリス法で、「主張する者が証明しなければならない」という諺からでる「証明の基準 (standard of proof)」に関して、裁判所侮辱法が認める最高裁の特別裁判管轄権のもとでの手続は刑事上のものであるため、この「証明の基準」は刑事手続のそれであり、不履行は合理的な疑いの上に確認されなければならないと判示した。

48. Corruption in a construction company (建設業界における汚職事件)

48-295 *Delhi Development Authority v. Skipper Construction*, SCALE (PIL) 1981-97, 966 (11. 10. 1996).

1996 (6) SCALE SP5 で下された指令の続き。

48-296 *Delhi Development Authority v. Skipper Construction*, SCALE (PIL) 1981-97, 1014 (19. 12. 1996).

同上。

48-297 *Delhi Development Authority v. Skipper Construction*, SCALE (PIL) 1981-97, 959 (31. 1. 1997).

最高裁は、1名の委員を任命し、ローンの保証がいくつかの銀行によってなされた状況を調査させた。提出された報告書に従って、ローンの責任者に裁判所への出頭などの命令を下した。

48-298 *Delhi Development Authority v. Skipper Construction*, SCALE (PIL) 1981-97, 1013 (3. 2. 1997).

最高裁は、前出の事件で下した命令を更新した。

48-299 *Delhi Development Authority v. Skipper Construction*, SCALE (PIL) 1981-97, 987 (7. 2. 1997).

ローンの前払いに関して、インド新銀行の重役とカナラ銀行の前頭取らが、銀行保証の拡大に関する権力濫用にどの程度罪があるかが争われた。最高裁は、調査のため、インド連邦準備銀行の副総裁を委員に任命した。

48-300 *Delhi Development Authority v. Skipper Construction*, SCALE (PIL) 1998, 322 (21. 4.

1998).

最高裁は登録所へリスト作成、金銭の分配、デリー開発局副局長の出頭命令等の命令を下した。

48-301 *Delhi Development Authority v. Skipper Construction*, 1999 SCALE (PIL) 70 (10. 2. 1999).

最高裁は、スキッパー建設の重役たちに彼ら名義および彼らの息子や未婚の娘名義の個人資産（特に不動産）を公開したリストを提出するよう命じた。また、最高裁は、この件に関する中間判決の申請を命じた。登録所は、法廷の友である弁護士への申請の提出を、当事者に命じた。

48-302 *Delhi Development Authority v. Skipper Construction*, 1999 SCALE (PIL) 72 (15. 3. 1999).

最高裁は、ニューデリー警察の委員を通して、裁判所侮辱の通告が発行されるべきだとした。ニューデリー警察は、スキッパー建設株式会社の汚職関係者の息子と妻の2名に出頭命令を下した。

48-303 *Delhi Development Authority v. Skipper Construction*, 1999 SCALE (PIL) 101(19. 4. 1999).

上記の2名が出頭命令に従わなかったので最高裁は間接的命を下した。

48-304 *Delhi Development Authority v. Skipper Construction*, 1999 SCALE (PIL) 111 (10. 5. 1999).

再び、間接的命を下した。

48-305 *Delhi Development Authority v. Skipper Construction*, 1999 SCALE (PIL) 117 (19. 7. 1999).

最高裁は、すべての当事者（デリー開発局、スキッパー建設、パンジャブ国立銀行、カナーラ銀行、新インド銀行）に、新インド銀行がデリー開発局に与えた銀行保証の取引に関連して損失を発生させたかどうかに関定した質問に関して、それぞれ訴答の提出に許可を与えた。

48-306 *Delhi Development Authority v. Skipper Construction*, 1999 SCALE (PIL) 186 (2. 8. 1999).

最高裁は政府に政府役人に対してとられた措置について説明するよう命じ、特別委員会を任命し、真の権利主張者（原告）が払った分の返金作業に当たらせた。

48-307 *Delhi Development Authority v. Skipper Construction*, 1999 SCALE (PIL) 235 (3. 11. 1999).

最高裁は、サハラヤ委員会レポートの写しを原告に渡すこと、及びチナッパ・レディ裁判官委員会レポートを被告側の法廷の友に渡すことを命じた。また、臨時清算人にレポート提出を命じた。

48-308 *Delhi Development Authority v. Skipper Construction*, 1999 SCALE (PIL) 236 (4. 11.

1999).

本件では、スキッパー建設にアパート購入代金を納めた人々が、財産移転法 (The Transfer of Property Act) によって規定される担保権を持つかどうか争われた。最高裁は、2 次的な購入者であり、かつデリー開発局から財産を購入した会社に、通告を発行した。また、最高裁はデリー開発局に、1993 年当時のその建物の資産価値に関する資料を用意するように命じた。

48-309 *Delhi Development Authority v. Skipper Construction*, 1999 SCALE (PIL) 247 (29. 11. 1999).

最高裁は、テクノロジー・パーク株式会社の土地に関して、調査委員を任命し、命令を下した。

48-310 *Delhi Development Authority v. Skipper Construction*, 2000 (4) SCALE 524 (4. 5. 2000).

デリー高裁にて係争中の事件を最高裁へ移そうとした。チナッパ・レディ裁判官委員会レポートをもとに、デリー開発局の 5 人の職員に措置が取られたが、最高裁は、その処罰が不十分だという理由で、その 5 名に申立てを示すよう命じた。

48-311 *Delhi Development Authority v. Skipper Construction*, 2000 SCALE (PIL) 45 (6. 1. 2000).

最高裁は間接的命令を下した。

48-312 *Delhi Development Authority v. Skipper Construction*, 2000 SCALE (PIL) 127 (7. 1. 2000).

最高裁は、デリー高裁で係争中の訴え (アパート購入者とスキッパー建設との間の不動産にかかわる争い) は、デリー高裁で解決するようにと命じた。バーリ裁判官委員会は、アパート購入者から集められた資金がスキッパー・タワーズによって別の建設事業に流用されていたかどうかの調査に乗り出した。

48-313 *Delhi Development Authority v. Skipper Construction*, 2000 SCALE (PIL) 153 (21. 7. 2000).

最高裁登録所は、原告・被告両側の弁護団及び法廷の友に対して、更なる命令を下した。

48-314 *Delhi Development Authority v. Skipper Construction*, 2000 SCALE (PIL) 41 (2. 11. 2000).

最高裁は被告であるスキッパー建設関係者に警察への申立てを許可した。銀行は、被告とその妻に銀行口座からの出金を制限した。最高裁は、なおも 2 人に不動産の取引を制限した。

48-315 *Delhi Development Authority v. Skipper Construction*, 2000 SCALE (PIL) 44 (29. 11. 2000).

最高裁は、前デリー高裁裁判官を委員に任命し、問題となっている資産および

テクノロジー・パーク株式会社の所有する財産の購入者の主張の真偽を調査させた。

48-316 *Delhi Development Authority v. Skipper Construction*, 2001 (2) SCALE 524 (23. 2. 2001).

最高裁は、債務回復裁判所に対して命令を下し、債務回復裁判所はインド連邦準備銀行の仮の調査結果に影響されることなく事件を処理すべきだとした。

49. Corruption in defense deals (防衛関係の汚職事件)

49-317 *Janata Dal v. H. S. Chowdhary*, SCALE (PIL) 1981-97, 291 (27. 8. 1991).

原告は、共産主義政党。被告は、弁護士であり、法の支配を維持し不正義に抵抗する NGO の事務局長。本件は汚職に関する刑事事件に関するもの。武器を扱うスウェーデン企業 Bofor 社からの金銭で、何人かの公務員が報酬を受けた。本件では、最高裁は、被告に当事者適格を認めなかった。

49-318 *Janata Dal v. H. S. Chowdhary*, SCALE (PIL) 1981-97, 325 (28. 8. 1992).

公益訴訟の精神に照らして、チョードリーに当事者適格要件はないとした。

49-319 *Union of India v. W. N. Chandha*, SCALE (PIL) 1981-97, 350 (4. 9. 1992).

最高裁は、命令を下した。

49-320 *Union of India v. W. N. Chandha*, SCALE (PIL) 1981-97, 350 (17. 9. 1992).

最高裁は、命令を下した。

50. Corruption in fodder deals (家畜飼料取引をめぐる汚職事件)

50-321 *Union of India v. Sushil Kumar Modi*, SCALE (PIL) 1981-97, 774 (5. 11. 1996).

1977 年ごろから 1995 年か 96 年にかけて、約 20 年間もの長きに亘り、ビハール州動物農業省で大規模な公金の不正流用が行われていた。数百億ルピーの規模で不正取引や銀行口座の偽造がほしいままに行われているという訴えが、1996 年パトナ高裁に持ち込まれた。

最高裁は、高裁の命令（事件に関わっている職員によるすべての報告書は、直接高裁に提出すべき）を修正しながらも、CBI の長は CBI の全体的機能に対して説明責任を負うべきだとした。それゆえ、CBI の長は、CBI の職員が一致団結して働いていることを確認しなければならないとした。また、高裁は、高裁の任務を果たす上で必要な事実はすべて完全に知らされていなければならないとした。

50-322 *P. K. Samantray v. Laloo Prasad*, SCALE (PIL) 1981-97, 1231 (28. 6. 1997).

50-323 *Union of India v. Sushil Kumar Modi*, SCALE (PIL) 1981-97, 1671 (6. 11. 1997).

特別裁判所において、訴状が提出されるときこの件に関する高裁での監視プロセスは終了する。訴状を受理した裁判所だけが刑事訴訟法により、被告の審理に関するすべての事柄を扱うべきだとした。

51. Corruption in money exchange cases (hawala cases) (収賄事件—ハワラ事件)

51-324 *Anukul Chandra Pradhan v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 481 (28. 11. 1995).

Chandraswamy の出国を認めなかった。

51-325 *Vineet Narain v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 516 (16. 1. 1996).

閣僚に提出された訴状の迅速な処理を CBI などの関係機関に命じた。

51-326 *Vineet Narain v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 511 (30. 1. 1996).

テロリストの逮捕を契機に、秘密で違法な手段である「ハワラ」取引を通して、テロリストへの経済支援が行われていたことが明るみに出た。その背景には、違法な資金源との繋がりのある大物政治家、官僚、犯罪者の間に連関があった。しかし、原告の主張によれば、CBI や税務局などの政府省庁は事件の完全な調査を怠り、犯罪に手を染めた人々を訴追していなかった。原告は、CBI によって行われた公金流用に関する「ジェイン・メモ」の押収をきっかけに生じた事件を、適切に調査していないと指摘した。

最高裁は、関わりのある個々人の本案審理には触れないで、政府による法律上の任務の遂行に関する部分のみ判断するとした。また、いかなる和解も最高裁を通さずになされてはならないとした。さらに、CBI に事件の調査を手早く処理するように命じた。

51-327 *Anukul Chandra Pradhan v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 571 (12. 2. 1996).

上級弁護士を法廷の友に命じ、他の私人の介入を認めなかった。

51-328 *Vineet Narain v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 534 (22. 2. 1996).

ハワラ事件に関与したとされる 14 名の訴状が提出された。最高裁は、特別裁判所への書類の提出に関して命令を下した。

51-329 *Vineet Narain v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 558 (1. 3. 1996).

CBI が押収した書類の安全な管理に関して命令を下した。

51-330 *Anukul Chandra Pradhan v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 568 (2. 4. 1996).

Chandraswamy の出国を認めないことに関する中間指令を下した。税務局および CBI 局長に命令を下した。また、警察委員長に、調査に関する命令を下した。

51-331 *Vineet Narain v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 621 (13. 3. 1996).

CBI が押収した書類の安全な保管について命令を下した。

51-332 *Vineet Narain v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 556 (13. 3. 1996).

同上。

51-333 *Anukul Chandra Pradhan v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 631 (25. 3. 1996).

- CBI 長官、税務局長、デリー警察委員長に出頭を命じた。
- 51-334 *Vineet Narain v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 638 (9. 4. 1996).
CBI 長官、税務局長が最高裁に調査の進展を知らせた。
- 51-335 *Vineet Narain v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 667 (1. 5. 1996).
さまざまな人々に対して、訴状の提出を命じた。
- 51-336 *Anukul Chandra Pradhan v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 726 (22. 7. 1996).
CBI 長官、税務局長の新しい被任命者に、1996 年 7 月 26 日現在在職の者を出頭することを命じた。
- 51-337 *Anukul Chandra Pradhan v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 731 (26. 7. 1996).
最高裁は、新しい在職者を税務局員と CBI 長官に、彼らの前任者に続いて任務を果たすよう命じた。
- 51-338 *Vineet Narain v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 733 (26. 7. 1996).
同上。
- 51-339 *Anukul Chandra Pradhan v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 803 (27. 9. 1996).
訴状提出中は、CBI は、トライアル裁判所に被告の保釈を求める裁判管轄権を有さないとした。
- 51-340 *Anukul Chandra Pradhan v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 753 (7. 10. 1996).
最高裁は、CBI 職員の役割を事件の調査だと定義し、また、公判裁判所に対して、迅速な審理と早急な結論が正義および裁判過程の信頼のために必要であると述べた。特に公人の裁判は、迅速に審理すべきであり、開始から 3 ヶ月以内になすのが望ましいと判示した。これは、憲法 21 条の迅速な裁判の要求だと指摘した。
- 51-341 *Anukul Chandra Pradhan v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1014 (16. 12. 1996).
税務局長と CBI 長官が最高裁に出頭し聴聞を受けた。
- 51-342 *Vineet Narain v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1053 (17. 2. 1997).
1997 年 4 月 7 日予定の聴聞を延期した。
- 51-343 *Vineet Narain v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1233 (9. 7. 1997).
最高裁が監視している事例の調査に、高裁を含む他の裁判所が関わってはならないとした。それは、公益に関わる事例なら当然のことであると判示した。
- 51-344 *Vineet Narain v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1287 (21. 8. 1997).
更なる命令を下した。

51-345 *Vineet Narain v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1285 (22. 8. 1997).

2名の引退した大臣が委員となり、この令状請求訴訟でなされている主張を調査し、1997年10月までに報告書を提出するよう命じた。

51-346 *Vineet Narain v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1315 (11. 9. 1997).

新CBI長官を任命し、デリー高裁から移送された令状請求訴訟を却下し、法廷の友を通して提出するよう命じた。

51-347 *Vineet Narain v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1406 (18. 12. 1997).

本件では、CBIの捜査範囲は司法審査の領域内にあるのか、また司法による救済は本件のような場合も可能かが問題となった。最高裁は、憲法32条、141条、142条、144条に基づいて、指令および命令を下す権限があるので、立法が不存在の場合に発行される命令が法としての強制力を持つと述べた。このような命令は、法の支配を実質的なものにするために必要である。その中に、憲法14条「平等権」の概念が埋め込まれる。特に憲法144条によれば、あらゆる民事及び司法当局が最高裁を支援することは義務である。司法審査を含む公益訴訟によって、汚職を明らかにする必要性は今後もインドでは高まっていくだろう。また、汚職はインド国家を腐敗させるので、人権侵害の深刻な面を持つことは明らかである。そして、公益訴訟が適切に行われるための手続が必要であると述べた。

51-348 *Vineet Narain v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1673 (7. 4. 1997).

現状報告を記録した。

51-349 *Vineet Narain v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 65 (1. 2. 1996).

52. Corruption in sugar deal (砂糖取引をめぐる汚職事件)

52-350 *George Mathew v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1052 (7. 2. 1997).

命令を下した。

53. Custodial death caused by police (警察による拘留死)

53-351 *Nilabati Behera v. State of Orissa*, SCALE (PIL) 1981-97, 1535 (24. 3. 1993).

原告の息子は警察に連行された後、死体で発見された。原告は、21条の基本的権利の侵害を訴えた。本件では、最高裁が憲法32条によってなす手続、及び高裁が憲法226条によってなす手続において、損害賠償が認められるかが争点となった。最高裁は、息子の死についての説明責任は被告にあるとし、原告の主張を認めた。理由は、損害賠償は、基本的権利の実施と保護のために認められる救済手段であること、そして基本的権利の救済に訴えることと、不法行為に対する私法上の救済とは別のものであるからである。よって、基本的権利違反に対する金銭賠償を与えることは、憲法32条と226条の定める最高裁の権限に含まれるとした。

53-352 *Ajit Singh v. State of Delhi*, SCALE (PIL) 1981-97, 440 (2. 9. 94).

原告の息子が警察に拘置され死亡した件で、警察は死因を熱射病だと説明したが、原告は、拘留中の暴行と拷問によるものだと主張した。最高裁は、CBI に調査を命じた。最高裁は、10 万ルピーの中間損害賠償を認めた。

53-353 *Ajit Singh v. State of Delhi*, SCALE (PIL) 1981-97, 443 (27. 1. 95).

53-354 *Kalpna Behera v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1405 (2. 9. 1996).

殺害された者の未亡人と子供たちに対して、損害賠償の支払いが命じられた。

53-355 *Kalpna Behera v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1445 (7. 10. 1996).

53-356 *Dilip K. Basu v. State of West Bengal*, SCALE (PIL) 1998, 301 (18. 12. 1996).

53-357 *Kalpna Behera v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1446 (13. 1. 1997).

53-358 *Kalpna Behera v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1446 (17. 2. 1997).

53-359 *Kalpna Behera v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1447 (11. 4. 1997).

53-360 *Dilip K. Basu v. State of West Bengal*, SCALE (PIL) 1998, 320 (1. 8. 1997).

53-361 *Kalpna Behera v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1405 (13. 10. 1997).

53-362 *Nang Khamkon Manlai v. State of Arunachal Pradesh*, SCALE (PIL) 1998, 324 (18. 9. 1998).

以下は、各州に宣誓供述書を提出させ、状況を把握した。

53-363 *Dilip K. Basu v. State of West Bengal*, SCALE (PIL) 1998, 287 (11. 12. 1998).

53-364 *Dilip K. Basu v. State of West Bengal*, 1999 SCALE (PIL) 63 (29. 1. 1999).

53-365 *Dilip K. Basu v. State of West Bengal*, 1999 SCALE (PIL) 132 (23. 7. 1999).

53-366 *Dilip K. Basu v. State of West Bengal*, 1999 SCALE (PIL) 196 (20. 8. 1999).

53-367 *Dilip K. Basu v. State of West Bengal*, 1999 SCALE (PIL) 225 (17. 9. 1999).

53-368 *Dilip K. Basu v. State of West Bengal*, 1999 SCALE (PIL) 252 (10. 12. 1999).

53-369 *Dilip K. Basu v. State of West Bengal*, 2000 SCALE (PIL) 55 (21. 1. 2000).

53-370 *Dilip K. Basu v. State of West Bengal*, 2000 SCALE (PIL) 151 (10. 12. 2000).

この件をモニタリング中に、法廷の友はアンドラ・プラデシ州とウッタル・プラデシ州で起こった拘留中の暴力の訴えに関する新聞記事を最高裁に提出した。

53-371 *Dilip K. Basu v. State of West Bengal*, 2001 (2) SCALE 326 (23. 2. 2001).

法廷の友との協議を行うことになった。

54. Custodial violence to women (女性囚人に対する暴力)

54-372 *Sheela Barse v. State of Maharashtra*, SCALE (PIL) 1981-97, 47 (15. 2. 1983).

原告から最高裁にあてられた 1 通の手紙によって始まった。手紙の内容は、ボンベイ留置場に監禁されている女性囚人が暴力にあっていると訴えるものである。原告は、ボンベイ中央刑務所に拘留中の 15 名の女性囚人にインタビューし、彼女たちに対する拷問や暴力の存在を明らかにした。最高裁は、この手紙を令状

請求訴訟として扱い、その女性囚人へのインタビューと報告書の提出を、ある大学学長に命じた。憲法 21 条、14 条、39 条を根拠に、州法律扶助助言委員会にも、刑務所への訪問を命じた。

54-373 *Sheela Barse v. State of Maharashtra, SCALE (PIL) 1981-97, 466 (5. 9. 1985).*

カルカッタの州立刑務所にて拘留されている精神病の女性たちの悲惨な状況の改善を訴えた事例。原告が 1 通の手紙を最高裁長官にあてたことから、この訴訟が始まった。最高裁は、被告が最高裁の指令を実行しているかどうかを高裁に監視するように命じた。

55. Dam projects (ダム開発プロジェクト)

55-374 *Tehri Bandh Virodhi Sangharsh Samiti v. State of Uttar Pradesh, SCALE (PIL) 1981-97, 236 (7. 11. 1990).*

原告は、人間や環境に与える悪影響を理由に、政府はテーリ水力発電プロジェクトとテーリ・ダムの建設をやめるべきだと主張した。この問題は、議会でも討論された。最高裁は、原告らが環境問題に関心を持っていることを評価しつつも、命令を下すには十分な理由がないとして訴えを退けた。

55-375 *N. D. Jayal v. Union of India, 1999 SCALE (PIL) 65 (2. 2. 1999).*

政府は、ダムの環境と再生に関するハヌマンタ・ラオ委員会の提案を実施すると決定したと、そして、電力省は指令をすでに発行している政府側の弁護士は述べた。最高裁は、命令を下した。

55-376 *Narmada Bachao Andolan v. Union of India, 2000 SCALE (PIL) 196 (18. 10. 2000).*

原告は、サルダール・サロパール・ダム建設反対運動の先頭に立つ団体。ナルマダ河のダム建設開発に関する事例。原告は、ダム建設に先立って環境面に関する研究がなされなかったことを理由に、インド政府ら被告に、ダム建設の差し止め命令、及び水門を開くよう命令を求めた。最高裁は、裁判所の判決に従って継続すべきこと、早急な開発プロジェクトの完遂を命じた。また、憲法 21 条により、立ち退きに応じた住民の救済措置、環境保護のための措置をとることを政府の作った枠組みに従って行うべきことを命じた。

55-377 *Narmada Bachao Andolan v. Union of India, 2000 SCALE (PIL) 330 (23. 11. 2000).*

ダムの高さは 90 メートルまでとした。

56. Declining level of underground water (地下水の低下)

56-378 *M. C. Mehta v. Union of India, SCALE (PIL) 1981-97, 671 (7. 5. 1996).*

命令を下した。

56-379 *M. C. Mehta v. Union of India, 2000 SCALE (PIL) 363 (10. 12. 1996).*

原告が地下水の低下に関する新聞記事を最高裁に提出したことから、本件は始

まった。最高裁は、デリー自治体、デリー上下水道処理事業部に通知を発行した。中央地下水委員会の宣誓供述書によると、1971年以降首都圏にて地下水位の低下が見られていることが明らかになった。最高裁の指令により、NEERIも地下水に関する報告書を提出した。その中で、地下水の規制と採取の必要性を述べた。土地利用を含む一体化した水源運営を強調。原告は、地下水の使用中止を法制化する必要性を訴えた。最高裁は、インド政府環境森林省に、立法にもとづいて中央地下水委員会を任命し、地下水の保全と保護に必要な規制的命令を発行する権限を付与するように命じた。

57. Degradation of ecology in regions of rivers (河川の生態環境の悪化)

57-380 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 222 (4. 8. 1998).

NEERI (国家環境工学研究機関) は、レポートを提出し、河川の生態系と環境を保護するためにとりうる措置を提案した。

58. Delay in filling-up important public positions (重要な公職の任命の遅れ)

58-381 *M. L. Sachdev v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 213 (5. 11. 1990).

この件で、最高裁は産業省大臣を憲法 14 条違反と裁判所侮辱で有罪とした。

59. Denial of benefits under certain labour laws (労働法の定める給付の拒否)

59-382 *Labourers working on Salal Hydro- Project v. State of Jammu & Kashmir*, SCALE (PIL) 1981-97, 52 (2. 3. 1983).

社会活動団体である隷属的労働者解放戦線が原告となって、サラル水力発電プロジェクトに従事する哀れな労働者に正義を求めて、ある最高裁裁判官に手紙を書き送った。最高裁は、その手紙と同封されていた新聞記事を令状請求訴訟として扱った。最高裁は、契約労働（規制、禁止）法、及び最低賃金法、州際移住労働者法（雇用規制及びサービスの条件）などの労働法に基づき、サラル水力発電プロジェクトに関わる労働者は諸権利および利益を受けるべきだとした。最高裁は、インド政府に立法の実施のための命令を下した。最低賃金の支払いや労働者の子供たちのための就学施設の設置などを被告に命じた。

59-383 *Labourers working on Salal Hydro- Project v. State of Jammu & Kashmir*, SCALE (PIL) 1981-97, 1689 (25. 4. 1984).

上判決で下された命令の遵守状況に関して、被告側から宣誓供述書が提出された。

60. Denial of voting rights to undertrials and other detenus (未決囚および拘留者の選挙権を否定した事例)

60-384 *Anukul Chandra Pradhan, Adovocate, Supreme Court v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1641 (9. 7. 1997).

選挙法の中に、ある特定の犯罪経歴のある人物を候補者・有権者から除く規定がある（国民代表法）。本件では、この規定が憲法 14 条および 21 条違反かどうかが争われた。その規定は、未決囚や拘置の理由を問わずに一律に含むからである。最高裁は、刑務所に拘置されている人々と外の人々を別々に扱うことは合理的であるとし、囚人の選挙権を制限する規定は合理性を欠くとはいえないとした。

61. Detention of children in prisons (児童の刑務所留置)

61-385 *Sheela Barse v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1506 (12. 7. 1986).

最高裁は、刑務所から適切な場所へ児童を移すべきことを命じた。

61-386 *Sheela Barse v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1507 (5. 8. 1986).

原告は、インド国内の刑務所に留置されている 18 歳以下の青少年の釈放、刑務所内の青少年に関する完全な情報開示、少年裁判所、施設・学校に関する情報開示、及び地方裁判所裁判官が刑務所を訪れて青少年が適切に管理されているかを確認すべきこと、そして州法律扶助委員会に青少年が刑事事件に巻き込まれた際に法律的な保護を与えるよう、最高裁に命令を求めた。

最高裁は、憲法 39 条(f)および各州の定める児童法の存在にも触れつつ、地方裁判所およびセッションズ裁判所判事および州法律扶助委員会に命令を下した。

61-387 *Sheela Barse v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 511 (13. 8. 1986).

州政府に児童法の実施と「迅速な裁判を受ける権利」原則の立法化などを命じた。

61-388 *Sheela Barse v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1514 (21. 11. 1986).

さらなる命令を下した。

62. Deterioration of environment and valleys (溪谷の自然環境の破壊)

62-389 *M. C. Mehta v. Kamal Nath*, SCALE (PIL) 1981-97, 726 (22. 7. 1996).

最高裁は、中央環境汚染委員会のレポートを受け取った。

63. Disabled (障害者)

63-390 *Javed Abidi v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 289 (17. 12. 1998).

原告は、障害者法の条件に該当する障害者である。原告は、障害者法の実施のためのインド政府への命令を求めて、憲法 32 条をもとに令状請求訴訟を提起した。原告の請求は、インドの航空会社に対しては、すべての旅客機にアイル・チェア

を導入すること、インドのすべての空港に障害者のためのサービス・カーを備えること、障害者には50%の料金割引を適用すること、インド政府および州政府には法律の実施のために委員会を任命することなどである。最高裁は、航空会社の財政状況を気遣いながらも、原告の請求を認めた。

63-391 *Amita v. Union of India*, 2001 (1) SCALE 424 (5. 1. 2001).

64. Ecology of coastal areas (沿岸地帯の生態環境)

64-392 *Indian Council for Enviro-Legal Action v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1622 (9. 3. 1994).

64-393 *Indian Council for Enviro-Legal Action v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1622 (12. 12. 1995).

環境保護法は満潮線から500メートル以内の海、湾、河川、入り江、河口域、沿岸部分を沿岸規制地帯であると規定した。中央政府はこの地帯の環境保護のため、各種の規制を科してきた。しかし、原告側は認可を受けていない工場が建設されていることを指摘した。そこで、最高裁は、各州にその地帯に工場その他の建設を許可しないように命じた。

64-394 *S. Jagannathan v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 458 (9. 5. 1995).

各州に沿岸規制地帯での養殖場建設を認めないようにと命令を下した。

64-395 *Indian Council for Enviro-Legal Action v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 542 (18. 4. 1996).

公益精神をもった原告は、被告(政府、州政府)が規制を実施していないことを訴えた。最高裁は、命令を下した。

64-396 *Indian Council for Enviro-Legal Action v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 227 (21. 8. 1998).

最高裁は、環境保護法をもとに、インド政府に対して国家沿岸地帯運営委員会の設置を、そしていくつかの州に州沿岸運営委員会の設置を命じた。

64-397 *P. Navin Kumar v. Bombay Municipal Corporation*, 1999 SCALE (PIL) 103 (26. 4. 1999).

インド遺産団体である原告は、ボンベイ地方自治体によるムンバイ「インドの門口(Gateway of India)」の近くのトイレの壁の建設が有効とされた1996年9月11日のボンベイ高裁による判決を不服とした。ボンベイ高裁で公益訴訟として、新しいトイレの壁の建設と既存の古いトイレの壁の除去を訴えて、事件移送命令やほかの適正な令状、指令、命令を求めて、ボンベイ地方公共団体が与えたすべての許可や罰則を無効とするように訴えた。ボンベイ高裁は、本件は公益訴訟が扱うべき問題ではないとし、本案を審理し、却下した。最高裁は、本件をこれ以上審理する必要はないと州政府が発行した提案を修正した。

64-398 *Goa Foundation v. Diksha Holding Pvt. Ltd.*, 2000 SCALE (PIL) 48 (13. 1. 2000).

65. Education to children of prostitutes (売春婦の子供の教育)

65-399 *Gaurav Jain v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 178 (15. 11. 1989).

原告は、売春婦である母親と分離して子供が社会に溶け込めるように教育および職業訓練の機会を与えることを求めた。最高裁は、委員会を任命し、調査に当たらせた。

65-400 *Gaurav Jain v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1067 (9. 7. 1997).

最高裁は、少女売春婦と売春婦の子供たちの救出と更生は、福祉人材資源省の女性と子供開発局の管轄のもとでなされるべきであるとの見解から、福祉省大臣に対して問題および計画について委員会を構成してさらに研究を深めるべきことを命じた。また、公益訴訟は非対審構造によって救済を与えるべきものであること、憲法 142 条は正義を完全にするための規定であり、社会で無視された人々に基本的権利を実施するためには適切かつ効果的な権限であると述べた。憲法 23 条とあわせて、売春婦の更生は国家の義務であるとした。

66. Fake encounters organised by police (警察による殺傷事件の捏造)

66-401 *Chaitanya Kalbagh v. State of Uttar Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 163 (29. 3. 1989).

武装ギャングとの対決という名目で、警察が 300 名近くの無実の人々を殺害した件で、3 つの令状請求訴訟が提出された。

66-402 *People's Union for Civil Liberties v. State of Andhra Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 1366 (30. 3. 1995).

ある団体に属する 2 名が警察に連行された後殺害されたとの原告からの訴えを受けて、最高裁は、地方裁判所及びセッションズ裁判所裁判官に調査を命じた。

66-403 *People's Union for Civil Liberties v. State of Andhra Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 1380 (5. 2. 1997).

地方裁判所裁判官の報告により、ある被害者が警察により殺害されたという事実が明らかになった。最高裁は、その被害者の家族に 10 万ルピーの損害賠償を認めた。

67. Family courts (家庭裁判所)

67-404 *Chetna, Legal Advisory Women and Children Welfare Forum v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 535 (19. 2. 1996).

最高裁は、高裁に持ち込まれた問題を、関係機関が整理すべきだと命じた。

68. Family planning (家族計画)

68-405 *Stree Shakti Sangathan v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 162 (24. 8. 2000).

国家家族計画プログラムのなかでの一般家庭での薬物の使用に関して、政府は避妊薬としてそれらの薬物を導入することを提案した。

69. Felling of trees (森林伐採)

69-406 *State of Himachal Pradesh v. Mangat Ram*, SCALE (PIL) 1981-97, 413 (24. 10. 1994).

被告が 1981-82 年にかけて購入した土地は、ヒマチャル・プラデシ州の公用地に隣接していた。被告はそこにリンゴ園を作ろうと思い、自分の土地に生えていた木を伐採しようとした。しかし、州土地保全規制第 4(2)(e)は、果樹園の目的であっても木の伐採を認めていない。1987 年第 II 種収税官補佐が土地の境界線を引いた際に提出した報告書では、それが、政府の利益に従ってなされていることが明らかにされた。

原告は、収税官による報告書が多くの欠陥を有すと主張した。最高裁は、租税収入法 107 項によって、収税官補佐は境界線を確定する資格を持った人物であるとし、あらゆる地所の上限を定義することもできるとした。またその報告書は、最終的なものであるとした。被告は、10 年計画にしたがって伐採を待つ必要はない。また、原告は既存の立法に従って条件（罰則）を規定できるとして、最高裁はこの訴えを却下した。

70. Finance for mental homes (精神病院への資金援助)

70-407 *People's Union for Civil Liberties v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1403 (12. 11. 1991).

最高裁は、デリー行政当局及び連邦政府に資金の供給を命じた。

71. Fine for intervention with natural flow of a river (河川の流れの遮断と生態系への影響)

71-408 *M. C. Mehta v. Kamal Nath*, 2000 SCALE (PIL) 138 (12. 5. 2000).

72. Food adulteration (食品への有害物質混入)

72-409 *Shiv Rao Shanta Rao Wangla v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 76 (20. 1. 1988).

アイルランドから輸入されたバター等の乳製品に、放射能等の有害物質が混入しているという訴えを受けた最高裁は、専門家を委員に任命し、調査にあたらせた。

72-410 *Shiv Rao Shanta Rao Wangla v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 78 (8. 3.

1988).

前判決の委員から、放射能のレベルは低いという報告書が提出された。最高裁は、この報告に基づいて、訴えを却下した。

73. Free medical care for Ex- servicemen (退役軍人が無料で医療を受ける権利)

73-411 *Confederation of Ex-servicemen Association v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 112 (10. 5. 1999).

74. Ganges: A holy river (ガンジス川の汚染)

74-412 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 86 (12. 1. 1988).

原告は、弁護士であり、善意の第三者である。ガンジス川がその沿岸に住む人々により排出される排泄物やごみなどで汚染されているという訴えを受けて、最高裁は、憲法 51A 条に基づいて、連邦政府に学校での環境教育を命じた。また、水質保護法および環境保護法に基づいて命令を下した。

74-413 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 317 (20. 1. 1992).

ガンジス川沿岸の皮なめし工場と蒸留酒製造業者に、報告書の提出を命じた。

74-414 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1597 (23. 7. 1993).

さらなる命令を下した。

74-415 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 525(2. 2. 1996).

各工場からレポートが提出された。最高裁は、環境省に 4 週間以内に問題の調査と承認を命じた。

74-416 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 558 (1. 3. 1996).

命令に従わない製紙会社に、裁判所侮辱を発行した。

74-417 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 560 (11. 3. 1996).

最高裁は、工場の閉鎖と罰金の支払いを命じた。

74-418 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 793 (7. 8. 1996).

行政の「ガンジス川行動計画」を実施するため、インド政府とオランダ政府が合同で「環境衛生工学プロジェクト」をカンプールにて開催することになった。委員会は、最高裁の同意を得ながら、下水処理設備設置費用の 60%を皮なめし工場が負担すべきだという命令を下した。

74-419 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 796 (7. 8. 1996).

マトウーラに処理施設を設置すべきだと命じた。

75. Gas supply in Agra region (アグラ地域のガス供給と環境汚染)

75-420 *M. C. Mehta v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 206 (31. 8. 1999).

アグラ地域のガス供給に関するインドガス公社からの請求を受けて、命令を下

した。旧橋の取り壊しに関して、政府に回答を求めた。

75-421 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 46 (10. 1. 2000).

ガス供給のためのパイプラインは、旧ヤムナ橋の下を通すべきだとされた。

75-422 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2000 (4) SCALE 166 (10. 1. 2000).

76. Hazardous industries (廃棄物処理産業)

76-423 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 510 (24. 1. 1996).

技術者チームに調査を命じた。

76-424 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1625 (6. 2. 1996).

環境汚染委員会に命じて、産業省大臣の経営する向上の実際の最近 10 年間の稼働状況を調査させた。(特に、化学物質の使用状況と処理設備の設置状況について)

76-425 *Indian Council for Enviro-Legal Action v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 512 (13. 2. 1996).

最高裁は、工場が提出した報告書を読み、明白な違反が存在することを認めた。汚染者が負担すべきであるとして工場に原告及び村人に損害賠償を支払うよう命じた。政府・工場に対しては、命令を実行するまでの間、工場閉鎖を命じた。

76-426 *M.C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 537 (14. 2. 1996).

処理設備の設置に関する命令を下した。

76-427 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 539 (28. 2. 1996).

76-428 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 561 (1. 3. 1996).

排水処理設備設置に関する命令を下した。

76-429 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 563 (13. 3. 1996).

山間部にある工場の移転に関する命令。

76-430 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 589 (15. 3. 1996).

インド全国の工場に対して、環境保護に関する最高裁の指令に従わない場合は、懲戒的罰を与えるという警告を発した。

76-431 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 593 (15. 3. 1996).

原告は、新聞記事をもとに訴えを提起した。

76-432 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 593 (20. 3. 1996).

住宅地帯での工場閉鎖に関する命令を下した。

76-433 *D. P. Bhattacharya v. West Bengal Pollution Control Board*, SCALE (PIL) 1981-97, 581 (21. 3. 1996).

大気汚染に悩まされる原告が 1994.2.3 に最高裁に宛てた手紙が、憲法 32 条公益訴訟として扱われた。国家環境工学研究会 (NEERI) は、最高裁に調査レポートを提出した (94.3.29)

- 76-434 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 591 (21. 3. 1996).
分水線地域の工場の移転に関する命令。
- 76-435 *Anil Kumar Karnwal v. State of Uttar Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 598 (8. 4. 1996).
委員会の報告に対する工場からの反論を受けて、委員会は報告書を提出するように命じた。
- 76-436 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 624 (14. 3. 1996).
下水処理設備設置のプロジェクトの運営方法についての話し合いの時間を行政機関に与えた。
- 76-437 *News Item "Hindustan Times" v. Central Pollution Control Board*, SCALE (PIL) 1981-97, 625 (14. 3. 1996).
委員会を任命し、その地域を訪問し、報告書を作成するように命じた。
- 76-438 *Hariram Patidar v. M. P. Pollution Control Board*, SCALE (PIL) 1981-97, 625 (18. 3. 1996).
環境汚染委員会の勧告に従わない工場の閉鎖命令。
- 76-439 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 631 (29. 3. 1996).
最高裁は、命令を実行しない工場に閉鎖命令を下した。また、様々な産業の工場で働く労働者の病気に関するレポートを求めた。
- 76-440 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 652 (10. 4. 1996).
最高裁は、児童労働者への損害賠償の支払いを工場に命じた。
- 76-441 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 646 (24. 4. 1996).
高等権力委員会 (High power committee) に、どのような種類の工場なら住宅地での操業を認められるかを調べさせた。
- 76-442 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 678 (26. 4. 1996).
環境汚染委員会 (Pollution board) のレポートをもとに処理設備に関する命令を下した。
- 76-443 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 683 (8. 7. 1996).
マスター・プランをもとに 168 の工場の閉鎖と移転に関する命令を下した。
- 76-444 *F. B. Taraporewala v. Bayer India Ltd.*, SCALE (PIL) 1981-97, 720 (9. 9. 1996).
環境法の規定に基づいた機関の設置を命じた。
- 76-445 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 984 (10. 10. 1996).
43 のアスファルト工場の閉鎖に関する命令などを下した。
- 76-446 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 982 (22. 11. 1996).
汚染処理装置 (Pollution devices) の設置のための命令を下した。
- 76-447 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 683 (4. 12. 1996).
デリー開発法によって施行される 1962 年デリー・マスター・プランは、デリ

一市内での危険産業や有害産業、重工業、大規模工業の操業を認めていない。よって、最高裁は、左記の工場の閉鎖と移転に関する命令を下した。

76-448 *M. C. Mehta v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 121 (22. 7.1999).

ニューデリーの IGI 空港の滑走路の再舗装に関する事例。本件では、環境と国際空港運営の必要性とが比較衡量された。インド空港当局は、再舗装のため加熱アスファルト混合設備の設置を申し入れていた。原告は、その設備が環境に与えるダメージを訴えた。最高裁は、当該設備の設置に関して、インド空港当局は環境にやさしいアスファルト混合設備を設置するのに十分な能力があるとし、インド空港当局の申請を認めた。

76-449 *M. C. Mehta v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 212 (8. 9.1999).

76-450 *M. C. Mehta v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 219 (14. 9. 1999).

閉鎖・移転に関する命令を下した。

76-451 *M. C. Mehta v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 255 (14. 12. 1999).

76-452 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 123 (28. 4. 2000).

行政のマスター・プランの実施と工場閉鎖・移転に関する命令を下した。

76-453 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 356 (31. 8. 2000).

工場の移転に関する命令。

77. Hazardous wastes (産業廃棄物の処理)

77-454 *Research Foundation for Science v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1238 (4. 8. 1997).

被告側からの事実に関する報告がなかったので、委員会を任命した。

77-455 *Research Foundation for Science v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1285 (19. 8. 1997).

77-456 *Research Foundation for Science v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1254 (13. 10. 1997).

77-457 *Research Foundation for Science v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1670 (15. 12. 1997).

廃棄物の量と性質を委員会に調べるように命じた。

77-458 *Indian Council for Enviro-legal Action v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1670 (16. 12. 1997).

最高裁は、危険産業廃棄物の処理を委員会に任せた。

77-459 *Research Foundation for Science v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 168 (6. 2. 1998).

77-460 *Research Foundation for Science v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 75 (19. 3. 1999).

77-461 *Research Foundation for Science v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 233 (24. 9. 1999).

77-462 *Research Foundation for Science v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 251 (10. 12. 1999).

77-463 *Research Foundation for Science v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 119 (20. 4. 2000).

77-464 *Research Foundation for Science v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 78 (31. 8. 2000).

78. High pressure gas pipelines (高圧ガス・パイプラインと環境汚染)

78-465 *Kamini Jaiswal v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 990(4. 3. 1997).

原告は弁護士。被告は、インド政府以外に、インドガス会社 (GAIL)、石油・天然ガス会社(ONGC)、中央環境汚染防止委員会(Central Pollution Control Board)である。

1993年のデリーでのガス漏れ事故を契機に、原告は、GAIL、ONGCによって敷設された高圧ガス・パイプラインはある特定の場所では危険であり、害を及ぼす可能性があることを理由に、これらパイプラインを専門家による調査を受けるまでは閉鎖すべきだと訴えた。最高裁は、GAILの開示した情報と基準を見て命令を下す必要はないとした。

79. Illegal mining (鉱山の不法採掘)

79-466 *Indian Minerals Mining Corporation v. State of Uttar Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 1707 (23. 8. 1984).

すでに採掘された鉱物の処分について、議論された。

80. Improvement of conditions in a mental hospital (精神病院の環境改善)

80-467 *Rakesh Chandra Narayan v. State of Bihar*, SCALE (PIL) 1981-97, 100 (27. 9. 1988).

2名の市民が最高裁長官に宛てた手紙が、憲法32条により公益訴訟として受理されたことから、訴訟が始まった。その手紙は、ビハール州カンケのある精神病院の惨状を訴えるものであった。最高裁は、主席下位裁判官に、当該精神病院への訪問及び院内環境に関する報告書の作成を命じた。最高裁は、その報告をもとに、運営委員会を任命し、定期的かつ継続的な監視にあたること、衛生設備の改善、患者の社会復帰の手助けを命じた。

81. Improvement of conditions in a care home (保護施設の環境改善)

81-468 *Vikram Deo Singh Tomar v. State of Bihar*, SCALE (PIL) 1981-97, 148 (2. 8. 1988).

あるNGOがビハール州パトナの保護施設の女性患者が非人間的環境の中での生活を強いられていることを訴えて、1通の手紙を最高裁に宛てた。最高裁は、

地方裁判所判事に命じて、当該施設を訪問させた。最高裁は、憲法 21 条があらゆる人に人格に一致した質のある生活水準を享受する権利を保障するものとし、政府に対して、当該保護施設が人間の尊厳を確保する最低限の環境を維持できるようにするべきだと命じた。

82. Industrial pollution (産業汚染)

82-469 *World Saviours v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1007 (27. 9. 1996).

命令を下した。

82-470 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1010 (19. 12. 1996).

命令を下した。

82-471 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1053 (14. 2. 1997).

デリー大気汚染に関して、委員会はカナダでトラックやバスに触媒コンバーターを設置することが防止策のひとつであると知った。しかし、委員の 1 人で、自動車業界の代表者は触媒コンバーターがインド国内で入手できないこと、また輸入した場合実験が必要なことを理由に、その案に反対した。政府側弁護士は、触媒コンバーターが現存または将来の重車両に搭載可能かどうかを調べて宣誓供述書を提出する意志を示した。

82-472 *Indian Council for Enviro-legal Action v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 104 (9. 1. 1998).

82-473 *Indian Council for Enviro-legal Action v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 192 (5. 5. 1998).

CPCB とアンドラ・プラデシ州 PCB に共同して行動計画を準備するよう、命じた。

82-474 *Indian Council for Enviro-legal Action v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 201 (12. 5. 1998).

排水によって土地に被害を受けた農民への損害賠償の支払いに関する命令を下した。

82-475 *Indian Council for Enviro-legal Action v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 269 (10. 11. 1998).

82-476 *Andhra Pradesh Pollution Control Board v. M. V. Nayudu*, 1999 SCALE (PIL) 43 (27. 1. 1999).

最高裁は、環境訴訟の手續に関し高裁は他の法定機関に援助を求めることが出来るとした。証拠に関しては、現状に変化を加えようとする者が立証しなければならないと原因者負担の原則について論じている。憲法 32 条によって最高裁に、憲法 226 条によって高裁に持ち込まれる環境事件は、人権事件と同じくらい重要であり、双方とも憲法 21 条に結びつく。また、水質法、大気法などの立法は、

上訴機関に高裁裁判官が1人含まれているなければならないことを定めているが、その改正についても述べている。

- 82-477 *Indian Council for Enviro-legal Action v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 181 (27. 9. 1999).
- 82-478 *Vineet Kumar Mathur v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 72 (8. 3. 1999).
- 82-479 *M. C. Mehta v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 227 (21. 9. 1999).
最高裁は救済を与えることができないとして、本件を却下した。
- 82-480 *M. C. Mehta v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 228 (23. 9. 1999).
- 82-481 *Indian Council for Enviro-legal Action v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 250 (3. 12. 1999).
- 82-482 *M. C. Mehta v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 254 (14. 12. 1999).
- 82-483 *Andhra Pradesh Pollution Control Board v. M. V. Nayudu*, 2000 SCALE (PIL) 117 (13. 4. 2000).
国家化学研究所所長に現場へ行き、報告書を作成するよう命じた。
- 82-484 *Andhra Pradesh Pollution Control Board v. M. V. Nayudu*, 2000 (3) SCALE 354 (13. 4. 2000).
- 82-485 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 131 (5. 5. 2000).
- 82-486 *Indian Council for Enviro-legal Action v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 103 (7. 3. 2000).
- 82-487 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 104 (10. 3. 2000).
- 82-488 *Union of India v. Era Educational Trust*, 2000 (3) SCALE 123 (5. 4. 2000).
(医学部設立の許可に関するもの)
- 82-489 *Indian Council for Enviro-legal Action v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 150 (18. 7. 2000).
中央政府、州政府、CPCB、州 PCB、メトロ・ウォーター・ワークスに対して、18キロに及ぶパイプライン敷設計画の具体化に関して命令を下した。
- 82-490 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 171 (30. 8. 2000).
指令の不遵守に関して。
- 82-491 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 180 (12. 9. 2000).
同上。
- 82-492 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 325 (14. 11. 2000).
同上。
- 82-493 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 352 (7. 12. 2000).
同上。
- 82-494 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2000 (1) SCALE 420 (24. 1. 2001).
- 82-495 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2001 (2) SCALE 328 (8. 2. 2001).

82-496 *Indian Council for Enviro-legal Action v. Union of India*, 2001 (2) SCALE 4 (6. 2. 2001).

パイプラインの敷設に関して、短期的な措置は講じたが長期的な汚染防止策が問題となってくるとした。

83. Industries in residential areas (住宅地域の工場閉鎖および移転)

83-497 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 974 (25. 9. 1996).

最高裁は、分水線環境保護委員会と NEERI のレポートをチェックした。

84. Instantaneous medical aid to injured persons (迅速な医療救助)

84-498 *Parmanana Katara v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 182 (28. 8. 1989).

原告は、交通事故負傷者が病院をたらい回しにされた結果、ついには医療を受けることなく死亡した内容の新聞記事を添えて、令状請求訴訟を最高裁に提起した。原告は交通事故の負傷者が迅速な医療救助を受けられることを求めて、最高裁に政府への命令発行を求めた。また、最高裁が下した命令に従わない場合および怠慢による死を避けるため、刑事訴訟法を用いること、適切な額の損害賠償が認められるべきことを求めた。

本件では、被告として、インド政府、健康・課程福祉省大臣、インド医療評議会、インド医師会が告訴された。最高裁は、憲法 21 条が国民の生命保持のための義務を国家に科すものであるとし、被告に命令を下した。

85. Installation of pollution devices (汚染除去設備の設置)

85-499 *Raurkela Shramik Sangh v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 599 (4. 4. 1996).

インド鉄鋼産業公社 (steel authority of India) が、要求された設備を設置できていないことの理由が不十分なため、最高裁は罰金を科した。

85-500 *Indian Council for Environmental Action v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 696 (16. 7. 1996).

最高裁は、過去に下した命令をたどりつつ、更なる命令を下している。独自の下水処理設備を設置した工場が基準を満たしているかどうかを監督すべきことなどを政府は命じた。

85-501 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 702 (15. 7. 1996).

工場は閉鎖中も従業員に給料を払うべきだと命じた。

85-502 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1011 (17. 12. 1996).

共同下水処理施設の建設の命令を下し、その進捗状況を監視している。

85-503 *Indian Council for Environmental Action v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 979 (27. 1. 1997).

下水処理設備設置に関する通告を発行した。報告書によって状況を把握した。
85-504 *Indian Council for Environmental Action v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1235 (29. 7. 1997).

最高裁は、下水処理設備の設置に関して、命令の実行状況に十分な進展がないことを指摘した。

86. Irregularities in allotments and conversions of plots of land (土地小区画の割当と転換における不正)

86-505 *NOIDA Entrepreneurs Association v. N. O. I. D. A.*, 1999 SCALE (PIL) 289 (21. 4. 1997).

86-506 *NOIDA Entrepreneurs Association v. N. O. I. D. A.*, 1999 SCALE (PIL) 289 (15. 12. 1997).

86-507 *NOIDA Entrepreneurs Association v. N. O. I. D. A.*, 1999 SCALE (PIL) 290 (20. 1. 1998).

NOIDA は工場地域であり住宅地域でもある。NOIDA 地域での土地割当に不正が発覚した。CBI による調査が始まり、責任を追及されるべき人は刑事裁判で訴追されるべきだとした。不正な割当の取り消しにむけて、必要な措置をとるべきだとした。

86-508 *NOIDA Entrepreneurs Association v. N. O. I. D. A.*, 1999 SCALE (PIL) 291 (24. 2. 1998).

86-509 *NOIDA Entrepreneurs Association v. N. O. I. D. A.*, 1999 SCALE (PIL) 292 (8. 1. 1999).

86-510 *NOIDA Entrepreneurs Association v. N. O. I. D. A.*, 1999 SCALE (PIL) 131 (23. 7. 1999).

C B I 調査のため、時間を与えた。

86-511 *NOIDA Entrepreneurs Association v. N. O. I. D. A.*, 2000 SCALE (PIL) 132 (5. 5. 2000).

87. Judiciary (司法)

87-512 *S. P. Gupta v. Union of India*, AIR 1982 SC 149.

原告適格要件緩和のリーディング・ケース。社会の何人であっても、善意でならば、国家の怠慢によって生じた違法行為を訴えることができるとした。それが、個人的な利益、政治的動機、不正のためであるならば、裁判所は、門前払いすべきだとした。また、手紙を令状請求訴訟として扱うことも許されるとした。

87-512 *D.C. Wadhwa v. State of Bihar*, AIR 1987 SC 579.

87-513 *Charan Lal Sahu v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1749 (9. 10. 1987).

87-514 *Sub- Committee on Judicial Accountability v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 37 (8. 5. 1991).

原告は、弁護士団体。連邦政府に調査委員会 (Inquiry Committee) に憲法上および法規上の機能を果たすために権限を与えさせることと、その委員会が手続停止の間はある裁判官に司法の仕事を与えないようにインド最高裁判所長官に命令を下すことを求めた。

87-515 *Sub- Committee on Judicial Accountability v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 39 (30. 8. 1991).

87-516 *Sub- Committee on Judicial Accountability v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 40 (29. 10. 1991).

裁判官の解任要求。最高裁は、憲法 124 条(4)が裁判官の移動に関して、国会で多数を得られた場合にのみ解任可能であると規定されていることから、その過程に行政と司法が加わることはできないとした。第三被告が司法権を行使することが許されるかどうかについて何の指令も下すことが出来ないとして、本件を却下した。

87-517 *All India Judge's Association v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1268 (13. 11. 1991).

87-518 *Mohan Lal Gupta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 223 (17. 8. 1998).

87-519 *Nagendra Nath Aggarwal v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 115 (14. 7. 1999).

88. Land use (土地の利用)

88-520 *D. P. Bhattacharya v. West Bengal Pollution Control Board*, SCALE (PIL) 1981-97, 804 (27. 9. 1996).

工場移転および閉鎖後の空き地の利用方法に関する命令を下した。

89. Legal aid (法律扶助)

89-521 *Khatri v. State of Bihar*, SCALE (PIL) 1981-97, 1293 (19. 12. 1980).

89-522 *Supreme Court Legal Aid Committee v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1868 (25. 11. 1997).

法律サービス公社法 (Legal Services Authorities Act) が要求する規則がまだ定められてないという理由で、多くの州で高裁法律サービス委員会の構成を各州に命じた。

89-523 *Supreme Court Legal Aid Committee v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 169 (10. 2. 1998).

89-524 *Supreme Court Legal Aid Committee v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 211 (20. 7. 1998).

89-525 *Supreme Court Legal Aid Committee v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 225 (18. 8. 1998).

90. Limestone quarrying (石灰岩の砕石による環境汚染)

90-526 *Rural Litigation & Entitlement Kendra, Dehradun v. State of Uttar Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 1599 (12. 3. 1985).

環境と生態系のバランスに関するリーディング・ケース。本件は、開発と環境保全の衝突に焦点をあてるものであり、両利益を両立する必要性を強調した。最高裁は、環境保護と石灰岩の必要性のバランスを考慮しつつ、以下3点の命令を下した。
①バンドパダヤ委員会の任命②一旦閉鎖された採石場は操業を再開しないこと③職を失った従業員は、緑化事業や土壌保全プログラムで雇用されるべきこと。

90-527 *Rural Litigation & Entitlement Kendra, Dehradun v. State of Uttar Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 1626 (4. 5. 1990).

ドゥーン・バレーでの採掘活動に対して、活動停止を命じた。監視委員会の議長は、インド政府環境・森林省大臣である。本件で、最高裁は、命令を下しつつ、さまざまな申し出を処理した。

90-528 *Rural Litigation & Entitlement Kendra, Dehradun v. State of Uttar Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 258 (30. 4. 1991).

中間申請であるモニタリング委員会が、賃借人によって執り行われる緑化事業を監督することとなっていた。最高裁の過去の指令、および委員会のレポートをもとに、被告に委員会への費用支払いなど更なる命令を下した。

91. Living condition of women in protective home (保護施設における女性の住環境)

91-529 *Upendra Baxi v. State of Uttar Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 1463 (31. 7. 1981).

原告はアグラにある保護施設に収容されている女性たちに憲法 21 条の保障する人間の尊厳をもって生きる権利を確保することを求めて、公益訴訟として訴状を提出した。最高裁は、当該施設の院長に対して、女性・少女人身売買抑止法、及び同ウッタール・プラデシ州規則に従うべきこと、女性たちに病院で検査を受けさせることなどを命じた。また、州政府と地方裁判官に対しても命令を下した。

91-530 *Upendra Baxi v. State of Uttar Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 9 (13. 4. 1982).

院内環境の改善、入院患者の治療に関してさらなる命令を下した。

91-531 *Upendra Baxi v. State of Uttar Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 1663 (23. 7. 1986).

さらなる命令を下した。

91-532 *Upendra Baxi v. State of Uttar Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 1395 (11. 11. 1997).

最高裁は、人権保護法に基づいて、国家人権委員会にアグラ保護施設運営の監督に関わるよう求めた。

91-533 *Chinnamma Sivadas v. State (Delhi Administration)*, SCALE (PIL) 1981-97, 352 (23. 10. 1992).

ナリ・ニケタン（女性のための避難所）の患者たちが、適正な看護を受けているという報告を受けた最高裁は、更なる命令を下した。

91-534 *Upendra Baxi v. State of Uttar Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 966 (2. 12. 1996).

深刻な申立てが数名の患者から、救援担当職員に対してなされたが何の措置も取られなかった。このことに関して、最高裁は、女性福祉局局長に出廷を命じた。

92. Living with human dignity (人間の尊厳をもって生きる権利)

92-535 *Fraancis Coralie Mullin v. Administrator, Union Territory of Delhi*, SCALE (PIL) 1981-97, 1859 (13. 1. 1981).

本件は、未決囚である原告が弁護士及び家族に接見する権利を求めて憲法 32 条もとに訴訟を開始した事例である。原告は、外貨交換保全及び密輸活動防止法違反で逮捕・拘留されていたが、原告は、弁護士および家族との面会にかなりの困難を経験した。そこで、面会について規定する拘禁条件規則第 3(b)条(i)(ii)項の合憲性を訴えた。すなわち、その規定が憲法 14 条（平等権）、憲法 21 条（生命権）に反して恣意的で合理性を欠くものであると主張した。憲法 22 条により、未決囚が弁護士と面会する資格を有すことを主張した。また、面会に職員が立ちあうことも、憲法 14、21 条に反すると主張した。

最高裁は、憲法 21 条生命権は人間の尊厳を持って生きる権利をも含むとし、原告の主張を認めた。

93. Making films on sensitive social themes (社会問題を扱った映画製作の妨害)

93-536 *Yusuf Khan alias Dilip Kumar v. Manohar Joshi*, SCALE (PIL) 1998, 288 (15. 12. 1998).

最高裁は、マハラシトラ州と法務大臣に命令を下した。

93-537 *Yusuf Khan alias Dilip Kumar v. Manohar Joshi*, 1999 SCALE (PIL) 196 (20. 8. 1999).

94. Medical care in police custody (警察拘置所内での医療)

94-538 *Supreme Court Legal Aid Committee v. State of Bihar*, SCALE (PIL) 1981-97, 1308 (4. 3. 1991).

原告は、警察拘置所で非人間的な扱いを受けて死亡した人に関する雑誌記事をもとに、訴えを提起した。宣誓供述書の中で拘置所所長は、時宜を得た医療を受けていれば被害者は助かったかもしれないと述べた。拘置所内で適切な医療を受けられるようにすることは、警察の義務であるとした。また、ビハール州政府に対して、被害者の家族への損害賠償の支払いを命じた。

95. Migrants (移民の権利)

95-539 *Desh Raj Khurana v. Delhi Administration*, SCALE (PIL) 1981-97, 1739 (8. 5. 1987).

原告はパンジャブ州からの転入者。最高裁は、補助裁判官を委員に命じた。また、トランジット・キャンプを移民にとって適切な住環境に整えるよう、デリー行政局に命じた。

96. Minimum flow of inter state rivers (河川の最小流量と生態系への影響)

96-540 *Comdr. Sureshwar D. Sinha v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 667 (1. 5. 1996).

環境保全と河川の土手に住む人々のニーズを満たすために、すべての州際河川の最小流量を許可するべきだと原告は主張した。最高裁は、ハルヤナ州とヒマチャル・プラデシ州に通告を発行した。

96-541 *Comdr. Sureshwar D. Sinha v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 133 (10. 5. 2000).

3名からなる委員会を任命し、水不足の集落には水集積プロジェクトを行い、中間レポートを提出するように委員会に命じた。

96-542 *Comdr. Sureshwar D. Sinha v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 156 (4. 8. 2000).

中間報告書をもとに、通知を発行した。

96-543 *Comdr. Sureshwar D. Sinha v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 183 (13. 9. 2000).

97. Monitoring by the Supreme Court (最高裁判所による命令遵守状況の監視)

97-544 *Sheela Barse v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 466 (5. 9. 1995).

刑務所に収監されている精神病者に関するもの。最高裁は、各高裁に委員会の報告書に従って、所内の環境改善状況を監視するよう、命じた。

97-545 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 352 (7. 12. 2000).

ノーダル・エージェンシーを通して指令の実施状況を報告するように命じた。

98. National parks (国立公園の利用と環境保護)

98-546 *Gateway Hotels v. Nagarahole Budakattu Hakku Sthapana Samithi*, SCALE (PIL) 1981-97, 1229 (6. 5. 1997).

原告の国立公園におけるホテル建設に関して、最高裁は、野生動物主任管理者の管理のもと原告自らの責任でのコテージ建設を認めた。

99. Nexus of criminal elements with politicians and bureaucrats (政治家と官僚との犯罪用件の連関)

99-547 *Dinesh Trivedi v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 472 (13. 10. 1995).

ヴォーラ委員会報告書の真正なものを提出するよう、インド政府に対して命じた。

99-548 *Vineet Narain v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 556 (13. 1. 1996).

資料の安全な保管に関する命令を下した。

99-549 *Vineet Narain v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 516 (16. 1. 1996).

閣僚に対して提起された起訴状に従って審理を迅速に処理することに関する命令を下した。

99-550 *Dinesh Trivedi v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1030 (20. 3. 1997).

原告は二つの NGO を代表して公益訴訟として令状請求訴訟を提起し、政治家とマフィアのつながりが深くなっていることを指摘した。そこで、ヴォーラ（大臣）委員会がマフィアの活動と政治家のつながりに関する情報収集のために結成された。最高裁は、高等権力委員会が首相の助言に関して大統領によって任命されるべきだとした。そしてヴォーラ委員会が調査の監視にあたるべきだとした。

100. Non-implementation of reports on riots (コミュニカルな暴動)

100-551 *Fazalur Rehman v. State of Uttar Pradesh*, SCALE (PIL) 1998, 266 (14. 10.1998).

1982年9月6日から10月20日にかけて発生した暴動に関して、ウッタール・プラデシ州政府が任命した調査委員会から、レポートが提出され、命令が下された。

100-552 *Action Committee for Implementation of Srikrishna Report v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 115 (14. 5. 1999).

100-552 *Action Committee for Implementation of Srikrishna Report v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 226 (17. 9. 1999).

命令が実施されていないことに関して。

100-553 *Action Committee for Implementation of Srikrishna Report v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 154 (21. 7. 2000).

101. Noise pollution (騒音)

101-554 *In Re: Noise Pollution – Implemetation v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 224 (17. 8. 1998).

101-555 *Maulana Md. Kamaluddin v. State of West Bengal*, SCALE (PIL) 1998, 268 (3. 11. 1998).

高裁がすでに下している朝晩の騒音を禁じる指令に従わないため、裁判所侮辱の手續に入るとした。

101-556 *Church of God (Full Gospel) in India v. K. K. K. Majestic Colony Welfare Association*, 2000 SCALE (PIL) 164 (20. 8. 2000).

太鼓や拡声器を用いての祈祷によって近隣の静寂を破壊することが許されるかどうかについて、最高裁は、環境法および騒音規則をもとに許されないとした。

102. Offences and atrocities committed by police (警察による不法行為および残虐行為)

102-557 *Ramdas Kishoredas Amin v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 189 (9. 8. 1989).

殺人の犯罪的陰謀。高裁が指令を下すことになった。

102-558 *Delhi Judicial Service Association v. State of Gujarat*, SCALE (PIL) 1981-97, 176 (4. 10. 1989).

最高裁裁判官を、調査委員に任命した。

102-559 *Secretary, Hailakandi Bar Association v. State of Assam*, SCALE (PIL) 1981-97, 358 (29. 10. 1993).

被害者が何名かの警察職員に殴打された結果、死亡するに至ったことに関する事情説明を、警察署長に命じた。

102-560 *Tirath Ram Saini v. State of Punjab*, SCALE (PIL) 1981-97, 367 (8. 2. 1994).

パンジャブ州の会議派(I)のリーダーとその義兄が警察に誘拐される事件が起きた。原告は被害者の叔父である。最高裁は、地裁判事に原告・被告双方の主張の調査を命じた。

102-561 *Khedat Mazdoor Chetna Sangath v. State of Madhya Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 423 (9. 9. 1994).

原告はマディヤ・プラデシ州のある地方の諸部族による商業組合。その団体は、部族が搾取されることを防ぐことのために設立されたものである。ナルマダ州のサルダール・サロヴァールダムの建設によって甚大な森林破壊が起こり、その地方では旱魃が起こった。これにより、貧困にあえぐ部族民の間で大規模な犯罪が起こると同時に、警察による暴力や、虐殺行為、抑圧が頻発した。原告は警察に逮捕されるなど部族や組合に対する警察の暴力はエスカレートしていった。最高裁は、CBIにこれらの事件の調査および記録を命じた。

102-562 *Inder Singh v. State of Punjab*, SCALE (PIL) 1981-97, 416 (15. 9. 1994).

原告がその親、兄弟、親戚 7 人の警察からの釈放を求めた事例。裁判所は、CBIに調査を命じた。パンジャブ州政府にCBIの調査活動の支援を命じた。

102-563 *Harbans Kaur v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 437 (16. 12. 1994).

原告は、息子 2 人の釈放と 3 番目の息子の死因の調査を求めた。この訴訟が始まってから、2 人の息子が地方治安判事の前に出廷した。最高裁は、正義のためにこの事例の調査をパンジャブ州警視総監に命じた。また、3 番目の息子の死因の調査をCBIに依頼した。

102-564 *Navkiran Singh v. State of Punjab through Chief Secretary*, SCALE (PIL) 1981-97, 460 (2. 7. 1995).

パンジャブ高裁とハルヤナ高裁に属す弁護士が原告。原告が最高裁裁判官全員に手紙を宛てたことから訴訟が始まった。その内容は、パンジャブ警察による弁護士誘拐に関するものである。PIL 審査室での審査を経て、その手紙は公益訴訟

として扱われることとなった。最高裁は、CBI に事件の調査を命じた。

102-565 *Ranjeet Kumar v. State of Punjab*, SCALE (PIL) 1981-97, 518 (11. 1. 1996).

最高裁は、被疑者をかばうため虚偽の情報を与えたこと責任を負う 17 人の警官を起訴するために必要な措置をとるべきことを命じた。

102-566 *Sukhjeet Singh v. State of Punjab*, SCALE (PIL) 1981-97, 572 (29. 1. 1996).

最高裁はパンジャブ警察に拘束された 4 人が銃殺されたという主張とそれを否定する主張に関する調査報告を読み、被告に、犯罪に関わるすべての人を告発すべきこと、および CBI への全面協力を命じた。

102-567 *People's Union for Civil Liberties v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 548 (12. 2. 1996).

放火事件に関して、元高裁裁判官に調査を命じた。

103. Pavement dwellers (路上生活者の権利)

103-568 *Olga Tellis v. Bombay Municipal Corporation*, SCALE (PIL) 1981-97, 1480 (10. 7. 1985).

原告はボンベイの路上生活者ら。路上住居とスラム街の立ち退き命令と打ち壊しの違法性を最高裁に訴えた。最高裁は、憲法 21 条「生命権」には憲法 39 条 (a) と憲法 41 条から生活手段を持つ権利が含まれるとした。

104. Payment of minimum wages (最低賃金またはボーナスの支払い請求)

104-569 *Mumbai Kamgar Sabha v. Abdulbhai*, AIR 1976 SC 1455.

ある地域の労働者 5000 人は、毎年慣習的に支給されていたボーナスを、何の予告もなく 1965 年に停止された。原告は、労働者を代表する労働組合である。最高裁では、この労働組合が原告たりうるかが争われた。最高裁は、労働組合が原告適格要件を有すとした。

104-570 *Social Work & Research Centre v. State of Rajasthan*, SCALE (PIL) 1981-97, 1302 (26. 9. 1986).

州政府が早魃被害救済作業に従事する労働者に最低賃金を支払うための措置をとる間、インド政府が州政府に必要な援助をすべきだと命じた。

104-571 *Social Work & Research Centre v. State of Rajasthan*, SCALE (PIL) 1981-97, 1731 (14. 11. 1986).

同上。

105. Penalty on cricket players (クリケット選手に科された罰金)

105-572 *Vineet Kumar v. Board of Control for Cricket in India*, SCALE (PIL) 1981-97, 194 (9. 8. 1989).

クリケット選手に、罰金を科した。

106. Right to employment of cured leprosy persons (元らい病患者の雇用)

106-573 *Prabhash Chandra Jena v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1640 (17. 8. 1987).

106-574 *Radhakantapur Leprosy Association v. D. K. Basu*, SCALE (PIL) 1981-97, 1632 (26. 7. 1988).

被告である南東鉄道は、障害者を雇用していることで有名である。元らい病患者であっても、職務を遂行することが可能ならばその職に任命されるべきであるとした。

106-575 *Radhakantapur Leprosy Association v. D. K. Basu*, SCALE (PIL) 1981-97, 1633 (6. 1. 1989).

同上。障害者は、政府の定めた手続によって雇用されるべきであるとした。

106-576 *Sarat Chandra Nayak v. K. V. Krishnamurthy*, SCALE (PIL) 1981-97, 1635 (2. 8. 1989).

同上。

106-577 *Surendra Kumar Lanka v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1636 (18. 9. 1989).

原告らは、地方らい病患者訓練・研究機関の職業訓練コースへの入学を認めるよう求めた。

106-578 *P. C. Jain v. K. V. Krishnamurthy*, SCALE (PIL) 1981-97, 1636 (18. 9. 1989).

最高裁は、障害者を雇用せよとの命令を南東鉄道に下した。

106-579 *Prabhash Chandra Jena v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1640 (15. 1. 1990).

106-580 *Surendra Kumar Lanka v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 321 (12. 8. 1991).

元らい病患者の雇用に対して特別の措置をとるための命令を下した。

107. Places of worship (崇拝の場所)

107-581 *Mohd. Aslam alias Bhure v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 468 (17. 8. 1995).

原告は一市民である。憲法 51 条をもとに、ウッタル・プラデシ州内のモスクの保護を、そして政府に建造物の保護を求めた。最高裁は、被告に怠慢があるとは思えないことを理由に、特に命令を下さなかった。

108. Police investigations (警察による取調)

108-582 *Punjab & Haryana High Court Bar Association Chandigarh through its Secretary v. State of Punjab*, SCALE (PIL) 1981-97, 359 (7. 12. 1993).

弁護士とその妻子殺害事件に対する警察の調査に満足できなかった原告であるパンジャブ・ハルヤナ最高裁弁護士会は、裁判所内でストライキを行うと同時に、

独自で委員会を構成し事件の調査を行った。そこで、原告は、司法的調査が行われることを求めて、高裁に公益訴訟を提起したが、高裁は訴えを却下した。最高裁は、新しい調査が必要であるとして CBI に事件の調査を命じた。

109. Pollution in Agra region (アグラ地域における汚染)

109-583 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 622 (13. 3. 1996).

原告は、アグラ地域に電力を補完的に供給する発電機が、大気汚染の原因となっているため、その稼働の停止を求めた。最高裁は、電力供給者に通告を発行した。また、ウッタル・プラデシ州に、プロジェクトに関する命令を下した。

109-584 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 628 (19. 3. 1996).

中央環境汚染委員会に指令を行うための時間を与えた。

110. Pollution of drinking water (飲料水の汚染)

110-585 *Indian Council for Enviro-legal Action v. Union of India*, 2000 (3) SCALE 415 (11. 4. 2000).

村人たちに飲料水が不足しているのは、政府の政策の失敗にあるとし、州政府にその供給を命じた。また、原因者負担の原則により、泉を汚染した工場への責任追及もありうるとした。

110-586 *Ramji Patel v. Nagrik Upbhokta Marg Darshak Manch*, 2000 SCALE (PIL) 93 (17. 2. 2000).

原告は、ジャバルプール市への給水パイプラインが酪農業者が牛やバッファローの飼育場や乳製品関連のゴミ置き場を通過しなければならないので、市民は汚染された水を飲まなければならなくなると主張し、糞やゴミの除去などを請求した。最高裁は、それらの除去及びその酪農業者に移転を命じた。

111. Pollution through foundries (鑄造業による汚染)

111-587 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 515 (23. 2. 1996).

111-588 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 814 (30. 8. 1996).

工場が従事しているプロジェクトの進捗状況を審査した。

111-589 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 964 (11. 10. 1996).

西ベンガルでの鑄造業者の工場閉鎖を延期した。

112. Pollution through tanneries (皮なめし工場による汚染)

112-590 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 210 (11. 9. 1990).

最高裁は、複数の専門家を委員に任命し、その調査結果をもとに命令を下した。

112-591 *Vellore Citizens Welfare Forum v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 471 (8. 9.

- 1995).
- 最高裁は、工場の下水処理施設設置の状況をチェックし、地方裁判所裁判官、警察署長に工場の閉鎖を、環境汚染コントロール委員会に監察を命じた。
- 112-592 *Vellore Citizens Welfare Forum v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 509 (22. 1. 1996).
- 過去に下された指令の更新。
- 112-593 *Vellore Citizens Welfare Forum v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 536 (19. 2. 1996).
- 共同下水処理設備の設置への貢献に関して、さらに命令を下した。
- 112-594 *Vellore Citizens Welfare Forum v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 657 (9. 4. 1996).
- NEERI のレポートをもとに、工場閉鎖を命じた。タミル・ナドゥ環境汚染コントロール委員会からもレポートが提出された。
- 112-595 *Vellore Citizens Welfare Forum v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 679 (26. 4. 1996).
- 環境汚染コントロール委員会に、必要な汚染コントロールのための設備を導入した工場の現状に関するレポート提出を求めた。
- 112-596 *Vellore Citizens Welfare Forum v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 669 (6. 5. 1996).
- 設備導入を検討中の工場には、10 週間の猶予を与えた。
- 112-597 *Vellore Citizens Welfare Forum v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 722 (15. 7. 1996).
- ヒアリングを延期して、閉鎖命令の停止を続けた。
- 112-598 *Vellore Citizens Welfare Forum v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 703 (28. 8. 1996).
- リーディング・ケースである。本件は、憲法 32 条をもとに、皮産業の盛んなタミル・ナドゥ州で皮なめし工場などの工場による多量の未処理の下水の垂れ流しによって生じた環境破壊の被害を、訴えたものである。最高裁は、環境保護法に基づいて、皮なめし産業によって生じた状況を扱うのに必要な権力を備えた機関を設置すること、これまでに下された命令をその機関に実行させることなどを中央政府に命じた。
- 112-599 *Vellore Citizens Welfare Forum v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1007 (30. 9. 1996).
- 命令の実行状況を監視した。
- 112-600 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 886 (19. 12. 1996).
- ガンジス川の土手にある皮なめし工場に対して、移転を含む最終命令を下した。

112-601 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 372 (16. 12. 1997).

カルカッタの皮なめし工場に命令を下した。

112-602 *Re: Jajmau Tanners Association*, 1999 SCALE (PIL) 372 (18. 11. 1999).

本件で、原告である皮なめし工場連盟は、費用を負担しきれないと主張した。最高裁は、工場の惨状に鑑みて、比率を皮なめし工場連盟側が 50%、カンプル・ナガール・ニグナムが 50%を支払うべきだとした。

113. Post- mortem examination (検死)

113-603 *Jagat Singh v. Delhi Administration*, SCALE (PIL) 1981-97, 179 (24. 1. 1989).

検死の方法に関する訴え。最高裁は、検死結果の見積もりに決まった型があるべきだとし、被告に対しては、全インド医療評議会に相談すべきこと、更なる措置をとるべきことを命じた。

114. Power crisis (電力供給問題)

114-604 *Suo Motu: News Item: "Power Crisis Paralyzes AIIMS,"* SCALE (PIL) 1998, 205 (1. 6. 1998).

ヒンドゥスタン・タイムズ紙とタイムズ・オブ・インディア紙の記事をもとに、電力不足のために何百もの患者が医療を受けられなくなっていることがわかった。それゆえ、最高裁は suo moto 裁判を開始し、デリー市の関係機関に通知を発行した。

114-605 *Suo Motu: News Item: "Power Crisis Paralyzes AIIMS,"* SCALE (PIL) 1998, 206 (6. 4. 1998).

上判決に関連し、最高裁はデリーの関係機関に命令を下し、電力の供給状況を調査させた。

114-606 *Suo Motu: News Item: "Power Crisis Paralyzes AIIMS,"* SCALE (PIL) 1998, 206 (12. 6. 1998).

114-607 *In Re: News Items "Power Crisis Paralyzes AIIMS,"* 1999 SCALE (PIL) 69 (8. 2. 1999).

114-608 *In Re: News Items "Power Crisis Paralyzes AIIMS,"* 1999 SCALE (PIL) 113 (10. 5. 1999).

被告側より、デリーの公立病院への電力供給に関するレポートが提出された。法廷の友に適切な請願を提出するように命じた。

115. Precautionary principle (環境保護における予防原則)

115-609 *Narmada Bachao Andolan v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 196 (18. 10. 2000).

本件では、汚染産業とのかかわりがないこと、ダム建設が環境に害をもたらす

ものではないため、予防原則は適用されないとした。

116. Premature release of life convicts (終身刑受刑者の刑期未満了の釈放)

116-610 *R. M. Tewari v. The Home Secretary, State of Uttar Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 261 (14. 2. 1991).

10年以上に亘って服役している囚人の釈放を命じた。

117. Protection of certain ancient monuments (歴史建造物の保全)

117-611 *Wasim Ahmed Saeed v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 500 (4. 12. 1995).

ファテプール・シクリの聖廟と神殿の保全に関する命令を下した。

117-612 *Wasim Ahmed Saeed v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 727 (6. 8. 1996).

歴史的建造物から 300 メートルの範囲には、建物を建ててはならないとした。

117-613 *M. C. Mehta v. Archeological Survey of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 801 (23. 8. 1996).

最高裁は、弁護士に命じて、現地へ行かせて調査・提出させた報告書を元に、「ガーリブの墓」を国家保護対象建造物に指定した。

117-614 *M. C. Mehta v. Archeological Survey of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1016 (29. 10. 1996).

弁護士グループの作成したレポート及び委員会の作成したレポートをもとに、ザウク及びガーリブの墓を保全するための命令を下した。

117-615 *M. C. Mehta v. Archeological Survey of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1239 (25. 4. 1997).

被告に、報告書提出を命じた。

117-616 *M. C. Mehta v. Archeological Survey of India*, 1999 SCALE (PIL) 38 (11. 1. 1999).

117-617 *M. C. Mehta v. Archeological Survey of India*, 1999 SCALE (PIL) 195 (20. 8. 1999).

117-618 *M. C. Mehta v. Archeological Survey of India*, 2000 SCALE (PIL) 158 (7. 8. 2000).

詩人ザウクの墓の保全に関して、命令を下した。

117-619 *Baljit Singh Malik v. Delhi Golf Club*, SCALE (PIL) 1981-97, 978 (21.1. 1997).

ゴルフ・クラブの敷地にある歴史的建造物の保全。

117-620 *Rajeev Mankotia v. Secretary to the President of India*, 1981-97, 1056 (27. 3. 1997).

シムラのヴィセレガル・ロッジが歴史遺産として宣言されるべきかどうか。最高裁は、ロッジを保護の対象となる歴史的建造物であるとした。最高裁は、政府にその維持・保全のための費用を与えること、すべての国家的建造物を立法に基づいて管理すべきことを命じた。旅行者も、適切に制限されるべきだとした。

117-621 *Wasim Ahmed Saeed v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1237 (31. 3. 1997).

モスクや聖廟内での映画撮影の許可は、インド考古学調査会（Archaeological Survey of India）によって下されるよう命じた。

117-622 *Baljit Singh Malik v. Delhi Golf Club*, SCALE (PIL) 1998, 186 (27.4. 1998).

117-623 *Wasim Ahmed Saeed v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 39 (11. 1. 1999).

117-624 *Wasim Ahmed Saeed v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 71 (15. 2. 1999).

ファテプール・シクリ地域のモニュメント付近の店が移動を命じられた。それらの店主たちの回復のため、命令が下され、さらにその実行状況が監視されている。

117-625 *Wasim Ahmed Saeed v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 146 (12. 5. 2000).

同上。

117-626 *Wasim Ahmed Saeed v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 355 (134. 12. 2000).

同上。

118. Preventive detention of alleged terrorists (テロリスト容疑者の予防拘禁)

118-627 *Shhaheen Welfare Association v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 476 (12. 10. 1995).

さらなる命令を下した。

118-628 *Shaheen Welfare Association v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 483 (16. 11. 1995).

国家人権委員会議長から、裁判所の数が少ないので多くの未決囚が審理の遅れから、刑務所に拘置されたままになっているという指摘があった。最高裁は、迅速な裁判を促した。

119. Prevention of railway accidents (鉄道事故の防止)

119-629 *P. Nalla Tampy v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1760 (28. 10. 1983).

ケーララ州に住む鉄道通勤者である原告は、インド政府が管轄する鉄道は、乗客に十分な安全と保護を与えていないと主張し、憲法 19 条と憲法 21 条の保障する基本的権利の侵害を訴えた。また、インド政府に職務執行令状を発給してクンズル、ワンチャー、シクリの各委員会報告書の実施を促すこと、1970 年以来発生した数多くの列車事故についての調査報告のため事実認定委員会の任命を、最高裁に求めた。

最高裁は、事態の改善を望みつつも、この問題が政策問題であること、熟達した知識が必要とされることを理由に命令を下さなかった。

120. Prevention of water pollution (水質汚染の予防)

120-630 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 89 (9. 2. 1988).

水質保護法、環境保護法、大気保護法をもとに命令を下した。

120-631 *Rajasthan State Electricity Board v. Cess Appellate Committee*, SCALE (PIL) 1981-97, 216 (8. 10. 1990).

原告は、1957年に電気（供給）法にもとづいて設立された団体であり、エネルギー発電のためコタのチャンバル川の土手に火力発電所を建設した。水質汚染予防と規定委員会（statutory board）の資金源増のため、工場が使用する水に物品税を科そうとした。最高裁は、原告に30%の物品税の支払いを命じた。

120-632 *Akhil Bharat Goseva Sangh v. State of Andhra Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 404 (25. 10. 1994).

アンドラ・プラデシ州でのと殺場の機能について。アンドラ・プダデシ州高裁は、被告に対して、環境および家畜に対する屠殺場の効果を委員会に調査させるように命じた。最高裁は、州政府に高裁が命じたようにあらゆる側面を調査するよう命じた。

121. Prison administration relating to juvenile undertrial prisoners（少年未決囚に関連する刑務所行政）

121-633 *Sanjay Jain, Supreme Court Bar Association v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1750 (9. 12. 1987).

ティハールの中央刑務所の少年未決囚に関連した条件について、最高裁は、刑務所職員を3ヶ月ごとに移動させるべきなどの命令を下した。

122. Prison conditions（刑務所の環境）

122-634 *Sunil Batra v. Delhi Administration*, AIR 1978 SC 1675.

原告は、死刑囚である。本件で、原告は、独房での監禁の違法性を訴え、人身保護令状を求めた。最高裁は、憲法21条の「法律」が公正、政党、公平でなければならないと述べた。

122-635 *Sunil Batra v. Delhi Administration*, AIR 1980 SC 1579

原告は、残虐な拷問に苦しむ囚人に代わって、最高裁に手紙を書き送った。最高裁は、その手紙を令状請求訴訟として受理し、被告に拷問をやめることなどを命じた。

122-636 *Trilok Singh v. Delhi Administration*, SCALE (PIL) 1981-97, 174 (2. 2. 1989).

最高裁は、死亡した囚人の私物を刑務所所長により原告に返却するように命じた。

122-637 *Sheela Barse v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 432 (3. 10. 1994).

犯罪者ではないにもかかわらず刑務所に監禁中の精神病者の処遇に関する事例。最高裁は、州政府に彼らの社会復帰のために手段を講じるよう、被告に命じた。

た。

122-638 *Jagbir Singh v. State of Uttal Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 453 (23, 1, 1995).

ある刑務所で虐殺事件が発生した。最高裁は、命令を下した。

122-639 *Jagbir Singh/Sukhvir Singh v. State of Uttal Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 454 (30. 1. 1995).

前判決に関連して、さらなる命令を下した。

123. Prison custody of handicapped and destitute children (刑務所における障害をもった貧しい子供の処遇)

123-640 *Sheela Barse v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1506 (12. 7. 1986).

子供たちを適切な施設へ移動させることなどの命令を下した。

124. Prison manual (刑務所改革のためのマニュアル)

124-641 *Watchdogs International v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 183 (29. 7. 1999).

最高裁は、3ヶ月以内に、委員会が作成した報告書およびマニュアルを発行するように命じた。

124-642 *Watchdogs International v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 250 (1. 12. 1999).

刑務所改革委員会はきたる冬期国会での法案の最終稿を終えた。最高裁は、立法化に向けてのインド政府内務省次官の返答を求めた。

125. Privileged documents (汚職事件の証拠資料)

125-643 *George Mathew v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1227 (2. 5. 1997).

ジアン・プラカッシュ委員会報告をもとに、最高裁は原告に特権を主張するように命じた。

125-644 *George Mathew v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 727 (22. 7. 1997).

125-645 *George Mathew v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1285 (22. 8. 1997).

委員会が任命され、この訴訟での原告の主張を調査するよう命じた。

126. Production and custody of young girls (少女の拘置と裁判)

126-646 *Shakila Bano v. State of Rajasthan*, SCALE (PIL) 1981-97, 377 (6. 1. 1994).

原告は、被害者(少女)の母である。その少女は、刑務所に拘置されている間に精神的な衝撃を受けたことから、最高裁は少女に治療を受けさせるように命じた。

126-647 *Shakila Bano v. State of Rajasthan*, SCALE (PIL) 1981-97, 378 (13. 1. 1994).

前判決に関連して、被害にあったその他の少女たちの出廷を命じた。

127. Promotion of scheduled castes and scheduled tribes (指定カースト・指定部族出身者の昇進)

127-648 *A.B.S.K. Sangh (Railway) v. Union of India*, AIR 1981 SC 298.

128. Protection of health of workers engaged in hazardous industries (廃棄物処理に従事する労働者の健康の保護)

128-649 *Consumer Education & Research Centre v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 443 (27. 1. 1995).

最高裁は、労働者の健康権は、憲法 39 条(e)項、41 条、43 条、48A 条と合わせて憲法 21 条の保障する基本的権利であると判示した。また、憲法 32 条と 142 条に基づいて、労働者の健康を守るための命令を下した。また、工場や会社は、労働者が受けた健康に対する被害に、損害賠償を支払う義務があるとした。

129. Protection, pollution and preservation of ridge areas in Delhi (デリーの分水線の環境保護・保全)

129-650 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 501 (3. 1. 1996).

分水線運営委員会に分水線地帯を塙で囲むこと、及び地帯全体の調査を完遂すること、政府系建物を移転させることを内務省に命じた。

129-651 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 531 (22. 2. 1996).

最高裁は、分水線地域にある機関それぞれに関するレポートを検討し、命令を下した。

129-652 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 519 (25. 2. 1996).

地域内でのそれぞれの機関建物の立地に関するレポートを検討した。

129-653 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 577 (3. 4. 1996).

地域内の貯水池、機関、宗教施設、病院などに対して、それぞれの報告書を検討した上で命令を下した。

129-654 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 563(13. 3. 1996).

危険産業の移転を命じた。

129-655 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 654 (9. 4. 1996).

共同下水処理設備の設置に関する命令を下した。その設備を持たない工場に操業許可を与えてはならないとした。

129-656 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 672 (24. 4. 1996).

地域内での機関、団体の立地に関するレポートを検討し、命令を下した。

129-657 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 679 (30. 4. 1996).

マスター・プランに沿って、土地利用に関して規則を定めるとした。

129-658 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 730 (12. 7. 1996).

- 地域内の機関・私人に対して、通知を発行した。
- 129-659 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 771 (26. 7. 1996).
さらなる命令を下した。
- 129-660 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 799 (9. 8. 1996).
事務所の移転、人の社会復帰に関して命令を下した。
- 129-661 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 806 (30. 8. 1996).
地域内の会社の移転に関する命令を下した。
- 129-662 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 974 (25. 9. 1996).
状況の改善に前進が見られたと記録した。分水線運営委員会に対して、必要に応じて柵で囲うよう命じた。
- 129-663 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 803 (29. 9. 1996).
最高裁は、必要に応じて地域での植林、および域内を柵で覆うことを分水線委員会に命じた。また、セメント工場には移転を命じた。
- 129-664 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 969 (8. 10. 1996).
地域内の教育機関と宗教施設の移転に関する命令を下した。
- 129-665 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 961 (9. 10. 1996).
地域内で陸軍のポロ競技場が建設中かどうかの宣誓供述書を運営委員会に提出するよう命じた。
- 129-666 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1039 (30. 10. 1996).
運営委員会、デリー行政庁、国家首都地域計画委員会に命令を下した。
- 129-667 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 373 (7. 4. 1998).
ガソリンスタンドの移転に関する事例。
- 129-668 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 374 (4. 5. 1998).
本件で、上記のガソリンスタンドに移転しなくてもよいとした。
- 129-669 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 375 (11. 5. 1999).
- 129-670 *M. C. Mehta v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 249 (1. 12. 1999).
移転を命じられた店舗に、代替りの移転先を与えることに関して。
- 129-671 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 375 (31. 8. 2000).
商業施設の移転に関する事例。

130. Protection and preservation of wild life (野生動物の保護・保全)

- 130-672 *State of Bihar v. Murad Ali Khan and Farukh Salaudding*, SCALE (PIL) 1981-97, 132 (10, 10, 1988).
狩猟森林官が野生の象を撃ち殺した。被告は、その象から象牙を採集した。原告は、被告を、野生動物保護法 51 条違反で、下位裁判所裁判官に申し立てた。高裁は、下位裁判所裁判官が被告に下した手続を無効にしたが、最高裁は、原告

の訴えを認め、高裁の判断に異を唱えつつもこの事件を法に従って処理すべきだとした。

130-673 *Pradeep Krishen v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 615 (10. 5. 1996).

自然保護区及び国立公園におけるボンベイ・コクタンの葉の採集に関する事例。原告は、部族による葉の採集のせいで森林の植生が縮小していると訴えた。ここでは、葉の採集により生計を立てている部族のニーズと野生生物保護の利害の調和が問題となった。また、政府は、生態系、動物、植物の保護を宣言する自然保護区及び国立公園に指定された領域の森林を開発する権限を持つかどうかを争点となった。最高裁は、憲法 48A 条、51A(g)条により州政府に自然保護区および国立公園の保護のため措置をとるように命じた。

130-674 *Animal and Environmental Legal Defence Fund v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 994 (5. 3. 1997).

原告は、環境問題に関心のある弁護士および市民からなる団体。国立公園内での、部族の猟を認めるマディヤ・プラデシ州森林局主席野生動物監視員の指令に意義を申し立てる訴えを提起した。すなわち、原告は、部族の伝統的権利に対する許可は取り消されるべきだとした。最高裁は、憲法 48A, 51A(g)条と野生動物保護法をもとに、マディヤ・プラデシ州政府に、狩猟保護区の限界を定める通知を発行するよう命じた。また、その森林地帯での脆い生態系の保全をはかるべきだとしつつも、土着の部族が生計を立てていけるように配慮すべきだとした。

130-675 *Centre for Environmental Law, WWF- I v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1286 (5. 3. 1997).

野生動物諮問委員会の設立、野生動物監視委員の任命がまだなされていない州があると指摘し、それらの州に対して更なる命令を下した。

130-676 *Centre for Environmental Law, WWF- I v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 208 (17. 7. 1998).

全国の聖地および国立公園であることの宣言を求めた事例。そのような地域の森林番にコードレス電話などの通信手段や現代的な武器の供給を命じた。

130-677 *Navin M. Raheja v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL), 116 (14. 7. 1999).

トラの保全に関する命令が下された。

130-678 *Centre for Environmental Law, WWF- I v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 76 (31. 3. 1999).

130-679 *Centre for Environmental Law, WWF- I v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 119 (20. 7. 1999).

命令実行の遅れを指摘した。

130-680 *Consumer Education & Research Society v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 87 (16. 2. 2000).

ある聖地の森林を削減する政策と立法の違法性を争った。高裁は訴えを却下したが、最高裁は、原因者負担の原則が本件に適用されるとした。被告と委員会に命令を下した。

130-681 *Navin M. Raheja v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 147 (10. 7. 2000).

以下は、トラの保全に関する事例。

130-682 *Navin M. Raheja v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 158 (7. 8. 2000).

130-683 *Navin M. Raheja v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 187 (18. 9. 2000).

130-684 *Navin M. Raheja v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 305 (30. 10. 2000).

130-685 *Navin M. Raheja v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 147 (20. 11. 2000).

131. Psychiatric treatment of prisoners (受刑者の精神科治療)

131-686 *Veena Sethi v. State of Bihar*, SCALE (PIL) 1981-97, 14 (11. 5. 1982).

公益訴訟の本質を明らかにしつつ、最高裁は被告に対して、受刑者に精神科治療を受けさせるように命じた。

132. Public parks (公立公園の利用)

132-687 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1312 (6. 12. 1996).

132-688 *M.C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1313 (17. 12. 1996).

132-689 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1313 (18. 12. 1996).

公園内でのキャンプ・オフィスの閉鎖を命じた。

132-690 *Re: Empire Circus M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1316 (1. 10. 1997).

公園内でのサーカス開催に関する指令を下した。

132-691 *M. I. Builders Pvt. Limited v. Radhey Shyam Sahu*, 1999 SCALE (PIL) 134 (26. 7. 1999).

公立公園であるアーミダバードの歴史的価値のある公園の地下に、商店街を建設することが、環境に悪影響を及ぼすことへの懸念及び人口の密集の緩和のため、最高裁は、建設そのものの中止と公園を原状回復するよう命じた。本件原告は、商店街建設を請け負った業者。

133. Quarry and excavation works (砕石・採掘業による環境汚染)

133-692 *Krishna Nagar Gram Panchayat Tadepaeli v. State of Andhra Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 1684 (18. 8. 1983).

命令を下した。

133-693 *Rural Litigation & Entitlement Kendra, Dehradun v. State of Uttar Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 1745 (19. 10. 1987).

その地域での採掘を禁止しつつも、国防または外貨獲得のためならば許されるとした。

133-694 *O. P. Malik v. State of Uttar Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 91 (30. 8. 1988).

命令を下した。

133-695 *Rural Litigation & Entitlement Kendra, Dehradun v. State of Uttar Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 114 (30. 8. 1988).

ドゥーン・バレーの自然を正常な状態に戻すために必要な措置をとること。植林、採掘活動のモニタリングを、高等権限委員会 (High Powered Committee) に命じた。その他、再生のための委員会 (Rehabilitation Committee) をインド政府大臣らで構成すべきことを命じた。委員会の活動費用はウツタル・プラデシ州政府が負担すべきだとした。

133-696 *Rural Litigation & Entitlement Kendra, Dehradun v. State of Uttar Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 117 (16. 12. 1988).

過去の命令、及びその遵守状況を見ながら、最高裁はさらなる命令を下した。

133-697 *Rural Litigation & Entitlement Kendra, Dehradun v. State of Uttar Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 189 (29. 9. 1989).

ドゥーン・バレーの鉱山賃借人が採掘活動の申請をしたが、最高裁は、環境保護、生態系保護の観点よりその申請を認めなかった。

133-698 *Mukthi Sangharsh Movement v. State of Maharashtra*, SCALE (PIL) 1981-97, 1304 (10. 9. 1989).

川土手での開発についての事例。専門家による委員会は、開発地域を限定すべきだと提案した。被告は、委員会が作ったガイドラインを守っていると主張した。

134. Ragging at school (学校でのいじめ)

134-699 *State of Himachal Pradesh v. Student's Parent, Medical College, Shimla*, AIR 1985 SC 910.

ある大学の医学部生の両親が高裁に、キャンパスや寮で起こっている新入生いじめを訴える手紙を送った。高裁は、いじめをなくすための委員会を設置した。そして、委員会は、調査の結果を報告書にまとめて高裁に提出した。高裁は、州政府に対して、数々の命令を下した。これに対し州政府は、最高裁に控訴した。最高裁は、本件被告に名前と素性を明らかにすることなどを命じた。

135. Rape of women (レイプ)

135-700 *P. Rathinam v. State of Gujarat*, SCALE (PIL) 1981-97, 1754 (7. 12. 1989).

レイプ犯罪に関して、グジャラート州警官に対しての申立てが成された事例。

135-701 *Gudalure M. J. Cherian v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 289 (9. 12. 1991).

3人のキリスト教徒によってウッタル・プラデシ州の尼僧がレイプの被害にあったとの訴えがあった。最高裁は、CBIに調査を命じた。ウッタル・プラデシ州に調査の応援を命じた。

135-702 *Delhi Domestic Working Women's Forum v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 390 (13. 5. 1994).

訟務局長 (Solicitor General) により、鉄道内でのレイプ事件の被害者に対して、任意の補償がなされた。最高裁は、更なる命令を下した。

135-703 *Delhi Domestic Working Women's Forum v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 407 (19. 10. 1994).

メイドとして働く4人の部族の女性がレイプにあった。これらの無力な女性たちに代わって、原告が彼女たちの社会復帰の機会と補償を求めて訴えた。

135-704 *V. M. Singh v. State of Uttar Pradesh*, 1999 SCALE (PIL) 40 (18. 1. 1999).

136. Rehabilitation of defense personnel (退役軍人の入植先での住環境の改善)

136-705 *Assam Rifles Multi-Purpose Co-operative Society Limited v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 151 (1. 5. 1989).

報告書及び政府の命令遵守状況を検討しながら、補完的な命令を下した。

137. Rehabilitation of Harijans (scheduled caste members) (指定カーストの人々の更生)

137-706 *Kutti Padmarao v. State of Andhra Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 1301 (1. 9. 1986).

指定カーストの人々の代用地への入居に関して、州政府に命令を下した。高裁へも訴訟の処理を求めた。

138. Repatriation of nationals of Bangladesh (バングラデシュ移民の本国送還)

138-707 *All India Lawyers Forum for Civil Liberties v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 64 (1. 2. 1999).

不法入国したバングラデシュ移民の本国送還に関する訴え。

138-708 *All India Lawyers Forum for Civil Liberties v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 102 (19. 4. 1999).

139. Rehabilitation of some weaker section and society (弱者層の人々の更生)

139-709 *Bandhua Mukti Morcha v. State of Tamil Nadu*, SCALE (PIL) 1981-97, 1724 (16. 12. 1986).

州政府に対して措置を講じるように命じた。

139-710 *Kameshwar Prasad Sharma v. State of Bihar*, SCALE (PIL) 1981-97, 1684 (6. 5.

1983).

ある村に住む 445 家族の構成のため、私服警官による保護などの命令が下された。

140. Relief of workmen on certain industries (労働者の救済)

140-711 *Fertilizer Corporation Kamgar Union v. Union of India*, AIR 1981 SC 344.

140-712 *Workers of Rohtas Industries Ltd. v. Rohtas Industries Ltd.*, SCALE (PIL) 1981-97, 1303 (22. 7. 1987).

被告に、原告への給料の支払いが命じられた。

140-713 *Workers of Rohtas Industries Ltd. v. Rohtas Industries Ltd.*, SCALE (PIL) 1981-97, 195 (24. 10. 1989).

原告は、閉鎖された工場の労働者である。原告が最高裁長官に宛てた 1 通の手紙から訴訟は始まった。最高裁は委員会を任命した。州政府に対して、会社の財産の流動資産化などに関する命令が下された。

141. Re-location of polluting industries (環境汚染による工場の移転)

141-714 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 464 (24. 3. 1995).

デリーにおける環境汚染は、年々広がりを見せている。中央環境汚染コントロール委員会に、デリー・マスター・プラン (デリー開発法、デリー会社法、工場法に基づいたもの) 違反の工場に閉鎖・移転の通知をば発行すべきことを命じた。

141-715 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 479 (30. 11. 1995).

国家首都地域計画評議委員会は、工場の移転に必要な土地の確保に努めている。最高裁は、更なる命令を下した。

141-716 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 504 (10. 1. 1996).

工場の移転に関する更なる命令が下された。

141-717 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 507 (12. 1. 1996).

工場閉鎖に関する命令が下された。

141-718 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 507 (12. 1. 1996).

砕石業者に対して、環境汚染制御装置の設置に関する命令を下した。

141-719 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1284 (2. 9. 1997).

労働者の仕事上の死亡事故に関するもの。最高裁は、被害者の妻に損害賠償を払うように、工場に対して命じた。

141-720 *Tarala V. Patel v. Union Territory of Pondicheery*, SCALE (PIL) 1981-97, 1043 (13. 9. 1997).

蒸留酒製造場の移転と操業再開に関する命令。

141-721 *M. C. Mehta v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 249 (1. 12. 1999).

141-722 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2000 (4) SCALE 367 (28. 4. 2000).

工場の移転・閉鎖に関する指令を過去に下してきたが、実施されていない。本件では、再度、工場に DDA への土地の明け渡しを命じた。

141-723 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 162 (29. 8. 2000).

土地の明け渡しと窯業工場の閉鎖に関する事例。結局、本件では、その土地はもとの所有者のものとされた。

141-724 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2000 (2) SCALE 309 (1. 3. 2001).

1996 年にあるカテゴリーに属するすべての工場の移転を命じていたが、まったく移転していなかった。DDA による土地の明け渡しに関する中間申請を処理した。

142. Right of foreign law firms to practice legal profession in India (外国法律事務所の開業)

142-725 *Ashrust Morris & Crisp v. Lawyers Collective*, SCALE (PIL) 1981-97, 556 (1. 3. 1996).

外国籍の法律事務所がインド国内において開業する権利が争われた。最高裁は、高裁に訴訟の処理を命じた。

143. Right to information (情報を得る権利)

143-726 *Centre for Puplic Interest Litigation v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 324 (18. 12. 1998).

144. River water disputes (河川をめぐる争い)

144-727 *Ranganathan v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 273 (12. 8. 1998).

原告は、カルナカタ州での河川をめぐる騒乱の被害者に対する損害賠償の支払いを求めた。

145. Road injury cases (交通事故)

144-728 *Parmanand Katara v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1634 (16. 4. 1990).

自動二輪法は、無過失責任の場合 25000 ルピーを損害賠償金額として定めている。原告は、憲法 21 条の「生命」の意味に照らして、交通死亡事故が発生した場合、最低限の補償が与えられるべきことを主張した。最高裁は、航空、鉄道での交通死亡事故の場合も 25000 ルピーの損害賠償額が適用されるとした。

144-729 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1396 (10. 12. 1997).

道路側に突き出た広告看板が、危険であり、かつ安全な交通の妨げになることを理由に、最高裁はその除去を命じた。

144-730 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1442 (16. 12. 1997).

デリーの交通に関して、自動二輪法をもとに命令を下した。

146. Safety around army's firing range (陸軍射撃区域周辺の安全)

146-731 *Sudip Mazumdar v. State of Madhya Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 379 (18. 3. 1994).

原告は、ジャーナリストであり善意の第三者である。原告が最高裁長官に宛てた1通の手紙から訴訟は始まった。インド陸軍射撃区域に隣接する村の住人たちが知らず知らずの間に区域に侵入してしまうことにより、射殺・負傷事件がしばしば発生した。原告は、区域の境界線付近の安全予防措置の不十分さを村人たちに代わって訴えた。最高裁は、政府に対して、見張り台の設置や区域を塀で囲むことなどの命令を下した。

147. Safety of certain tribal groups (部族の安全の確保)

147-732 *National Human Rights Commission v. State of Arunachal Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 1871(9. 1. 1995).

原告は、人権保護法にもとづいて設置された政府所属の委員会である。アルナチャル・プラデシ州に住むチャクマと呼ばれる部族たちが、1964年水力発電プロジェクトによってアッサム州やトリプラ州に移住した。しかし、まだアルナチャル・プラデシ州に残っているチャクマが迫害を受けていた。原告は、これらのチャクマに対して、憲法21条の生命権と自由権の保障を求めた。最高裁は、アルナチャル・プラデシ州とインド政府に、チャクマの生命と人身の自由の保護、および彼らをインド市民として扱うべきことなどを命じた。

148. Safety on roads (交通安全)

148-733 *M.C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1387(20. 11. 1997).

交通安全のための命令を下した。

148-734 *M.C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1388(20. 11. 1997).

前判決で下した命令の根拠を述べた。

149. Scope, parameters and techniques of Public Interest Litigation (公益訴訟の範囲、基準、技術)

149-735 *Sudip Mazumdar v. State of Madhya Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 141 (29. 11. 1982).

手紙による裁判権に関して、いくつかの疑問が出された。最高裁は、それらの疑問の重要性を認めた上で適切なガイドラインを下すため、この事例を憲法法廷へまわすことにした。

149-736 *State of Himachal Pradesh v. A parent of a student of medical college, SCALE (PIL) 1981-97, 1397 (11. 4. 1985).*

本件では、公益訴訟を匿名で提起できるかどうか争われた。最高裁は、フェア・プレーの精神に反すること、司法の適切なあり方、および行政のあらゆる原則に合致しないことを理由に認めなかった。司法が行政に介入し憲法上および法律上の義務を遂行することによって、弱者の社会的経済的権利を実現できるとしつつも、司法が立法府と行政府の権限を篡奪することは出来ないことを理由に裁判所がレポートに示された勧告の実施や宣誓供述書の提出を州政府に強いることはできないと判示した。

149-737 *Ramsharan Autyanuprasi v. Union of India, SCALE (PIL) 1981-97, 110 (14. 11. 1988).*

原告は、ある博物館から恣意的に古代芸術が流出していることを訴えた。最高裁は、原告の訴えが公益に基づいていないことを理由に訴えを退けた。

149-738 *N. T. Rama Rao v. Dhronamraju Stayanarayana, SCALE (PIL) 1981-97, 77 (29. 1. 1988).*

149-739 *Sheela Barse v. Union of India, SCALE (PIL) 1981-97, 120 (29. 8. 1988).*

当事者適格緩和、非対審構造の回避などについて説明している。

149-740 *B. Krishna Bhat v. Union of India, SCALE (PIL) 1981-97, 199 (19. 3. 1990).*

原告は、自らを「公益精神をもつ個人」と主張した。最高裁は、司法が特定の政策を州に認めさせることは出来ないとして、憲法 32 条はあくまでも基本的権利を実施する権限を最高裁に与えたものであるとした。そして、憲法 32 条は、「公益精神をもつ個人」ならば誰でも集まることのできる蜂の巣ではないとした。

149-741 *Chhetriya Pardusham Mukti Sangharsh Samiti v. State of Uttar Pradesh, SCALE (PIL) 1981-97, 201 (13. 8. 1990).*

原告が最高裁に宛てた 1 通の手紙から訴訟は始まった。その手紙は、工場煙突からの煙と埃のせいで近隣住民が健康に害を受けていると訴えるものであった。しかし、最高裁は、この訴訟が公益に基づいておらず、その動機が昔の恨みや敵愾心を晴らすことであると指摘し訴えを退けた。

149-742 *T. N. Rugmani v. C. Achutha Menon, SCALE (PIL) 1981-97, 225 (20.12.1990).*

原告は善意に欠け悪意を持っていることを指摘し、訴えを退けた。

149-743 *Subhash Kumar v. State of Bihar, SCALE (PIL) 1981-97, 265 (9. 1. 1991).*

原告は、ビハール州、ビハール州環境汚染コントロール委員会、インド政府、タタ鉄鋼株式会社を相手取って、河川の汚染を禁じる措置を即座に講じるように求めた。最高裁は、原告の訴えが私益によるものだとし、私欲や敵愾心を晴らすために憲法 32 条の裁判権を行使してはならないと述べて訴えを退けた。

149-744 *Supreme Court Bar Clerks Association v. Delhi Administration*, SCALE (PIL) 1981-97, 310 (19. 11. 1991).

149-745 *Krishna Swami v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 343 (27. 8. 1992).

本件で最高裁は、訴えが公益のためではないことを理由に退けた。

149-746 *K. R. Srinivas v. R. M. Premchand*, SCALE (PIL) 1981-97, 421 (30. 9. 1994).

最高裁は、公益訴訟において原告は潔白であるのみならず、清い精神と目的を持っていなければならないとした。

149-747 *Giani Devender Sing Sant Sepoy Sikh v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 446 (4. 1. 1995).

原告は、ある製油工場の人々がアヘンの密輸及び販売を行っていることを告発し、政府に当該行為への措置を講じさせるよう、最高裁に命令を求めた。しかし、最高裁は、原告に与えるべき救済が存在しないことを理由に訴えを退けた。また、最高裁は、命令に関して高裁は実施不可能な命令、実施される意図のない一般的かつ広範囲な命令を下してはならないと述べた。また、高裁に対しては、公益訴訟での請求の内容を明らかにし、どのような公益が関わっているかを明示すべきこと、そして主張が正確であることを確証した上でのみ、事実に関して適切だと思われる内容の具体的な命令を与えるべきだと判示した。

149-748 *Supreme Court Legal Aid Committee v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 558 (12. 3. 1996).

149-749 *Kalpna Behera v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 567 (15. 3. 1996).

149-750 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 368 (4. 2. 1997).

149-751 *Institute of Solid Waste Research & Ecological Balance v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1315 (11. 9. 1997).

この訴訟で挙げた疑問は、生態系および環境の保全、大気汚染と水質汚染の防止に関するものである。最高裁は、その疑問が政策の問題であり、政府が調査し、決定すべきことであるとして、憲法 32 条によって救済を与えることは不適切だとして訴えを却下した。

149-752 *Mahesh Chand Bisht v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1404 (15. 12. 1997).

山間部への飲料水供給事業のため、地域の住民は必要な資金を水道局へ納めていたにもかかわらず、この水道事業をめぐる汚職のため、水道局は事業を遂行していなかった。本件は、水不足に苦しむ住民が訴えたものである。最高裁は、原告が公益を理由に提起された訴訟を代表することが許可されるべきかどうかの判断を下すには、原告が言い分および法廷で熱心に論じることの目的を、宣誓供述書で1つ1つ完全に整理しなければならないと述べた。

149-753 *Bhartiya Homeopathy College, Bharatpur v. Students Council of Homeopathy Medical College, Jaipur*, SCALE (PIL) 1998, 127 (3. 2. 1998).

本件で原告の請求が善意によるものではないことを理由に原告適格要件なしとして、訴えを退けた。

149-754 *Meera Massey, Abha Malhotra v. S. R. Mehrotra*, SCALE (PIL) 1998, 135 (3. 2.1998).

ある大学での評価を与える者およびリサーチ・アソシエイトの有効性を争った事件の被告が、本件被告の当事者適格を争った。最高裁は、本件被告の意思は善意であり、個人的な利益を求めて訴えたのではないとの判断をもとに原告適格要件を有することを認めた。

149-755 *Gaurav Jain, Supreme Court Bar Association v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 177 (30. 3.1998).

もともと、原告が売春婦の子供に別個の教育機関を設立すべきことと彼らへのさまざまな救済を求めたものであり、そのとき最高裁は2人の裁判官からなる法廷で命令を下したが、その2人の裁判官はそれぞれ異なった見解を示した。本件で、最高裁は、その2人の裁判官からなる法廷が命令を下すことは出来ないとした。なぜなら、憲法 142 条(1)は、憲法 145 条(5)を無効にすることはできないからである。つまり、憲法 142 条のいう命令をめぐって、裁判官同志の間で見解の相違が存在してはならないため、2人の裁判官からなる法廷で裁判官が1人で命令を下す資格はないとした。命令は、憲法 145 条(5)が定めるように、法廷の中で多数派を構成する裁判官たちが意をひとつにしたものでなければならないとした。

149-756 *Gianendra Kumar Aggarwal v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 117 (19. 7. 1999).

149-757 *Guryodhan Sahu v. Jitendra Kumar Mishra*, SCALE (PIL) 1998, 228 (25. 8. 1998).

149-758 *Malik Brothers v. Narendra Dadhich*, 1999 SCALE (PIL) 197 (25. 8. 1998).

公益訴訟としての維持可能性 (maintainability)。最高裁は、公益訴訟に見せかけて個人の利益を追求した訴えを公益訴訟として受理しないことが、裁判所の義務であるとした。公益訴訟に見せかけて持ち込まれる訴えを規制できないならば、伝統的な訴訟に損害を与えることになる」と述べた。

149-759 *Sanjay Musale v. State of Madhya Pradesh*, 1999 SCALE (PIL) 260 (17. 9. 1998).

公益が問題になっておらず、また原告が単なるお節介者である場合、また原告が高裁に物質的事実を隠した場合は、高裁は公益訴訟としてその訴えを受理できないとした。

149-760 *Manohar M. Galani v. Ashok N. Advani*, 1999 SCALE (PIL) 238 (17. 11. 1998).

高裁で却下された事例が最高裁に持ち込まれた事例である。最高裁は、高裁の判断を急ぎすぎだとして、法の定めに従って手続を進めなければならないと判示した。

149-761 *Raunaq International Lid. v. I. U. R. Construction Ltd.*, SCALE (PIL) 1998, 276 (9. 12. 1998).

本件は、競売での入札者への州または自治体による契約の裁定に関する事例。最高裁は、公益訴訟原告が公共善のため、善意で訴えていることに満足しなければならないとした。また、一度最高裁の介入が決まるとプロジェクトの執行に遅れが生じる可能性があるため、公益訴訟は審理に入る前に対立する公益を注意深く比較衡量しなければならないと、圧倒的な公共の利益が存在するとの結論に至った場合にのみ、最高裁は介入すべきだとした。

149-762 *Mr. "X" v. Hospital "Z"*, 2000 SCALE (PIL) 77 (7. 1. 2000).

すでに最高裁が下した判決に対して憲法 32 条の令状請求訴訟を開始することは認められないとして、本件を削除するとした。

149-763 *A.E.P.C. v. A. K. Chopra*, 1999 SCALE (PIL) 260.

本件はセクハラに関するものである。事実認定はガイドラインで定められた懲戒当局が審理すべきであり、高裁は事実認定に介入してはならないとした。また、司法審査は、決定そのものに対してではなく、意志決定過程に対して命じられなければならないとした。

149-764 *Chairman, Railway Board v. Chandrima Das*, 2000 SCALE (PIL) 64 (28. 1. 2000).

本件被告は、弁護士である本件被告が、自らが被った被害のために憲法 226 条に基づいて高裁に損害賠償を請求するための原告適格要件を有しないと主張した。最高裁は、本件被告はその訴えが個人的なものではないため公益訴訟であることを理由に、損害賠償請求のための訴訟において、原告適格要件を有するとした。

149-765 *M. C. Mehta v. Kamal Nath*, 2000 SCALE (PIL) 138 (12. 5. 2000).

最高裁が憲法 142 条によって既存の立法に取って代わることはできないとした。(事実、請求内容などは 182 番にある。)

149-766 *Rajinder Puri v. State of Rajasthan*, 2000 SCALE (PIL) 353 (12. 12. 2000).

150. Selection process of ombudsman (オンブズマンの選考過程)

150-767 *Coommon Cause v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 133 (26. 7. 1999).

(内務省の常設委員会は政党関係者ではなく、最高裁長官を含む法曹、マスコミから選出された人物にすべきだと考えられている。)

150-768 *Common Cause v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 77 (1. 2. 2000).

151. Sewage treatment plants (下水処理施設)

151-769 *M.C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 726 (22. 7. 1996).

下水処理設備の取り付けを命じた。

151-770 *M.C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 729 (6. 8. 1996).

改善状況を監視しつつ、下水処理設備の設置を急ぐように命じた。

151-771 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 773 (6. 8. 1996).

- 151-772 *Ranjan Deb v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 965 (10. 10. 1996).
更なる命令を下した。
- 151-773 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1043 (29. 10. 1996).
下水処理施設の建設を命じた。
- 151-774 *Bhartiya Homoeopathy College, Bharatpur v. Students Council of Homoeopathy Medical College*, SCALE (PIL) 1998, 127 (3. 2. 1998).
カウル委員会は命令を下す権限を与えられており、命令を下した。その命令の実行状況をブール委員会が監視した。
- 151-775 *Sector 14 Residents Welfare Association v. State of Delhi*, SCALE (PIL) 1998, 271 (16. 11. 1998).
- 151-776 *Sector 14 Residents Welfare Association v. State of Delhi*, 1999 SCALE (PIL) 202 (27. 8. 1999).
- 151-777 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 174 (6. 9. 2000).
下水処理設備を設置することだけが問題解決の方法ではないとして、命令を下した。

152. Sexual abuse of children (児童に対する性暴力)

- 152-778 *Pratul Kumar Sinha v. State of Orissa*, SCALE (PIL) 1981-97, 172 (12. 5. 1989).
原告は弁護士。1 通の手紙を最高裁へ宛てた。女子盲学校で性的な搾取が起きていると訴えた。最高裁は、命令を下した。
- 152-779 *Sakshi v. Union of India*, 2001 (1) SCALE 328 (23. 3. 2001).

153. Sexual exploitation of women (女性に対する性的搾取)

- 153-780 *Bholanath Tripathi v. State of Uttar Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 1306 (6. 11. 1989).
ジャーナリストである原告が最高裁長官に宛てた 1 通の手紙から、本件は始まった。最高裁は、最高裁法律扶助委員会に委員の構成を求め、警察署長に委員を援助することを命じた。
- 153-781 *Vibha Parthasarathi v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 52 (13. 1. 2000).

154. Sexual harassment (セクシュアル・ハラスメント)

- 154-782 *Vishaka v. State of Rajasthan*, AIR 1997 SC 3011 (13. 8. 1997).
ある農村でソーシャル・ワーカーがレイプされたことを契機に、複数の女性団体が原告となって、働く女性の基本的権利の保障を求めた。最高裁は、セクシュアル・ハラスメントが憲法 14 条、15 条、19 条(1)(g)、21 条違反であるとして、セクシュアル・ハラスメントを性差別であるとした。セクシュアル・ハラスメン

ト防止および被害者救済のためのガイドラインを制定した。

154-783 *Apparel Export Promotion Council v. A.K. Chopra*, 1999 SCALE (PIL) 260 (20. 1. 1999).

ある貿易会社で、女子従業員が男性上司からセクシュアル・ハラスメントにあったことが明らかになった。原告はその会社であり、被告は加害者である上司である。最高裁は、先の判決で制定したガイドラインに基づいて、被害者の雇用を守りつつも、加害者（本件被告）を懲戒処分にした。

154-784 *Medha Kotwal Lele v. Union of India*, 2001 (1) SCALE 634 (6. 2. 2001).

155. Shrimp culture industry within coastal regulation zone (沿岸規制圏内のエビ養殖産業)

155-785 *S. Jagannath v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 838 (11. 12. 1996).

原告は、社会的弱者の地位向上のために働くボランティア団体のメンバー。環境的に脆い地域での集中型エビ養殖の停止、およびエビ養殖のための湿地を使うことの禁止と海洋生物および沿岸地域の保護のため、国家沿岸運営局の任命を最高裁に求めた。最高裁は、沿岸規制地域でのエビ養殖を禁じ、原因者負担の原則により、養殖場に損害賠償の支払いの命令を下した。

156. Slaughter houses (屠殺場による環境汚染)

156-786 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 301 (3. 9. 1991).

最高裁は、州環境委員会に対して、皮なめし工場が処理設備を設置しているか、基準を満たしているかなどに関する調査を行うように命じた。また、問題のある工場の閉鎖に向けて措置をとるべきことを命じた。

156-787 *Buffalo Traders Welfare Association v. Maneka Gandhi*, SCALE (PIL) 1981-97, 388 (18. 5. 1994).

高裁に専門家による委員会を構成し、デリーのイドガーと殺場へ派遣し、調査に当たらせるように命じた。

156-788 *Akhil Bharat Goseva Sangh v. State of Andhra Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 404(25. 10. 1994).

156-789 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 482 (17. 11. 1995).

最高裁は、アグラと殺場プロジェクトの問題の担当官に出廷を命じた。

156-790 *Buffalo Traders Welfare Association v. Maneka Gandhi*, SCALE (PIL) 1981-97, 528 (2. 2. 1996).

最高裁は、タージ・マハルの緑地帯周辺に位置する工場に対する命令を下した。また環境委員会に対しては、専門家チームを任命して最高裁が植林を命じたところへ派遣するよう命じた。

156-791 *Arul Kumar Karnwal v. State of Uttar Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 549 (11. 3.

1996).

最高裁は、ウッタル・プラデシ州のと殺場で、皮と冷凍肉を扱う工場に通知を発行した。

156-792 *Buffalo Traders Welfare Association v. Maneka Gandhi*, SCALE (PIL) 1981-97, 967 (3. 10. 1996).

デリーと殺場の移転先の候補となる新しい場所について、最高裁は関係機関に調査を命じた。

156-793 *Buffalo Traders Welfare Association v. Maneka Gandhi*, SCALE (PIL) 1981-97, 981 (17. 1. 1997).

イドガーと殺場事件。過去に下された指令の内容が矛盾した場合に関して。これまでの判決をすべて最高裁長官に提出するように命じた。

156-794 *Akhil Bharat Goseva Sangh v. State of Andhra Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 1000 (12. 3. 1997).

と殺場の機能とその影響について論じた事例。最高裁は、中央政府に報告書の提出を命じ、アンドラ・プラデシ州のバッファローの頭数にかかるアル・カビルの働きの影響を調べるように命じた。

156-795 *Buffalo Traders Welfare Association v. Maneka Gandhi*, SCALE (PIL) 1981-97, 1013 (3. 2. 1997).

156-796 *Akhil Bharat Goseva Sangh v. State of Andhra Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 1550 (20. 11. 1997).

インド政府が国内の家畜の個体数調査を指揮しているという報告を受けて、最高裁は、アンドラ・プラデシ州の家畜総数調査の完遂を命じた。

156-797 *Akhil Bharat Goseva Sangh v. State of Andhra Pradesh*, 1999 SCALE (PIL) 195 (20. 8. 1999).

157. Spreading awareness among citizens about clean environment (環境美化に対する市民の意識の広がり)

157-798 *M. C. Mehta v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 112 (10. 5. 1999).

157-799 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 376 (20. 4. 2000).

市民の間で美しい環境への関心を高めるために、命令を下した。

158. Standards of operation of pollution control systems (環境汚染コントロール・システムの操作基準)

158-800 *World Saviours v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 636 (13. 3. 1996).

命令を無視し、システムを導入しない工場に対して、閉鎖の命令を下しながらも基準を達成するために猶予を与えた。

159. Starvation deaths (餓死に対する救済)

159-801 *Sanjit Roy v. State of Rajasthan*, SCALE (PIL) 1981-97, 1674 (20. 1. 1983).

原告は社会活動団体の長。州が行っている飢餓救済事業に従事する労働者は、最低賃金すらも支払われていないことを発見した原告は、最低賃金法の違反を訴えて労働者への救済を求めた。最高裁は、憲法 23 条および最低賃金法により種政府に最低賃金の支払いを命じた (バグワティ裁判官)。また、最低賃金以下の支払いを続けることは、憲法 14 条違反だとした (パタク裁判官)。

159-802 *Indian Council of Legal Aid & Advice v. State of Orissa*, SCALE (PIL) 1981-97, 1314 (15. 9. 1997).

国家人権委員会によるヒアリングまで、審理を次に持ち越すことなどを命じた。

160. State accountability for inconsistent stand in respect of a certain power project (発電プロジェクトに関する一貫性なき基準に対する国の説明責任)

160-803 *Center of Indian Trade Union v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1870 (21. 4. 1997).

ダボール発電プロジェクトの有効性を争った事例。

160-804 *Center of Indian Trade Union v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1228 (2. 5. 1997).

エンロン発電プロジェクト (ダボール発電プロジェクト) および第 2 被告であるマハラシトラ州の説明責任が、ここでは問題になった。州の責任問題に関しては、公益性を有すとし、問題追求のための許可を原告に与えた。

161. State accountability for theft of power (電力盗用に対する国の説明責任)

161-805 *Suresh Chandra Sharma v. Chairman*, SCALE (PIL) 1998, 107 (13. 1. 1998).

最高裁は、高等権力委員会に電力盗用の事実の存在の有無を調査し、その責任者を特定するように命じた。

161-806 *Center of Indian Trade Union v. State of Maharashtra*, 1999 SCALE (PIL) 64 (29. 1. 1999).

最高裁は、2 人の上級弁護士を法廷の友に任命した。

162. Stone crushers (砕石工場による大気汚染)

162-807 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1447 (8. 10. 1991).

デリー近郊での砕石工場による大気汚染に関する事例。高裁で係争中の訴訟を最高裁に移送すべきことを命じた。

162-808 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1448 (20.11. 1991).

デリーとハリヤナ州での砕石作業に関して、中央環境委員会に工場の調査を命じた。

162-809 *Kennedy Valley Welfare Association v. Ceylon Repatriates Labourers Welfare and Service Society*, 1999 SCALE (PIL) 37 (25. 4. 1996).

162-810 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 610 (10. 5. 1996).

原告は、砕石工場、鉱山採掘業者らによって生じた環境破壊をハリヤナ環境委員会に調査させることを求めた。最高裁は、政府および環境委員会に命令を下した。また、観光地となっている湖水地帯から2キロの範囲での採掘活動を禁じた。

162-811 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 628 (29. 3. 1996).

最高裁は、鉱山所有者に対して、発表する機会を与えた。

162-812 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 755 (11. 10. 1996).

デリー・ハリヤナの湖の汚染に関するもの。予防原則は、憲法 21, 47, 48A, 51A(g)の各条に基づいて、インドの法律の一部として受容されているとし、命令を下した。

163. Street hawkers (行商人の権利)

163-813 *Footpath Dukandar v. Municipal Corporation of Delhi*, SCALE (PIL) 1981-97, 1723 (29. 9. 1986).

最高裁は、デリー市自治体に対して、行商人が商売をできるように中間差し止め命令を下した。

163-814 *Pramod Kumar v. New Delhi Municipal Committee*, SCALE (PIL) 1981-97, 1738 (30. 4. 1987).

原告に、原本資料を提出するように命じた。

163-815 *Sodan Singh v. New Delhi Municipal Committee*, SCALE (PIL) 1998, 148 (4. 2. 1998).

1989年の判決では、商売をする権利は憲法 21 条には含まれないが憲法 19 条 (1)(g)には含まれるとした。また、同年被告は、行商のための枠組みを作成した。それらを踏まえて本件では、無許可の行商人の立退き、キオスクの建設、営業場所の割当などについて定められた。また、チャツルベリ委員会の報告に従って被告に命令が下された。

163-816 *Sodan Singh v. New Delhi Municipal Committee*, SCALE (PIL) 1998, 161 (4. 2. 1998).

タレジャ委員会レポートに従って、行商人それぞれの申請を処理した。タレジャ氏は、レポート作成のため 5000 件にも及ぶ零細な行商人を 1 人 1 人訪問した。最高裁は、その報酬として 5 万ルピーをタレジャ氏に支払うように、被告に命じた。

163-817 *Sodan Singh v. New Delhi Municipal Committee*, SCALE (PIL) 1998, 283 (10. 12. 1998).

163-818 *Ramesh Kumar v. Municipal Corporation of Delhi*, 1999 SCALE (PIL) 184 (30. 7. 1999).

さらなる命令を下した。

163-819 *Sarojini Nagar Market Shop Keepers Association v. Municipal Corporation of Delhi*, 1999 SCALE (PIL) 191 (13. 8. 1999).

ある地域の商店会が、彼らの店舗の近くに占拠している者が通行人の邪魔になっていると訴えた。これに対して、最高裁は、チャツルベリ委員会レポートをもとに命令を下した。

163-820 *Letter No.17&26 of V. C. Chaturvedi in Civil Appeal No. 560/1998*, 1999 SCALE (PIL) 214 (10. 9. 1999).

最高裁は、申請をすべて処理し命令を下した。

164. Subordinate judiciary (下級裁判所)

164-821 *All India Judges Association v. Union of India*, 2001 (2) SCALE 327 (8. 2. 2001).

下級裁判所のサービスの低下に関する事例。

165. Taj Mahal: Preservation of, and protection from pollution (タージ・マハルの環境保護)

165-822 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 498 (1. 12. 1995).

タージ・マハル周辺の工場の移転に関する命令。

165-823 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 537 (19. 2. 1996).

法務長官に、ムンタージマハルホテルの建設を中止させるように命じた。

165-824 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 566 (23. 2. 1996).

アグラ地域の工場閉鎖命令。交通量を分散させるためのバイパス建設を6ヶ月以内に終えるように命じた。

165-825 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 554 (13. 3. 1996).

大気汚染の原因がディーゼル発電機の作動にあるとし、電力省にその発電機なしでのエネルギー供給の可能性を探るように命じた。

165-826 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 660 (15. 3. 1996).

関係省庁の大臣・事務官に裁判所侮辱を発行した。

165-827 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 594 (4. 4. 1996).

165-828 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 984 (22. 11. 1996).

中央環境委員会に、調査団をアグラへ派遣するように命じた。

165-829 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 701 (12. 7. 1996).

委員にレポート提出を求めた。

- 165-830 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 809 (30. 8. 1996).
中央環境委員会に、状況の進展を調査したレポートの提出を3ヵ月毎の視察を命じた。
- 165-831 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 973 (25. 9. 1996).
電気の安全な供給を命じた。
- 165-832 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 969 (3. 10. 1996).
さらに命令を下した。
- 165-833 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1041 (29. 10. 1996).
窯業の工場主に命令を下した。
- 165-834 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1015 (12. 12. 1996).
タージ地域の工場は、ガスに関してはGAILに相談すべきだと命じた。
- 165-835 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1009 (19. 12. 1996).
最高裁は、人材資源省大臣、文化省大臣、都市開発局にアグラを「世界遺産都市」とであると宣言する決定をするように命じた。
- 165-836 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 929 (30. 12. 1996).
原告の主張によると、タージマハル周辺の精錬工場による大気汚染のため、酸性雨が降る。また、窯業や交通、発電機も大気汚染の原因となっている。そこで、最高裁は、専門家による委員会を任命し、「マトゥーラ精錬所の環境への影響に関するレポート」を提出させ、それと宣誓供述書をもとに何回かに亘って命令・指令を下してきた。タージ地域内の292の工場に対して、詳細な命令を下した。
- 165-837 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 369 (17. 3. 1997).
原告は、タージ・マハルから半径500メートル以内での車両進入禁止と、タージ近くでのコンサート会場移転などの政府への命令を求めた。最高裁は、原告の請求を認める形で命令を下した。また、命令の実行状況を監視させるための委員会（考古学研究者やアグラ開発局職員などを委員に）を任命した。
- 165-838 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1232 (25. 4. 1997).
命令を下した。
- 165-839 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 120 (19. 1. 1998).
- 165-840 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 39 (24. 3. 1998).
委員会レポートの勧告を受け入れ、「アグラ遺産基金」を創設し、「周囲の大気の質監視本部」を設置することを命じた。
- 165-841 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 185 (21. 4. 1998).
- 165-842 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 189 (1. 5. 1998).
- 165-843 *M. C. Mehta v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 94 (5. 4. 1999).
委員を任命し、報告書作成を命じた。
- 165-844 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 114 (4. 4. 2000).

タージ・マハルの駐車場の移転に関して、命令を下した。

165-845 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 377 (2. 5. 2000).

タージ・マハル付近の売店の移転に関する命令を下した。

165-846 *M. C. Mehta v. Union of Uttar Pradesh*, 2000 SCALE (PIL) 183 (13. 9. 2000).

最高裁は、CPCB にタージ・マハル周辺の公衆の健康と汚染の状態を調査するように命じた。また、鋳工場への訪問と調査も命じた。

165-847 *Matter regarding 12th Report of Central Pollution Control Board with Matter regarding Mission Management Board*, 2000 SCALE (PIL) 187 (14. 9. 2000).

タージ・マハルの大気汚染。CPCB にレポート内容を WEB に掲載するように命じた。アグラ遺産基金の費用の負担を、ウッタル・プラデシ州政府に確認した。

165-848 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 188 (28. 9. 2000).

タージ・マハル周辺の店舗の移転。

165-849 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 329 (22. 11. 2000).

タージの鋳工場に対して、環境にやさしいガスを使うか移転するかを命じた。

165-850 *State of Uttar Pradesh v. M. C. Mehta*, 2000 SCALE (PIL) 330 (21.11.2000).

165-851 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 352 (4. 12. 2000).

デリー市内での汚染に関して、ノーダル・エージェンシーを通して命令の実行状況を最高裁に報告するよう命じた。

166. Telephone tapping (電話盗聴)

166-852 *People's Union for Civil Liberties v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1368 (18. 12. 1996).

原告は、社会活動団体。「政治家の電話の盗聴」という題の雑誌記事をもとに、インド電信法の 5(2)節の国益に関わる非常事態発生の場合、連邦政府、州政府は通信を傍受できると定める規定の違憲性を争った。最高裁は、プライバシーの権利は国際人権規約 17 条と憲法 21 条を合わせて読んで、憲法 21 条に含まれる基本的権利であるとした。そして、同法同項での権力行使のときに恣意性を排除するため、7(2)(b)節に基づいて、政府が公平、公正かつ合理的な手続を制定するまでは、プライバシーの権利が守られるように手続的な安全策が必要であるとして、命令・指令を下した。

167. Thermal power plant (火力発電施設と環境)

167-853 *Dahanu Taluka Environment Protection Group v. Bombay Suburban Electricity Supply Co. Ltd.*, SCALE (PIL) 1981-97, 242 (19. 3. 1991).

原告は環境保護団体であり、マハラシトラ州ダハヌの火力発電所の建設に反対して、ボンベイ高裁に訴えた。高裁は、訴えを却下した。そして、最高裁も却下

した。

167-854 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 968 (25. 9. 1996).

最高裁は、火力発電所にすべての環境汚染基準が設定されていること記した供述書の提出を命じた。

167-855 *M.C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 982 (10. 12. 1997).

最高裁は、これまで環境汚染コントロールのための設備設置状況を監視してきたが、本件でパटना高裁に転送した。

168. Town planning (都市計画)

168-856 *Forward Construction v. P. Mandel*, SCALE (PIL) 1981-97, 1710 (26. 11. 1985).

商業目的でのバスターミナルビルの建設の是非について。

169. Transferability of vehicles allotted through discretionary quota (任意に割り当てられた乗り物の輸送力)

169-857 *A. K. Mittal v. Maruti Udyog*, SCALE (PIL) 1981-97, 1709 (17. 9. 1984).

今後、「製造業重役任意割当」から車両を割り当ててはならないとした。

169-858 *A. K. Mittal v. Maruti Udyog*, SCALE (PIL) 1981-97, 1709 (24. 9. 1984).

最高裁は、任意の割り当てからかけ前を求める申請の総数など、被告に詳細な情報を報告するように求めた。

169-859 *A. K. Mittal v. Maruti Udyog*, SCALE (PIL) 1981-97, 1721 (9. 5. 1985).

カテゴリーに分けるための割り当ての際の基準を示した。

169-860 *A. K. Mittal v. Maruti Udyog*, SCALE (PIL) 1981-97, 1722 (7. 3. 1986).

169-861 *A. K. Mittal v. Maruti Udyog*, SCALE (PIL) 1981-97, 1736 (16. 12. 1986).

割り当てに関するガイドラインを制定した。

169-862 *A. K. Mittal v. Maruti Udyog*, SCALE (PIL) 1981-97, 1743 (3. 9. 1987).

170. Transparency in police investigations (警察による取調べの透明性—警察の残虐性)

170-863 *Prakash Singh v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1008 (24. 1. 1997).

警察の取り調べの手続きに関して、州によってはまだ宣誓供述書を提出していない。インド法律委員会はレポートを提出した。

170-864 *Prakesh Singh v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 212 (22. 7. 1998).

委員会にレポート提出を命じた。

171. Treatment of prisoners (受刑者の処遇)

171-865 *Veena Sethi v. State of Bihar*, SCALE (PIL) 1981-97, 14 (11. 5. 1982).

裁判所に、無料法律扶助委員会から、ある刑務所の受刑者の惨状を訴える手紙

が届いた。原告が提出した囚人のリストとレポートをもとに各囚人の状況を検証した。最高裁は、憲法 21 条により、囚人は違法な拘置のための損害賠償を州政府から受け取る権利があるとした。

172. Tribals (部族の権利)

172-866 *Banwasi Seva Ashram v. State of Madhya Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 1725 (20. 11. 1986).

本件は、手紙によって開始した。原告は、ヒンドゥ教の僧院。ある指定部族は森林の木の実、野菜、花、木材、動物などを採集して生計を立てていた。しかし、長年部族が使用していたジャングルが政府の保有林となったので、自由な移動が不可能となった。最高裁は、7つの命令を下した。

172-867 *P. Bawa Chandhary v. State of Madhya Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 180 (25. 10. 1989).

マディヤ・プラデシ州のある地域に住む指定部族は、耕作のため政府公用地を与えられていた。その地域の政府役人は、その部族の土地権利書を調整する代わりに、刑事訴訟法典にもとづいて、彼らを不法侵入で起訴した。原告は、相続の権利とともに、土地権利書の発行によって部族の財産を調整するように、州政府に命令を下すことを求めた。最高裁は、命令を下した。

172-868 *Sudip Mazumdar v. State of Madhya Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 698 (15. 7. 1996).

原告はジャーナリスト。最高裁は、部族の生命の保護のための計画を作るように政府に命じた。

173. Unauthorised construction (無認可の建設)

173-869 *D. D. Mittal v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 195 (16. 10. 2000).

委員会は大規模な捏造が行われたこと、政府による処罰の必要性を報告したが、最高裁は本件訴えを却下した。

173-870 *D. D. Mittal v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 304 (20. 10. 2000).

174. Unauthorised occupation and allotment of government accommodation (官舎の不法入居と不法割当)

174-871 *Shiv Sagar Tiwari v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 477 (20.11. 1995).

原告は、最高裁の弁護士である。公務員住宅に、入居資格を持たない者が入居していることが明らかになった。本件では、どのような職業の人々が不法に入居しているかが列挙された。また、最高裁は、命令を下し、財産局員に入居資格を規則化するように命じた。

- 174-872 *Shiv Sagar Tiwari v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 523 (29.1. 1996).
財産局長に、回復のための手続をとるように命じた。
- 174-873 *Shiv Sagar Tiwari v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 546 (14.2. 1996).
- 174-874 *Shiv Sagar Tiwari v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 598 (8.4. 1996).
最高裁は、財務局管理職に対して、III 種とそれ以上の人々で「特別な配慮」を要する範疇に属す人々に通知を発行し、彼らはなぜ立ち退くべきではないのか、その理由を示すこと、また最高裁の前に異議があれば、出頭することができることとした。
- 174-875 *Shiv Sagar Tiwari v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 523 (17.4. 1996).
セキュリティーの問題で割当を受けた VIP たちの転居に関して、都市問題雇用省に政策を明示するように命じた。
- 174-876 *Shiv Sagar Tiwari v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 543(24.4. 1996).
CBI に対して、割当に対する不満を調査するよう命じた。財産局長に対して、立ち退くべき人と立ち退く必要のない人の名簿を用意するように命じた。
- 174-877 *Shiv Sagar Tiwari v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 647 (25.4. 1996).
最高裁は、すべての政府の決定は、公平で公正でなければならないとした。ところが、元 VIP が政府住宅に入居している事に関して、いくつか検討を要する基準がある。そこで、インド政府に、事実の再調査と新たな決定をとることを許可した。財産局長に対して、そのような人々に個人的に通告を発行するよう命じた。そして、そのような人々から受けた抗議をまとめて提出するように命じた。
- 174-878 *Shiv Sagar Tiwari v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 670 (7.5. 1996).
最高裁は、不法入居および集金されるべき賃料の額についてさらなる調査を進めた。
- 174-879 *Shiv Sagar Tiwari v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 724 (19.7. 1996).
更なる調査により、都市問題開発省職員の職権濫用が明らかになった。CBI は報告書によって、ギャング組織と財産省、財産局との結びつきを明らかにした。
- 174-880 *Shiv Sagar Tiwari v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 764 (31.7. 1996).
政策決定とガイドライン画定は、政府のすべきことであるとした。
- 174-881 *Shiv Sagar Tiwari v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1005 (30.9. 1996).
グプタ・レポートをもとにした議論に関するヒアリングを行った。退去を勧告されている人々、賃料支払いを命じられた人々は、最高裁に出廷するように命じた。
- 174-882 *Shiv Sagar Tiwari v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 905 (23.12. 1996).
原告は最高裁の弁護士である。原告は、インディアン・エクスプレス紙（1994年9月5日付）の「明かりの下の闇」という見出しの記事をもとに、都市開発省における住宅詐欺(Housing Scam)の存在を訴え、係争中はいくつかの型の住宅を割り当てないように命じることおよびその他の割り当ての汚職について

も調査を命じることを、最高裁に求めた。最高裁は、カテゴリー一別に不法入居の内容を検討し、退去、不払いの家賃の支払いについて命令を下した。

174-883 *Mukesh Rasiklal Patel v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 990 (24. 2.1997).

第三被告は、国会議員を辞職した後もなお、政府住宅に居住し続けていた。

174-884 *Shiv Sagar Tiwari v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 184 (20.4. 1998).

立ち退きに応じない者を裁判所侮辱で起訴した。

174-885 *Shiv Sagar Tiwari v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 200 (12.5. 1998).

政府住宅の立ち退きに関して。

175. Undertrials (未決囚の権利)

175-886 *R. D. Upadhyay v. State of Andhra Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 546 (12. 3. 1996).

原告は、最高裁の弁護士である。最高裁は、ティハール刑務所の囚人のリストを調査するための時間をデリー市に与えた。

175-887 *R. D. Upadhyay v. State of Andhra Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 629 (19. 3. 1996).

原告は、ティハール刑務所に長い時間、審判もなく拘留されている囚人がたくさんいると主張。迅速な裁判を受ける権利は憲法 21 条が保障する権利であると述べながら、2 年以上拘留されている囚人の釈放とそれ以外の囚人を保釈金によって釈放すべきことを命じた。

175-888 *R. D. Upadhyay v. State of Andhra Pradesh*, SCALE (PIL) 1998, 323 (10. 12. 1998).

長期拘置されている未決囚の釈放を命じた。

175-889 *R. D. Upadhyay v. State of Andhra Pradesh*, 1999 SCALE (PIL), 100 (16. 4. 1999).

175-890 *R. D. Upadhyay v. State of Andhra Pradesh*, 1999 SCALE (PIL), 255 (16. 12. 1999).

主席下位裁判所裁判官に高裁を通して最高裁に報告書を提出するよう命じた。

175-891 *R. D. Upadhyay v. State of Andhra Pradesh*, 2000 SCALE (PIL), 52 (20. 1. 2000).

1962 年から拘置されている囚人を老人ホームに移すように命じた。

175-892 *R. D. Upadhyay v. State of Andhra Pradesh*, 2000 SCALE (PIL), 78 (3. 2. 2000).

上記囚人の処遇に関して。

175-893 *R. D. Upadhyay v. State of Andhra Pradesh*, 2000 SCALE (PIL), 331 (29. 11. 2000).

上記囚人への損害賠償の支払いを命じた。長期拘置されている未決囚に対する金銭賠償に関して命令を下した。

175-894 *R. D. Upadhyay v. State of Andhra Pradesh*, 2000 (4) SCALE 170 (3. 2. 2000).

上記囚人の裁判に関して。

176. Unlawful occupation of empty buildings by homeless (ホームレスによる空きビルの不

法占拠)

176-895 *Ram Kishore v. Municipal Corporation of Delhi*, 2000 SCALE (PIL) 351 (1. 12. 2000).

原告は入居資格を有する者であるが、最高裁は、その土地が定住可能な公用地ではないことを理由に契約を結ぶことは出来ないとした。

177. Use of lead free petrol (無鉛ガソリンの利用と環境保護)

177-896 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1216 (13. 5. 1993).

サイキア委員会はそれまでに 13 もの中間報告を提出。原告、委員会、環境省それぞれの観点から、最高裁は、判断を下したいと述べた。

177-897 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1215 (12. 8. 1994).

最高裁は、状況に十分な改善が見られなかったことを嘆いた。

177-898 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1217 (21. 10. 1994).

最高裁は、関係省庁に対して、ガソリンの供給を命じた。また、無鉛ガソリンが指定された販路で販売されるように命じた。

177-899 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1218 (28. 3. 1995).

まず、政府の公用車から CNG 車に変えるように命じた。

177-900 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1219 (9. 2. 1996).

関係省庁の長官に対して、無鉛ガソリン販路の開通、ガソリンに閉める亜鉛の割合を減らすこと、ディーゼル・エンジンのサルファ剤を減らすこと、CNG ステーションや CNG キットの設置に関するレポートの提出を命じた。

177-901 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 539 (14. 2. 1996).

デリー開発局に対して、これまでになされた状況の展開を記録して提出するように命じた。

177-902 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1219 (26. 4. 1996).

政府の古い車両は、すべて 1996 年 6 月までに触媒コンバータまたは CNG キットを取り付けなければならないとした。

177-903 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 680 (9. 5. 1996).

まず、インド政府の公用車をすべて CNG に変えるようにと命令した。

177-904 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1221 (23. 9. 1996).

最高裁は、将来的には、大都市を走るすべての車両は CNG に変換されるべきだとの見解を示した。

177-905 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1222 (7. 10. 1996).

CNG 関連機器の大規模な輸入を 1996 年 12 月までに終えるよう、政府に命じた。

177-906 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1224 (9. 12. 1996).

インド政府、関係省庁に対して、CNG 対応の機器を作る会社を支援するよう

に命じた。

177-907 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1226 (21. 3. 1997).

新たな命令を下した。

177-908 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1226 (24. 2. 1997).

NDMC にサービス・ステーションに関する状況の説明を命じた。

178. Urban waste management and disposal (都市のゴミ処理問題)

178-909 *Almitra H. Patel v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1288 (3. 3. 1997).

最高裁は、被告が宣誓供述書を提出するにあたって留意すべきポイントを6つあげた。

178-910 *Almitra H. Patel v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1289 (21. 4. 1997).

各州政府の首相に対して、計画委員会や CPCB のレポートおよび勧告を実施するために州がこれまでにとった措置を、宣誓供述書に述べて提出するように命じた。

178-911 *Almitra H. Patel v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1290 (28. 7. 1997).

被告に低費用の廃棄物衛生のためのオプションを考えるように命じた。

178-912 *Almitra H. Patel v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 39 (11. 1. 1999).

178-913 *Almitra H. Patel v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 95 (12. 4. 1999).

178-914 *Almitra H. Patel v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 193 (13. 8. 1999).

178-915 *Almitra H. Patel v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 234 (15. 10. 1999).

ムンバイ、チェンナイ、カルカッタ、デリーの美化について。最高裁は、公共サービスの一部または全部を民営化する可能性を暗示した。

178-916 *Almitra H. Patel v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 245 (24. 11. 1999).

固形廃棄物規則について。

178-917 *Almitra H. Patel v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 47 (11. 1. 2000).

裁判所の指令に従わない州に罰金を科した。

178-918 *Almitra H. Patel v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 81 (15. 2. 2000).

命令が実行されていないため、デリーの美化のためインド政府、MCD、NDMC に命令を下した。

178-919 *Almitra H. Patel v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 155 (2. 8. 2000).

178-920 *Almitra H. Patel v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 159 (4. 8. 2000).

ゴミ処理とスラム除去に関して命令を下した。

178-921 *Almitra H. Patel v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 185 (14. 9. 2000).

最高裁は、訴訟費用に関して、本件は公益訴訟なので、原告が負担してきた訴訟費用は被告がこれまでに振り込んだ預金から原告に払うことを定めた。

178-922 *Almitra H. Patel v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 305 (9. 11. 2000).

179. Vehicular pollution (車両による大気汚染)

179-923 *M.C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1583 (21. 4. 1987).

デリー市に命令遵守の様子が見られなかったため、その理由を示すように命じた。

179-924 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 304 (14. 11. 1990).

違法な車両の起訴に関する完全なリストの提出をデリー市に命じた。車両の性質、起訴の日付、違反の内容についてのリストである。

179-925 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 254 (14. 4. 1991).

デリー電力供給事業と車両による大気汚染。憲法 48A 条、51A 条により環境保護の義務があるとし、デリー市内の大気改善のためモニタリング委員会を設置し、大気汚染防止法も制定した。最高裁によって、大気汚染問題の解決のための委員会を作り、政府にこの委員会への協力を命じた。

179-926 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 100 (7. 1. 1998).

指令を下し、国家首都地域環境汚染（防止・コントロール）委員会の設置を、インド政府に命じた。

179-927 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 106 (13. 1. 1998).

179-928 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 199 (12. 5. 1998).

最高裁は、混乱する交通渋滞を改善するための命令を下してきた。

179-929 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 215 (28. 7. 1998).

最高裁の指令によって任命された委員会にレポート提出を命じた。また、政府に対しては、無鉛ガソリンの供給と触媒コンバータ使用のための措置をとるよう命じた。

179-930 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 213 (28. 7. 1998).

先の命令が実行されていないことを嘆いた。

179-931 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 264 (22. 9. 1998).

179-932 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1998, 273 (1. 12. 1998).

デリーでの交通の混乱と車両による大気汚染をなくすために下した指令を政府は実施してこなかったため、最高裁は時に応じて命令を下してきた。本件では、四輪車両へのスピード制御装置の設置、バスはバス・レーンを走行すべきこと、バス・レーンにバス以外の車両が進入してはならないこと、スクールバスの運転手は5年以上の経験者に限ること、さらに運転手はそれとわかる制服を着用すべきこと、これらの命令をむこう6週間1日おきに電子メディアで知らせるべきことを命じた。

179-933 *M. C. Mehta v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 98 (16. 4. 1999).

デリー市内の交通と大気汚染。原告の1人は、新たな指令が下されるまではデ

ディーゼル車両の登録を直ちにやめるように命令を下すことを求めた。最高裁は、法務次官に、登録されているディーゼル車両と石油で動く車両の数を報告するように命じた。無鉛ガソリンと CNG の使用を命じた指令の実施のための期間を延長した。

179-934 *M. C. Mehta v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 106 (29. 4. 1999).

179-935 *M. C. Mehta v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL) 114 (13. 5. 1999).

179-936 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 120 (24. 4. 2000).

デリー市内でのスクールバスはすべて CNG に変えるべきだとした。

179-937 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 135 (10. 5. 2000).

179-938 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2000 (3) SCALE 353 (31. 3. 2000).

179-939 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2000 (4) SCALE 171 (24. 4. 2000).

2001 年 3 月 31 日までにすべてのバスの燃料は CNG にすべきだとした。

179-940 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2001 (1) SCALE 628 (31. 1. 2001).

179-941 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2001 (2) SCALE 322 (16. 2. 2001).

CNG バスへの転換計画。一般公共に不都合が生じないための命令を下した。

179-942 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2001 (2) SCALE 692 (26. 3. 2001).

市内のタクシーも CNG 燃料に転換すべきだとした。

180. Water pollution (水質汚染)

180-943 *Environment Protection Council v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1730 (18.11. 1986).

被告は専門家による委員会の勧告に従わないので、最高裁はその実行を命じた。

180-944 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1585 (22. 9. 1987).

原告は、町々から出る下水や工業排水がガンジス川に垂れ流されているのに、政府も人々もガンジス川の汚染防止のために十分な注意を払っていないと主張した。最高裁は、憲法 48A、51A 条、水質（保全・汚染コントロール）法、環境保護法、ストックホルム人間環境宣言から、ガンジス川の清潔さを守るための措置がとられなければならないとした。行政府によって立法が実施されていないことを指摘しつつ、政府の共同下水処理設備設置のための会計計画、およびガンジス川保全のための行動計画をもとに、政府環境省に対して、状況説明を求めた。政府のウツタル・プラデシ委員会へ指令の実行を命じた。設備を導入しない皮なめし工場は、閉鎖すべしとの命令を下した。ガンジス川は、インド人にとって特別な川であるため、工場閉鎖による失業が生じたとしても国民の生活・健康・エコロジーには変えられないとした。

180-945 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 86 (12. 1. 1988).

生活排水によるガンジス川の汚染に関するもの。最高裁は、地方公共団体にも命

命を下した。憲法 51A 条により、環境教育の実施をインド政府に命じた。

180-946 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 89 (9. 2. 1988).

工場排水による水質汚染を止めるため、最高裁は、水質汚染防止法、環境保護法をもとに命令を下した。

180-947 *Rajasthan State Electricity Board v. Cess Apellate Committee*, SCALE (PIL) 1981-97, 216 (8. 10. 1990).

原告は 1957 年に電力供給法にもとづいて設立された団体である。ある川土手に火力発電所を建設した。発電所は、コンデンサーを冷却するため、大量の水を消費する。高裁の水質保護法第 25 節 (1) に基づく同意がない場合、原告は払い戻しを受ける資格はないとした。

180-948 *Subhash Kumar v. State of Bihar*, SCALE (PIL) 1981-97, 265 (9. 1. 1991).

最高裁は、この事例を私的利益に基づくものとみなし、公益訴訟として扱わなかった。

180-949 *Akhil Bharat Goseva Sangh v. State of Andhra Pradesh*, SCALE (PIL) 1981-97, 404 (25. 10. 1994).

と殺場の機能と効力について。最高裁は、高裁のレポートをもとに調査委員会を任命した。

180-950 *Indian Council for Environmental Action v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 473 (10. 11. 1995).

最高裁は、灌漑のせいで農作物に損失を出した農夫に、損害賠償を与えるように、州政府に対して命じた。その額を確定するためのレポート提出を地裁裁判官に命じた。

180-951 *Indian Council for Environmental Action v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 648 (10. 5. 1996).

州政府に対して、汚染された水によって農作物に被害を受けた農民への補償の支払いと、共同下水処理設備の設置を命じた。事務次官に対しては、未処理の下水が放出されないことを確保するための協定を工場主との間に結ぶべきことを命じた。

180-952 *Ranjan Deb v. v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 1015 (24. 9. 1996).

原告は、水質汚染の原因となっているプリ市から出る排水は、プロジェクトによって処理されるべきだと主張した。最高裁は、そのプロジェクトの運営をインド政府が負担すべきだとした。

180-953 *Sugarcane G & S Sugars Shareholders Association v. T. N. Pollution Control Board*, SCALE (PIL) 1998, 117 (15. 1. 1998).

8 人からなる委員会に、環境にやさしい輸送、処分、リサイクル、再利用の状況改善の調査と提案を命じた。

- 180-954 *In Re: Bhavani River – Sakthi Sugars Ltd.*, SCALE (PIL) 1998, 123 (29. 1. 1998).
PCB が下してきた命令は実施されていないため、最高裁はタミル・ナドゥ州 PCB に報告書の提出を命じた。
- 180-955 *Re: Bhavani River – Sakthi Sugars Ltd.*, SCALE (PIL) 1998, 220 (30. 7. 1998).
排水の川への垂れ流しは、公益に関わるとした。法廷の友の費用は、最高裁法律サービス委員会に負担を命じた。
- 180-956 *D. L. F. Universal Limited v. A. Lakshmi Sagar*, SCALE (PIL) 1998, 236 (2. 9. 1998).
州政府の指令を退けた高裁判決を支持することはできないとして、本件を却下した。
- 180-957 *Environment Society of India v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL), 68 (5. 2. 1999).
アスベストの毒性に関する事例。原告は被告にアスベスト工場閉鎖の職務執行令状の発行などを求めた。
- 180-958 *Environment Society of India v. Union of India*, 1999 SCALE (PIL), 98 (16. 4. 1999).
- 180-959 *State of Manipur v. Chandam Manihar Singh*, 1999 SCALE (PIL) 229 (23. 9. 1999).
CPC の議長と他の委員の任期は 3 年とされた。
- 180-960 *D. K. Joshi v. Chief Secretary, State of Madhya Pradesh*, 1999 SCALE (PIL) 243 (19. 11. 1999).
アグラ市の飲料水の汚染に関するもの。原告はアグラ市民。ウッタル・プラデシ州 PCB、ウッタル・プラデシ州政府が指令を実施せず、権限を行使しないために市民が苦しんでいると訴えた。そこで、最高裁はモニタリング委員会を任命し、市民に清潔な飲み水を確保し、十分な下水施設をつくり、ゴミ処理基準を設定するよう命じた。
- 180-961 *Uttar Pradesh Pollution Control Board v. Mohan Meakins Lid.*, 2000 SCALE (PIL) 106 (29. 3. 2000).
原告は 1983 年に、排水の垂れ流しが水法違反であるとして被告を起訴した。最高裁は、セッションズ裁判所および高裁の判決を退けて、トライアル裁判所に法に従って事案の解決を進めるよう命じた。
- 180-962 *M. C. Mehta v. Kamal Nath*, 2000 SCALE (PIL) 138 (12. 5. 2000).
原告は、あるモーターが川の流れを妨げ生態系バランスにダメージを与えたため、損害賠償支払いの責任をとらなければならないこと、そして川、森林、大気、水を汚すことは憲法 21 条および憲法 51 条 A(g) 条違反であると訴えた。最高裁は、原因者負担の原則、憲法 21 条、14 条、32 条、環境立法（環境保護法、大気法、水法）の罰金規定をもとにそのモーターは罰金を払うべきであるとしつつも、裁判なしに罰金を科すことはできないとした。最高裁は、そのモーターに損害賠償命令を下した。
- 180-963 *Ambedkar Tanners Association v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 333 (14. 9.

2000).

180-964 *Andhra Pradesh Pollution Control Board-II v. M. V. Nayudu*, 2000 SCALE (PIL) 333 (1. 12. 2000).

最高裁は、予防原則および原因者負担の原則により、本件第7被告に対して、環境汚染の危険がないことを立証するよう命じた。また、清潔な水にアクセスする権利は憲法21条の保障する権利であることに触れつつ、健康な環境の概念は基本的権利である生命権の一部であるとした。

181. Water resources (水源での汚染)

181-965 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 974 (25. 9. 1996).

最高裁は、デリーの水源地域にある学校、宗教的礼拝所、デリーの住宅地で操業する工場、および水源に関する報告を把握し、状況の進展を確認した。

182. Women vendors (女性行商人の権利)

182-966 *Self-employed women's association v. Municipal Corporation of Ahmedabad*, SCALE (PIL) 1981-97, 1735 (17. 12. 1986).

最高裁は、地方公共団体に対して、臨時的ライセンスの性質を持った証書を発行するよう命じた。

183. Working of observation homes for children (児童観察施設の機能)

183-967 *Sheela Barse v. Children Aid Society*, SCALE (PIL) 1981-97, 1531 (20. 12. 1986).

原告は、フリーランスのジャーナリストとマハラシトラ州法律扶助委員の2名。本件は、児童監察施設の機能に関する訴えである。最高裁は、原告の主張を認め、被告、マハラシトラ州と高裁に命令を下した。

184. Yamuna river: pollution (ヤムナ川の汚染)

184-968 *M. C. Mehta v. Union of India*, SCALE (PIL) 1981-97, 139 (2. 2. 1996).

184-969 "*Hindustan Times*" *A. Q. F. M. Yamuna v. Central Pollution Control Board*, SCALE (PIL) 795 (7. 8. 1996).

中央環境汚染コントロール委員会に、甚大な環境汚染の被害を与えている2つの工場の調査を命じた。

184-970 *News Item Hindustan Times "A. Q. F. M. Yamuna" v. Central Pollution Control Board*, SCALE (PIL) 1981-97, 809 (29. 8. 1996).

中央環境汚染コントロール委員会のレポートにもとづいて、当該工場に改善のための機会を与えた。

184-971 *News Item Hindustan Times "A. Q. F. M. Yamuna" v. Central Pollution Control Board*,

- 1999 SCALE (PIL) 204 (27. 8. 1999).
CPCB にモニタリング・ステーションを設立するように命じた。毎日一定の地点での水質検査を義務付けた。
- 184-972 *News Item Hindustan Times “A. Q. F. M. Yamuna” v. Central Pollution Control Board*, 1999 SCALE (PIL) 287 (13. 9. 1999).
- 184-973 *News Item Hindustan Times “A. Q. F. M. Yamuna” v. Central Pollution Control Board*, 1999 SCALE (PIL) 258 (17. 12. 1999).
被告が命令を実施していなかったため、政府とデリー行政当局に指令を実施していない理由を明らかにするように命じた。
- 184-974 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 355 (24. 11. 1999).
下水処理設備設置の遅れ。
- 184-975 *News Item Hindustan Times “A. Q. F. M. Yamuna” v. Central Pollution Control Board*, 2000 SCALE (PIL) 56 (24. 1. 2000).
最高裁は、デリーのすべての工場にヤムナ川への排水の垂れ流しをやめるように命じた。
- 184-976 *News Item Hindustan Times “A. Q. F. M. Yamuna” v. Central Pollution Control Board*, 2000 SCALE (PIL) 105 (10. 3. 2000).
命令は実行されていない。
- 184-977 *News Item Hindustan Times “A. Q. F. M. Yamuna” v. Central Pollution Control Board*, 2000 SCALE (PIL) 135 (11. 7. 2000).
命令は実行されていない。命令を守らない者に対して罰金を科すことにした。
- 184-978 *M. C. Mehta v. Union of India*, 2000 SCALE (PIL) 375 (31. 8. 2000).
商業ビル移転に関する命令を下した。
- 184-979 *News Item Hindustan Times “A. Q. F. M. Yamuna” v. Central Pollution Control Board*, 2000 SCALE (PIL) 148 (11. 10. 2000).
命令は実行されていないため、CPCB レポートは状況の進展を示すものではなかった。
- 184-980 *News Item Hindustan Times “A. Q. F. M. Yamuna” v. Central Pollution Control Board*, 2000 SCALE (PIL) 325 (13. 11. 2000).
- 184-981 *News Item Hindustan Times “A. Q. F. M. Yamuna” v. Central Pollution Control Board*, 2000 (1) SCALE 421 (8. 1. 2001).

付属資料 2

ヴィンチャカ判決で示されたガイドライン

1. 職場またはその他の団体の雇用主または責任者の義務

雇用主或いは責任者は、その職場でセクシュアル・ハラスメントを防止することを義務付けられている。

セクシュアル・ハラスメント行為の防止または阻止、及び要求されるすべての段階を経てセクシュアル・ハラスメント行為の解決、和解、または執行を手段に加えることは、職場またはその他の団体の雇用主またはその他の責任者の義務である。

2. セクシュアル・ハラスメントの定義

この目的のためにセクシュアル・ハラスメントは、以下のように、嫌がらせかつ性的なものであると決定された振る舞い（直接的であるか、暗示的なものであるかは問わない）を含む。

- a) 肉体的な接触と接近
- b) 性的な要求
- c) 性的に歪められた評価
- d) ポルノ写真を見せること
- e) その他のあらゆる受け入れがたい肉体的、言語的、非言語的、性的な性質の行為

上記の行為の犠牲者がその雇用または仕事に関連して、給料、謝礼を得るものであれ、任意のものであれ、その職場が政府であれ、公企業であれ、私企業であれ、合理的な理解をする環境にて、これらの行為が一つでもなされるならば、それは侮辱的であり、健康問題、安全問題を構成するといえるであろう。例えば、その女性にとって、反対が採用または昇進を含む雇用または仕事に関連して不利になると思うに合理的な理由がある場合、または敵対的な労働環境を創出する場合、差別的である。もし犠牲者が問題の行為に同意しないならば、または異議を申し立てるならば、不利な結果となるかもしれない。

3. 防止のための手段

公共機関または民間の職場のあらゆる責任者は、セクシュアル・ハラスメントを防止するのに適切な手段を取らなくてはならない。この義務の大部分の一般性への偏見なしに、以下の手段が取られるべきである。

- (a) 職場での上記で定義されるセクシュアル・ハラスメント禁止の表明は、適切な方法で、告知、出版、回覧されるべきである。
- (b) 行為と規律に関する政府の定めた規則は、セクシュアル・ハラスメントを禁

止するものを含むべきである。そして、違反者に対しては、適切な罰則を与えるべきである。

(c) 民間の使用者に関しては、産業雇用（裁判所審理規則）法に基づいて前述の禁止事項を考慮して防止手段をとるべきである。

(d) 仕事、余暇、健康そして衛生の点で適切な労働環境を与えなければならない。職場で女性に対して敵対的な環境にならないことをさらに確保するべきである。そして、女性従業員が、雇用に関して、不利にならないようにするべきである。

4. 刑事法上の手続

問題となった行為が、刑事法典及び他の関連する法律に違反するものであるならば、使用者が法に従って適切な当局に不服を申し立て、適切な措置をとらなければならない。

特にセクシュアル・ハラスメントの訴えを処理している期間、被害者または目撃者が被害に曝されることや、差別を受けることがないようにするべきである。セクシュアル・ハラスメントの被害者は、加害者の移動または自分自身の移動を求めることもできる。

5. 懲戒処分

関連する就業規則による雇用の定義で当該行為が違法行為を構成するならば、使用者は、適切な懲戒処分を定めに従って取るべきである。

6. 苦情処理制度

当該行為が法の下で違法となるか就業規則違反を構成するかどうかに関わらず、適切な苦情処理制度は、使用者の組織の中で創造されるべきであり、このような苦情処理制度は、苦情に関する限られた期間内で処置がとられるべきである。

7. 苦情処理委員会の設置

6の苦情処理制度には必要に応じて、苦情処理委員会、特別相談員、または補助サービスが、秘密性の維持を含めて十分に与えられるべきである。

苦情処理委員会は、一人の女性または過半数が女性で構成される委員会によって構成されるべきである。更に、いかなる不当な圧力および上司の影響力を防ぐために、苦情処理委員会は、第三者機関、例えばセクシュアル・ハラスメントに詳しいNGOまたはその他の団体を含むべきである。

苦情処理委員会は、苦情と行為に関わる政府部署に年次報告書を作成しなければならない。

使用者及び責任者は、政府部署への苦情処理委員会の報告を含む前述のガイドラインに従って報告する。

8. 従業員のイニシアティブ

従業員は、労働者の会議及び適切な話し合いの場で、セクシュアル・ハラスメント問題を取上げることが許されるべきである。それは、使用者・従業員会議でも積極的に議論されるべきである。

9. 注意

この点で、特にガイドラインを公告して、相応しい方法で、際立って女性従業員の権利に注意を払うべきである（当該問題に関して制定された際には、ガイドラインのみならず適切な立法にも）。

10. 第三者によるセクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントが、第三者または外部の者による行為または怠慢の結果として起こるとき、使用者及び責任者は、支援と防止措置のため、あらゆる必要かつ合理的な措置をとって、被害を受けた人を助ける。

11.

連邦政府及び州政府は、立法を含めて適切な措置を採用することを考慮すべきである。立法は、この判決によって定められたガイドラインを民間企業にも遵守させることが要求される。

12.

これらのガイドラインは、1993年の人権保護法が保障するいかなる権利も侵害するものではない。

従って、上記のガイドラインと規範が、両性の平等の確保と実施のためにあらゆる職場で厳守されることを命じる。これらの命令はこの分野を網羅する立法が制定されるまで、法として拘束力を持つ。

付属資料 3

職場における女性のセクシュアル・ハラスメント（防止）2000年法案

これは、雇用主、上司、同僚、その他職場に関わるあらゆる人および問題による女子従業員の職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のための法案である。

もしこの法案がインド共和国第 50 年の年に議会によって以下のように制定されるならば、

1.

(i) この法律は、女性の職場におけるセクシュアル・ハラスメント（防止）2000年法と呼ばれる。

(ii) それは、インド全土に拡張する。

(iii) それは、即座に効力が発生し、強制力をもつべきである。

2. この法律は、その他の方法で事情が要求するならば、

(a) 「適切な政府」とは、中央が負う事業や部署に関連して中央政府を意味し、その他の事業と部署に関連して州政府を意味する。

(b) 雇用者とは、以下のことを意味する。

(i) 適切な政府のコントロールのもとにある官庁に関連して、従業員の監督と管理のために適切な政府によって任命された個人または当局、または個人も当局も任命されていない官庁に関連して当該部署の長。

(ii) あらゆる地方当局の下にある官庁に関連して従業員の監督と管理のためにこのような当局に任命された個人、または誰もそのように任命されていない場合は行政府の役人の長。

(iii) いかなる他の場合でも、官庁または家の出来事に対する最終的な決定権を持つ個人、若しくは当局と、経営者、経営ディレクター、または経営エージェントと呼ばれるあらゆる人及びその他のあらゆる名前と呼ばれるこのような人に信託される場所。

(c) 「セクシュアル・ハラスメント」は、言葉によるか、身振りによる性的な接近、性的に明示的かつ卑下する言葉または評価、避けられうる肉体的な接触及び接近のような受け入れがたい性的に決定的な態度、触れること、なでること、いかがわしい評価、つねること、口笛を吹くこと、じっと見つめること、性的に傾き、かつ猥褻な冗談、肉体的な外見に関するコメント、名誉を汚すような誘い、ポルノ的な材料の使用、性的な要求、脅し、あてこすり、男性上司、男性同僚またはさしあたり女子労働者の性的に嫌が

らせをする立場にあるすべての人々による肉体的侮辱と邪魔といったあらゆる行いを含む。

(d)「女性」とは、いかなる官庁、家、または産業での賃金、若しくは類似したその他の報酬のために雇用された女性のことである。それは、直接雇われたか、何らかの機関を通して雇われたかに関わらない。

(e)「職場」とは、以下のものを意味する。

- (i) 工場
- (ii) 炭坑
- (iii) プランテーション
- (iv) 農場
- (v) 病院または介護施設
- (vi) 商店または商業会社
- (vii) 窯業
- (viii) 建設現場
- (ix) あらゆる金融機関
- (x) 電信局、郵便局、電話局等を含むあらゆる政府、半政府の官庁または部署
- (xi) あらゆる民間事務所、または家
- (xii) あらゆる学校、単科大学、総合大学、またはそのような機関
- (xiii) 人々を乗馬、アクロバット、その他の催し物のショーのために雇っている会社
- (xiv) その他のあらゆる場所、女性が働いているところ

3. インド刑法典またはさしあたり強制力のある法律に含まれているあらゆるものに関わらず、職場で女性に性的な嫌がらせをする者は、5年まで延長されうる期間、懲役に罰せられるか、若しくは最大 2 万ルピーにまでの罰金に処せられるか、両方の刑罰に処せられるべきである。

4. さしあたり強制力のあるあらゆる法律に含まれているすべてのものにも拘わらず、無実を立証する責任は被告にあり、性的嫌がらせを受けた女性は反証の際に証拠方法を導く権利を有すべきである。

5. さしあたり強制力をもつ他のあらゆる法律に含まれるすべてのことに拘わらず、もしセクシュアル・ハラスメントに相当する行為が職場で犯された場合、監督官、経営者、経営ディレクターは、その組織のなかのセクシュアル・ハラスメント委員会に対して共同責

任を負うべきである。そして、インド刑法典セクション 34 はこのような場合に適用されるべきである。

6. さしあたり強制力のある他のあらゆる法律に含まれているあらゆることにかかわらず、職場で性的な嫌がらせを受けた女性の場合、本人もしくは本人の同意を得た上で女性団体または本人が所属する労働組合のいずれかによって申し立てられるべきである。

7. この法律の下で犯された違反の公判は、被害に遭った女性の要望があるならば、カメラに収録される。

8. セクシュアル・ハラスメントの行為が、インド刑法典または他のあらゆる法律の下で特別の違反に相当する場合、雇用主は法律に従ってセクシュアル・ハラスメントの訴えを扱っている間、被害者または目撃者が被害に遭わないこと及び差別されないことを確証して、適当な部局への不服申立によって訴訟を主導するべきである。セクシュアル・ハラスメントの被害者は、加害者の移動または自らの移動を求める選択肢を持つべきである。

9. セクシュアル・ハラスメントの行為が関連するサービス規則によって定義されたように雇用における違反行為に相当する場合、適当な規律的行為はこれら規則に従って雇用者によって主導されるべきである。

10. このような訴訟が、法律の違反、またはサービス規則の不履行を構成するかどうかは、第 11 節第 1 款に述べられているような申立の制度は、被害者によってなされた不服の救済のために雇用主の組織において創造されるべきである。このような申立の制度は、不服の取り扱いに時間的制限を保障するべきである。

11.

- (i) 申立委員会は、1 人またはその半数以上を女性とする 5 人の委員からなるべきである。
- (ii) それは、非政府組織またはセクシュアル・ハラスメントに熟知する他の団体を含む。
- (iii) それは、委員によってとりあげられた申立と訴訟についての年次報告書を政府の関係部署に提出すべきである。

12. 従業員は、従業員の会合及びその他の適切な話し合いの場にて、セクシュアル・ハラスメントを論点としてあげることが許されるべきである。そして、それは雇用者・従業員の会合で積極的に議論されるべきである。

13. セクシュアル・ハラスメントが第三者または部外者による行為または使命の結果と

して生じた場合、雇用主及び責任者は、支援及び防止のための行動という意味で、関係する人を助けるためのあらゆる必要かつ合理的な措置をとる。

14.

(1) 適当な政府が担当官を任命すべきである。その人物は、可能な限り女性であるべきであり、適切な方法でこの法律から生じる事例を扱う管轄権の下、すべての部署または官職での特別担当官であるべきである。

(2) 第1款で任命された特別担当官は、その部署、官職または会社の女性従業員によって持ちこまれた申立を扱うべきであり、調査のため第11節で構成されている申立委員会にそれを送るべきである。

15. 適切な政府は、地区レベルでも担当官を任命すべきであり、その者は可能な限り女性であるべきである。第14節(1)で網羅されている人以外に当該地区の管轄権の範囲でこの法案の規定から生じる事例を扱うのは、あらゆる地区であるべきである。

16. 事務所、組織、工場、官庁、その他のあらゆる職場の責任者である雇用主、経営者、監督官、若しくはあらゆる従業員、個人は、女性の性的嫌がらせにふけてはならないし、そうさせてはならない。

17. いかなる女子従業員がセクシュアル・ハラスメントの被害を受けたとしても、その女子従業員は関係する地方レベル担当官に訴え、救済を求めることができる。

18. 申立が地方レベル担当官に送られたら、その担当官は第11節第1款で構成される不服申立委員会にその申立を転送するように、関係する雇用主に命令して、申立の事実と状況を調査し、当該担当官に報告書を送付しなければならない。

19. 調査後、地方レベル担当官がこの法案の規定に抵触して有罪とされた個人に対して報告書を受け取るならば、その担当官は、

- (a) 政府の従業員が有罪の場合は、適切な当局にこのような懲戒処分をとるように勧めるべきである。
- (b) もし、有罪とされた者が政府サービスで雇用されていない場合、その被告が雇われている組織の問題に責任がある雇用主らに対して、担当官がふさわしいと考える処分をとるべきである。

20. 雇用主は、申立委員会および地方レベル担当官に被告にとって懲戒処分を報告しな

ければならない。

21. 地方レベル担当官の公告に、雇用主、責任者、または被告が雇われている組織の問題に対して何の処分もとられていないことが持ちこまれたならば、

- (i) それが適切な政府の管理下で、会社または官庁である場合、適切な政府は被告と被害者が勤務している職場の責任者の両方のサービスを停止してもよい。
- (ii) 被害者が雇用されている職場が、政府の管理下でない場合、その適切な政府によって、その組織に拡大される設備や特権は、直ちに取上げられるべきである。

22. 地方レベル担当官は、この法律に基づいて任務を遂行している間、民事裁判所の権限を有すべきである。また、その手続は民事訴訟法典（1908年）に則ってなされるべきである。

23. 中央政府は、官報の公告によってこの法律の規定を実行するために規則を規定することができる。